

る文書下記に。

宮城縣宮城郡七北田村

若生 直治

一精米

右獻穀新嘗祭之節御供進被爲在候事

昭和二年十一月二十五日

昭和二年十二月八日

若生 直治 殿

宮城縣農會長

牛 塚 虎 太 郎 閣

宮 内 省 閣

拜啓御清祥奉慶賀候、陳者本年新嘗祭獻穀に就ては春來種々御配慮相成候結果、今回御供進被爲在候趣宮内省より傳達有之、右は畢竟貴下の御丹精に由るものにして、獨り貴下の名譽なるのみならず、本縣の光榮無此上と被存候、茲に御盡力に對し謹んで表謝意候 敬具

### 第三項 農業

#### 一、林式農法

明治二十三年福岡縣老農林遠里氏の農法を採用して縣内に普及せんとす。(參照本章第二節第一項)本郡長大立目謙吾其年十月郡内農業組合に諮り、同二十五年林氏の門弟友池藤右衛門を雇聘し、利府・岩切・多賀城・高砂・七郷の五ヶ村に試験田を一段歩を配置し林式農法を實施し、其年十月出石量目等の優劣を品評せしに、成績頗る優良なるを以て米作改良の範を示せり。爰に於て同二十四年縣費補助勸業獎勵費を折半し、一半は農業組合に於て米作改良教師雇入の費用に、一半は米作實地品評會費に充用して、米作の改良を激勵す。

引續演説(明治二十五年十一月十四日大立目郡長)一、先年本縣に於て、福岡縣老農林遠里氏を招聘し、各地に試験田を置き教師を

備聘し、實験に就き勸誘せられたるにより、本郡の如きも農業篤志の者將來其道を講究すべきの必要を感奮し、率先改良の傳習を受くるもの最も多し。茲に於て二十三年十月中郡内各農業組合を獎勵し、林氏門人友池藤右衛門を更に教師に備入れ、米作最も重なる利府・岩切・多賀城・高砂・七郷五ヶ村に各一反歩の試験田を設け、試作人を定め有志者を傳習せしめ、尙ほ亦獎勵の爲め、六月中米作實地品評會なるものを創設し、規程を定め有志者を入會せしめ、各役員を撰定の未實施せり。而して十月中郡役所會議所内を假用品評米各種を陳列し、出石量目の優劣を普く縱覽せしめたるにより、一層の感覺を振起し其成功を永遠に及ぼさんことを切望す。則ち是れを實地品評會の第一回とす。本年も亦教師を備ひ續き、第二回品評會も前會の如く開設執行したるに、米質の善良と増量せしことは、第一回に比し著しき進歩の成績なるを以て、過日各町村長集會に際し、明年も引續き教師を備ひ入れ、品評會を執行すべきや否やの向背如何を諮問せしに、何れも繼續すべきことに内決致候に付、追て各町村に向ひ發表致すべき見込に候間猶ほ該會報告を御閱覽の上、既往の成績と將來の歸向等を篤く御精察、此上御獎勵相成候は、闔郡舊慣の迂遠を棄て改良の便利を振起し國家の經濟を高むる義と思考致候。

一、二十四年度地稅補助に係る、勸業獎勵費金百圓の内、半額金五十圓は米作改良教師雇入組合町村へ補助し、半額金五十圓は米作實地品評會費用へ夫々補助致し來り候。

#### 二、實地品評會

明治二十五年十月米作の改良をして彼岸に速達せしめんがため、從來の慣行を打破せる品評會を組織し、名けて米作實地品評會と云ふ。本郡率先斯かる事例を啓いて農業改善を圖れり。

地方事務報告。米作實地品評會。本會は宮下宮城郡各町村聯合農事組合の創設したるものにして、十月二十日之を開く、其出品は各自耕作の稻田を以てす、出品人員は二百七十七人出品數も同じく二百七十七點、褒賞總人員は五十六人、内一等一人二等四人三等九人四等十八人五等二十五人、賞品は一等平鉢二挺二等スベ一挺三等平鉢一挺四等ホーク一挺五等トロール一挺。來觀人員五百五十三人、經費百五十余圓にして組合の醸金に係れり。而して本會開設の主意たる前年に於て述べたるが如く、從來開設し來る所の共進會品評會は、各自出品の數量極めて僅少なるを以て、所謂擇米を出して優等の賞を得ることを得伴するの弊あり、隨て其



成績の優劣は單に選擇の巧拙に因るもの、如く、收穫の點に至りては敢て顧みざるが如き感なきにあらず。然るに本會は是等の弊  
なからしめ、農業上最も洪利を見る所の増收を企圖するに在り。其審査方法の如きは第一回と異なるなく、一を苗代田二を稻田三番  
耕耘の頃三を成熟の三期となし、品評員は田畦を跋渉して稻田を檢評し、第三期品評に至りては出品耕作反別全体の田面に就て鑑  
定し、公評を以て一坪を刈取り調査するに依り、審査の品評適切正確を得たるを以て、出品者も亦大に満足の景況なり。本會の出  
品反別は百十三丁七反四畝十二歩にして前會に比し三十九丁三反六畝十八歩を増加し、出品人員も二百七十七人にして、前會に比  
し七十三人を増加し、而して反別一反歩平均收穫米の如きは、二石六斗七合九勺余にして、前會に比し三斗六升五合五勺の増收を  
見るに至れり、客年第一回實地品評會開設以來、各農業組合員は熱心以て米作の改良増收に意を注ぎ、本會の開設を企圖せざるも  
のなく、又費用に至りても奮て之を醸出し、年々本會を繼續開設し益々増收を計圖せんとするの景況なり。

明治四十年十二月廿日より五日間、宮城郡役所に郡内の生産に係る農産・林産・工産・水産を蒐集して物産品評會を  
開く。八乙女郡長は宮城物産品評會規則を制定し、其第二條出品種類及び數量を略記し、併せて出品點數及び審査の成  
績並に審査報告を轉載する左に。

- 農産の部。米・大豆・麥(各一升二合)果實(林檎・梨子十三顆)蠶種(普製一枚框製三枚)苗(一升五合)苗木(桑・林檎二十本)蘭草(一  
尺二寸詰繩二把)
- 林産の部。挽材(松・杉・檜・樺各種重板一間廣二尺以上のものは一枚、併用は二本以内)種苗(松・杉・檜・落葉松・種子五合苗  
木二十本)木炭(五貫目以内二俵)
- 工産の部。生糸(四十匁乃至六百匁)眞綿(五十匁乃至百匁)綿織物及交織物(一反又は一疋)臺表及花筵(一枚又は一本)木工品(一  
個又は一組)清酒・醬油(三合以上瓶入三本約一升)味噌(五百匁)菓子(一斤又は一箱)罐詰(半ダース)
- 水産の部。乾物(鮑・明鮑・灰鮑・海參・鰻・鱈・田作各種一升。三斤三把五罐、但節類は二捕鱈鱈は一捕寒天五十匁乃至百匁)燻  
乾物(鯉節・鮭節・燒鯉・燻製品)海藻(昆布・石花菜・若布・海苔)雜用品(魚粕・食鹽・寒天)養殖菜(牡蠣養殖場模型各一個)魚具(鯛  
延繩實物に鮪流網模型各種一把)

物産品評會出品物の審査は其筋に審査官の派遣を請ひ、審査員は本郡當業者中適任者を選び之を囑托し、各種類に依り擔當し綿密  
なる審査を遂げたり。其審査成績及審査官、審査員氏名左の如し。

審査官長宮城縣技師今井秀之助、審査官同坂本庄太郎、審査官同技手佐藤壽三郎、審査員宮城郡農業技手白石忠五郎、審査員齋  
藤新吉、鈴木琴治、加藤惣四郎、樋口常吉、同補助員淺間文太郎、佐藤長吉。

審査官長今井秀之助の審査報告左の如し。  
今回不肖宮城郡農會の催に係る同郡物産品評會の審査長として派遣を命ぜられ、審査官審査員諸氏と共に審査に従事することこ  
ゝに數日、拮据通勉諸氏が連日の非常なる盡力に依り漸く審査を終了し、其結果は往きに會長の認可を得たり、本日爰に褒賞授  
典の盛典を舉行せらるゝに當り、不肖審査の報告をなすの榮を擔ふに至りたるは、一に審査官及審査員諸氏の盡力の賜にして爰  
に諸氏に負ふ所の大なるを表明すると同時に、諸氏に向つて深く感謝する所なり、乞ふ之より講評を試みんとす。さて本會の出  
品は米外十四類にして、審査を経たる總點數は無慮一千八百五十六點の多きに達したり。

米。米の出品は實に九百三十八點の多きに達し、本會の出品總數の半を占め本會の大立物たり。品質の精良なるもの尠からざる  
と、種類や、一定の傾向を示し、當業者は品質と收穫とに注意を拂ひたるの跡歴然として見るべきものあり、これ稻作改良上  
進歩の現象と云ふべし、然れども出品は概して乾燥の不十分なること、加ふるに濕田の作物たる徴候を有するもの多きは、今後當  
業者は勿論農政當局者の大に考慮を要する所たるべし。

大豆。大豆は米に次で出品數多く實に五百余點に達し、出品中晩種少なくて毛振中生の如き早種の多きは、麥作との關係上一  
方當業の注意として見るに値すべく、又一方當局者が骨折の効果として見るを得べしと雖も、概して種類の雜駁なること、粒形不  
同にして選種の不良なること等、實に一品として見るに値するものなきは遺憾とする所なり。今後種類の一定を謀ると同時に撰  
種と栽培とに付きては一層の注意を要す。

麥。麥の出品は大豆に次ぎ二百余點に達すも、種類の雜駁なる光澤の不良なる害蟲の多き、燒麥の多きこれ亦一點として見  
るべきものなきは遺憾とする所なり。刈取時期を失せざるか、雨に逢はざるものあるか、又適當の栽培を施したるものあるや等  
の問題に付きては、此出品より觀察するに如何に善意を以て解釋を下だすも、放り作りの結果と云ふより他に言葉なかるべし、  
これ氣候の關係もあるには相違なしと雖も、要するに養蠶等の關係上麥作を放任にしたるの結果に外ならざるべし、斯くては切  
角麥を栽培したるの効なきが故に、寧ろ麥を廢して他作に換ふるの却て經濟なるべく、若し之を作ることせば今少しく注意を要す



繭。繭は出品點數四十三にして、内春蠶四十點秋蠶二點なり。而して光澤解舒共に良好にして、敢て優品に乏からず。雖も、品種や雜駁にして形狀大に過ぎ、且つ概して糸量少く糸長短くして殺蛹其時機を失したるもの尠からず、故に將來是等の點に注意を要す。

蠶種。蠶種は僅に二點の出品にして、光澤及産み付けに欠點あるを認む。

眞綿。眞綿も亦出品二點に過ぎず、孰れも耳高く尙ほ技術の至らざるものあるを認む。

桑苗樹。桑苗樹は出品數三十三點にして概して根張良好なり。雖も、紋羽並胴枯等の病害甚だ多し、之れが驅除豫防の急務なるを認む。

杉松苗等。此出品は僅に十五點に過ぎず。根張や、良好にして長亦適當のもの少からず。雖も、概して中等品にして優良なるものに乏し、移植栽培に一層の注意を望む。

挽材。挽材は僅に五點の出品に過ぎず。何れも稍や良好なり。雖も、其價格に於て不廉なるの感あり注意を望む。

木炭。木炭の出品僅に四十二點なり、其品質俵裝に於て一二良好なるものなきにあらず。雖も、概して不良なるもの多く、而して或は俵の長短に過ぐるあり目方に輕重あり燒方に不同あり實に十品十色にして一定の美質を欠き、商品殊に輸出品として資格を具備せざるは遺憾とする所なり、釜を改造して燒方を改良し、當業者協同以て品質俵裝目方を一定し、販路の擴張を謀るは本業目下の急務なるを認む。

蘭。蘭草の出陳十二點の少數なり。雖も、概して善良にして栽培乾燥に於て當業者の苦心は正に之を見るに足る、然れども草丈十分に於て草質柔軟に過ぐるあり、草質強硬なるも草丈不十分なるものあるは、これ肥培及地質の撰定に於て未だ至らざるものあるを認む。

蠶表及花莖。本品の出陳は二十七點にして優良なるもの尠からず、名取栗原の製品に比して蓋し遜色なからん、然りと雖も産物として必要なる製品一定の要素を欠くは頗る遺憾とする所なり、思ふに蠶表には本間中間の區別あり、本間に荒麻の縱絲を用ゐる中間には紡績絲を用ゐるが如く、製造を一定せば一層の光を放つべく、器械は未だ舊式を用ゐたるものあり、又縱絲も太きあり細きあり或は紡績絲あり荒麻ありて不同なり、今後此等の點に注意して改良を加ふるに於ては農家の副業として又本郡の特産物として前途頗る有望なるを認む。

花莖は概して時好に適當なるもの少なし、本品は廢物利用の理由に依り、蠶表と共に製造の多きを欲するものにして一層時好に適したる模様製作を望む。

織物。織物の出品數は僅に十二點に過ぎず、何れも木綿製に屬し染織に於ては大なる欠點を見ず。雖も、模様の意匠に於ては一も見るべきものなく、又幅に於ては定法に欠けたるもの多し、當業者の注意を望む。

菓子。菓子の出品甚だ少なく僅に六點なり、包裝に於て良や可なるものあれども、概して風味及製法に於て未だ至らざるものあるを認む。

水産物。水産物の出品は十四點あり、就中鱈節は本縣水産製造中の第一位を占むるものにして、本會の出品僅に二點に過ぎざるも、其製法改良の緒に就きたるを認む。今後原料を撰擇し削方及微付に注意を怠らざれば、大に其進歩を見るに至るべし。

燒沙魚は概して燒方乾燥も宜しきを得、中には貯藏に堪ふべきものあり、本品は近年山形福島等の山間に輸出するに至り、副食物の味付等には頗る便利にして需用多し、當業者銳意製法を改良して益々之れが輸出に勉むべし。

右審査の要領及報告候也

明治四十年十二月二十二日

宮城縣宮城郡物産品評會審査長 今井秀之助

### 三、競 犁 會

人耕の勞力を省き、深耕せしむるの用具として牛馬耕を勸奨する久しかりしも、器具の不完全と又運用の不熟練により普及せざりしに、明治二十三年林式農法實施以來、用器の使用に適せるが故に、翕然として牛馬耕に傾注するに至れり。同二十五年四月本郡原町に於て、競犁會を起し牛馬耕普及の魁とせり。是より先き、同十七年及十八年馬耕獎勵の状態を推知するに足るべきもの左記の如し。

宮城縣第二回年報。馬耕。本縣曩に馬耕獎勵を加へ、實地に試行したる上其有益を覺知したるものは相繼て年々使用すれども、多くは其技術未熟にして半途廢棄し、動もすれば無用視するものあり、亦遺憾の至りならずや。抑も勞費を減して收穫を増すは農家



經濟の主眼なり、殊に本縣下の如き土地廣く人口少なく、而して一方に馬産の稱すべきものあるも耕耘の方に至りては一に人力により敢て馬力を用ゐざるの習慣にして、近年に至り耕耘粗略に失し、往年に比せば收穫の幾分を減ぜしもの、如し、因て馬耕奨励に翫たりしが、本年に至り大に人民の感覺を起したるもの、如く、今や各郡勸業會に於ては馬耕の利を説かざるものなきに至り或は其普及を謀り團結實施せんとするものあり。茲に於て犁及馬具賣與授業者派出手續を發布したり。自今人民誘導する所に從ひ漸次擴張するに至らば、農家經濟の主眼亦以て立べきを信するなり。

宮城縣第三回年報。馬耕。地盤廣くして人口多からざる本縣に於て、人耕を廢し馬耕を用ゐるの必要なるは言を俟たずして明なる所なりとす、故に去る十三年以降管下人民を勸誘して、洋犁を購ひ馬耕を用ゐしめんことを務めたるも、抑も洋犁の製たる其体格長大なる洋馬に在りては、固より之れを挽くに堪ゆるも、其軀幹矮小なる和馬に於ては其力能く之れに堪ゆる能はざるのみならず、其構造未だ必ずしも本縣の土質に適合せざるものなきにあらず、況んや其價の不廉なる尋常農家に在りては之を購求するの資力なきに於ておや、於是乎更に之れが構造を改良し、和馬の力に堪るの度を計り其使用を便にし、其價格を廉ならしめんことを期し、拮据數年本年に至り終に一種の新犁を創造するを得たり。此犁たる鑄鐵を以て製造し腕木を一本とし、其馬具は麻を以て之を製し實用を旨として裝飾を加へず、専ら水田に適するものに改造したるものなるが故に、實業者をして使用上大に其便益を感得し、馬耕の効用を覺知せしめたるは其購求者の本年に至り俄かに増加し、殆んど一百余挺の多きに至りしを以て、之れが例證となすを得べし。今左に新舊プラチの價格を比較して其便否を明にせん。

新十八年改良製作に係るもの、プラチ壹丁二圓五十錢、馬具壹組一圓五十錢、計四圓十三圓。舊十三年中製造に係るもの、プラチ壹丁五圓、馬具壹組八圓、計十三圓。

地方事務報告。競犁會。本會は從來縣下の耕耘に於ては概して人耕なりしが、近年牛馬耕に據るの傾きありと雖も未だ其著き進歩を見ず。然るに宮城郡に於ては之が擴張を計らんがため、郡長及有志者幹旋し各町村農業組合總代人を會し、競犁會を組織し會長幹事及審判員を選び該會規程を定め、本年四月二十五日同郡原町大字苦竹地川添園に於て執行せしに、競犁者七十余名にして、耕耘、犁の使用及姿勢、時間の諸要點に就き優劣を審判し其優等なるものには賞品を與へたり。而して其費用は會長及有志者の寄附に係り。

引繼演説。(明治二十五年十一月十四日大立目郡長) 競犁會。米作の改良を爲さんと欲すれば、先づ耕耘の方法を研究せしむばある

可らず。蓋本縣の如き米作地方にあつて、近年絶て牛馬耕を使用せず、單に人力に出づるを以て獨り稼穡の勞働に於て損益あるのみならず、耕耘の深淺により自然沃土も亦瘠地に變じ、終に收穫の増減に大なる關係を有するは論を俟たざるなり。故に客歲十二月申本年より競犁會なるものを設け、耕耘方法を奨励せんことを町村長に諮問せしに、孰れも賛同を表せり、仍て本年三月中各町村農業組合總代人を會し、會則を制定し會長以下を選舉し競犁施行地をも議定せり。而して米作改良の傳習を受くるもの本會施行の舉を聞くや孰れも之れが練習を勉め、客年冬季より本年春季まで和洋兩様の犁を購入するものと、地方に於て製作せしものとを合せ一百余基に至り、四月中會長以下會合し競犁審判規程を編製し、同月二十五日原町苦竹地内に於て施行せしに、將來人耕の迂濶なるを悟り、各々犁を購求し大に耕耘の改良を熱望するの念切なり。是れ亦米作改良と併せて御奨励相成候はゞ、益發達國利民福を得るの義と被存候條、猶前兩會規程書御熱覽の上御措置相成度候。

明治四十一年四月二十五日岩切村に於て、岩切・多賀城・利府・高砂・七郷・原町・七北田一町六ヶ村聯合馬耕競犁會を行ふ、其成績及び規程並に審査規則左記の如し。

宮城郡農會馬耕競犁會規程

- 第一條 馬耕を奨励せんがため春秋の兩季に於て馬耕競犁會を施行す但其の場所及日時は二週間以前郡農會長之を定む
- 第二條 競犁者は其町村農會長に申出で許可を受くべし
- 第三條 町村農會長は競犁者の住所氏名を開會五日以前に郡農會長に報告するものとす
- 第四條 競犁者は其當日馬及耕具を攜帶し所定の時刻迄に出場すべし但し競犁に關しては係員の指揮を受くべし、其獎勵は之を以て之を定む
- 第五條 競犁者の成績は左記項目に依り審査を行ひ其優良なるものには褒賞を授與す
- 第六條 審査のため審査長一名審査員若干名を置き審査長は縣農會長に派遣を請ひ審査員は郡農會長之を囑託す
- 第七條 審査の方法は別に之を定む
- 第八條 競犁者は審査の不當を訴ひ又は再審査を請ふ事を得ず

宮城郡農會馬耕競犁會審査規則



第一條 審査長は審査法を定め審査員に指示す  
 第二條 審査員は審査法及審査長の指示する方針に従ひ審査し附點用紙に附點し審査長に提出すべし  
 第三條 審査長は左の標準に依り擬賞し縣農會長の決裁を請ひ且つ褒賞授與式に於て審査報告をなすべし

### 四、苗代 跡作

大正九年縣の訓示により、主要食糧農産物増殖に關し、清野郡長は三ヶ年計劃を立定し、苗代跡作實地反別を調査し報告せられたることあり。三ヶ年の後ち戸田郡長即ち大正十一年苗代跡作並に短冊形苗代實地の成績を表成せらる。調査及び成績左表の如し。

#### 大正九年苗代跡作實地反別調査

町村名	苗代總反別	九年度實施豫定計畫反別		同年度實施別	豫定計畫に對する實施歩合	摘 要
		町	町			
原 町	一八、七〇五	一四、〇〇〇	一八、七〇五	一〇〇	一〇〇	内二町稻不足の爲め大豆を播付け其他は全部稻作
鹽竈 町	四、五二六	八、〇〇〇	一、三三六	一三	一四、一三	全部稻作
廣瀬 村	六、七〇八	一、三〇〇	四、七〇七	七〇	二、〇五	全部稻作
大澤 村	九、三二〇	一、〇〇〇	七、八二九	八四	六、〇五	右 同
根白石 村	一八、一〇〇	二、五五〇	九、九二二	五五	三、八八	右 同
七北田 村	一七、七五〇	〇	二、一一一	六	七、八一	右 同
七郷 村	三、四〇〇	一〇、八〇〇	一、三三〇	三三	一〇、八九	内五反六畝大豆作其他は稻作
高砂 村	三、三九〇	三、三〇〇	一〇、一一一	三〇	一六、一一	稻作大部分なるも中には慈姑及角運根を栽培せるものあり
七ヶ濱 村	五、三〇七	一、八〇〇	三、五〇〇	六六	一七、五〇	全部稻作
多賀城 村	二、二七七	三、八〇〇	五、五二六	二四	一三、四一	内大豆二畝慈姑一反一畝二〇歩其他は全部稻作

#### 大正十一年苗代跡作實地並短冊形苗代實地成績表

町村名	苗代總反別	苗代跡作付反別	短冊形苗代反別	町村名	苗代總反別	苗代跡作付反別	短冊形苗代反別	備考	
								町	町
原 町	一九、四九〇	一九、四九〇	四、八〇〇	鹽竈 町	四、六〇〇	四、六〇〇	四、六〇〇	全部稻作	内大豆六反九畝二六歩蓮根三畝歩慈姑三畝歩其他は全部稻作
廣瀬 村	六、八〇八	二、一〇〇	〇	大澤 村	九、六三三	二、九〇〇	三、五七〇	全部稻作	
根白石 村	一八、六〇〇	九、八〇〇	四、六〇〇	七北田 村	一七、七五〇	二、〇〇〇	三、八〇七	全部稻作	
七郷 村	三、八四〇	三、六〇三	一九、〇〇〇	高砂 村	三、〇三三	三、四七七	三、五二〇	全部稻作	
七ヶ濱 村	五、三二七	四、七二七	四、〇〇〇	多賀城 村	二、一一三	一、五四六	一、五七六	全部稻作	
岩切 村	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	三三、〇一〇	利府 村	一四、一九〇	一三、七二八	一四、一九〇	全部稻作	
松島 村	三、三九五	一八、〇三五	三三、六〇五	浦戸 村	一、九四〇	一、八二〇	一、九四〇	全部稻作	
合 計	三八、六三五	一八、八三五	一四、八二二						

### 五、耕地の自作小作別

大正十一年一月現在の調査に據れば、田反別七千六百四十二丁五反歩の内、四千百三十三丁二反は自作、三千五百十二丁三反は小作にして、自作の割合五十四割に當れり、又畑反別二千九百十一丁の内一千八百七十九丁二反は自作、一千三十一丁八反は小作にして、自作の割合六十四割六となる。惟ふに土地所有權の異同は、社會政策上重視すべきのいな



り。郡内十四ヶ町村の計數左記の如し。

町村名	自作反別		小作反別		計	自作割合		自作反別		小作反別		計	自作割合	
	自作	反別	自作	反別		自作	反別	自作	反別	自作	反別		自作	反別
原町	二九四・九	一四・〇	三三・〇	一・一	三三・九	四六・六	一・一	二九・七	一〇八・九	四・〇	二四・六	三三・六	五・四	四九・四
鹽竈町	七二・〇	一・〇	四〇・五	一・一	一一・五	三・七	一・一	八三・六	一五・五	五・〇	二四・六	一五・五	六・一	六七・一
廣瀬村	一九〇・八	一・〇	三・一	一・一	三二・九	八・〇	一・一	一五・五	一〇・三	三・五	一五・五	三・八	九・八	九六・八
大澤村	二四〇・八	一・〇	六・九	一・一	三〇・九	七・八	一・一	二九・三	一八・二	三・五	三三・八	一四・二	一四・二	八七・一
根白石村	四七・五	一・〇	九・五	一・一	五七・〇	八・六	一・一	一八・二	一七・九	一・〇	一九・〇	一・三	一四・七	五八・四
七北田村	二九五・五	一・〇	二・二	一・一	二八・七	五・一	一・一	二七・六	二七・七	一・一	二八・八	一・三	二八・一	五九・四
七郷村	七六・二	一・〇	五・一	一・一	一三・六	五・九	一・一	一六・九	一六・〇	一・一	一七・〇	一・一	一六・六	五六・五
高砂村	五〇・二	一・〇	七・二	一・一	一〇・九	四・九	一・一	二四・六	二四・六	一・一	二六・〇	一・一	二八・〇	五五・九
七ヶ濱村	一六・三	一・〇	二・四	一・一	二〇・七	六・七	一・一	一三・四	一三・四	一・一	一四・〇	一・一	一六・四	七四・六
多賀城村	五六・二	一・〇	二・六	一・一	八〇・八	六・六	一・一	三九・一	三九・一	一・一	四〇・二	一・一	四一・六	八〇・六
岩切村	二〇・〇	一・〇	三・一	一・一	五七・九	三・八	一・一	九・六	九・六	一・一	一〇・七	一・一	一〇・七	五一・六
利府村	二〇・二	一・〇	三・九	一・一	五九・六	四・一	一・一	一五・〇	一五・〇	一・一	一六・一	一・一	一七・一	四七・六
松島村	一〇・二	一・〇	四・五	一・一	六四・〇	一・八	一・一	二・九	二・九	一・一	三・〇	一・一	三・八	三三・八
浦戸村	一四・四	一・〇	一・三	一・一	二七・八	六・六	一・一	二・九	二・九	一・一	三・〇	一・一	三・三	七九・六
合計	四、三〇・二	一三・三	三、五二・三	七、六四・五	一、三〇・二	一、八七・九	一、〇三・八	一、八七・九	一、〇三・八	一、〇三・八	二、八二・〇	一、〇三・八	一、〇三・八	六、四・六

六、田畑の作付状態

田畑の作付状態、年々變化極まり難かるべしと雖も、今大正十年に於ける郡内各町村の状態を掲げて實例を示せば下

表の如し。

町村名	稲			上の内苗代			稲			稲			稲			稲		
	早稲	中稲	晚稲	田跡作付	苗代田	其他	無作付	計	自作	反別	計	自作	反別	計	自作	反別	計	
原町	七〇・二	四六・三	八六・九	六三・四	一七・八	三・五	一・一	三・三	三・三	一・一	四・四	一・一	一・一	二・五	一・一	一・一	六・六	
鹽竈町	六・〇	七二・五	二〇・七	九・二	一・一	三・五	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	
廣瀬村	一・一	六八・二	一四・九	二二・一	一・一	三・三	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	
大澤村	一八・九	一七・〇	一・一	二八・九	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	
根白石村	一〇・三	四四・五	一・一	五五・八	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	
七北田村	一〇・三	三九・七	一五・七	五七・七	三・〇	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	
七郷村	一・五	一、二六・八	四・五	一、二七・四	二・四	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	
高砂村	三三・五	一、一四・三	三・八	一、一七・五	二・五	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	
七ヶ濱村	五〇・〇	九八・二	五〇・〇	二〇・二	三・七	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	
多賀城村	一・一	七五・四	三三・五	七九・〇	六・四	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	
岩切村	一・一	五〇・八	三・四	五二・四	二・九	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	
利府村	一八・九	三三・二	六・三	三三・八	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	
松島村	一〇・三	三三・三	二・五	三三・九	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	
浦戸村	一・一	三三・九	一・一	三三・九	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	
合計	六九・三	六、〇七・七	七六・一	七、五二・一	九・三	一、五二・三	一〇・一	一、五二・三	一〇・一	一〇・一	一、五二・三	一〇・一	一〇・一	一、五二・三	一〇・一	一〇・一	一、五二・三	



町村名	蔬菜		其他の作物		無作付	計
	初度	再度以上	初度	再度以上		
鹽竈町	207	1	10	2	33	250
廣瀨村	758	104	1	2	1	866
大澤村	416	180	1	2	1	599
根白石村	146	21	6	2	1	176
七北田村	407	21	1	2	1	431
七郷村	355	3	1	2	1	361
高砂村	352	1	1	2	1	356
七ヶ濱村	445	1	1	2	1	449
多賀城村	181	69	2	3	1	256
岩切村	376	1	2	3	1	382
利府村	150	123	20	46	10	299
松島村	562	120	4	2	10	708
浦戸村	2	19	1	2	4	28
計	4777	939	78	91	94	5889

町村名	作付		計	收穫		計	一段歩		平均
	米	糯		米	糯		米	糯	
七北田村	195	552	747	1	1	2	1512	2055	4607
七郷村	1014	1867	2881	3	7	10	3448	3911	5759
高砂村	335	1138	1473	15	7	22	4521	3521	7772
七ヶ濱村	330	442	772	1	1	2	3133	2401	5535
多賀城村	345	550	895	3	4	7	2929	3398	5327
岩切村	435	170	605	2	2	4	2833	1528	3711
利府村	333	336	669	42	3	45	2406	1604	4070
松島村	249	236	485	1	1	2	2206	1393	3622
浦戸村	10	93	103	1	1	2	376	45	682
計	4900	934	5834	86	102	188	33788	27876	60154

七、田地の産額

明治三十四年縣訓令第四九號、米産額歩刈調査手續に準據し、郡内に於ける同四十一年米の作付反別及び收穫高を調査し、併せて同三十四年より四十一年に至る、收穫高及び一反歩收穫累年比較表を作製し公示せしことあり。即ち左表の如し。

町村名	作付		計	收穫		計	一段歩		平均
	米	糯		米	糯		米	糯	
原町	5640	260	5900	7107	396	7503	1260	1533	1712
鹽竈町	974	56	1030	1417	86	1503	1455	1540	1499
廣瀨村	1889	39	1928	2460	190	2650	1303	1368	1377
大澤村	2577	180	2757	3920	30	4250	1525	178	1541
計	10990	535	11525	14804	602	15406	5803	6079	6077

第四篇

産業

四五九

四五八



町名	四十一年	四十年	三十九年	三十八年	三十七年	三十六年	三十五年	三十四年
根白石村	一、五七〇	一、四七〇	一、四七〇	一、四七〇	一、四七〇	一、四七〇	一、四七〇	一、四七〇
七北田村	一、七〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇
七郷村	一、七〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇
高砂村	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五
七ヶ濱村	一、七六三	一、七六三	一、七六三	一、七六三	一、七六三	一、七六三	一、七六三	一、七六三
多賀城村	七、七九九	七、七九九	七、七九九	七、七九九	七、七九九	七、七九九	七、七九九	七、七九九
岩切村	四、二一九	四、二一九	四、二一九	四、二一九	四、二一九	四、二一九	四、二一九	四、二一九
利府村	五、八七〇	五、八七〇	五、八七〇	五、八七〇	五、八七〇	五、八七〇	五、八七〇	五、八七〇
松島村	五、九三三	五、九三三	五、九三三	五、九三三	五、九三三	五、九三三	五、九三三	五、九三三
浦戸村	三、六〇六	三、六〇六	三、六〇六	三、六〇六	三、六〇六	三、六〇六	三、六〇六	三、六〇六
計	六、七五七	六、七五七	六、七五七	六、七五七	六、七五七	六、七五七	六、七五七	六、七五七

明治三十四年以降各町村に於ける米收穫高累年比較表左の如し

町名	四十一年	四十年	三十九年	三十八年	三十七年	三十六年	三十五年	三十四年
七ヶ濱村	三、〇三三	二、五四八	二、四七三	二、四七三	二、四七三	二、四七三	二、四七三	二、四七三
多賀城村	一〇、一三〇	七、九九二	一〇、一三七	一〇、一三七	一〇、一三七	一〇、一三七	一〇、一三七	一〇、一三七
岩切村	五、七五四	五、九五二	七、二九二	七、二九二	七、二九二	七、二九二	七、二九二	七、二九二
利府村	七、四九五	七、八三三	七、四八八	七、四八八	七、四八八	七、四八八	七、四八八	七、四八八
松島村	七、三三〇	七、六〇四	五、九三三	五、九三三	五、九三三	五、九三三	五、九三三	五、九三三
浦戸村	七、七九七	六、八四四	二、四九九	二、四九九	二、四九九	二、四九九	二、四九九	二、四九九
計	九二、八八六	九一、六三三	八六、三三三	八六、三三三	八六、三三三	八六、三三三	八六、三三三	八六、三三三
内(粳)米	八四、九六〇	八四、三四二	八〇、三三三	八〇、三三三	八〇、三三三	八〇、三三三	八〇、三三三	八〇、三三三
糯米	七、九二六	七、二九一	六、〇九九	六、〇九九	六、〇九九	六、〇九九	六、〇九九	六、〇九九
町名	四十年	三十九年	三十八年	三十七年	三十六年	三十五年	三十四年	
原町	一、七三二	一、七三二	一、七三二	一、七三二	一、七三二	一、七三二	一、七三二	
鹽竈	一、四九六	一、四九六	一、四九六	一、四九六	一、四九六	一、四九六	一、四九六	
廣瀬	一、三〇七	一、三〇七	一、三〇七	一、三〇七	一、三〇七	一、三〇七	一、三〇七	
大澤	一、五三三	一、五三三	一、五三三	一、五三三	一、五三三	一、五三三	一、五三三	
根白石	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	
七北田	一、四〇九	一、四〇九	一、四〇九	一、四〇九	一、四〇九	一、四〇九	一、四〇九	
七郷	一、一八一	一、一八一	一、一八一	一、一八一	一、一八一	一、一八一	一、一八一	
高砂	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	
七ヶ濱	一、六四三	一、六四三	一、六四三	一、六四三	一、六四三	一、六四三	一、六四三	
多賀城	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	
岩切	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	

明治三十四年以降各町村に於ける米一反歩收穫高累年比較表左の如し



町村名	作付反別		收穫高		價額		一反歩收穫高		一石平均價格
	米	陸	米	陸	米	陸	米	陸	
利府村	一、三三七	一、四一六	一、三三六	一、四一六	一、八三七	一、九三一	一、三三一	一、三三一	二、三六二
松島村	一、三三六	一、三三三	一、〇一一	一、〇一一	一、六二五	一、九〇七	一、九〇七	一、九〇七	一、四九四
浦戸村	二、三三三	一、八三三	六、六九	六、六九	二、四二六	二、二八五	二、二八五	一、二二六	一、七五二
郡平均	一、三三六	一、二四八	一、二七七	一、二七七	一、五九二	一、七〇七	一、七〇七	九、七	一、七五七
内(粳)米	一、三三三	一、二四四	一、二七五	一、二七五	一、六〇一	一、七三〇	一、七三〇	九、四	一、七六八
内(秈)米	一、三三八	一、三三三	一、〇三三	一、〇三三	二、二二	一、四六四	一、五四三	七、三九	一、六六〇

上記に示す如く、明治四十一年製麥に作付反別七千三百二十四丁六反、收穫高九萬二千八百八十六石、一反歩の平均收穫一石二斗六升八合を計上せしに、十三年間の歳月を経由し、大正十年に至りて、作付反別七千五百九十四丁九反收穫高十六萬二千二百七十八石、一反歩の收穫平均一石七斗八升二合を報せり、今之れに比例を試みんか、作付反別に於て増すこと二百七十丁三反、又收穫高に於て増すこと六萬四千三百九十二石、又一反歩の收穫平均に於て増すこと五斗一升四合なりき。勞農流汗の結晶、敬して可ならん。今爰に大正八、九年に於ける計數を示して、更に同十年町村別に詳記し、併せて生産米検査の成績を示す左の如し。

町村名	作付反別		收穫高		價額		一反歩收穫高		一石平均價格
	米	陸	米	陸	米	陸	米	陸	
七郷村	一、四八六	一、二五八	一、二七四	二、四九六	二、八五一	二、七八四	二、七六	二、七六	三、五七二
高砂村	一、〇三〇	一、一三五	二、七〇一	二、三〇五	二、三〇八	四、七三	二、五八四	九、二七五	二、二二二
七ヶ濱村	一、九〇二	一、一五〇	一、〇三〇	三、七二〇	二、五一一	三、三三	四、二九四	一、五、〇一六	一、九五六
多賀城村	七、二〇六	六、九〇五	二、六二二	八、六三三	一、四一八	二、七九	一、七、一九四	六、二、五五三	二、一五二
岩切村	四、六〇〇	五、四〇四	七	五、五〇一	一、四八九	二、二、七〇〇	四、五、四三三	二、四九八	二、三三六
利府村	四、九六一	四、三〇三	一	五、三〇四	一、一〇四	一、二、三三九	四、四〇、九九三	二、二七三	一、五七一
松島村	五、四九七	八、〇四	一	六、九〇一	一、八六四	一、四、三〇九	五、三、八六三	二、二六四	二、〇八五
浦戸村	三、七〇〇	九	一	三、七〇九	三	一、〇五五	三、三、八六	二、七三五	二、五五六
合計	六、八〇〇・二	七、三〇・九	六、八七、五	四、九、九二〇	二、五、三三二	一、二、七、二六二	二、七、八〇四、七〇八	二、一、四、四七	二、一、七、二
大正九年	六、七九・八	七、七二・七	一、七、五、一	一、四、九、一五	二、六、八〇二	一、一、五、九、九七	七、五、〇、一六九	二、二、二〇二	二、一、七、七
大正八年	六、五〇・四	六、三三・九	一、七、九、三	二、四、九、六六	二、三、九二二	一、一、三、八、九八	五、八、四、七、二五三	一、九、二四	二、〇〇〇

(附) 生産米検査成績調  
自大正十年四月一日 一ヶ年分  
至同十一年三月末日

町村名	検査俵數	成		績		成		績		等外米比例
		上米俵數	並米俵數	上米俵數	等外米俵數	米	並米	米	等外米	
原町	一、八三三	六、一、三〇〇	二、一、三五	七、八	〇、三、四	〇、三、四	〇、三、四	〇、三、四	〇、〇、四	
鹽竈町	一、九五一	二、七	一、四、四	三、一	〇、一、一	〇、一、一	〇、一、一	〇、一、一	〇、〇、三	
廣瀬村	一、〇六〇	一、八七	八、六一	三	〇、一、八	〇、一、八	〇、一、八	〇、一、八	〇、〇、一	
大澤村	二、一三〇	四、八	一、四、四	三、九	〇、二、一	〇、二、一	〇、二、一	〇、二、一	〇、〇、一	
根白石村	五、二二三	一、九二八	二、九〇	三、五	〇、三、七	〇、三、七	〇、三、七	〇、三、七	〇、〇、七	
七北田村	二、八七六	七、〇六〇	五、五、四九	二、六七	〇、五、五	〇、五、五	〇、五、五	〇、五、五	〇、〇、一	
七郷村	四、四二一	一、八、七二	三、三、六三	八、八	〇、四、四	〇、四、四	〇、四、四	〇、四、四	〇、〇、一	



町村名	大麥	小麥	計	大麥	小麥	計	大麥	小麥	計	一反歩收穫高	一石平均
高砂村	四八、四〇二	一三、〇八七	三三、七一九	〇・二七	〇・七〇	〇・九七	〇・〇三	〇・七〇	〇・七〇	〇・〇三	〇・〇三
七ヶ濱村	二、一九九	四一六	一、六七五	〇・一九	〇・七七	〇・九六	〇・〇三	〇・七七	〇・七七	〇・〇三	〇・〇三
多賀城村	二九、〇〇五	一〇、七五七	一六、九三三	〇・三七	〇・五八	〇・九五	〇・〇三	〇・五八	〇・五八	〇・〇三	〇・〇三
岩切村	一五、七四四	九、三八〇	五、八三九	〇・五九	〇・五七	〇・五八	〇・〇三	〇・五七	〇・五七	〇・〇三	〇・〇三
利府村	一九、二六二	五九六	一七、八三九	〇・五九	〇・五七	〇・五八	〇・〇三	〇・五七	〇・五七	〇・〇三	〇・〇三
松島村	一八、六〇一	五七八〇	一〇、七四四	〇・三三	〇・九三	〇・九三	〇・〇三	〇・九三	〇・九三	〇・〇三	〇・〇三
浦戸村	四三〇	七二	一〇、七四四	〇・三三	〇・九三	〇・九三	〇・〇三	〇・九三	〇・九三	〇・〇三	〇・〇三
合計	二八、五八八	七五、一五八	三四、三三五	九、一〇五	〇・三三	〇・六三	〇・〇三	〇・六三	〇・六三	〇・〇三	〇・〇三

八、畑地の産額

畑地の作付中の主用植物は大麥小麥を最とす、裸麥の作付ありと雖も、極めて少量なり、故に左表中の大麥に合等して計上せり、仍て大正十年大小麥の産額町村別を列擧する下記の如し。

町村名	大麥	小麥	計	大麥	小麥	計	大麥	小麥	計	一反歩收穫高	一石平均
高砂村	二七、七〇六	四七・一	三三、四一七	九、四五三	一、〇四二	一〇、四九六	九、二二二	三、四〇五	一二、六二七	八、七九	八、七九
七ヶ濱村	一、六五〇	六二〇	二、二七〇	五、七七七	一、〇四二	六、八一九	六、一八四	三、五〇一	一、六八一	九、〇七	九、〇七
多賀城村	一、三三〇	九七・九	二、三〇九	三、五二〇	二、一〇七	五、六二七	五、八、一〇五	三、一〇六	二、二五二	一〇、三三四	一〇、三三四
岩切村	一〇、五・六	三〇・二	四、三〇七	七、九	五、〇六	一二、〇五	四、二、三三	四、〇七九	二、三四八	八、六三	八、六三
利府村	一、四九一	一七・七	四、七三三	一、九三	四、九一六	三、一六八	四、一〇〇	三、一六八	二、五〇六	八、一六	八、一六
松島村	一、五・七	三三・六	三、三三一	三、三三一	六、六	三、八三七	三、一、五五〇	二、七八四	二、六二〇	八、三	八、三
浦戸村	三、五・二	五〇・〇	四、〇二二	九、九	一、〇一八	八、五〇〇	二、六三九	一、七九〇	八、三五	八、三五	八、三五
合計	一、七、七・八	三、五、三・三	二、一、三、四・一	五、六、七・二	七、八、四・二	一三、五、一、一・四	五、六、七、三・五	三、一、〇、四・四	二、一、〇、一・一	八、八・一	八、八・一
大正九年	一、六、九・一	三、六、五・五	二、〇、八、五・六	四、三、六・〇	七、〇・一	四、九、六・一	八、九、六・一	二、五、二・三	一、八、九	一、八、九	一、八、九
大正八年	一、七、一・八	三、八、〇・三	二、〇、九、七・一	五、〇、九・九	八、四、四・〇	一三、五、四・九	一〇、三、〇・〇	三、一、五・七	二、二、九	二、二、九	二、二、九

上記の麥作に次ぐ植物を大小豆とす、然れども粟黍等と共に特用農産物の部類に編入せり。先づ主なる品種を擧ぐれば、大豆・小豆・粟・玉蜀黍・蕎麥・馬鈴薯・稗黍・蘿蔔・胡蘿蔔・牛蒡・青芋・葱・漬菜・豌豆・菜豆・大角豆・胡瓜・南瓜・茄・胡麻の二十種にして、生薑・葱頭・食用百合・蓮根・慈姑・甘藍・蕃椒・筍・芋類・芹・獨活・苺・苳・桔・三種を栽培せるものありとするも、作付反別收穫共僅少なるを以て故らに之れを省略し、前記の二十種及び因みに草花・葉藍・蘭の三種を加へて、反別、收穫高及び一反歩の收穫高並に價額の町村別左表の如し。

町村名	大豆				小豆			
	反別	收穫高	價額	一反歩收穫高	反別	收穫高	價額	一反歩收穫高
原町	一三、六・六反	一、三三六石	一六、四三二円	一、〇〇〇合	二七・九反	一、九五石	五、四六〇円	七〇〇合

第四篇 産業







第四篇	町名	反別	收穫高	價額	一反收穫高	町名	反別	收穫高	價額	一反收穫高
	原	六・三	六三,〇〇〇	五五,一〇〇	一,〇〇〇	大正八年	三三・九	九五,六二〇	一七,八九四	二九四
	鹽	一五・〇	一五〇,〇〇〇	一,一〇〇	八〇	大正九年	三三・七	一〇,三二五	一六〇,一四八	三二四
	廣	二〇・〇	二〇〇,〇〇〇	七〇〇	三五〇	合	三三・五	一〇,七二五	一九九,七二二	三四二
	大	五・〇	五〇,〇〇〇	一,五〇〇	三五〇	浦	一・〇	六,五〇〇	一,〇〇〇	四〇〇
	根	八・三	八三,〇〇〇	一,五〇〇	八〇〇	松	一〇・八	八八,六〇〇	九,七二〇	四〇〇
	七	一八・三	一八三,〇〇〇	一,七二五	一,〇〇五	利	六・〇	六〇,〇〇〇	二,三三〇	二五〇
	七	六七・五	六七五,〇〇〇	三,三四〇	四〇〇	岩	一三・一	一三,一〇〇	五,二四〇	四〇〇
	高	三三・〇	三三〇,〇〇〇	一,六〇〇	五〇〇	多	一五・九	一五九,〇〇〇	六,三六〇	二五〇
	七	三〇・〇	三〇〇,〇〇〇	一,六〇〇	五〇〇	七	二二・〇	二二〇,〇〇〇	一四,七〇〇	三〇〇
	夕	三〇・〇	三〇〇,〇〇〇	一,六〇〇	五〇〇	高	二二・〇	二二〇,〇〇〇	一四,七〇〇	三〇〇

四六九

町名	反別	收穫高	價額	一反收穫高	町名	反別	收穫高	價額	一反收穫高				
										原	鹽	廣	大
原	二二・五	二二五,〇〇〇	一四,四五〇	四〇〇	大正八年	二七・六	二七六,〇〇〇	一四,二七五	二〇〇				
鹽	七・五	七五,〇〇〇	二,七三〇	二〇〇	大正九年	二四・五	二四五,〇〇〇	一,四九〇	二〇〇				
廣	六・五	六五,〇〇〇	二,二四〇	二〇〇	合	一九・一	一九一,〇〇〇	一,三三〇	二〇〇				
大	八・五	八五,〇〇〇	二,二八〇	二〇〇	浦	二・二	二二,〇〇〇	一,九七六	二〇〇				
根	八・〇	八〇,〇〇〇	二,二八〇	二〇〇	松	二・二	二二,〇〇〇	一,九七六	二〇〇				
七	一八・一	一八一,〇〇〇	二,八〇〇	二〇〇	利	二・二	二二,〇〇〇	一,九七六	二〇〇				
七	一八・一	一八一,〇〇〇	二,八〇〇	二〇〇	岩	二・二	二二,〇〇〇	一,九七六	二〇〇				
高	二二・〇	二二〇,〇〇〇	一四,七〇〇	三〇〇	多	二・二	二二,〇〇〇	一,九七六	二〇〇				
七	二二・〇	二二〇,〇〇〇	一四,七〇〇	三〇〇	七	二・二	二二,〇〇〇	一,九七六	二〇〇				
北	二二・〇	二二〇,〇〇〇	一四,七〇〇	三〇〇	高	二・二	二二,〇〇〇	一,九七六	二〇〇				
田	二二・〇	二二〇,〇〇〇	一四,七〇〇	三〇〇	七	二・二	二二,〇〇〇	一,九七六	二〇〇				

四六八



村名	反別	收穫高	價額	一反歩
利府村	一・七	一,400	六三〇	二〇〇
松島村	一・七	一,050	四七三	一五〇
浦戸村	一・三	五四〇	一三二	一八〇
合計	二九・〇	九,一三四〇	四,三六三	三,一五
大正九年	二七・三	一〇,一〇五〇	三,二五八	三,七四
大正八年	二五・四	八,八二六四	三,一八七	三,四八
町名	一七・四	五,二〇〇	三,三〇〇	三,〇〇
原	一・四	一,二〇〇	三,一〇〇	八六
鹽竈町	二・五	五,〇〇〇	一,七五〇	一〇〇
廣瀬村	二・七	九一〇	二,七〇	一三〇
大澤村	四・〇	六四〇	五二二	一六〇
根白石村	一・六	六,五九二	二,九六六	四二二
七北郷村	九・五	三,七五〇	一,九〇〇	二五〇
七砂濱村	五・〇	七,五〇〇	五,一五〇	一五〇
高砂村	三・〇	五,四〇〇	二,七〇〇	一八〇
多賀城村	四・六	一六,九〇〇	二,四一五	一五〇
岩切村	三・八	一八,七四〇	二,一八五	一三〇
利府村	一・八	三,六〇〇	一,八〇〇	二〇〇
松島村	一・〇	一,一〇〇	三〇〇	二一〇

村名	反別	收穫高	價額	一反歩
多賀城村	一・五	四,五〇〇	七,四〇〇	三〇〇
岩切村	一・八	一三,六〇〇	二,七四〇	六〇〇
利府村	一・七	三,八〇〇	三,九〇〇	五〇〇
松島村	一・五〇	五,七〇〇	八,七五〇	三三〇
浦戸村	三・六	九,〇〇〇	一,八〇〇	二五〇
合計	三二・八	一,七〇,三九七	一八〇,六三〇	五四五
大正九年	三三・八	一,九九,四〇〇	一九九,〇四	五七六
大正八年	三二・〇	二,五五,九四〇	二四,五〇五	六七五
町名	四・二	一三,四〇〇	九,四〇八	三三〇
原	一・〇	二,〇〇〇	一,六〇〇	三〇〇
鹽竈町	一・〇	二,〇〇〇	一,七〇	三〇〇
廣瀬村	一・八	四,〇〇〇	七三〇	三〇〇
大澤村	三・五	七,〇〇〇	一,一〇〇	三〇〇
七北郷村	三・五	七,〇〇〇	一,六三〇	三〇〇
七砂濱村	一・八	五,〇〇〇	四,一〇〇	三〇〇
高砂村	一・一	二,四〇〇	一,六三〇	三〇〇
多賀城村	三・六	四,三〇〇	一,〇八〇	二〇〇
岩切村	四・一	九,二四〇	三,六九六	二〇〇



第四篇

產

業

四七三

町名	大正八年	大正九年	合計	浦戶村	松島村	利府村	岩切村	多賀城村	七ヶ濱村	高砂郷村	七北田村	根白石村	大澤村	廣瀬村	鹽竈町	原町	町名	大正八年	大正九年
反別	二六〇	二五八	二〇五	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	三〇九	三〇三	
收穫高	二五〇	二三〇	二七一	一四	二	六	八	一〇	六	一〇	七	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	二九六	二八一	
價額	七、七七一	六、〇〇五	五、一九五	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	七、一六八	四、三九一	
一反歩	八七五	八五三	八三四	七〇〇	一、〇〇〇	七五〇	一、〇〇〇	八〇〇	九五〇	七〇〇	一、二五〇	一、二五〇	一、二五〇	一、二五〇	一、二五〇	一、二五〇	九五七	七六二	
反別	七五・六	七五・一	七五・五	六・七	二・五	一・一	五・九	二・〇	二・五	八・六	二・一	二・五	三・〇	二・八	一・八	三・四	一・一	一・一	
收穫高	二七・二三四	二七・〇三二	二七・五三五	三、〇〇〇	三、一六〇	三、三〇〇	一七、一一〇	三、〇〇〇	一五、〇〇〇	三〇、一〇〇	九、五五五	六、〇〇〇	三、九〇〇	七、〇〇〇	一、八〇〇	一、三、〇〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇	
價額	五、一八二	五、二八七	六、一〇三	三、三〇〇	一、二六四	八五八	三、四三三	一、〇五〇	三、〇〇〇	八、〇〇〇	二、〇〇七	一、八〇〇	七、〇一	二、五六〇	四、四〇〇	二、四、四八〇	四、八〇〇	四、八〇〇	
一反歩	三六七	三五九	三六六	二〇〇	一、二六	三〇〇	二九〇	一、五〇	六〇〇	三、五〇	四、五〇	三、〇〇	二、五〇	一、〇〇	四、八〇	四、八〇	三、六〇	三、六〇	

町名	大正八年	大正九年	合計	浦戶村	合正八年	合正九年	合計	浦戶村	鹽竈町	原町	町名	大正八年	大正九年				
反別	二八・八	二・八	二・三	二・三	四・〇	一・〇	四・五	一・八	二・二	一・五	二・五	九・八	四・八	四・四	五・四	五・八	一・一
收穫高	二五〇	二〇	二九	二	二	二	六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
價額	四、九五六	三〇〇	三三三	三	三	三	六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一反歩	八六八	七四一	一、三三一	六七	一、〇〇〇	一、〇〇〇	六〇〇	一、〇〇〇	一、八〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
反別	二四・二	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一
收穫高	二〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
價額	六、三三八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一反歩	八四三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

四七二



町村名	反別	收穫高	價額	一反歩	反別	價額	價額	價額
町村	三五・二反	九八、五〇〇	一九、七二〇	二八〇	三〇反	三〇〇	一〇、八二六	
原	一・五	三、〇〇〇	三〇〇	二〇〇	一	五〇	四、五六	
鹽	七	三、五〇〇	七〇	五〇	一	五〇	四、五六	
廣	一	一、〇〇〇	一	一	一	五〇	三、三三	
大	二〇	一、〇〇〇	二〇〇	一	一	五〇	三、三三	
根	三	一、七〇〇	三〇八	五七〇	一	五〇	二、二四	
七	一〇・五	二、六、二五〇	七、八七五	二五〇	三	六〇〇	九	
七	一	一、五〇	六〇	一五〇	一	一	一	
高	八	五〇〇	一五	三	一	一	一	
七	二・三	二、七六〇	四、二四	三三〇	一	一〇〇	一	
多	一・八	一、七六〇	二二	三三〇	一	一〇〇	一	
岩	一・二	二、四〇〇	四八〇	二〇〇	一	一〇〇	一	
利	一・三	二、〇〇〇	三三	二〇〇	一	一〇〇	一	
松	一	二、〇〇〇	三三	二〇〇	一	一〇〇	一	
浦	一	一、四一〇、四〇〇	三〇、〇九七	二四九	一	一〇〇	一	
合	五・七	一、四一〇、四〇〇	三〇、〇九七	二四九	一	一〇〇	一	
大	四・四	一、二五、三九〇	二、二四九	二三八	一	一〇〇	一	
大	五・一	二、六、三五五	二、三八七	三三八	一	一〇〇	一	

漬菜以外ノ菜類

草花

蔬菜苗

苗木

町村名	反別	收穫高	價額	一反歩	反別	收穫高	價額	一反歩
町村	二・二反	八八、二〇〇	二、三三〇	四〇〇	二七・九反	一三九、五〇〇	五、九六五	五〇〇
原	九	一、八〇〇	四〇〇	二〇〇	二・五	五、〇〇〇	一、三五〇	二〇〇
鹽	八	二、六四〇	三三	三三〇	三・二	七、三六〇	一、一〇四	三三〇
廣	一・三	一、五六〇	二五〇	一〇〇	二・五	四、〇〇〇	六四〇	一六〇
大	八	七、一〇〇	一、四四〇	九〇〇	四・二	八、八二〇	三、三三〇	二二〇
根	八	三、八六四	八八九	四八三	四・五	三、九三〇	六、四二六	五〇〇
七	一四・二	四、六〇〇	二、二七八〇	三〇〇	三・八	五、九五〇	一四、八七五	二五〇
七	三・二	一六、〇〇〇	四、〇〇〇	五〇〇	二・五	七、〇〇〇	一、二五〇	五〇〇
高	四・〇	一〇、〇〇〇	四、〇〇〇	二五〇	二・五	七、〇〇〇	一、二五〇	二〇
七	五・〇	一五、〇〇〇	二、二五〇	三〇〇	八・九	三〇、二六〇	六、九六〇	三四〇
多	一・六	一、五六〇	一七二	二六〇	四・一	二、七一〇	二、五四二	三〇
岩	一・六	二、四〇〇	四八〇	一五〇	二・二	二、七五〇	一、二三八	二五
利	一	一、六〇〇	四〇〇	三三〇	三・三	七、二六〇	一、四五二	二〇
浦	一	一、二五、〇五四	二九、七五〇	三三〇	一〇・四六	三七五、六一〇	一一、五〇二	三五六
合	三・〇	一、二五、〇五四	二九、七五〇	三三〇	一〇・四六	三七五、六一〇	一一、五〇二	三五六
大	三・八	八、八、六九二	一八、四七七	二四一	一〇・四・二	三六三、九一一	一一、八九五	三四九
大	三・二	九、九、四〇〇	二六、一〇三	二六〇	九・九・六	三三五、三九〇	一一、六一九	三二七

南瓜



町村名	胡椒		麻		蕎麥		粟		藍		食産物		特産物	
	反別	收穫高	反別	收穫高	反別	收穫高	反別	收穫高	反別	收穫高	郡計	町計	郡計	町計
原町	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
鹽竈町	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
廣瀨村	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大澤村	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
根白石村	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
七北田村	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
七郷村	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
高砂村	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
七ヶ濱村	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
多賀城村	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
岩切村	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
利府村	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
松島村	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
浦戸村	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大正九年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大正八年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

轉近利府梨の聲價は世の信用を博せり、前途の有望期して俟べきもの多々あり、只だ栽培法に適し販路道を得るを要

とす、又七北田以西の山間地帯に在りては、柿樹の栽培に適せり、如工に勞を厭はざるに於ては現在の生産價額のみに止まらざるべし。郡内中果實の主なるものを擧ぐれば、梨・柿・梅にして桃・葡萄・櫻桃之れに次ぐ、今生産額の數量及びその價額を町村別に列記する左に。

町村名	梅		桃		梨		生		柿	
	收穫高	價額	收穫高	價額	收穫高	價額	收穫高	價額	收穫高	價額
原町	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
鹽竈町	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
廣瀨村	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大澤村	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
根白石村	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
七北田村	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
七郷村	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
高砂村	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
七ヶ濱村	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
多賀城村	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
岩切村	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
利府村	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
松島村	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
浦戸村	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大正九年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大正八年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1



年	町名	乾	柿	葡萄	櫻	桃	其他ノ	果實價額
		收穫高	價額	收穫高	價額	收穫高	價額	郡計
大正九年	原町	二五〇	四、三五	六、七四	三、六六	三、三三	三、四〇	二、六九七
大正八年	町名	二四八	三、三六	七、四一	三、三〇	三、四四	九、八七	二、二九四
	鹽竈町	二、五〇	九〇〇	三、五〇	二、六〇	三〇	九〇	三、一五七
	廣瀬村	二、二〇	九〇〇	三、五〇	二、六〇	三〇	九〇	三、一五七
	大澤村	二、一六	一、〇三	二、一六	一、〇三	二、一六	一、〇三	一、四〇八
	根白石村	一、三六	一、〇三	一、三六	一、〇三	一、三六	一、〇三	四、二〇九
	七北田村	一、三六	一、〇三	一、三六	一、〇三	一、三六	一、〇三	九、〇三九
	七郷村	一、三六	一、〇三	一、三六	一、〇三	一、三六	一、〇三	八、一八八
	高砂村	一、三六	一、〇三	一、三六	一、〇三	一、三六	一、〇三	五、七〇〇
	七ヶ濱村	一、三六	一、〇三	一、三六	一、〇三	一、三六	一、〇三	二、一九五
	多賀城村	一、三六	一、〇三	一、三六	一、〇三	一、三六	一、〇三	七、〇四三
	岩切村	一、三六	一、〇三	一、三六	一、〇三	一、三六	一、〇三	六、九二
	利府村	一、三六	一、〇三	一、三六	一、〇三	一、三六	一、〇三	二、五七五
	松島村	一、三六	一、〇三	一、三六	一、〇三	一、三六	一、〇三	二、九二
	浦戸村	一、三六	一、〇三	一、三六	一、〇三	一、三六	一、〇三	二、九二
大正九年計		六、一三〇	三、八八〇	二、四三八	二、〇三三	二六	二、三六	七、八五七一
大正八年計		三、三六六	一、五六四	六、九七六	五、九四	七	二七	七、〇四五
大正八年		四、一二二	一、〇三七	八、九四八	四、四一一	四〇五	四九五	二、五五九
								三、五八五

第四項 蠶業

一、沿革概説

明治十年養蠶試験所を仙臺市片平丁に新設し、各郡より傳習生を募集したるは、蠶業に對する智育的涵養の濫觴なり。同十六年試験場の名稱を改めて、蠶業傳習所と爲し男女生徒三十名を入所せしむ。

明治十八年縣内養蠶戸數一萬七千八百三十三、前年に比し千七百八十五戸を減じ、又掃立二萬九千八百八十四にして、前年に比し二千九百十八枚を減せり、然れども收繭の産額三萬百七十八石二斗九升七合にして、前年に比し増加する千八百十六石四斗餘なりとす。蓋し舊法を去りて改良法に就かしめたるの結果に外ならざりき。時宛かも海外爲替の相場は銀紙の平均を招來し、十一月八日の海外通信は頻りに好報を齎らし、生絲の商況頓に活氣を揚げ十二月末日に至り、本縣の改良絲一千百四捆は賣買せらる、其金額三十二萬九千八百八十六錢三厘にして、一捆の平均五百三十五弗五四に當れり。

此年一月十七日松平知府は甲第八號を發して、蠶絲改良組合設置規程を制定して改良増進を激奨せり。其第一條に聯合地區を當時の行政郡區に一ヶ所を置く、本郡は組合事務所を郡役所構内に置き、揚返場を六ヶ所とす。而して又蠶絲改良組合規約を制定して知事の認可を受けたるもの縣内を通じて三十一、揚返場の總數百三十ヶ所とす。是に於て梓の寸法、綾取の粗密、總幅の廣狹は一齊せられたり。

明治十八年宮城縣第三回年報。本年生糸の改良上に於ては、品位よりは寧ろ束裝に於て大に面目を改めたり。若し夫れ縣下生糸の沿革を略記すれば、維新前に於て金華山と稱し廣く内地に聞へたるは、本吉郡志津川・入谷等の産にして、氣仙・津谷・柳津・米谷・涌谷・狼河原等に産する、日頃市・千松島・宮城野・沖の井・錦得・名取川・云々。



明治十九年一月八日甲第一號を以て、蠶絲改良組合を改め蠶絲業組合と稱し、國分町一丁目に事務所を置く、後ち蠶絲業取締所に改め、事務所を宮城縣廳内に移して縣内二十七組合の蠶絲業組合及び百九十七ヶ所の揚返場を統轄す。本郡役所内に事務所を開設し宮城組と稱す。此年宮城組の生産に係る生絲の出荷十四捆にして、其價額金四千九百九圓八十七錢なりき。

翻て本郡に於ける蠶絲業の状態は、宛かも乳臭未だ脱せざるが如し。明治十八年繭生絲及び米麥大豆の比較會を開催して斯業の有益を自覺せしめたるは、蠶業獎勵の曙光なるが如し。

引續演説。(明治十九年九月三日竹尾郡長)郡内の物産は米穀を最とし、傍ら漁業養蠶等の業に従事するもの有之候得共、多くは舊習を墨守し改良を勉めざるが爲め、其聲價を失するが如き景況に付、客年初秋繭生絲米麥大豆の比較會を郡衙内に開き、優劣を別て以獎勵を試みたるに、大に民心を喚起し、且蠶絲組合事務所も本衙内に設置せしめ、保護監督を加ひたるを以、人氣頗る信服本年製絲の産出も昨年比し、殆んど六割五分増加を見るに至れり。斯の如き狀況なるを以て計劃其宜を得ば、地方一大産物となるや明かなり。尙情況御視察の上可然御誘導相成度候。

當時蠶糸業に關する出資の費額は、専ら取締所より配付の額内を限りに支出したりき。明治三十二年大童郡長時代に、勸業費金一千二十二圓八十八錢二厘を郡會に於て之を可決せり。而して養蠶費金二十四圓を議決したるは、郡費として蠶絲業費に投資したるの始めなり。翌三十三年度に至り桑苗購入の費目を議決したるより、蠶業講習會費となり、養蠶教師の招聘となり、蠶種の貯藏より、蠶種の鑑定を實行し、蠶業の改善は漸次に勃興し、現代の狀況を演出するに至れり。

引續演説。(大正十一年四月本田郡長)蠶業。本郡の養蠶は浦戸村を除くの外普く行はれ、農家總數の二割餘は之に従事せり。即ち大正十年に於て糸價の暴落と人夫賃の昂騰より、之を大正九年に比すれば、飼育戸數及收購量を減じたるも、尙ほ春蠶試育戸數一千二十五戸、掃立三千二百六枚、收購一萬三千七百八十五貫、夏秋蠶飼育戸數一千一百一十一戸、掃立三千三百三十八枚、收購一萬二千七百八十一貫、此價額春夏秋計金十六萬六千六百餘圓に達し、桑園反別五百一十一丁六反歩を有せり。而かも山手方面なる廣瀬大澤根白石七北田の四ヶ村は固より、岩切高砂多賀城松島の諸村は、今後開發すべき餘地多きのみならず、栽桑地として將來有望の地なるに依り、極力獎勵を加へたる結果近來著しく發達し、且つ本年度に至りては絲價漸く順調に復しつゝあるを以て、従つて養蠶者の意氣旺盛にして、之を前年に比すれば少くも一二割の増收を見るべく豫想せらる、殊に本年度に於て郡農會をして模範桑園の設置を獎勵せしめ以て桑園改良の模範を示すべく計劃し、著々武歩を進めつゝあるを以て今後宜しく督勵あらんことを望む。

### 二、桑園増設

明治十六年無産の士族をして興産に従事せしむるが爲め、桑・茶・楮の三種中各自の所望に任じ栽培蕃殖せしむ、種苗は現品、肥料耕耘費は現金を貸與し、仙臺桑茶園と命名し士族興産事業の一なり。今の仙臺市と一里以内の地を限り興産區劃と定められたり。此の時南小泉に桑園八丁五反歩を開設したるは、殆んど桑園着手の嚆矢たるべし。今當時に於ける桑園に關する部分を抄録する下記の如し。

明治十八年宮城縣第三回年報。南小泉桑園。該桑園は廣瀬川沿岸に在て、地質沃壤尤も桑園に適し、反別凡十三丁步餘、此内通常刈桑畑八丁五反歩苗木畑四丁五反歩なり。而して農作夫役法は定雇にして、一人一ヶ月壹圓五拾錢より貳圓までを給與し、外に食費として一日金七錢を支給す。且其雇入の順序は、事業の繁閑を斟酌し、左の割合を以てす、一月より三月まで三人宛、四月より八月まで九人宛、九月より十二月まで五人宛、右の外に農夫取締(方言鉄頭)一名一ヶ年引通し雇入、此延人員總計二千六百二十二人にして、定規休暇其他雨雪等にて耕耘に従事する能はざる日を除去するときは、大約千八百人を使役せり。然るに該桑園に附屬せる荒蕪地は、屠牛場に食下げ、其屠る所毎日五六頭を越るを以て、動物肥料を得る特に多く、唯人足貧乏を支出すれば、資金を費やさずして充分の肥料を滿園に施すを得るの便あるが故に、其維持の方法全備し、尤も良園となれり。尙該園に於て本年收穫したる所を擧ぐれば左の如し。

桑苗木 二年苗 五萬八千九十八本。 枝 桑 大凡二萬五千貫目。  
但桑葉は悉皆反別を以て拂下たるを以て貫量詳ならず。



明治三十三年桑園増殖のため、郡會の議決を経て桑苗木を購入したるものに對し補助金交付の奨励法を定む。同三十五年三月郡告示第一三號桑苗木購入費補助規程を發布し、苗木百本に付金五十錢を補助し、一戸に付七百本以内に制限を附せり。爾後同三十六年三月告示第一一號及び同三十八年三月告示第一二號の改正により可及的秋田式仕立栽培法第五條に明記し、其他は只其手續のみに限れり。桑苗木補助奨励の主眼及び桑苗木植付景況左に。

明治三十五年宮城郡事業年報。桑苗木補助。蠶蠶は米作に次ぐの業なるも之に給養する桑葉に乏しく、年々他より購入するもの極めて多く、之が奨励法に至りては桑園を増殖するを以て最も急なりとす。故に前年來之れが栽植者に對し、苗木百本に付金五十錢を補助するの規程を設け奨励したるに補助請求するもの甚だ多し。

桑苗木補助五ヶ年間成績表

町村名	明治三十三年	同三十四年	同三十五年	同三十六年	同三十七年
原町	1	1	500	1	1,662
廣瀨村	1	5,501	400	1,070	7,933
根白石村	4,000	2,000	1,500	677	1
七郷村	1	1,500	1	1,142	2,280
七ヶ濱村	500	1,950	2,000	384	1,108
岩切村	3,100	6,600	5,550	3,922	5,036
松島村	1,100	4,450	10,550	10,706	4,116
合計	27,781	13,451	50,000	50,000	100,000

爾來十有八年を経由し、大正十年六月現在の調査によれば桑園反別五百一十五反、其收桑量五十三萬千七百三十三貫、其價額四萬四千余圓に達せり、町村別左の如し。

桑畑反別及收桑高

町村名	根刈	中刈	高刈	立通	計	數量	價額
原町	1	2,291	1	91	1,491	8,330	2,330
廣瀨村	2,255	5	1,822	5,500	8,628	48,500	5,377
根白石村	3,810	700	4,612	2,367	7,490	5,399	5,000
七郷村	3,550	1	2	37	5,000	500	500
七ヶ濱村	1,100	1,550	900	4,450	3,550	2,880	2,880
岩切村	3,433	1,500	1,122	3,766	6,104	6,104	6,104
松島村	3,304	1	3,788	700	2,600	3,018	3,018
合計	22,677	7,004	44,544	17,911	52,136	73,340	81,101
大正八年	1	1	1	1	4	7,827	3,913

三、蠶業教授

明治十六年今の仙臺市片平丁花壇に、蠶業に關する智識學術の教習を開始し、蠶業傳習所と稱したるは蠶業教養の祖元なるべし。爾來宮城農學校に蠶蠶別科を置き、多量の學生を教養せられしより、各郡に普及せり。

明治十八年宮城縣第三回年報。蠶業傳習所。仙臺區片平丁蠶業傳習所に於ては前年の如く本縣士族中より男女生徒十五名を召集し原種紙十枚を掃立て溫暖育則ち飼養の改良法を教授せり蠶兒初眠起霖雨又は西北風の爲めに害を被りたるものありて收穫の幾分を減じたりと雖ども結果に至りては尤善良を得たり又請に應じて蠶種を製造する等は前年の如し今其收穫及價格等を示す左表の如し



種目	十 六 年		十 七 年		收 前		年 比	
	收 獲	價 額	收 獲	價 額	増	減	増	減
蠶種	三三枚	四一五〇〇	三〇枚	三三、〇〇〇	—	—	—	—
出 絲	二、七七七	五八、一五八	—	—	—	—	—	—
出 接	五、〇〇〇	三六、七六四	—	—	—	—	—	—
汚 蘭	一、〇〇〇	六、八三三	—	—	—	—	—	—
生 蘭	七五〇	二、五〇〇	—	—	—	—	—	—
屑 物	六五〇	一、三〇〇	—	—	—	—	—	—
屑 物	—	—	五、〇〇〇	一〇一、〇〇〇	五、〇〇〇	—	—	—
屑 物	—	—	八四〇	四、一〇〇	八四〇	—	—	—

明治三十五年郡會は養蠶講習費金壹百圓を議決せり、八乙女郡長は山田宮城農學校長に諮り、同校機部教諭を囑託し翌三十六年二月より一町村二日間を日程とし實施したるは、本郡に於ける蠶業教養に投足の第一歩なり。

宮城郡事業年報。(明治三十六年) 養蠶奨励の爲め蠶業に關する講話を當業者に聽聞せしめんとし、之を宮城農學校長に謀り機部教諭を囑託し、本年二月二日より一町村二日宛各町村に講話會を開設せしが、該講話の要旨は蠶種貯藏法・桑樹仕立法及共同催青又は飼育法等にして、理論に偏せず形式に渉らず、極めて通俗的に婦女子も了解し易き語句を用ゐ、専ら當業者をして實地應用せしめ、漸次簡易適切な智識を附與せんことを期したるに由り、斯業發達上裨益する所僅少なからざるべし。

養蠶講話の第一歩より進んで、實地指導の域に向ふ。明治三十七年郡會は經常費に於て養蠶講習費金百七拾圓の外に臨時部に於て蠶業補助費金六百五圓を議決せり、仍て八乙女郡長は佐藤喜市を囑託し、八十日間郡内の蠶業者に就き實地指導の教養に勉めしめたり。

宮城郡事業年報。(明治三十七年) 實地指導。養蠶奨励のため、本年四月十二日より六月三十日まで日數八十日間、養蠶に熟達せる宮城農學校養蠶別科卒業生佐藤喜市を囑託し、郡内當業者を巡回し實地指導を爲さしめたるを以て、催青掃立・稚蠶飼育方法及眠起の取扱等稍や進歩を見るに至れり。故に本年は從來に比し五割以上の増收を得たり。是れ畢竟氣候の適否に關する所ありと雖も養蠶家の増加と數年來の講習會又は實地指導等に依り、蠶業の發達改善を圖りたる効果と云はざるを得ず、今左に參考として春蠶產額表を示さん。

種 別	明治三十六年	同 三十七年	増 加
飼 育 戸 數	七百二十二戸	八百九十八戸	百七十六戸
掃 立 枚 數	千百六十枚	千三百八十二枚	二百二十二枚
收 蘭	七百九十九石	千二百一石	四百二石

實地指導の蠶業教養は、更らに昂進して専任教師備聘の域に驀進せられたり。八乙女郡長は明治三十八年二月告示第一號養蠶教師雇入費補助規程を制定し、飼養戸數を二十とし蠶量八十匁以上にして催青より二眠起まで共同飼育とし、教師は催青より收蘭までの常置とす。

宮城郡事業年報。(明治三十八年) 養蠶教師雇入費補助。明治三十三年以降桑園増殖に力め、多額の桑葉を供給し得るに至りたるに従ひ、養蠶を奨励するに當り蠶業に適せる町村に對し、從來養蠶講習會を開設し、學識經驗に富む講師に囑託し、當業者に講話を聽聞せしめ平易適切な智識を授くる所ありしが、今や其目的に近づきたるを以て、本年より稚蠶共同飼育所を設け相當の教師を雇入れ、其指導に依り飼育法等を研究せしめんことを期し、雇入方を奨励し、大澤村及利府村に各一ヶ所の稚蠶共同飼育所を設けしめ、補助金を交付せしに成績良好なりき。

然れども一定期間の専任教師の雇入にして已むべきにあらざれば、農桑の閑隙を利用し、絶えず蠶業の講話は續行せられたり。

宮城郡事業年報。(明治四十一年) 蠶業講話。農桑閑隙の時季を選み、遠藤善吉を囑託して講師とし、左記課目に就き蠶業講話會



を開き蠶業に關する智識を當業者に注入せり。

講話課目概要

- 一、桑樹栽培 一、桑樹病蟲害驅除法 一、蠶の種類 一、蠶種の選擇 一、蠶種有害物 一、春蠶種 一、蠶種の保護
- 一、蠶の催青及掃立法の各種 一、眠起の取扱 一、蟻蠶の他否を鑑定する要點 一、分箔除沙 一、桑葉及貯藏法 一、夏秋蠶 一、給桑回数及給桑量 一、火力使用上の注意 一、蠶兒の有害物 一、蠶室の構造及地形 一、飼育法(温度湿度)
- 一、上簇中の保護 一、夏秋蠶の催青及掃立法 一、夏秋蠶の保護 一、蠶糞飼育法 一、春夏秋繭殺蛹乾燥法 一、蠶病消
- 毒法 一、蠶病

上記の如く蠶業講話の科目を二十五項に分類し、明治四十一年十二月七日鹽竈町より初め同月二十日、郡内約一町六

ヶ村に亘る聴講者二百九十人を以て其の巡講を終る。日割及開設地並に聴講者の員數左の如し。

十二月七、八日二日間、鹽竈町役場内 十五人。同月九、十日二日間、七ヶ濱村東宮區・吉田區、八十五人。同月十一、二日二日間、高砂村田子小學校・蒲生區、六十一人。同月十三、四日二日間、七北田村野村分教場・上谷刈區、六十三人。同月十五、六日二日間、根白石村役場内 三十四人。同月十七、八日二日間、大澤村役場内 十三人。同月十九、二十日二日間、廣瀬村作並區 二十一人。

四、蠶種鑑定

明治四十一年八乙女郡長は、製絲用蠶種鑑定施行方法を制定し、郡内に於て掃立を爲せる蠶卵紙の鑑定を施行して、養蠶家を補翼せられたり。其第六條に甲種(無毒のもの)乙種(十鏡面中病毒四鏡面以下のもの)丙種(十鏡の中病毒五鏡面以上のもの)の三種に區別して宮城郡役所の公名を以て鑑定の証を交付す。

甲、無毒のもの。乙、十鏡面中病毒四鏡面以下のもの。丙、同上 五鏡面以上のもの。  
 微粒子病毒鑑定の證 (縦四寸横三寸)

先是。明治十九年八月十七日農商務省令第九號、蠶種検査規則及び取扱手續を發布す、同二十年六月十七日縣令第五六號蠶種検査規則施行手續を制定し、第五條に検査所を仙臺・角田・涌谷に配置し、本郡は仙臺検査所の所轄に屬せり此の時に方り宮城蠶絲業取締所は、製絲用蠶種の検査を開始し、各郡所在の蠶絲業組合に補助金を交付して、検査鏡及び其他の用器を購せしめて、旺んに検査を施行せしめ粗製濫造の弊毒を防遏して當業者を保護したることあり引証下記の如し。

引繼演說(明治二十五年十一月十四日大立目郡長)本年度蠶絲獎勵費として、金六十圓蠶糸業組合取締所より交付可有之金員は、蠶種検査諸費即ち顯微鏡買入等に充つることに、去る五月中蠶種組合惣代會に於て決定し、該金額の内二十圓は既に收入し、検査員手當並に顯微鏡附屬品買入費に支出せしも、未だ收支とも未濟なれば、該組合決議に基き支出相成度、金員任譯は左の候

金六拾圓 收支可成分 内金貳拾圓收入 金五圓 検査員手當 金三圓八拾一錢四厘検査用諸品買上代(計金八圓八拾壹錢四厘) 金拾壹圓拾八錢六厘 未拂但右は顯微鏡一基買入等に仕拂ふべき分。

明治三十一年三月法第一〇號検査法の發布に基き、縣令第五號施行細則を設置して検査所々轄の區域を變更せり、同三十八年二月法第二二號蠶病豫防法の發布に伴ひ、農商務省令第七號施行規則、同省訓令第五號事務取扱規程、省告示第七五號豫防心得、省令第六號國庫補助規程並に勅令第三八號蠶種検査手数料等の發布に準據し、同四十一年三月十三日縣令第一五號施行規則を制定せられたり。

宮城蠶絲業取締所は、検査法の發布後に至るも希望に應じ製絲用蠶卵紙の検査を強行せり。ために福島縣蠶種製造人にして特に本縣に對し、盛んに蠶卵紙を販賣する一部の製造人は、二重検査にして對法上違式なりとし、福島縣書記官某氏來縣、平岡定太郎に撤回を迫る、平岡書記官斯業に暗らし、急速取締所長を招電し鼎座議を平岡書記官室に開く



所長（特に名を秘す）福島縣官の言を聞き終りて曰く、検査をして違式の疑議ありとせば、直ちに検査の二文字を撤回し、換ふに鑑定の二字を挿入するにあるのみ、要は唯不正の奸商を懲らして、善良の當業者をして蠶業の惠澤に沐浴せしむるにあるのみ、と某官の苦笑に平岡書記官の默笑裡に議亦決せり。爾來検査を鑑定に改む、所謂蠶種鑑定是れなり。

明治四十一年九月二十五日より十月二十九日に至る三十三日間、又同四十二年十月二十二日より十一月二十三日に至る三十三日間、共に遠藤善吉に囑託し、二町十二ヶ村に亘り製絲蠶種の鑑定を施行したる成績表左記の如し。

明治四十一年、二年蠶種鑑定成績

町名	枚数		甲		乙		丙		人員
	明治四十一年	同四十二年	同四十二年	同四十二年	同四十二年	同四十二年	同四十二年		
町村	七	三	七	三	一	一	一	一	八
原	三	三	三	三	一	一	一	一	三
鹽	四	三	四	三	一	一	一	一	三
廣	一	一	一	一	一	一	一	一	三
大	一	一	一	一	一	一	一	一	三
根	一	一	一	一	一	一	一	一	三
七	一	一	一	一	一	一	一	一	三
七	一	一	一	一	一	一	一	一	三
高	一	一	一	一	一	一	一	一	三
七	一	一	一	一	一	一	一	一	三
多	一	一	一	一	一	一	一	一	三
合	九	九	九	八	一	一	一	一	三

五、蠶種貯藏

明治三十七年蠶種を貯藏せんがため、貯藏器を購入する者に郡は補助金を交付して激奨せられたり。後同四十一年四月二十二日八乙女郡長は、告示第一四號蠶種貯藏器購入費補助規程を制定して發布せられたり。依りて三十七年及び四十一年に於ける、補助金の交付を受けたる町村及び代表者の名氏を列擧する下記に。

事業年報。(明治三十七年)蠶種貯藏器購入補助。蠶種貯藏器購入方を奨励せんがため、實驗ある製造者に諸事改良を加へしめ、十個の製作を命じ、該器は宮城農學校機部教諭に検査を囑託し、検査済の後各志望者に購入せしめ、該購入者に對し補助金を交付せり。其町村別左の如し。

明治三十七年蠶種貯藏器購入費補助交付調

町村名	個数	價額	補助額	町村名	個数	價額	補助額
町村	一個	十二圓	六圓	鹽	一個	十二圓	六圓
原	一個	十二圓	六圓	大	二個	二十四圓	十二圓
廣	三個	三十六圓	十八圓	七	一個	十二圓	六圓
根	一個	十二圓	六圓	高	一個	十二圓	六圓
七	一個	十二圓	六圓	多	四個	四十八圓	二十四圓
七	一個	十二圓	六圓	利	一個	十二圓	六圓
岩	一個	十二圓	六圓	府	一個	十二圓	六圓
切	一個	十二圓	六圓	村	一個	十二圓	六圓



松島村 一個 十二圓 六圓 浦戸村 1 1 1

六、稚蠶飼育

明治三十八年以降養蠶教師雇入費に補助を交付し、蠶業の開発と向上を謀れり、爰に同三十九、四十、二十一年に亘る、稚蠶飼育場の位置、擔當教師等を累年轉記する下記の如し。

明治三十九年稚蠶共同飼育をなせしめ相當の教師を雇入れ其指導に依り飼育法等を研究せしめたりしに其成績頗る佳良にして本年度は大澤七ヶ濱の二ヶ所に補助せしに教師並に各飼育者等熱心に従事し一の違蠶者なく良好の成績を収めたりしを以て地方一般の養蠶家に多大の裨益を與へたるもの、如し其成績教師氏名等左の如し

明治三十九年 大澤村稚蠶共同飼育場(芋澤上川前苦地) 擔當教師 佐藤嘉藏 七ヶ濱村同(東宮) 鈴木米藏  
 明治四十年 廣瀨村稚蠶共同飼育場 擔當教師 森 駒 吉 大澤村稚蠶共同飼育場大倉結城平治方 擔當教師 八重柏義孝  
 七ヶ濱村同東宮 鈴木政治方 同 鈴木米藏 七北田村同七北田 樋口常吉方 樋口常吉  
 多賀城村同大代 小野松次郎方同 大河内新八 松島村同北小泉 飯川辰治方 同 吉田常松  
 廣瀨村同熊ヶ根 片桐久太郎方同 石井 一郎 大澤村同芋澤 大槻廣人方 同 岩間新吉  
 根白石村同 同 永井榮助

七、蠶業統計

明治三十八年以降四十一年に至る三ヶ年、飼育者の掃立枚數より産出せる收繭高に對し、大正十年に於ける春、夏、秋蠶の養蠶者の掃立枚數より産出せる收繭別、夫れに價額を算出せる等の計數を掲ぐる下記の如し。

明治三十八、九年養蠶飼養戸數及掃立枚數收繭高累年比較表

町名	飼養戸數				掃立枚數				收繭高			
	三十八年	三十九年	四十年	三十八年	三十九年	四十年	三十八年	三十九年	四十年	三十八年	三十九年	四十年
町村	三	三	四	四〇	四〇	四〇	三六	三三	三三	四	四	四
原村	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
鹽竈町	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
廣瀨村	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七
大澤村	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七
根白石村	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
七北田村	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
七郷村	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
高砂村	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
七ヶ濱村	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
多賀城村	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
岩切村	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
利府村	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
松島村	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
浦戸村	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
合計	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
大正十年 繭産額 (春蠶)	繭産額 (春蠶)											
養蠶戸數	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
蠶種掃立枚數	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
上繭	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
中繭	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
下繭	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
合計	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
價額	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三



町名	製糸戸數	蠶	生糸	屑	物	計	價	額	製造戸數	數	量	價	額
廣瀬村	二六		四六		一、四四三		一七六		六七	一、六八六		九、五五五	
大澤村	四八		一四九		五三三		八二		四六	一、三三三		四、二七二	
根白石村	一五〇		三六		一、〇二二		一七九		一〇四	一、三三三		七、四二二	
七北田村	一八二		九六		二、六六七		三六五		三二	三、一七三		一七、五九〇	
七砂郷村	二二		二九		八四		九		六	九九		六四	
高砂村	一四		二九		七二		九		四	八五九		五、七九七	
七少濱村	四〇		一六〇		五八		一一〇		〇〇	七八		四、〇五四	
多賀城村	八二		三六		四九		五五		三三	四九九		三、〇一七	
岩切村	二五		二五		八四		二八		五	一、〇四九		五、二八六	
利府村	七		一四		五五七		六		四	六七一		四、一六五	
松島村	一四		三六		一、七九九		九		一五	一九七		一四、七〇一	
浦戸村													
合計	一、二二		三、三八		一〇、七三九		一、三八一		六七一	三、三八一		七、七、一〇五	
大正九年	一、〇八四		八五〇		八、九七〇		九六〇		四一〇	一〇、三四〇		三八、六五六	
大正八年	一、三九三		一、〇一九		二、九〇〇		一、三五〇		五一〇	三、三六〇		一三、六、一〇四	

町名	養蠶戸數	蠶種掃立枚數	額	上	中	下	計	價	額
廣瀬町	一〇〇	八	五元	二、四三三			二、四三三	八〇	一六、四四〇
大澤村	四一	一六	三六元	六七〇			六七〇	四	四、〇三四
根白石村	一五一	三六	三六元	七七一			七七一	五	五、五八九
七北田村	一三四	四九	三六元	一、五九九			一、五九九	三	一〇、〇九二
七砂郷村	二六	三	三三	二四三			二四三	二	二、〇〇四
高砂村	一三	二	二八	七九六			七九六	六	六、〇六六
七少濱村	五三	一三	二六	六三三			六三三	五	五、二七一
多賀城村	八二	一七	一七五	六八			六八	七	五、一七
岩切村	二五	三〇	二五	九〇			九〇	七	六、九三七
利府村	六	五	二五	二、四三三			二、四三三	七	七、九四四
松島村	一五	六	五五	三三			三三	二	一七、七五八
浦戸村	一		六	三			三	二	三三
合計	一、〇三三	三、三〇六	三、三〇六	二、三二九			二、三二九	三、七九五	八八、七九五
大正九年	一、一三一	一、一五四	一、一五四	一、五〇〇			一、五〇〇	三、六八〇	一〇、二五九
大正八年	一、一八一	一、一五九	一、一五九	一、三三〇			一、三三〇	二、五八〇	二九、三三〇



根白石村	八	四	一	四	三〇〇	一	五〇
七北田村	四	五	一	一	三〇〇	七	三〇
七郷村	三	三	一	一	三〇〇	六	五〇
高砂村	一	一	一	一	一	一	一
七ヶ濱村	一	一	一	一	一	一	一
多賀城村	一	一	一	一	一	一	一
岩切村	一	一	一	一	一	一	一
利府村	一	一	一	一	一	一	一
松島村	一	一	一	一	一	一	一
浦戸村	一	一	一	一	一	一	一
合計	一〇四	三〇	一〇	一〇	七、九四	三九	一、五九

第五項 林業  
一、苗圃

民林の制度未だ全く定らざりし明治十六年にありては、本郡内の民林地券臺帳によれば、森林反別六千八百四十一丁八畝十五歩、山反別六千四百六十四丁八反三畝歩、合計一萬三千三百五十九反一畝十五歩とす。而して本縣山林反別十四萬八千九百九十二丁九反五畝十歩なるを以て、本郡は殆んど其一割弱を示せる地帯なりとす。

明治十四年松平縣令は民設苗圃を各郡役所の所轄内各所に設置し、民林の繁殖を計るものに對し、金百圓を貸與し無利息五ヶ年償還の法を布きたり。仍て當時の芋澤村大槻安廣並に澤乙村鈴木善七外六名に貸與して、民設苗圃を設置せしめたり。其反別及木種本數並に貸借償還に關する録事を抄録する下に。

明治十六年宮城縣第一回年報。民設苗圃。民設苗圃は各郡役所の下に一ヶ所を設置し、第一民林の繁殖を計り、且つ官地に植樹するときは實價を以て苗木を買上げ官民の兩得を計り、勸業資より苗圃一ヶ所に金百圓づゝを無利五ヶ年に貸下たるものと、山林篤志者の集金を以て創設する所なり。苗木の木種本數を示す左表の如し

宮城	芋澤	乙澤	一町	反畝歩	同杉	木
				七二四		七六、五〇〇
				一五三		三七、〇〇〇

引續演説。(明治十九年九月三日竹尾郡長) 明治十四年中苗木栽培費として、本縣より金百圓貸下相成候に付、芋澤村大槻安廣澤乙村鈴木善七外六名へ貸下候處、該金額之内金二十六圓四十二錢九厘は本年六月中返納、殘金七十三圓五十七錢一厘本年より三ヶ年賦毎年十二月二十五日限り返納之義願の上、聞届に依り同人等より返納期限延滞不致旨の證書を徴し、本衙へ保管致置候條、右様御了承の上可然御處分相成度候

二、殖林の奨勵

明治二十九年大童郡長岩切村及び利府村に苗圃新設の議案を提出し、郡會之を可決し杉、松、檜の種子を播種し、同三十三年以降各町村に交付せしむるの成案を創始せらる。大童郡長は伊達家の臣なり、常に能く藩祖政宗卿の遺業を遵守せり。卿の殖樹は遠大なる治水と、領民の生活をして安堵せしむるに在り、卿の薨後十三年元和六年(距昭和二年三〇七)造林に關する制令を頒布し津々浦々に至るまで制札に條項を掲ぐ、制札の原文下の如し。

- 札
- 一 うるしの木一人に付拾五本づゝ、毎年植可申事。附れがかり無油斷可仕事
  - 一 くわの木うへ、こがい可仕候。但御役(課税)被仰付まじき事。
  - 一 かうす念を入うへ可申。但御役被仰付まじき事。
  - 一 たけれんを入はやし可申候。附竹ふる候はゞ、其やぶ主に十分可被下置事。
  - 一 たけきり候はゞ、たれくによらず、御判を以てきらせ可申候。



一 御分國中、松、杉、桐其外、御林共念を入はやし可申事。  
 一 ぐわ、かうす、うるし下々奉公人知行之内へもう可申候、其外兼而被仰付候通之、竹木植不申候ものには、爲料代人足二十日づゝめしつかはる可候。附むさきり取者於有之者、爲料錢小判一兩可被召上事。  
 右條々相背者於有之者、堅曲事に可被付者也、仍如件。

元和六年九月朔日 奥山大學助 (書判) 山岡志摩守 (書判) 茂庭周防守 (書判) 石母田大膳亮 (書判)  
 宮城郡事業年報。(明治三十五年)植樹。植林獎勵の爲め去る明治二十九年、杉、松、檜の種子を播種し、之を繼續事業とし栽培し以て該苗木を交付するの議決を爲し、縣補助を請け本郡岩切村及利府村の二ヶ所に苗圃を設け、擔當人を定め栽培する所なりしが、苗木交付規則に由り、去明治三十三年に九千本、三十四年に十萬五千一本、三十五年に八萬四千六百三十五本、總計十九萬四千三百三十六本、悉皆之を町村に交付せり。其交付數町村別左の如し。

町村名	明治三十三年	同三十四年	同三十五年	町村名	明治三十三年	同三十四年	同三十五年
原	1本	1本	1本	町	1本	1本	1本
廣瀨	5,537	8,000	8,000	鹽竈	3,881	1,632	3,585
根白石	560	8,000	9,000	大澤	6,031	6,408	9,000
七郷	1,345	10,800	1,000	七北田	1,451	2,909	2,000
七ヶ濱	2,833	1	3,300	高砂	1,255	11,000	1,450
岩切	6,846	6,000	11,000	多賀城	9,946	10,130	6,845
松島	7,021	15,077	4,500	利府	8,611	10,888	2,670
				浦戸	1	1	2,100

同四十二年八乙女郡長造林經營八ヶ年繼續を立てたり。仍て苗圃を増設して、廣瀨・七北田・利府・鹽竈の一町四ヶ村の五ヶ所と爲す。  
 宮城郡事業年報。郡内町村有他團體及民有の山野に造林獎勵のため郡内五ヶ所に杉、松苗圃を設け明治四十二年より同四十九年

に至る八ヶ年間に杉、松苗木二百五十萬本を養成し、栽植者に無償交付して明治四十五年より同四十九年まで五ヶ年間に山林原野反別六百二十五町歩に栽植せしむるの計畫を立て、本年通常郡會の決議を得本年度より實施したる其計畫書左の如し。

宮城郡林業獎勵計畫書

- 一、郡内町村有他團體有及民有の山野に造林を獎勵するを以て目的とす
- (イ) 栽植總反別を六百二十五町歩とし明治四十五年より同四十九年迄五ヶ年間に期し毎年百二十五町歩を栽植せしむるものとする
- (ロ) 栽植すべき樹種は杉、松の二種とす  
但し杉は九割松は一割とす
- (ハ) 各町村の状況により路傍宅地等に栽植せしむべきことあるべし
- 二、前項の目的を達するため郡費を以て苗木養成に適應する土地に苗圃を設け八ヶ年度間に二百五十萬本の苗木を養成す
- (イ) 苗圃の位置は廣瀨村、七北田村、岩切村、利府村、鹽竈町の五ヶ所とす  
但初年の苗圃反別は各所二畝十五歩宛合計一反二畝十五歩とす
- (ロ) 苗圃は明治四十二年より同四十九年迄八ヶ年間に所要の民有畑地を借受け使用す
- (ハ) 栽植せしむべき苗木は二回床替を経たる滿三ヶ年生とす
- (ニ) 苗木は成育良好なるときは滿二年生を栽植せしむることあるべし
- (ホ) 苗圃五ヶ所(一ヶ所播種反別二畝十五歩宛)三ヶ年間(山行まで)に要する經費豫算は第一表の如し
- (ヘ) 杉種子一升に對する山行苗木總數調は第二表の如し
- (ト) 苗圃五ヶ所(一ヶ所播種反別二畝十五歩宛)に對する本數調は第三表の如し
- (ト) 本事業施設中毎年度に要する經費豫算は第四表の如し
- 三、苗圃に於て養成せし苗木の一反歩栽植數は四百本とす
- 四、苗圃に於て養成せし苗木は苗圃に梱包を施して造林者に交付す



五、苗圃に於て養成せし苗木の利益調は第五表の如し  
六、造林五十年目に於ける収入概算は第六表の如し(上記の各表略す)

附記

松苗養成は杉と大差なく其本數僅少なるを以て杉苗計畫中に計上調査す  
引續演説。(大正九年七月清野郡長) 郡内町村有他團體有及民有の林野に造林獎勵のため、去る明治四十二年度より樹苗圃を各地に設置し、一時之を中止し、更に大正五年に至り同様苗圃を郡内三ヶ所に設け、所要苗木を養成し連年希望申請者に對し、無償或は有償に交付し植栽せしむるに共に、一面には所要苗木自給の觀念を喚起せしむるに努め其効果を収めつゝあり。  
而して本年度現在養成しある苗木數量は左の如し。大正九年度現在養成苗木調。扁柏一年三十萬本、二年二百八十一萬本、三年十八萬五千本、杉一年十八萬本、檜一年三十一萬五千本、二年二十六萬本、計百五十二萬本

三、林野統一

本郡利府村大正十四年三月二十六日、部落有に屬する山林原野を擧げて利府村有林に編入し林野統一を決定す。而して實測未済の山林原野を除き臺帳面積五百三十九町二段九畝二十六步、實測面積八百七十二町九段二畝步なりとす。  
實測濟の字名(地番を略す)番ヶ森・大貝・丹波澤・越戸・細谷・黒森・大澤・硯澤・袖澤・勝負澤・内ノ目北・南野中目・石切澤・十三本塚・東ヶ窪・尻合澤・白石澤・唄澤・館・石場・棧敷・北澤・南澤・廣畑・金澤の二十五字名の地帯にして、上記の面積をして悉く森林地に供用するを避け、農業經營等を參酌し管理區分の制を設定せられたり。左に村有林即ち林野統一に關する宮城郡利府村有林施業案を抄録する下記の如し。

【村勢の概要】 本村は郡の東北部に位し仙臺市を去る北三里餘、西南は本郡岩切村及多賀城村に隣し、東は鹽竈町に接す。東北は松島灣に臨みて櫃ヶ浦・箕輪島・兜島・鏡島・庵島等大小十四の勝地を有し松島勝景の一部をなし、西北一帯は番ヶ森の分水嶺により黒川郡に境し鶴巢大谷兩村と界す。

本村は廣袤東西は三里六町南北二里十二町、其の地積二方里餘にして、西北方に龜山番ヶ森の高峰ありて山岳起伏すと雖も、地貌險峻ならず、中央部より南東一帯の地は平坦にして沃野連れり。村内に名古屋、砂押の二川あるも河幅狭く河水常に少量にして田水に不足す、村内地味概ね肥沃にして林野の如きも公有林野の大部分を除きては到る處杉、扁柏及赤松の人工造林あり就中縣有模範林八百餘町歩を初め、仙臺市有林五十町歩宮城植林株式會社有六十八町歩の如きは顯著なるものとす。

耕地も亦肥沃にして往時藩主の御料米は本村より上納せられたりと云ふ。而して數十年來梨園として開墾せらるゝもの多く、所謂利府梨の産地たり。東北本線は本村を南北に縦貫し其の中央に利府驛あり、縣道石巻線は鐵道に沿ひて岩切村より松島村に通じ、西方黒川郡鶴巢村より本村を経て鹽竈町に達する縣道あり、又宮城電氣鐵道第二期線は本村の東方松島灣に面したる濱田濱を過ぎて松島に至るの計劃ありて、交通機關は畧々備はれりと云ふべし。

本村は赤沼・春日・森郷・利府・加瀬・澤乙・菅谷・神谷澤・飯土井の九行政区に分たれ、現住戸數七百三十戸を算し、内農業戸數四百八十にして其の主位を占む、人口五千三百十八を數へ飼育牛馬の頭數又三百五十五を算す。

【所有及管理の沿革】 本村有林は從來部落有に屬したりしが、縣郡吏員の勸誘並に村當局者の自發的覺醒により、大正十一年縣に統一整理案編成を申請し、入會地整理に着手したるに端を發し、其の後委員を擧げて數回に際る協議の結果、大正十四年三月二十六日統一を決定し、同月二十八日許可の指令を得て茲に全く村有林に歸屬したるものなり。從來部落林野の管理極めて粗放なりしたため、濫りに薪炭材の伐採をなし採草地は又年々火入を行ひ來りたる結果、日に荒廢を來し一部造林地を除くの外は小柴地にあらざるものは大部分草生地の状態に在り。

【施業案編成の由來】 部落有林野の統一を終るや、直ちに村基本財産造成の目的を以て、直ちに管理區分を決行し將來



の施行計画を確立せんがため、縣技術員の派遣を乞ひ茲に本案編成を見るに至れり。  
 【管理區分】 本村有林野の實測面積は八百七十二町九反二畝歩にして、之を舉げて悉く森林地として經營するは林業の見地よりして喜ぶ所なりと雖も、農村の經濟は農林業互に相倚り相援けて共に其の發展を促し以て相互生産の増殖を計らざるべからず。即ち農を以て主業とする本村に於ては耕地に要する綠肥及牛馬の飼料たる秣、並に屋根葺用の萱を必要とするを以て、茲に適量の採草地及採萱地を存置すべきは必然の要求なり。依りて茲に其所要量を概算すれば左の如し。

一、牛馬一頭當り（綠肥を含む） 一町五反歩。  
 二、萱葺一戸當り 五畝歩。  
 牛馬一頭當り所要採草地面積は本縣下各地調査を總合するに、一町歩内外なるも牛馬増加率及安全率を見込み茲に一町五反歩とす。尙又赤沼、春日の兩區は草生の狀況他に比し良好ならざるを以て二町歩を見込みたり。次に所要採萱地面積を算出するに本村に於ける現在戸數七百三十戸にして、内萱葺戸數六百九十戸なり。而して萱葺屋根の保存年限は一定し難きも平均二十ヶ年保存し得るものとし、一戸當り屋根平均坪數を四十坪とすれば、一ヶ年葺換戸數は三十四戸半にして一千三百八十坪となる、今一坪當り所要萱生數を五尺繩五束を要するものとし、一反歩平均採萱量を二十束とすれば一戸當り一町歩を要することとなる。

### 四、林業統計

大正十年末調査に係る國有林を初めとし其他公私林の反別及び林野の産物、即ち用材薪材木炭以下竹石等の主たる副産物の價額等を掲ぐる左に。

#### 林野面積

町村名	國有		公有		社寺		私		合	
	立木	無立	立木	無立	立木	無立	立木	無立	立木	無立
町	1,211	1,211	1,211	1,211	1,211	1,211	1,211	1,211	1,211	1,211
原	1,211	1,211	1,211	1,211	1,211	1,211	1,211	1,211	1,211	1,211
鹽	1,211	1,211	1,211	1,211	1,211	1,211	1,211	1,211	1,211	1,211
廣	1,211	1,211	1,211	1,211	1,211	1,211	1,211	1,211	1,211	1,211
大	1,211	1,211	1,211	1,211	1,211	1,211	1,211	1,211	1,211	1,211
根	1,211	1,211	1,211	1,211	1,211	1,211	1,211	1,211	1,211	1,211
七	1,211	1,211	1,211	1,211	1,211	1,211	1,211	1,211	1,211	1,211
七	1,211	1,211	1,211	1,211	1,211	1,211	1,211	1,211	1,211	1,211
高	1,211	1,211	1,211	1,211	1,211	1,211	1,211	1,211	1,211	1,211
多	1,211	1,211	1,211	1,211	1,211	1,211	1,211	1,211	1,211	1,211
利	1,211	1,211	1,211	1,211	1,211	1,211	1,211	1,211	1,211	1,211
松	1,211	1,211	1,211	1,211	1,211	1,211	1,211	1,211	1,211	1,211
浦	1,211	1,211	1,211	1,211	1,211	1,211	1,211	1,211	1,211	1,211
合	1,211	1,211	1,211	1,211	1,211	1,211	1,211	1,211	1,211	1,211

#### 林野産物及土石類 (其一)







き、更らに現在の大字に就き詳記する左の如し。

七ヶ濱	荒濱	岡田	寒風澤	石濱	桂島	野々島	松島	磯崎	赤沼	手樽
戸	數	三三	七〇	六	五	二	三	五	二	三
男	一、一六	二五	二〇	一八	七	二	三	五	七	七
女	一、〇七	三三	二〇	二八	七	二	三	五	五	七
計	二、二三	五八	四〇	四六	一四	二	六	一〇	一二	一四

而して郡内三千六百五十一人の水産に従事する漁船の種類及び個數を擧れば左の如し。

地引網船	浮操舟	釣舟	雜網舟	引網舟	流網舟	指網舟	合計
三	五	三	六	三	九	五	一、一八〇

更に海産物の種類及び數量(乾鰯・海參及節類は斤若くは貫量、干鰯は連、海苔は帖)を表記する左の如し。

乾鰯	乾魚	海參	石花菜	干鰯	鰯節	鰯節	干鰯	布海苔	海苔	若和布	鹿角菜	昆布	鹽魚
三	九	八〇	四〇	五六〇	一八五	二八五	九、八三三	二五	三九八	三六	一、六八五	三、九八五	三、九八五

干物及鹽物

種	類	十一年	十二年	十三年	十四年	十五年
乾鰯	三〇、〇〇	二一、八七五	一七、八〇〇	九、七三三	一、六八二	一、〇〇〇
鰯	一、五三〇	一、五三〇	一、五三〇	一、五三〇	一、五三〇	一、五三〇
石花菜	一、四三〇	一、五三〇	一、五三〇	一、五三〇	一、五三〇	一、五三〇

二、組合の濫觴

明治十八年松平縣令水産事業の向上を期し、特に播磨屋久治を任用し第四課詰を命じ、専ら水産事務を司らしむ、茲に於て調査事項を擧げて第一回の調査を終了し當業者に懇示す、その主なる海産物を掲げて鰯外十一種を撰擢す。

宮城縣第三回年報。水産物の年により其收穫の多寡相同じからざる、殆んど陸産物の比にあらず、昨年に於て數千万尾の大漁なりしも、今年に於て僅かに數百萬尾の漁獲に止まることあり。而して其今年に於ては不漁なるも、明年に於ては未だ必ずしも不漁ならず、且諸種の水族年を同ふして皆然るにあらず、甲の不漁なるときは乙は大漁にして、丙の大漁なるときは丁は不漁等の故を以て稍漁業收益の平均を得るものとす。故に其調査の難き亦決して陸産物の比にあらず、日々人毎に問ひ家毎に就て調査するも未だ必らず其實を得る能はず、況んや半年若くは一年の終に於て調査するに於ては、不漁なりと稱せし年の漁獲にして、反て大漁なりと稱せし年の漁獲より多額を占むる計算を得ることあるも蓋し怪しむに足らざるなり。然りと雖も之が調査に従事する者にして平素の注意周到なるに於ては、其實數を得る又甚だ難き所にあらず、從來の調査たる未だ曾て其當を得る能はざるもの、如く、之が爲め毎に隔靴の感あることを免れざりに、近年に至て水産物博覽會共進會等續々開設あり、當業者之に出品し自他の精粗優劣を實驗して大に曉る所ありたれば、平素の注意も自から多少の周密を加へ、隨て調査上幾何の便利を加へたる等の故を以て本年の水産總額は前年に比し稍正額を得、實際の景況は尤も不漁なりと雖ども、其増減は前年と稍相反する數額を見るに至れり然るに其價額に於て莫大の差を示し、前年の三倍以上に居るは必らずしも本年に於て斯く大差あるにあらず、至竟前陳の如く調査



の精粗あるに因るに雖ども、又本年に於て其製造方法を改良したるが爲め、鮪節、鮪節干、鮪煎海鼠等は概ね三分の一以上の増價を致したるに其増價に隨て製額も亦増加せしに由るものとす。故に水産組合の設置已に成り、漁法並に製造法に一層の改良を加へ、且其調査をして益精密ならしむるに於ては、更に其漁獲及製造額の増加を觀るに至らんこと必せり。左に重要水産の産額と價額を掲げ、前年と比較して以て其概況を示す。

種類	産額		價額	
	十七年	十八年	十七年	十八年
鮪類	二八、九四五	四九、五五六	四、三三三	八、〇七五
鮪節	二二、八八三	二五、一七三	四、八六六	五、〇七〇
干鮪	五、八四八	八、一三二	一、七四一	二、三六〇
海參	二、八六二	三、八〇七	四、〇四〇	三、二四一
昆布	一、四四〇	五、五〇〇	四、〇四〇	二、二〇〇
鹿角菜	三、一七六	三、一七六	一、六八〇	五、〇三三
合計	一七五、九四九	二二五、九四五	八三、三六六	一三三、六六三

  

種類	産額		價額	
	十七年	十八年	十七年	十八年
鮪節	四三、四四五	九五、二二三	二四、九六一	六五、九六一
干鮪	二三、八三三	八五、一五六	五、四〇一	七四、八七二
海苔	四三、八三五	二八〇、四六〇	九、八四〇	二、八〇〇
布海苔	一、〇五一	四、五七一	二、三七八	六、六七二
魚粕	四九、二一九	三、四〇八	六、三三三	二、四九〇
合計	一三三、〇〇〇	一三三、〇〇〇	二四、九六一	一〇〇、〇〇〇

於是乎。組合組織の必要を自覺し、明治十八年十一月甲第八三號沿海水産組合設置規程を發布し、沿海地方に對し其の設立を促進せしめ、翌十九年一月を期して施行せしめんとせり。時會は農商務省第七號漁業組合設置準則の發表に際會したるがため、既定の水産組合設置規程に對し、主務省は認可を與へず、仍て十九年十月縣令第三七號、漁業組合設置規程を發布したるは、即ち組合組織の起源にして、爾來襲踏現代に及び、大正十一年三月現在郡内漁業組合十六の團體

を構成するに至れり、今爰に往時に於ける經緯顛末を抄録する左に。

宮城縣第三回年報。水産組合。管下沿海の地は六郡に亘り、水産年額は五拾萬圓乃至八拾萬圓の巨額に上り、漁魚の盛期に際しては需用限りあるも供給餘りありて往々生魚を堆積腐敗せしめ空しく之を遺棄するの事實あるを免れず、至竟之を製造して以て他方に送り、若くは海外に輸すの道未だ全く開けざるに由るものなれば近年頻りに其製造方法を指示して之を勸誘獎勵し、且東京其他の各地に水産博覽會共進會等の開設あり、爲めに多少の刺激を感ずるに至りたりと雖ども、猶漁法並製造方法の改良を加へざるべからざるものあるを以て、本年十一月を以て沿海水産組合設置規程を布達し、又組合規約の準案を示して組合を設けしめ、以て其改良を促がしたり。而して之を設置するの要旨は協力一致して各人區々ならしめず、主として輸出に適する鮪節、鮪魚、鮪魚乾、鮪魚油以上六品の製造方法を改良せしむるに在りき、故に果して其目的を達し内外の市場に向て管下水産の聲價を擧取し、以て大に輸出の道を開くに至らば、是に由て年々三拾萬圓乃至五拾萬圓の利益を増收せんこと蓋し難きにあらざるなり。尙左に組合規程及其準案を掲て其一班を示す。

甲第八拾三號(十一月七日)沿海水産組合設置規程左の通相定め來明治十九年一月一日より施行す。

沿海水産組合設置規程

第一條 沿海に於て漁業採藻及水産製造の業を營んご欲するものは總て此規程に基き各郡内に於て組合を結び規約を定め縣廳の認可を受くべし其組合を分合し及規約を改良するときは更に縣廳の認可を請ふべし。

三、養

蠣

明治三十五年郡會は、臨時部水産業補助費金百八拾圓を議決し、内金百參拾圓を支出して牡蠣蕃殖の事業を補助せり。惟ふに泥育岩育の飼養法あり、泥育は水の深淺及び地質に従ひて大いに其の質を異にす。又岩育は淺き岩間に飼育す、泥育に比すれば味美なりと云ふ。歐洲にては往古羅馬に於て飼育したるの遺跡あり。伊國に其の遺法を見る。十九世紀の初め佛國に於て深くその方法を研究して今日に傳ふ。我邦に於ては天文年間安藝國に飼育法を發明せしものありて現今飼育法の基を爲すに至れり。次に本邦産と外國産と成分分析に差異あり、分析の一例を掲げ、因みに本邦産罐詰の



例を示す、左の如し。

水分	蛋白質	脂肪	礦物質	水分	蛋白質	脂肪	礦物質	水分	蛋白質	脂肪	礦物質
本邦産	八、九、九	八、四、〇、九	〇、七	外國産	八、〇、元	一、四、〇、一、五	二、七〇	鑛	七、八、四、三、三	三、四、一、二	二、二

雜録。牡蠣は、五年の後に眞珠を生じ、七年に至りてその價三倍し、その後は死して眞珠を失ふ。

由來松島灣に牡蠣を移植したるの事蹟は、確たる文獻に徴すべき資料に接觸せざるも、古來傳へて特有物産の一に推稱せられたり。明治三十五年辰野郡長牡蠣蕃殖の事業を企劃せられたりと、爾後繼續漸次に聲價を博するに至れり。

宮城郡事業年報。(明治三十五年) 牡蠣蕃殖。牡蠣は松島灣特有産にして、從來野々島牡蠣の稱ある所以なり。沿海村蕪ふて之を養殖せんとするも、如何せん小漁民の原料購入するの資に乏しく空しく放棄しあるの憾あり。依て前年來之れが養殖費を補助する所なるが、孰れも成績著しく爲めに松島區の如きは、從來冬季爲しなきの小漁民獲る所一戸平均二十余圓に至るの好況なり。依て本年度に於て金百三十圓を議決し夫々奨励を加ひたるに、松島村七ヶ濱村浦戸村の各沿岸村に於て養殖地を設け、竹・杭及松・栗・檜等の枝木を建設し、又殻牡蠣を散布し之れが繁殖を勉めたり。而して吏員を派遣し實地の検査を遂げしめ、左記の如く之れを補助したり。其の養殖補助及反別左の如し。

村名	補助額	漁業者	總代名
松島村及利府村赤沼	金五十五圓	松島村磯崎	丹野運三郎
七ヶ濱村	金四十五圓	七ヶ濱村東宮	鈴木瀧藏
浦戸	金三十圓	浦戸村	内海徳治郎
町村大字名	養殖蕃殖備考	町村大字名	養殖蕃殖備考
反別	反別	反別	反別
松島村磯崎	九、二〇〇、二、七〇〇	蕃殖後三ヶ年目に至り採取	同
同 手樽	九、〇〇〇、三、〇〇〇	利府村赤沼	九、五〇〇、二、五〇〇
浦戸村	一、四八〇、一、六、九〇〇	七ヶ濱村	三、一八〇〇、三、一、〇〇〇

計 三、七、五〇〇、一、五、四〇〇

明治四十一年六月十三日八乙女郡長は告示第二三號牡蠣蕃殖補助規程を發布して、牡蠣の蕃殖區域を擴張せしめ、且つ個人事業に補助せられたり。同四十一年及び同四十二年に於て補助を受けたる住所氏名左に。

宮城郡事業年報。(明治四十一年) 牡蠣は松島灣の特有物産にして、其養殖事業の如きは前途頗る有望なるを以て、之れが蕃殖を奨励せんがため、明治三十五年以降各漁業組合を督勵し、大に其規模を擴張せしめしに、籠架・樺・樺等々の建込み大に増加し、又岩石の沈置等漸次改良を促し、一面濫獲の弊を防ぎ其蕃殖力を助け、或は裁判法を改善して他府縣輸出の途を拓きたるが如き、成績顯著なるものありしが、今や各當業者は該事業の有利なるを認め、盛んに蕃殖事業を行はんとするの時期に至りしかば、各個人事業に補助し益々其面積を擴張せしめんとし、本年より左の補助規程を設け補助を交付せり。然るに其出願個數夥多なるに依り、其個數に應じ按分遞減して補助金を交付するの已むなきに至れり。

明治四十一年度に於て牡蠣蕃殖補助規程に依り、補助を受けたるもの、氏名左の如し。

金五十七圓五十錢 代表者松島村松島 宮田海老藏外一名。金二十圓 同 大宮司雅之助外一名。金二十七圓五十錢 同 丹野周太郎外一名。金十九圓五十錢 同 鹽釜町鹽釜 佐々木子之吉外一名。金十九圓五十錢 同 加藤五郎右衛門外一名。金二圓五十錢 同 櫻井文平外一名。金二十六圓五十錢 同 七ヶ濱村東宮 佐藤卯右衛門外一名。金十四圓五十錢 同 利府村赤沼 櫻井衛治外一名。金十二圓五十錢 同 多賀城村大代 伊藤儀之助外一名。金十圓 同 浦戸村寒風澤 尾形清吉外一名。金一圓五十錢 同 同鹽竈町 小池彦太郎外一名。金一圓五十錢 同 進藤源次郎外一名。金一圓五十錢 同 多賀城村大代 伊藤儀之助外一名。金一圓五十錢 同 七ヶ濱村代々崎 相澤幸吉外一名。金一圓五十錢 同 同東宮 佐藤卯右衛門外一名。金一圓五十錢 同 浦戸村寒風澤 尾形清吉外一名。金一圓五十錢 同 同野々島 鈴木重藏外一名。

上記の養殖事業に對し歴代の郡長之れを繼承し奨励に努めたり。十年計書滿期の後三ヶ年を経由し産額貳拾萬圓を計校するに至れり。

引續演説。(大正九年七月清野郡長) 水産補助。松島灣生産の牡蠣産額は近年長足の進歩を爲し、年額約二十万を上下し、東京



横濱方面に於て需用益々多きを來し、近年其地方を経て穀付の儘米國に輸出するもの益々増加するの傾向あり。如斯販路の擴張に伴ひ前途頗る有望の事業たるを認め、前年來養殖法の改良裁制法の改善等に就き種々劃策し來り、尙本年度に於ても養蠟材料等の幾部を補給するの見込を以て、其費用金六百圓を豫算に計上しあるに付、相當施行せられんことを望む。

### 四、加工及統計

沿海八ヶ町村に亘る本郡にありては、單り固有の養蠟事業のみならず、大正四年節類製造の改良に着手し、翌五年養蠟事業を企畫して水産事業の振興を促進せしむ。

引繼演説。(大正九年八月四日清野郡長) 節類製造改良事業。郡内當業者甚だ幼稚なるにより、之れが改良を企圖し大正四年以來製造現業教師二名づつ、を其季節に雇入れ、關係地方に派遣し指導せしめたるに、其成績良好にして漸次進歩の域に近づきたるにより、本年も亦水産獎勵費として金六百四十圓を置き、二名を採用して鹽釜町に駐在せしめ、當業者を指導せしむるの計劃を立て、久松紺織を同教師に採用し、同町に派遣し目下指導獎勵せしめつゝあり。又左記名は同教師として採用の内約を遂げたるも、目下病氣のため來任せず快癒次第參廳の筈なり。

石巻 志摩門三郎

又、七ヶ濱村花淵及菖蒲田濱地先は、養蠟に適當の個處あるに付、大正五年中試験的に種蠟購入代を補助し養殖せしめ、先般其成績を検せしに成育佳良なるを認む。其際當業者より養蠟事業に郡費補助の申込あり、御調査の上相當御計畫あらんことを望む。引繼演説。(大正十一年四月二十一日日本田郡長) 水産。郡内沿海は八ヶ町村に亘り、將來發展の餘地十分なりしに拘らず、浦戸村及七ヶ濱・菖蒲田・松ヶ濱・湊濱の幾分を除くの外、農業の傍漁業を爲すもの、又は漁業の傍農業を營むもの多く、従つて斯業一般に不振の状態なりしが、近年極力獎勵の結果遠洋漁業、又は漁船漁具の改良を企つるもの漸次多きを加へ、各種の水産製造物具類海藻等の需用亦増加し來りしより、斯業頗る活氣を呈し前途倍々有望の氣運に向ひつゝあり。郡は此機を逸せず水産會々氣脈を通じて一面各漁業組合を督勵し牡蠣・蛤の養殖、節類・海參・蒲鉾等の製造改良を促進せしむべく計畫を樹て着々進捗中に在り。今後宜しく指導督勵あらんことを望む。

前項敘説の如く水産事業に對し時代趨潮の施設により、現代十有六の漁業組合を組織し、水産業に従事するもの直接

間接を合せて一千九十七人に達し、又漁船の數、動力の有無を合せて一千四十一艘を算ふるに至れり。今爰に漁獲物水産製造物價額・漁獲物・遠洋漁獲物左の如し。

### 漁獲物水産製造物價額

町村名	鹹淡水漁獲物	遠洋漁獲物	水産製造物	價額計	町村名	鹹淡水漁獲物	遠洋漁獲物	水産製造物	價額計
原町	九七	一〇〇	八〇〇	一、七七一	鹽竈町	一五、三九	一四、七四	一八、七三	三四、八七
廣瀬村	三	一	一	五	根白石村	九七	一	一	九七
七北田村	一、八三	一	一	一、八三	七郷村	九、一六	一	一	九、一六
高砂村	三、二六	一	一	三、二六	七ヶ濱村	一四、五三	一	一	一四、五三
多賀城村	五、一七	一	一	五、一七	岩切村	三、五〇	一	一	三、五〇
利府村	四、六五	一	一	四、六五	松島村	八、四二	一	一	八、四二
浦戸村	一七、三三	一	一	一七、三三	合 計	三三、三三	二〇、八二	一、〇、二二	五五、三七

種類	數量	價額	種類	數量	價額
魚類	五三	五七	種類	三、七〇〇	九、一〇〇
鯖	二、五八〇	六、五七〇	鮪	三、三〇〇	四、九一〇
鯛	一六、三五〇	三八、九五五	鰯	一〇〇	一、三〇
鱈	五、七五五	九、一三三	鱈	八、九七	二、五七六
鮎	三	一、二二	鰻	一三〇	一、五
其他	一	一〇〇、三六	計	一三〇	三、七、一〇一

### 第四篇 産 業



種類	数量	價額	種類	数量	價額	種類	数量	價額
貝類			種			赤貝	一、五〇〇	二、〇〇〇
鮑	三、五〇〇	一、三五〇	牡蠣	一七、六五	三、三六	計		三、八五〇
鯛	三、三〇〇	一、七五	其他	一	六			三、八五〇
其他水産動物								
魚	七〇	一、〇〇	計			鰻	二、〇〇〇	三、〇〇〇
其他	一	二、五三						一〇、五〇〇
海藻類								
昆布	一三、〇〇〇	六〇〇	和布	一三、〇〇〇	二、六〇〇	石花菜	三、五〇〇	一、三五
海羅	一、〇〇〇	三〇〇	計			合計		二、六八、八一

第七項 畜産

一、馬 匹

本郡に於て畜産として數へ得べき家畜の種類は、今は只だ牛・馬・豚・鶏・鶯の五種のみで就て叙説せんとす。綿羊山羊等均しく家畜の一なりしも、本郡未だ此種の家畜を飼育するものあらざればなり。而して五種の家畜に於て最も主なるものを擧ぐれば馬匹の一種とす、這は單り歴史の見地より「榴ヶ岡に馬酔木花吹」又は木ノ下薬師の馬檢と、駒迎節會の國詩を推稱するには非らず、主とする處は軍事に於ける産業に於ける總ての點に於て人力を省くに足るべき動物なればなり。特に根白石村等の産馬地帯は山手線の輪廓に、又松島村にありては平地線と沿海線の埒内に棲息し、固性蹄脚共に棲息地帯の固有を具備し乗用挽用農用各々其の特點を發揮するの素地を有せり。故に糶賣馬匹の頭數、他の市場に比較し極めて減少なりしも、高城市場の開設以來變動を生せず、依然として殆んど五十年餘の星霜を閱して、現時に至りたる歴史上深き關係を有せる高城の定期市場なりき。而して市場創設當時に溯り馬匹の頭數及び糶賣代金、並に牝牡別一頭平均額を、明治十八年宮城縣統計書に基き表示する左の如し。

年	頭數	賣代金	一頭平均賣代金
明治十四年	三、一	一、一一、一〇	三、五八四
同十六年	六〇	四、九、四〇	七、三〇〇
同十八年	四	二、八、〇〇	四、〇〇〇
明治十四年及び同十五年本郡内馬匹の生産は總て内國種に限れり、當時雜種又は洋種の産出あらざりし時代なればなり			
明治十四年	三、一	一、一一、一〇	三、五八四
同十六年	六〇	四、九、四〇	七、三〇〇
同十八年	四	二、八、〇〇	四、〇〇〇

り明治十五年宮城縣統計書に本郡馬匹中當才二才及び牝牡の區別を掲げて表示せり即ち左の如し。

牝當歲	二歲以上	計	牝當歲	二歲以上	計	牝當歲計	同上二歲計
計 五、七二	計 五、七二	計 五、七二	計 五、七二	計 五、七二	計 五、七二	計 五、七二	計 五、七二

而して明治十一年より同十五年に至る、郡内馬匹の生産牝牡の計數を示せば左の如し。

年	牝	牡	計	年	牝	牡	計
十一年	三	三	六	十三年	三	三	六
十二年	三	三	六	十四年	三	三	六
十三年	三	三	六	十五年	三	三	六

仙臺産馬の盛衰興亡の沿革に關しては、先づ左記によりて肯首する處あるべし。爰に轉載して以て産馬史上の資とせん。



宮城縣第三回年報。産牛馬。管下牧畜中其固有の物産に屬し、夙に聲譽を四方に博したるものを馬匹とす。其起源沿革に至りては舊記の據るべきものなきを以て、未だ之れを詳にするを得ずと雖も、且らく古老の傳ふる所により其梗概を擧げ、以て今日の現狀を呈するの由來を示さんとす。今を距る二百五十余年前、舊伊達藩祖政宗侯に封内馬種の改良に意あり、竊に一信臣に命じて波斯國に至り、駿良の馬匹數頭購入の事を謀らしむ、然るに其馬匹は爾後許多の年月を経て始めて舶載し來りしが、當時政宗已に没し且幕府専ら力を外交禁邊に用ゐるの日に際したるを以て、輸送し來りし良馬も之を其封内に留むるを得ず、然れども祖先の遺意亦た空ふすべきにあらざるを以て、竊に之れを南部地方に送り之れが蕃息を圖らしめたり。其後百五十年即文化の初年に方り、藩主周宗深く産馬の衰退に赴くを憂ひ、大に馬種の改良を計畫し、其臣中村日向に命じ廣く駿馬を求めしめしに、傳へ聞く處に南部地方に送りたる波斯國産の血統今尙歴然として存し、多く駿良の馬匹を産出す。乃ち該地方なる七戸甲地戸來等に就き良質の馬數頭を購求し、之れを封内玉造郡鬼首村に貸與し、周宗の乗料綾浪と稱する駿馬を下し、之れを配合せしめ終に一種の雜種駒を得たり。即之れを種馬とし専ら馬種の改良を圖り、且爾來産馬の事務を藩政の一部に加へ、馬籍を編製して之れが取締を嚴密にし其蕃殖に従事するものには特別の保護を興ふる等、用意周到累世相傳へて懈らず、其間固より多少の盛衰なきにあらざる雖も、延て明治の初年に至るまで仙臺馬の名聲四方に高く、其産額年々二千余頭に下たらざるもの、曾に地勢の産馬に適應するのみならず、亦實に蕃藩保護の厚きに職由せずんばあらざるなり。然るに維新削封、尋て廢藩置縣の舉あるに及び、各地皆其名は蕃藩制度を因襲して之れが取締をなすに在りと雖も、其實は藩制一廢地に委し、其保護の厚薄復固より往昔と日を同ふして論ず可らず。是を以て産馬の事日に人民の自營に放任するの傾きあり従て、大に其産額を減じたるのみならず、馬籍雜して終に其血統を證明する能はず、如此もの六七年其品位日に益降等して、終に二百年來博し得たる聲價も一朝水泡に屬し、殆んど之れが挽回振起の途なきに至れり。於是乎去る十一年以來斷然蕃藩制度に復し、以て馬種の改良を計り、併て牛種を蕃殖せんと欲するも、民情已に昔日に異なり、且産馬の事たる固より民業に屬すべき性質のものなるが故に、懇篤説諭を加へ之れが改良蕃殖の途を圖らしめたるに、勸誘の効空しからずして、翌十二年産牛馬會を開設し、産牛馬の事務は滿四ヶ年間は擧て之れを縣廳に委託するの議を決し、之れが保護を仰ぐに至るを以て、其請を許し専ら馬籍取締等の事を計畫せり。尋て同十五年委託期限に滿るを以て、再び産牛馬會を開き、尙三ヶ年間繼續委託を請願せり、依て事業管理の法を明にし、其事務所を縣廳内に設け、總理副總理理事長各一名、縣官兼攝之、理事員三名、内一名以縣官充之、書記獸醫各一名を置き、大に其事務を整理し洋種の駿良なるものを購求し、其改良と蕃殖とを

計りしに、輒近に至りては其名再び全國に顯はれ、漸く其聲價を回復するに至れり。今本年間産馬の數を擧ぐれば、二千三百五十頭に於て内雜種九十四頭なりとす。又來春に於て孳尾に供すべき種牡馬の總數は、九百八十二頭にして、内洋種乘用九頭洋種一回雜種同上四頭内國種同上二百十五頭同競馬用三頭車用三頭豫備二百頭なり。又短角種牡牛は十一頭なりとす。若夫れ其價直の如きは、去る十五年以來非常の低廉に赴き、改良上頗る困難なるの情況なきにあらざりしと雖も、高直なる駿馬と低價なる騾馬とは其養上毫も相異なることなく、而して其使用上に至りては彼此殆んど雲泥の差あるを覺知し、争ふて高價なるものを購求するの傾向あるに至りしは、實に近來の一美事にして、馬種改良上資て以て其面目を改むるものあるなり。

明治十五年郡内飼養の馬匹の總數、宮城縣統計書に據れば當歲及び二歳以上を合せて五千八百七十一頭なりとす。而して四十年後の大正十年調査せる宮城郡勢一斑に依れば、當歲及び二歳以上等を合して四千七百三十三頭を表示せり。馬匹の減少する一千百六十九頭なり。生産業者としては考慮の一に屬せり。町村別左に。

町村名	馬		當歲		明二歳以上明四歳未滿		年内出產	
	牝	計	牝	計	牝	計	頭數	價額
町村	一	二六〇	一	二六〇	一	二六〇	一	一
原	一	二六〇	一	二六〇	一	二六〇	一	一
鹽竈	一	二六〇	一	二六〇	一	二六〇	一	一
濱	二	二五八	一	二五八	一	二五八	一	一
大澤	二	二五八	一	二五八	一	二五八	一	一
根白石	九〇	四〇〇	八	四〇八	六	四一四	四	五〇〇
七北田	五	三六八	一	三六八	一	三六八	一	一
七郷	一	三〇六	一	三〇六	一	三〇六	一	一
高砂	一	三〇六	一	三〇六	一	三〇六	一	一
計	一	三〇六	一	三〇六	一	三〇六	一	一







町村名	成豚		仔豚		年内出産		町村名	成豚		仔豚		年内出産		年末現在	搾乳高
	頭數	價額	頭數	價額	頭數	價額		頭數	價額	頭數	價額	頭數	價額		
町	五	一六	一	七	一	八	原	三	一〇	一	三	一	三	三	一〇、二五〇
原	五	一六	一	七	一	八	鹽	三	一〇	一	三	一	三	三	一〇、二五〇
鹽	三	一〇	一	七	一	八	廣	三	一〇	一	三	一	三	三	一〇、二五〇
廣	三	一〇	一	七	一	八	大	三	一〇	一	三	一	三	三	一〇、二五〇
大	三	一〇	一	七	一	八	根	三	一〇	一	三	一	三	三	一〇、二五〇
根	三	一〇	一	七	一	八	七	三	一〇	一	三	一	三	三	一〇、二五〇
七	三	一〇	一	七	一	八	七	三	一〇	一	三	一	三	三	一〇、二五〇
七	三	一〇	一	七	一	八	高	三	一〇	一	三	一	三	三	一〇、二五〇
高	三	一〇	一	七	一	八	多	三	一〇	一	三	一	三	三	一〇、二五〇
多	三	一〇	一	七	一	八	岩	三	一〇	一	三	一	三	三	一〇、二五〇
岩	三	一〇	一	七	一	八	利	三	一〇	一	三	一	三	三	一〇、二五〇
利	三	一〇	一	七	一	八	松	三	一〇	一	三	一	三	三	一〇、二五〇
松	三	一〇	一	七	一	八	浦	三	一〇	一	三	一	三	三	一〇、二五〇
浦	三	一〇	一	七	一	八	合	三	一〇	一	三	一	三	三	一〇、二五〇
合	三	一〇	一	七	一	八	計	三	一〇	一	三	一	三	三	一〇、二五〇

豚・鶏・鵞の家畜及家禽に關しては、特に記録に徴し得べき資料に直觸せざるが故に、豚にありては成豚・仔豚の兩

三、養豚及家禽

性及大正十年内出産の頭數及び價額、又鶏にありては養鶏の戸數及び成禽と雛の區分並に産卵等、鵞も亦養鵞表示の項目に準じ、計數を列擧する左の如し。

町村名	成豚		仔豚		年内出産		町村名	成豚		仔豚		年内出産		筒數	價額	卵	羽	價額
	頭數	價額	頭數	價額	頭數	價額		頭數	價額	頭數	價額	頭數	價額					
町	五	一六	一	七	一	八	原	三	一〇	一	三	一	三	一〇、二五〇	一、七三七	三、〇九六	一、七三七	三、〇九六
原	五	一六	一	七	一	八	鹽	三	一〇	一	三	一	三	一〇、二五〇	四、九四一	五、三	四、九四一	五、三
鹽	三	一〇	一	七	一	八	廣	三	一〇	一	三	一	三	一〇、二五〇	二、〇八八	一、二	二、〇八八	一、二
廣	三	一〇	一	七	一	八	大	三	一〇	一	三	一	三	一〇、二五〇	七、二〇〇	二、一六六	七、二〇〇	二、一六六
大	三	一〇	一	七	一	八	根	三	一〇	一	三	一	三	一〇、二五〇	四、一七六	一、六〇	四、一七六	一、六〇
根	三	一〇	一	七	一	八	七	三	一〇	一	三	一	三	一〇、二五〇	七、二〇〇	二、一六六	七、二〇〇	二、一六六
七	三	一〇	一	七	一	八	七	三	一〇	一	三	一	三	一〇、二五〇	四、一七六	一、六〇	四、一七六	一、六〇
七	三	一〇	一	七	一	八	高	三	一〇	一	三	一	三	一〇、二五〇	七、二〇〇	二、一六六	七、二〇〇	二、一六六
高	三	一〇	一	七	一	八	多	三	一〇	一	三	一	三	一〇、二五〇	四、一七六	一、六〇	四、一七六	一、六〇
多	三	一〇	一	七	一	八	岩	三	一〇	一	三	一	三	一〇、二五〇	七、二〇〇	二、一六六	七、二〇〇	二、一六六
岩	三	一〇	一	七	一	八	利	三	一〇	一	三	一	三	一〇、二五〇	四、一七六	一、六〇	四、一七六	一、六〇
利	三	一〇	一	七	一	八	松	三	一〇	一	三	一	三	一〇、二五〇	七、二〇〇	二、一六六	七、二〇〇	二、一六六
松	三	一〇	一	七	一	八	浦	三	一〇	一	三	一	三	一〇、二五〇	四、一七六	一、六〇	四、一七六	一、六〇
浦	三	一〇	一	七	一	八	合	三	一〇	一	三	一	三	一〇、二五〇	七、二〇〇	二、一六六	七、二〇〇	二、一六六
合	三	一〇	一	七	一	八	計	三	一〇	一	三	一	三	一〇、二五〇	四、一七六	一、六〇	四、一七六	一、六〇

第四篇 産 業



町村名	飼養戸數	成	雛	一ヶ年ノ生産(自大正九年七月至同十年六月)	
				筒數	價額
町村名	飼養戸數	成	雛	筒數	價額
七北田村	二八二	一、四九二	七九七	一〇〇、八二〇	六、〇九七
七郷村	三三二	一、八四九	九二〇	一四、六〇〇	八七六
高砂村	四八五	二、七〇〇	一、九四〇	二六〇、一六〇	三、〇〇八
七ヶ濱村	一三三	八五〇	二〇〇	一四、〇〇〇	八四〇
多賀城村	四三三	一、八六六	二、三二八	一三、五三〇	四、五一一
岩切村	三六六	一、五八六	一、〇八〇	八〇、三三〇	四、〇一一
利府村	三三一	二、七〇〇	五五〇	九八、五五〇	四、九三三
松島村	六五五	四、二八八	三、六九二	四六、一〇〇	二、二八〇
浦戸村	三六	八〇	五〇	五、〇〇〇	三〇
合計	四、四〇一	二四、四四五	一四、八〇〇	一、五三三、四八〇	七八、九七五
町村名	飼養戸數	成	雛	筒數	價額
原	五	三〇	七	一、七〇〇	一〇二
鹽	六	三〇	七	七五〇	三六
廣	六	三〇	七	七五〇	三六
大	六	三〇	七	七五〇	三六

一ヶ年ノ生産(自大正九年七月至同十年六月)

### 第四章 商工業

#### 第一節 會議所

町村名	飼養戸數	成	雛	筒數	價額
根白石村	一	五	一	三七	二
七北田村	一	一	一	一	一
七郷村	一	一	一	一	一
高砂村	一	一	一	一	一
七ヶ濱村	一	一	一	一	一
多賀城村	一	一	一	一	一
岩切村	一	一	一	一	一
利府村	一	一	一	一	一
松島村	一	一	一	一	一
浦戸村	一	一	一	一	一
合計	六	三三	五五	一九、九三三	一、〇〇八

明治十六年商法會議所と稱し、會を開くこと五回延日數三十三日商業に關する行政廳の諮問に應答するにあり。その商議の事項を擧ぐれば、第一石巻に糶賣會所設置の件、第二物價高低公平の件、第三野蒜米商會所新設の件及び其他商法會議所の維持方法並に商業等級等にありき。後ち宮城商業會議所と稱し仙臺市南町に置く、十九年十二月末日頭取一名



理事四名、議員五十九名、會議所に要する經費は收入金參拾貳圓七拾五錢、支出金參拾貳圓六拾貳錢なりとす。此歲十一月石卷坂下町に石卷商工會を新設せり、十二月松平縣令米商組合検査所、酒造及び醫藥營業者を米商組合より脱會せしむるの件等を下問せり。諮問及び答申左の如し。

宮城縣第四回年報。諮問按。

一、米商組合検査所の利害

説明

米商組合設置以來、米製倭造に改良を加へ東京市場に於ても稍好評を受くるに至りしは、商人の盡力與て力ありと云ふべし。此上農家に於て乾燥法に注意し漸く耕耨肥培法を研究するに至らば、大に販路を擴張し從て聲價を博すべきは信じて疑はざる所なり。然るに一利あれば弊又之に伴ふは數の免れざる所にして深く憂るに足らずと雖ども、米商組合互に改良の効を競ふの勢に乗じ、當初は専ら輸出米の検査を嚴重になさんとの目的なりしに、進んで管内のものは勿論小作米等に至る迄各組合検査所を設け出入米も検査をなすに至れり、爲に倭造米製等に注意をなし一層深く其効驗著なりと雖ども、亦退て熟考ふるべきは物貨運轉の途に多くの關門を設くるは、只々煩勞と費用を加へ却て其運轉を妨碍するの嫌なきにあらず、殊に甲乙組合検査の寬嚴に由て出穀集散の場所を轉じ、其寬なる地方に集るの勢ひ、恰も水の低所に就き一般、故に組合互に検査の緩嚴に注意し知らず識らず漸く寬に流れて、遂に検査所は有名無實に歸するものなきにあらず由て組合検査は今後自然の成行に任すべきか將た全廢すべきか又或は一層嚴重に施行せしむべきか、何れを以て適せりまなすや。

米商組合検査の利害答申

抑本石米の東京市場に粗悪の名を得たるや已に久しく、爲に地方の損害たる少なからざるより、我官廳は此失墜したる名聲を回復して其需用を切にし其價格を騰揚せしめんには區々手段策略の得て全功を收む可きに非ず、必や米質を精選するの實を以てせざる可からざるの理を覺悟被爲在、往きに輸出米検査規則を設け以て嚴に輸出米の取締をなさしめたるも、時勢の止む可らざる此規則を廢せざるを得ざるの場合に遭遇し遂に之を廢止したりしに、内には農家の改良の旨意を解せざるあり、外には米商の改良の事に熱心ならざるありて、規則の廢止に乗じ内外注意を怠りしかば、米質漸く粗悪に流れ市場の名聲次第に不振に陥り、將に其底止する所を知らざらんとするの形狀を露はし、再び米商組合検査所を設くるの已む可からざるに立至りしものなり、此既往の事蹟に照して推考するに、本石米市場目下の聲價を得たる所以のものは、偏に米商組合検査所を設け之れが取締をなしたるに由るものなれば、若し一朝此検査所を廢するあらば、折角人心を集合して改良の點に傾向せしめたる所のもの、忽にして支離滅裂復一點の痕蹟を留めざるに至るや疑なし、これ所謂山を築て九坂に達し功を一篋に欠くものなれば、此検査所は廢す可らざる必用的のものに被存申候。

倍此検査所は必用にして欠く可らざるものとすれば、検査所の組織方法は、是非左の如く改正せざるを得ざる儀と存候。

一、検査所は米商組合と、農業組合と共同して設立すること。

米質の改良は精粗混淆の弊を防ぐのみにして足れりせず、宜しく米の原質を改良するを以て目的となさざる可らざるは勿論のこと之に之れあるべく、然るに米の元質を改良するには、第一種籾第二種籾第三種籾第四種籾の法等を改良するに非ざれば到底目的を達する能はず、是等の如きは専ら農家の應に務むべきことにて、商業部内の者に非ざれば米商組合の干與すべきことにあらずれども、退て農家の状況を觀察すれば、種籾耕耨肥料乾燥一として著しく改良したるものなく、現に農業組合を設け又は管廳の孜孜獎勵せらるゝにも拘らず、依然として故態を存し改良の域に進む能はざるの實況なれば、獨り内部の進歩を謀るに止らず、之に加ふるに外部の刺衝を以てするの改良を速かならしむるに効あるに若かず、而して此外部の刺衝をして適切なる感情を農家に與へしめ、内部の改良を助長せしむるは農業部の人をして、親しく此事に従事せしむるより善きはなし、故に米商組合が農業組合と合同して、検査所を設け度見込に御座候。

### 第二項 鐵道開通以後の商況

東北全線開通の前後により、商工業一般に涉り利害得失消長盛衰あるは理の當に然らしむ所にして、就中商業に就ては一層の感を深からしむる所あるが如し。仍て商業の状態より金融及び輸出入物貨、又は各港出入の船舶等の各項目に對し、開通前に於ける明治十八年並に開通後の同二十二年に於ける引用書目を掲げて轉載する左の如し。

宮城縣第三回報告。(明治十八年)同業。商業は製産消費兩者の間に立ちて貿易を媒介するものなれば、苟も殖産興業の發達を望まば必ず商業の發達を企圖せざるべからず、且つ本縣の地たる四通の要衝に當り、天府の富域に居り物産年を遂て増殖し、交通運輸亦日



に便利に就き、通商貿易の道駁々乎として繁昌の域に進まんとするの勢あれば、商業上改進の計畫は實に一日も忽にすべからざるの急務なりとす。顧みて地方商估の状態を察すれば、貿易の規模甚だ狭少にして、販賣の手段亦固陋を免れず、其弊習の甚しきは店頭區々の小利に汲々し、購客の儉野なるに遇べは欺くに非常の高價を以てし、或は不正の強賣をなし、虚誕脅迫に及ぶ所なく亦信用の何物たるを顧みざる者あるに至る、是等の輩之に示すに貿易の正路を以てし、之に告ぐるに商賣の真趣を以てするも、固より一朝にして遽に之が改良を望むべからず、然りと雖ども鐵道の布設其竣工既に近きにありて、女川灣の開港經畫亦全く熟するの今日に於て、依然舊態を改むることなからしめば、他日内外商人の來て業を此地に營むもの、爲めに壟斷の利を占有せられ、所謂優勝劣敗の數に免れざるに至らん、是れ現時地方商估の情態にして、最も之れが爲めに憂慮すべき所なりとす。夫れ然り誘導の法開達の道其端甚多しと雖ども、其智識を進め其見聞を廣くし、内外の事情に通曉し、貿易の機宜に熟達せしめ、以て進取の氣象を養成し、以て改良の針路に就かしむるは學問講習の力に藉らざるべからず、是を以て仙臺及石巻等樞要の地に、商法講習所を設け以て其端緒を啓かん、但其經畫今年に於て猶未だ全く熟せず、且其事たる自ら勸奨誘導の務に屬するを以て茲に之を詳かにせず、若し夫れ本年間地方商業の現狀に至りては、概れ世潮の浸激を被り、一般に衰退の色あるを免れず、然れども其困厄の極漸く競争の端を啓き、誠實と廉價とを以て顧客の信用を博せんとするの傾向あるに至りたるは、地方蓄來の弊習を洗除するに於て不景氣より生じたる偶然の賜なりと云はざるべからず、猶一步を進めて之を言へば、地方商估をして安逸の以て利益を博取すべからざるを覺知し、坐ながら都會商估の供給を仰ぐの積習を脱し、奮て貿易の規模を擴め販賣の手段を改むるの必要を感ぜしむるが如き、今日の困厄は焉そ他日好果を收むるの原因たらざるなきを知らんや。尙其景況の詳なるは左に登載する商況物價及金融の景況等に參看して之を知るべし。

商況

本年間管内一般の商況は、前章に於て概記せる如く、頻年不景氣の餘勢を承け、概して衰退の姿ありき。回顧すれば數年已前一時農家の暴富を致せるに當りてや、商業も亦頗る繁昌活發を極め、其狀恰も醉客の一時其精神を鼓舞せるもの、如く、狂謹愉快の迹今や既に昨夢に屬し、元氣衰憊關節弛緩復舊時の狂態を再演する能はざるは固より論を俟たず、今日の事態たる唯當きに休養靜息徐に回陽の期を俟つべきのみ則其衰退の姿を免れざるもの亦豈に止を得んや、此衰退沈靜の際に在りて本年間管内商估をして稍喜

色を呈せしめたるものは、米穀生糸二品の景況なりとす。抑縣下商品の重なるものは此二品に若くはなく、其實買販輸の盛衰は實に一般商況の進退に影響するを以て常とす、而して本年米穀の收穫は意外の好景況を呈し其價格も亦甚しき低落に至らず、生糸は則一般貿易の景況九、十月の交まで寂然たりしが、十一月の初より俄に好氣配を現はし、其價格隨て上騰し海外に輸出の高亦一時に巨額に上り、殊に該品は其販賣法本年に至り大に舊時の面目を一變せしに賴り、其一靜一動の間毫も蹉跌を市場に招かざりしは最も地方荷主の幸福なりき、要するに此二品本年の景況は地方商估偶然的の僥倖たるに過ぎずと雖ども、抑も亦通貨の價位一定に歸し商業上復舊時の危地を脱し、其實價の如きも亦曩には平均四百圓(百斤に付)内外を往來せしに、本年は平均五百三拾五圓五拾錢にして、其間百三拾五圓餘の差を示せり。

金融の景況

金融の繁閑は實に商況の浮沈と影響を相爲すを以て、其一進一退は商業の振否を卜すべきのみならず、其通塞の宜きを制し其盈涸の度を均するは經濟上の一大要務なりとす。今年年間縣下金融の景況を通察するに、概して沈滯閑漫の狀を免れざりき。蓋し近來財政の整革通貨の消長其變動の及ぶ所商業上免るべからざる厄運に際し、物價の低落商情の萎靡殆ど其極に達し、資本流通の間に現る、狀況勢滯緩弛に歸せざるを得ず、況や頻年民間の困弊農家の購買力大に減退し、商業の活機一蹶して而して復振起せず、所謂不景氣の嘆聲道途に充つるの今日に當り、資本供給者は皆危懼を懷きて而して戒心を存し、其需用者は則ち沮喪挫折の餘活潑進取の氣を失ひ、融通の狀運轉の途之を塞くにあらずして、而して自ら塞がり、未だ其涸るゝを見ずして甚だ滑かならざるものあり、其勢の由て來る所固より一朝一夕の故にあらず、想ふに此狀態たる唯だ本縣地方に止まらず、近時商業社會に於ける一般の現象なるべきを信するなり。若し夫れ一週歲の間に現れし、景況に至りては大同小異なりと云ふと雖ども、亦時に進退なきにあらず、歲首に在りては客歲臘尾商情一時振興の餘勢を承け、金融も亦少く繁忙の姿なりしも、此景況たる固より一時客氣の激動に過ぎざるを以て、乍ちにして而して沈靜するに及び、索莫の光景却て嚮時に倍し、二三月の交より漸く退歩し層一層より甚だしく以て上半年を終りたり、七月以降一般の商情依然衰萎の姿を變せず、金融の如き少異動なきにあらざるも、概れ常に閑漫を極め復一日の繁忙を見ず、利足は漸く低落し、公債證書の價格は愈上騰し、竟に百圓内外の高點に達するに至り、蓋し一般の資本貿易生産の途に向て活用するの機會なく、公債株券等に傾注して其價格の上騰を促がすもの、是れ豈に喜ぶべきの情況ならんや



今仙臺石卷等重要な地に就き金利の高低を調査するに、仙臺に於て一月より二月までは利息の割合大略壹割八分、三月四月は金融漸く緩弛に赴き、一割二分より一割五分の間を往來し、五月六月に至りて益低下して常に一割二分已下に在り、七月八月の間も亦同上の割合を出入し甚しき變動を見ず、九月十月生糸の出荷漸く盛なるに際するも、尙低きもの一割八厘高きもの一割五分を出でず、十一月十二月も亦同状なりき。石巻に於ては米穀取引を以て市場の最主眼となすにより、歳首朝鮮事件の未だ其局を結ばざるに在りては、金融頗る繁忙を極め一般の利息は一割八分より二割までの高度に在りしが、爾後次第に降りて五月に至り遂に極低度に達し、七月より九月までの間は稍繁忙の状ありしが、十月に至り又甚だしく緩弛せり、其一繁一緩に隨て利息も亦之に伴ふて昂低し、一割乃至一割五分の間を往來せり、十一月以後生糸の景況大に振起するに際しては、金融亦大に繁忙を告ぐ其他各街の如き其狀概ね上記ニヶ所に大差なしと雖ども、銀行其他資本供給者の情況を察するに、近時世態の變遷に戒心し、頗る需用者の性質を擇ひ、寧ろ庫中に餘資を堆積するも、決して不動財本に對して之が供給をなさず、故に商業市上の運轉を除きては融通全く塞がり貸借の途殆ど杜絶するもの、如し、是れを本年間金融の概況とす而して金利の低下に就きては、猶一言すべきものあり、蓋し其低下を致せる原因は前既に詳述せるが如く、固より喜ぶべき事情より來りたるにあらずと雖ども、其結果は實に着實なる起業の媒介をなし、從來起業者をして資金の高利なるに困むの患を免れしむるに至れり、之れを要するに商況の沈滞金融の閑漫、今日の狀を呈せるもの固より種々なる原因ありて、積年の餘弊免るべからざるの運なりと雖ども、其事勢の一定するに及ば、後喜ぶべきの反動を發すべきは數の期し難からざる所にして、利足の低下に因りて起る所の結果の如きも亦其一なりとす。

輸出入物貨

輸出入物貨の増減多寡は、以て貿易の盛衰を觀るべく商業の進退を卜すべし、故に其調査を詳密にし増減多寡を計較比照するは尤も緊要の一事なれども管下各港輸出入の物貨たる未だ完全なる調査を得ず、且其方法に於て年々に多少の變更あるを以て、前年と後年とを比較して必らず適當の對照なりとするを得ざるも、又以て其大要を察知するに足るべき歟。茲に管下各港本年の輸出入を以て前年に對照するに、前年の輸出品總價額は、貳百三拾四萬八千三百五拾九圓にして、本年は貳百四拾貳萬三千七百三拾五圓なれば、本年に於て増加すること、七萬五千三百七拾六圓なり、又輸入商品の總價額は前年に於て、三百八拾七萬七千四百六拾五圓なりしに、本年は貳百〇三萬九千五百貳拾圓にして、前年より減すること百八拾三萬七千九百四拾五圓なり、而して前年に於ては輸入の輸出に超過すること百五拾貳萬九千九百〇六圓なりしに、本年は之に反して輸出の輸入に超過すること三拾八萬四千貳百拾五圓なり、是に由て之を觀るに、既往五七年間は常に輸入は輸出に超過するの姿なりしに、兩三年以降は較平衡を得、本年は更に輸出の輸入に超過するに至りたるもの、如し、而して其原因たる固より多々なるべしと雖ども、要するに本年は民家一般に購買力を減じ商況の振はざる等の故を以て輸入は自から減却すも雖ども他の農産水産等は價格も稍上進し産出も亦敢て例年に異ならざるのみならず、米大豆生糸の類は多少増獲したる實況なりしかば、之が爲め敢て輸出額を減却せざるのみならず、反て少しく増加を顯したるものならん。

然り而して管下各港の輸出入商品は、輸出するもの未だ必らずしも管下の生産物に止まらず、輸入するもの亦必らずしも管下の消費に止まらざるなり、何とせば若手秋田福島山形の各縣は、輸出入共に十の七八は管下各港を経るを以て、管下の輸出入は五縣の輸出入に係り、之を以て獨り管下の商業貿易に關するものと見做すべからず、至竟五縣下の商業貿易上に於て、上陳の如き景況を現したるものなりとす、然りと雖ども其の主とする所は、管下にして山形若手之に亞き、秋田福島は尤も關係薄きものなるが如し。

又各港を區別して輸出入の景況を比照すれば、荒濱港は輸出六千七百五拾圓、輸入壹萬八千八百八拾壹圓にして、輸入の超過すること壹萬貳千三百三拾壹圓、鹽竈港は輸出三拾貳萬貳千六百五拾圓、輸入四拾四萬五千七百八拾六圓にして、輸入の超過すること拾貳萬三千三百三拾六圓、石濱港は輸出三拾八萬〇〇九拾三圓、輸入三拾四萬〇四百九拾壹圓にして、輸出の超過すること三萬九千六百〇貳圓、潜ヶ浦は輸出は八千五百四拾八圓、輸入は拾六萬七千七百貳拾九圓にして、輸入の超過すること拾五萬三千三百八拾壹圓、野蒜港は輸出更に無、輸入六千三百六拾八圓、荻の濱石卷兩港を併せて輸出百六拾六萬七千三百拾九圓、輸入九拾貳萬七千七百三拾七圓にして、輸出の超過すること七拾四萬五千五百八拾貳圓、氣仙沼は輸出三萬八千三百七拾五圓、輸入拾四萬四千五百貳拾八圓にして、輸入の超過すること拾萬〇六千五百五拾三圓なり。然るに之を前年に比すれば、輸出に於て荒濱は壹萬六千〇拾壹圓を減じ、石濱は貳拾三萬九千四百拾三圓を増し、潜ヶ浦は四萬貳千四百三拾壹圓を減じ、石巻は九萬貳千四百九拾九圓を、野蒜は貳萬千六百七拾七圓を減じ、氣仙沼は六萬三千四百七拾六圓を減じ、鹽竈は三拾貳萬貳千六百五拾圓を増し、輸入に於て貳萬五千六百八拾三圓を減じ、石濱は三萬貳千六百五拾圓を増し、潜ヶ浦は百八拾萬〇千六百六拾壹圓を減じ、野蒜は八千貳百四拾九圓を減じ



石巻は三拾四萬五千貳百九拾六圓を減じ、氣仙沼は壹萬九千八百四拾貳圓を減じ、鹽竈は四拾四萬五千七百八拾六圓を増せり。然るに本年に於て潜ヶ浦は三月を以て鹽竈に改めたるが故に、潜ヶ浦の輸出入額は一月より三月までに至る數を擧げ、鹽竈は四月以降九ヶ月間の調査に係るものとす、而して之を改めたるは該港改修以來漸次に昌盛に赴くに隨て、潜ヶ浦は船舶の出入を減じ、且つ鹽竈は將來に望める地なるを以て之を變更して、調査の便利を計りたるものとす。

各港出入船舶

凡そ殖産貿易の盛衰に關するものは運送より大なる莫し、故に國の貧富を論ずるに必らず先づ運送の便否を言ふは經濟上の通義なり。今や管下陸に鐵道を敷き海に港灣を開くの經畫全く熟し、數年を出ずして其成功を期すべきに至りたれば、海運も亦隨て漸次に頻繁を加ふるもの、如く、各港本年間出入船舶の數を以て前年に比するに大に増加を致し、概して倍數以上に居るは寔に喜ぶべきに似たりと雖ども、顧みて輸出入貨物の統計を察すれば、却て反對の述を呈はし、前項に於て詳述せし如く前年に比すれば大に總價の減少を見るもの蓋し亦其事由なきにあらず。抑々貨物の貴重に屬するものは其量積多は大ならず、日常需用品の如き其量積甚だ大なるも、其價額は却て賤きもの多し、而して本年間市場の景況たる貨物の貴重奢侈に屬する者の如きは、絶て販賣の途なく其取引概ね日用品に係るを以て、船舶出入の數に於て増加を見るも輸出入の價額は之に伴はざりしなり。且本年に於ては彼の三菱共同兩汽船會社の競争ありしが爲め、大に船舶出入の頻繁を致せしもの亦一種の原因なりと云はざるべからず、即ち其出入の數を左に示す。

本年間各港船舶の總數出船は、汽船四百二十二艘にして、前年より増す事、百七十五艘、西洋形帆船百二十九艘にして前年より増すこと四十八艘、日本形船五十五石以上三百九十艘にして、前年より増すこと二百四十艘、又入船は汽船四百三十四艘にして、前年より増すこと百六十四艘、西洋形帆船百六十五艘にして、前年より増すこと九十四艘、日本形船五十五石以上四百七十艘にして前年より増すこと三百三十艘なり。

又各港に就て區別すれば、出港の汽船は石濱七十一艘、鹽釜四十八艘、潜ヶ浦五十六艘、石巻二百五艘、氣仙沼三十九艘。同西洋形帆船は石濱五十六艘、鹽釜十一艘、石巻六艘、氣仙沼五十六艘。同日本形船は荒濱六艘、石濱七十一艘、鹽釜十二艘、野蒜六十三艘、石巻五艘、氣仙沼二百三十三艘にして、入港の汽船は鹽釜五十一艘、石濱七十九艘、潜ヶ浦五十九艘、石巻百九十六艘、氣仙沼四十九艘。西洋形帆船は鹽釜十二艘、石濱五十八艘、石巻四艘、氣仙沼九十一艘。日本形船は荒濱六十五艘、鹽釜十二艘、石濱七十一艘、野蒜六十三艘、石巻五艘、氣仙沼二百五十四艘なり。

右各港の内潜ヶ浦は一月より三月に至る數を掲げ、四月以降は鹽釜に移して調査したるを以て、鹽釜の數も亦四月より十二月に至る九ヶ月間に係る。又萩ノ濱は石巻に併せて調査し、野蒜は六月以降の報告を得ざるにより、上半期間の數を掲ぐるものとす、且つ其調査を移し又は併せたる理由は商品輸出入の條に陳べたるを以て之を略す。

第三項 商事會社

【販賣所】 明治十五年集合賣賣場を設立す。東一番丁にあるを觀工場、大町四丁目にあるを勸業場と稱す、恰も今の宮城縣商品陳列所の前身なるが如し。明治十六年宮城縣第一回年報左の如く報せられたり。轉載する下記に。

東一番丁觀工場

大町四丁目勸業場

品別	出品數	代價	品數	代價	出品人員	出品數	代價	品數	代價	出品人員
和洋小間物	三、〇三、八〇〇	三、四一〇、五〇〇	一、三、五七二	二、九七二、六六六	四	一、三、五七二	二、九七二、六六六	九、九四五	二、〇三、八〇〇	四
陶器	二、七、三五〇	一、九、一四二、一三〇	七、五六〇	六、七〇、六五一	二	七、五六〇	六、七〇、六五一	六、九九元	六、三五、三四一	二
下駄	五、三、七七一	四、一、七〇〇	一、一、三三五	三七一、〇〇〇	三	一、一、三三五	三七一、〇〇〇	一、〇四六	三三、〇八五	二
埋木	一、九、五八一	一、四、五七一	一、〇、七三三	一、五、四九五	三	一、〇、七三三	一、五、四九五	五〇〇	七、六、四八八	二
漆器	五、五〇一	二、九、〇〇〇	一、〇、〇七二	九、四、五八〇	一	一、〇、〇七二	九、四、五八〇	九、一四一	七、七、九、七七	二
太物	一、一、八三六	四、七、八二二	一、九、九七二	一、一、五、〇〇〇	二	一、九、九七二	一、一、五、〇〇〇	一、三六一	七、一〇、〇五〇	一
筆墨	一、九、三三五	一、五、七、四七三	三、五〇七	二、〇、〇〇〇	一	三、五〇七	二、〇、〇〇〇	一、九八三	六、八、三三〇	三
金物	七、八、一、五七七	四、八、四〇〇	二、一、二五	六、八、二五〇	二	二、一、二五	六、八、二五〇	一、〇二五	二、九、九、九二	一
玩弄物	九、八七〇	二、九、六、〇五〇	七、三三〇	二、六、三〇〇	二	七、三三〇	二、六、三〇〇	一、〇二五	二、九、九、九二	一
書籍	二、七、四四二	八、二、四、〇〇〇	一、一、四七二	五、二、四、一〇〇	一	一、一、四七二	五、二、四、一〇〇	一	一	一
合計	一、三、三、三三三	一、〇、〇、〇一〇	九、三、一、二二三	一、三、三、三三三	二二	九、三、一、二二三	一、三、三、三三三	三、三、九、〇〇〇	一、〇、〇、〇七五	二六



翌十七年集合販賣所を石巻町仲町に開始し、石巻勸工場と稱し、仙臺に既設の勸工場及び勸業場陳列の品種外に、書籍・茶器・古道具・仕立物・桶類等の商品を販賣せり。明治十七年宮城縣第二回年報に、左の如く記轉しあれば轉載する左の如し。

本縣下仙臺區東一番丁勸工場及大町四丁目勸業場共世上不景氣の影響を蒙り、許多の看客あるも列品を購買するもの甚だ稀なり。偶々購米者あるも輕價の物品のみにして十六年の賣却高に比すれば殆ど半額を減少せり。石巻勸工場は之れに反し開設以來僅か三ヶ月間にして二千余圓の賣却高なり之を區内の勸工場に比すれば一ヶ年にして三千餘圓の多きに至る割合なり。蓋し該場は創業の際にして地方人民の目新しきより自然來觀するもの多く隨て賣品の多額に至るものにして恰も東一番丁勸工場創設の時と同様なる景狀あるに依るものとす其詳細は左表の如し。

種目	仙臺區東一番丁勸工場			同區大町四丁目勸業場			牡鹿郡石巻村字中町勸工場		
	出品數	代價	賣上人員	出品數	代價	賣上人員	出品數	代價	賣上人員
和洋小間物	二、六七五	四、一八三	三、〇〇八	二、五三三	二、〇六二	七、四〇一	一、二九一	四、一五〇	五、四八五
漆器	四、九六六	三、九三二	三、七〇七	二、二七一	九、八四三	八、〇四一	六、二一一	三、三〇〇	二、五〇〇
吳服太物	三、五一一	一、三三三	一、五〇四	六、〇三二	一、〇三二	八、三三三	九、〇三三	五、四一一	三、六〇〇
陶器	三、二九五	一、六〇〇	一、〇三三	四、三三〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	一、二四九	四、〇〇〇	九、八三六
埋木細工	三、三三三	九〇七	七、三三三	五、三三三	八三三	一〇〇	六二二	一、二二二	一、一三三
等墨硯紙	三、九六〇	六六六	一、八一	四、六六	三、七〇〇	二、〇八二	二、〇八二	一、〇〇〇	一、〇〇〇
翫弄物	三、九三三	三九八	八、五九二	一九九	一	一	一	一	一
書籍	一	一	一	一	一	一	一	一	一
金物	四、二〇〇	四八	二、四四四	二五	一、九三三	五九	一、〇三三	一〇〇	七、四三三
茶器	一	一	一	一	一	一	一	一	一

【會社】 明治十七年に於ける營利に直面せざるも、間接直接の關係を有するものを假りに、商事的集合體の諸會と見れば、明治十七年宮城縣第二回年報に左記の如く記載しありき。

殖産名稱	地名	業種	責任	資本金	製作高	賣買高	原價	收入金	純益	損金
製茶會社	仙臺區北五番丁	製茶改良	無限	二五三	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二八八、〇〇〇	六七五、〇〇〇	三七〇、〇〇〇	一
協賑社	刈田郡八ッ宮村	牛	有限	二、五〇〇	蕃殖三七	一九	二八五、〇〇〇	三七、七〇〇	三七、三四	一
造樹社	宮城郡岩切村	菜培養山林造植	同	三、四八五	三、四八五、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	三、四八五、〇〇〇	三、三〇〇、〇〇〇	一、九三〇、〇〇〇	一
流木會社	他台區中ノ町	薪	商同	四、五〇〇	七九八	七九八	六、六五八、六五五	五、九四四、〇五八	一	七〇四、五九七
薪炭會社	同區土橋通	薪炭	商同	一、〇〇〇	七五、八〇六	七五、八〇六	九、五七六、四〇〇	九、六六六、四〇〇	五〇、〇〇〇	一
東北産馬養育會社	同國分町	馬	商同	一、九八一	一七	一七	六〇五、〇六一	七四一、七四一	一三六、六八〇	一
宮城機業社	同區東二番丁	糸賣	同	八〇〇	?	?	三、三〇〇、〇〇〇	三、三八、七〇〇	一八、七二〇	一
興農社	同區立町	通肥料農具賣	同	一〇〇、〇〇〇	?	?	?	?	?	?
魚商社	名取郡閑上濱	魚類	商有限	三、〇〇〇	?	?	四、〇〇〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	一







所在地	設立月日	目的	資本額	拂込額	積立金
松島實業倉庫	同 八年七月	倉庫業	一五,〇〇〇	一五,〇〇〇	三〇
島田商商店	同 八年六月	穀米業	五,〇〇〇	五,〇〇〇	一〇
大和商商店	同 八年三月	製米業	五,〇〇〇	五,〇〇〇	一〇
合資會社味戸運送店	同 八年四月	陸運業	五〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	一〇
東海礦業株式會社	同 八年八月	礦業	一五〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
株式會社苦竹電氣工業所	同 八年七月	電氣應用ノ製造工業及電氣ノ關スル機械器具ノ販賣	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一
東北瓦工株式會社	同 十年一月	瓦製造販賣及請負	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一
常盤織布株式會社	同 九年一月	織物製造	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	六〇
鹽釜土地株式會社	同 十年十二月	地賣買	九〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	一

### 第二節 工業

#### 第一項 宮城紡績工場

明治十七年綿糸製造の工場を、今の七北田村大字荒卷三居澤に創設して、宮城紡績會社と云ふ、時俗稱して三居澤の紡績所と云ふ。明治十七年宮城縣統計書に左の如く記載せり。

種類	場名	地名	運轉力	職工(男)(女)	資本金	經費金	収入金	純益
綿糸	宮城紡績會社	宮城郡荒卷村	水力車	三〇人	五〇,〇〇〇	二二,三九〇	一四,六八〇	二,三三九

綿糸の製造太糸を主とし、十一番乃至十六番なり、此種の原料を使用して専ら小倉地機織を製作せり、然れども世は

細糸原料を使用するもの増加し、殊に小倉地の用途も漸次不況に傾き、製作上不利に墮らざるを得ざりき。去れど辛而之を持続したりしと云ふ。今爰に宮城縣統計書に基づき、製作及製造等を示す左の如し。

年次	職工延人員		製品高代	金	經費	收入金
	男	女				
明治十七年	?	?	六,四三三	一四,七四〇	二,三二四	二,三三〇
同 十八年	一八八	五九	一四,〇〇四	二四,七九	四,八三三	三,〇七九
同 二十年	九七六〇	二,九四	二〇,二四	八,三六一	四,八四四	二,一九〇
同 二十一年	二〇,二二二	六,一九四	二〇,〇八	四,七四	三〇,五八	六,三三四
同 二十二年	一九,〇八四	六,三三九	一七,七五〇	三五,九三三	五,九三六	三,八五四
同 二十三年	一四,一〇〇	五,七〇〇	一三,六六〇	二二,九一	四,〇八七	三,二〇四
同 二十四年	一四,四〇〇	三,六〇〇	一〇,八〇〇	一七,二〇	二,七六〇	一,七九〇
同 二十五年	一四,〇〇〇	三,九三三	一〇,〇六五	一五,八五〇	三,五六〇	二五,九六

紡績會社の創立に際し、七十九ヶ村の町村聯合は、資本金五萬圓の内壹萬六千餘圓は、小學校維持金中より支出し、廿一年會社より戻入各町村に分賦の議決を爲し、後ち八ヶ年賦の處置を講じたるが如し、

引續演説。(明治二十五年十一月十四日大立目郡長) 本郡各學校維持金の貯蓄法を設くる爲め、明治十六年十一月本郡舊七十九ヶ村聯合會に於て、金壹萬六千五百八十三圓八錢七厘を戸數割に賦課し、同年及十七、十八の三ヶ年に於て之を徵收し、宮城紡績會社株金として貯積するものと議定し、該金額を擧て紡績會社に拂込候事。同二十一年一月の同會に於ては、該株金を各村へ配付し其村學校の資産と定むること議決せし結果により、該社に對し株金返戻方を論達したるに、同會社は八ヶ年賦返戻の義を願出でたり。依て更に郡衙よりは年三朱利付を以て、五ヶ年賦に返納すべき旨を指令及置候旨、前郡長引續申受候。

尙創立初年の状態は明治十七年宮城縣第二回年報又設立後三ヶ年を経し状態は十九年同第四回年報を左に併録す。



宮城縣二回年報。一、宮城紡績會社は本年四月二十一日機械据付略整頓し五月二日より漸次運轉を試み今く西臺を運轉するに至りたるは九月二十四日なりとす。然れども當時職工未だ習熟せざるを以て製造高も甚だ多からざりしが、十月頃に至り漸次習熟し追々産額を増加するに至れり。而して製絲の品位は十番より二十二番迄を試みたりしも需用者最も多きものは十一番より十四番の間とす、依て目今製出するものは多分右の品質に止るべし。其販路は仙臺區内商人にて引受け重に管内に販賣せしが、近來福島・山形の兩縣下にも賣出す程に至れり、今日の景況にては他府縣へ輸出するに至るも蓋遠きにあらざるべしと信ず、其製造高連月比較表は左の如し。

月次	繰上高		製造高		職工	
	男	女	男	女	男	女
五月	六、四三三	四、三〇〇	六、四三三	四、三〇〇	八〇	二、六〇〇
六月	六、九一〇	五、二〇〇	六、九一〇	五、二〇〇	九〇	二、四〇〇
七月	六、九一〇	五、二〇〇	六、九一〇	五、二〇〇	九〇	二、四〇〇
八月	六、九一〇	五、二〇〇	六、九一〇	五、二〇〇	九〇	二、四〇〇
九月	六、九一〇	五、二〇〇	六、九一〇	五、二〇〇	九〇	二、四〇〇
十月	六、九一〇	五、二〇〇	六、九一〇	五、二〇〇	九〇	二、四〇〇
十一月	六、九一〇	五、二〇〇	六、九一〇	五、二〇〇	九〇	二、四〇〇
十二月	六、九一〇	五、二〇〇	六、九一〇	五、二〇〇	九〇	二、四〇〇
合計	六、三、五、四、七、四、九	四、一、二、四	六、三、五、四、七、四、九	四、一、二、四	七、五、八	二、六、八

第二項 製絲工場

宮城縣四回年報。宮城郡荒卷村綿絲紡績場 本場は去明治十七年の創立にして其當初は機械及職工等習熟せざるが爲め充分の盛業に至らざりしも昨十八年以來漸々習熟し諸事整頓器械の運轉も其宜きを得品質精良製造も亦隨て増額せり。本年十二月間の製造管絲一萬八千四百八十貫九百四十目にして前年に比較すれば殆んど三割二分を増加せり。是全く機械及職工の習熟と役員等の勉強に由るの結果なるべし。製絲價格の如きは近來世上の不景氣に連れ追々下落に傾き、本年中の平均は一貫目につき壹圓七拾五錢弱にて前年の最低に比すれば尙六拾五錢余の低價に至る。然れども獨り本場製品に止まらず一般の景況にして原料棉花等隨て低廉なれば敢て損害を見る憂なく販路も追々伸張し、近縣各地の好評を受け需用者大に増加して供求缺乏を感じるの現況なるに至れり

明治二十三年錦戸景訓居村七北田村に水車力を原動とし、製絲工場を創設し錦戸製絲場と稱す。資本金八千五百圓にして規模稍狭少なりしも經營設備の點に至りて總て整頓せりと云ふ。惜哉祝融氏に襲はれ再興なくして止む。製作及代價等を宮城縣統計書を基調となし製表する左の如し。

年次	職工		製品高	代金	經費	收入金
	男	女				
明治二十三年	七、九〇〇	一、二〇〇	六、六〇〇	一、八〇〇	五、六〇〇	一、三〇〇
同 二十四年	七、二〇〇	九〇〇	六、〇〇〇	一、四〇〇	四、一〇〇	九〇〇
同 二十五年	七、三〇〇	一、三〇〇	六、一〇〇	一、六〇〇	七、〇〇〇	一、〇〇〇

第三項 大日本鑛泉株式會社工場

資本總額五十萬圓株式一萬株の株式會社は大正八年十月三十一日の創立なり。炭酸水製造を業とし、本社を仙臺市柳町通二三番地に、第一工場を本郡根白石村大字實澤字戸平三番の三に置く。昭和二年十月末日現在。

社長佐藤二郎・取締役佐々木政吉・石垣真治・星初三郎・山口喜藏・菊地兵治・箕田章・監査役本間亮一郎・青木存秀・鈴木英三郎・堀江春之進・現業主任高谷貴四郎。

工場總面積約一千坪、第一工場建築大正八年十一月起工、炭酸水製造工場一棟(間口四間奥行十四間)炭酸瓦斯液化工場一棟(間口五間奥行八間)貯藏庫石造一棟(十二坪)第二工場百五十六坪(内倉庫五十二坪)事務室及附屬五棟四十七坪。當會社の創立に關する沿革に就ては明治二十六年第二高等中學校醫學部茂貴平治外三氏の踏足により實澤炭酸泉試驗記事と題し、日本藥學會は藥學雜誌によりて、世に刊行せり。今は趣意書に掲ぐる記事と最近の記録を載する左に。

大日本鑛泉株式會社創立趣意書



我國に於ける清涼飲料水事業は、最近非常なる發達を遂げ來りて國內の需要は勿論、海外に向つて輸出するもの年次多きを加へつゝあるが、一面世界各國に於ける飲料水の需要は殆んど天然炭酸水に集中し、井水及水道の水は總て飲料に適せず、衛生上有害なりとして擯斥せられ、我國に於ても亦同様昨半頃より鑛泉を原水として製造したる飲料水にあらざれば飲料に供せられずと謂ふも過言にあらざる状態にあり。然るに天然炭酸水は我國に於ても湧出個所極めて少なく需要の増加に對する供給力益々不足を歎じつゝあるの秋仙臺を相距る僅かに二里半の地點に於いて純良無比の天然炭酸水の湧出箇所あるを發見し、幾多の研究調査を経て茲に全國に冠たる飲料水及醫治的効驗の著大なることの證明を得たるは地方發展上最も慶すべき事といふべく、之に小規模の設備を加へ現品を市場に供給して愈々好評を博し、需要日に加はりて供給設備の微弱之に伴はざるを遺憾とし、更に大規模の設備を爲し現地の需要に應ずると共に斯業に深き經驗を有する大倉鑛泉合資會社の事業全部を合併し、以て各種の精良なる飲料水を製造し内地は勿論遠く海外に販路を擴張せん冀望を以て茲に大日本鑛泉株式會社を設立せんことを希くは大方の諸彦奮つて御賛成あらん事を。

大正八年二月十一日

發起人

山乃宮炭酸水の概要

【位置】 本炭酸水は宮城縣宮城郡根ノ白石村實澤字戸平三番の三冠川に沿ひたる山宮神鳴岩の下に湧出するものにして、湧出地實測面積拾町歩餘は發見人に於て其所有權を取得しあり、仙臺停車場を距る二里半岩切停車場を距る三里鹽釜港を距る五里共に道路平坦にして車馬を通じ交通頗る便利なり。

【分析試験の結果】 本炭酸水は明治二十六年以來幾多の専門學者によりて研究調査せられたるものにして曾に其性質に於て卓絶せるものあるのみならず湧出量に於ても亦稀に見る所にして、從來湧出地一時間三石五斗餘其附近河中に涌出の本泉一時間四石五斗餘、右二ヶ所を合して一晝夜百九十石餘に及び共に純良の天然瓦斯炭酸水なるのみならず適度の「チヂウムエマナチオン」瓦斯及飲料に適する諸種の主要成分を含有するを以て特に混和加工の必要なし、之れ本炭酸泉の一大特長とす、即ち數度の分析試験結果及諸専門學者の調査概要を示せば左の如し。

(一) 明治二十六年五月中第二高等學校醫學部教諭醫學士八木長恭同佐野正種兩氏學生を率ひ實地に出張採酌して分析試験を爲したる結果は左の如し。

無色清澄にして冷涼の酸味を有し、弱酸性の反應を呈し「リットル」中炭酸總量一、四六〇五游滴及牛化合炭酸〇、九〇六固形分量〇、三一五にして石灰苦土少量格魯兒鐵の痕跡を驗出す。

(二) 明治二十九年八月中製造販賣營業の件に際し宮城縣技手藥劑士島虎丸氏の出張分析したる成績左の如し。

無色透明臭氣なく爽快なる味を有し温度低く極めて冷涼なり反應は弱酸性にして振盪すれば著しく泡起す其二「リットル」中一、四七〇八瓦の總炭酸及〇、二八瓦の固形分を含有し而して其固形分中には左の諸成分を含む。

有機質微量硅酸少量硫酸痕跡「クローム」痕跡「カルシウム」少量「マグネシウム」微量鐵痕跡

(三) 明治四十五年五月中仙臺衛戍病院に於て陸軍二等藥劑官柴野昇氏を實地出張せしめたる結果左の如し。

無色澄明無臭其味爽快刺激性にして弱酸性の反應を呈し每千分中含有主要成分量左の如し。

固形分總量	〇、六四三三	重炭酸カリウム	〇、〇〇六二五
重炭酸ナトリウム	〇、〇〇一八六	重炭酸マグネシウム	〇、〇〇六二七
重炭酸カルシウム	〇、一六二五	酸化鐵	痕跡
硫酸カルシウム	〇、〇〇六四四五	クロールカリウム	〇、〇〇三七五
游滴炭酸	一、五五五	珪酸	〇、〇三九〇

以上の成績に依れば本鑛泉は單純炭酸水にして適當の炭酸瓦斯併出するものを含有せしむれば清涼飲料として最適當のものなるべし。

明治四十五年六月二十九日 於仙臺衛戍病院 陸軍二等藥劑官 柴野昇

(四) 大正七年一月大日本清涼飲料水協會に於ける分析表を擧ぐれば左の如し。

第十一號	〇、〇〇一八六	〇、〇〇六二五
一、鑛泉	〇、〇〇一八六	〇、〇〇六二五
壹種 定量分析	〇、〇〇一八六	〇、〇〇六二五

右試験の爲め當協會へ差出されたる瓶詰水は無色澄明無臭にして、味は微に刺激性を有して清涼なり、ラタムス低に對して反應を



呈せず之を煮沸するも變化なし本水千分中に固形物總量八〇。四五分にして各成分量左の如し。

游 滴 炭 酸	〇、八三五〇	クロールナリウム	〇、〇一二八
クロールナリウム	〇、〇〇一三	炭酸ナトリウム	〇、〇三七二
炭酸カルチウム	〇、一九二六	炭酸マグネシウム	〇、〇八六二
炭酸亞酸化鐵	〇、〇〇三二	珪 酸	〇、〇五七〇

以上成續に依れば本水は單純炭酸泉に屬し飲料用に適するものとす。  
大正七年一月十四日 大日本清涼飲料水協會

藥學博士 會長 井 義  
 藥學博士 副會長 野 金 太郎  
 理學博士 長 井 義

(五) 大正三年二月十七日東北帝國大學理科大學に於て「ラジウムエマナチオン」瓦斯の有無試験を行ひたる結果として理學博士日下部四郎太氏より本礦泉は適當の「ラジウムエマナチオン」瓦斯と炭酸瓦斯を豊富に混合したる純良天然炭酸水なる旨の言明を得たり。

### 第四項 山田製菓株式會社工場

大正八年三月二十日創立資本總額拂込金貳拾萬圓。昭和二年十一月現任重役の氏名左に。  
取締役社長若生直治・專務取締役山田正一・取締役小野寺主馬藏・菊地嘉兵衛・北條伊平・及川儀藏・小幡倉藏・監查役淺野綠・千葉房治・山田嘉助

### 第五項 工産雜類

【疊表】 明治四十一年四月二十二日告示第一五號蘭植付肥料補助規程、並に同日告示第一六號蘭庭機臺購入補助規程を

制定頒布し、其年蘭庭機臺を購入したる左記八名に對し、一個に付金七圓五拾錢を交付せられたり。

二個づつ、七北田村農會・根白石村農會。一個づつ、高砂村福室守谷利三郎・同村岡田菅野重吉・七郷村荒井加藤五郎右衛門・堀江好吉・加藤憲喜。廣瀬村上愛子石垣彦左衛門。

翌四十二年蘭教師を招聘し、各町村を巡回せしめて實地の指導を爲さしむ。明治四十二年及び同四十二年宮城郡事業年報は、審に其の事蹟を詳述せり、轉載下の如し。

宮城郡事業年報。(明治四十二年)蘭業。蘭業教師として斯業に經驗ある加藤武之助・大泉養吉の二名を囑託し、各町村を巡回し當業者を最寄部落に集め蘭草刈取、乾燥、植付等に關する實地指導をなさしめしに當業者も蘭業の有利なるを覺りたるもの、如く漸次植付反別増加しつゝあり。

蘭作標準。蘭業教師町村巡回講話又は實地指導の際左の如き蘭作標準を小冊に附し當業者に配付し蘭植付獎勵をなさしめたり。

(一)種蘭。夏土用刈取の際畦畔に沿へたる一部分の蘭を一寸位の高さに刈り、十月若くは翌春四月上旬根株より生ぜる發育宜しき株を掘取り根元五六寸を残して其先端を切り捨て枯葉を除き嫩芽二十本位づつを一株となし、苗床に移植すべし。

(二)苗床及手入。苗床は蘭田一畝歩に付三坪の割合にして、先づ畑を耕し能く土塊を粉碎し、之れに短冊形に苗を移植すべし。株間は五寸深さは一寸位にしてぐの目に町嚙に植付くべし、植付終らば之に水肥(腐熟せる人尿四分に水六分を混じたるもの)一荷を施し又苗床の乾燥と雜草の發生を防ぐ爲め粗糠若くは藁又は麥稈を五分位に切り地面の見えざる程薄く布き詰め(秋上げならば冬季防寒の用意として粗糠を三四寸の厚さに散布し春季彼岸頃に至らば漸く地面を覆ふ位に減じ)四月上旬に於て苗床三坪に付水肥一荷を施し後其伸長を見て蘭の先端を切り捨て、五月中旬及六月中旬の兩度に水肥一荷づつを施し、而して夏土用後根元より約七八寸上を鎌にて刈取り水肥一荷を施し、九月中旬に至り更に二荷を施し、十月下旬に至り移植すべし。

但苗の先枯黄するは肥料不足の兆なれば其際は直に肥料を施すべし。

(三)本田の整理。稻刈取後直に一畝歩に付厩肥二畝を田面一様に散布し、鋤き込み置き植付の期に至り細に土を小切り水を灌き馬鋤にて粗代を掻き二三日にして中代植付の日特に水を落して植代を掻き(此際蒸服の葉を細斷せるもの或は乾草塵芥等を踏み入る



（は特に宜し）えぶり又は練棒（練り棒）は長さ七八尺直径三四寸許りの丸太棒にして其兩端に近く繩を結び付け馬に挽かしめ圃田の地面を平均にするに用ゆるものにて更によく地面を均して植付くべし。

（四）植付。苗は土を落し根元より凡そ六七寸許を残して其先端を切去り、一株二十四五本位づゝに裂き苗床に植ゆると同様五寸の距離にぐの目に移植すべし。但深く植ゆべからず深ければ肥料の効少なく淺ければ株倒れ易し素この地境を植込境とす。植付終らば水を灌き其深さは二寸位とし十日間位を經ば數日間水を排し、冬期に至らば凍死せざる様水を深くし、春季水の氷結せざるに至らば雪水を排出して更に淺水になし置くべし。殊に深田泥田にありては、八十八夜の頃まで一二回灌水を排除して乾し、細かき龜裂を生ずる位に至らしむるを可とす。但だ粘土の土地にありては春季の排乾は面地を餘り固くなすものなれば行はざるを良とす。六月中旬よりは特に灌水に注意するを要せずたゞ田面に濕氣あるを度とせし置くべし。而して此時期の頃より藁或は草にて周圍に高さ二尺位の覆をなし藁の伸長を均一にせしむるに日光と風とを避けしむべく刈取大凡二週間前に至り全く排水すべし。

（五）肥料。肥料の施用量は土地の肥瘠によりて一定すること難し。

（六）除草。稲田の除草と違へ田面を踏み付け爲めに細根を切り藁の發生を妨ぐるの恐あれば若し雜草少なきときは成るべく之を行はざるを可とす故に止肥までに二三回行ひ其後は行はざるを良とす。

（七）刈取。刈取期より凡二週間前に全く排水し、大暑一週間後草の熟否を見定め晴天の日に於て刈取るべし。

（八）乾燥。白粘土を水に溶解し皮層に薄く附着する位を度とし（濃に過ぐれば乾燥過ぎて目方を減じ且其實脆くして光澤なし、又淡に失すれば黄變して青色を失ふものなり、但し快晴の日には少しく薄く塗抹し微晴の時は稍々濃く附着すべし）之れに藁束を浸漬し泥水の内部にまで滲透するを見計ひ其束を引き上げ直立せしめて泥水を滴下せしめ地面にひろげ晴天に乾かすなり、但し夕刻に刈りたるものは其日直に泥水を附着して束を立て置き翌早朝より乾すなり、多分午前七八時頃より乾かし始め、十二時頃までに裏返し午後四時頃に取集め屋内に運び入れ翌日再び同様仕上げ乾をなし三貫五百目乃至四貫目位の大束とし根元、中部、上部の三ヶ所を能く束ね延にて包み貯蔵するものとす。而して貯蔵中は濕氣を避くべく又染土を落すべからず。

（九）揀別。藁草長短揀別は右乾燥したる藁草を農閑の際左の標準に依り揀別すべし。  
長藁（一番草）三尺三寸以上、花葉産又は引通表の原料。とば藁（二番草）二尺八寸以上、六藁（三番草）二尺以上。中接表の原料とす。

乾藁の鑑定法

色澤は青白を帯びたる銀色所謂白銀色を最良とす。莖の先端一様にして赤色又は白色の別なきを可とす。根部に甚だしく大小の差別あるときは悪し。根元の餘り小ならず又餘り大ならざるを良とす。但し根元の太なるは莖の割合に短きものなれば其大に失するよりは寧ろ小なるを可とす。根の上において白くなれるは早く倒臥せるものにして其實宜しからず。藁に黒みを帯ぶるは主に早刈に過ぎて未熟のものを刈れるに由る又其白色なるは晩刈に失して赤みあるものを刈るに由る。

藁藁となすものも原料の色澤一様なるを要す否らざれば着色後濃淡の差異を生ずるものなり。

（十）跡作法。藁草刈跡は耕起せずして直に水を灌き其まゝ刈り株の間に適宜太き棒（長さ一尺直径一寸五分許りのもの）の尖れるもの俗に藁杭と稱するものを以て、穴を穿ち此に挿秧するなり又植へべき稻苗は晩稲にして普通挿秧の際豫め藁田附近の田面に密植し置き、挿秧迄二十日以内毎に植替へ所謂待たせ苗となし、藁刈取後直に挿秧すべし。一日後れば一日損あると知るべし、挿秧終れば水を深くし藁草刈株より發芽せざる様になすべし。除草は雜草の有無に拘はらず植付後三四回なすを良とす米質悪くも六七分の收穫あり。

【雜類】 本郡に於ける農閑餘業の工藝に數へ得べきものは、先づ紙漉の業程及び油屋と稱する專業の種油なるが如し。

宮城縣統計書に據れば、明治十四年以降同二十五年に至る十二年間繼續せしもの左の二種とす。

種目	年次	明治一四	同 一五	同 一六	同 一七	同 一八	同 一九	同 二〇	同 二一	同 二二	同 二三	同 二四	同 二五
製紙	紙(重)	二、二二三	九、三三	八、三三三	三、五三三	三、五三三	五、〇〇〇	五、五〇〇	四、一〇〇	一、〇三三	三、三三三	五、三三三	四、一三三
種油	油(石)	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五

明治十九年製茶製藍、同二十年製革及魚油、同二十二年石細工木地細工、同二十三年提灯、傘及煉瓦等製造の副業的工業の興起したるは宮城縣統計書に因りて知るべし。その製造産額下表の如し。

年次	種目	製茶	製藍	製革	魚油	木地細工	石細工	提灯	傘	製瓦
明治一九	10,000	八三三	一	一	一	一	一	一	一	一







根白石村	大澤村	廣瀬村	鹽釜町	原町	町名	合計	松島村	利府村	岩切村	多賀城村	高砂村	七北田村	根白石村	廣瀬村	鹽釜町	原町	町名	合計
			26,800		石盤	4,525	2,200	1,300	500	900	200	220	150	250	900	2,200	4,525	
			25,000		トスレ	14,760	3,560	1,300	2,000	350	1,200	200	1,700	450	2,500	3,560	14,760	
					其他	500									500		500	
			27,500		其他	3,733									3,733		3,733	
			27,500		計	3,733									3,733		3,733	
					晒物及	36,621	6,150	1,300	6,100	450	2,200	6,570	1,820	450	8,150	6,150	36,621	
					煉瓦、瓦及土	6,025	1,375								4,000	7,000		6,025
					漆器	7,026	1,088								2,000	2,740		7,026
					藥工品	3,768									3,768			3,768
					工業用品	2,421									2,421			2,421
					竹製品	1,400									1,400			1,400
					其他	3,400									3,400			3,400
					計	4,921									4,921			4,921

合浦村	松島村	利府村	岩切村	多賀城村	七北田村	高砂村	七北田村	七北田村	根白石村	大澤村	廣瀬村	鹽釜町	原町	町名	合計	松島村	利府村	合計
														曲物類	1,200	400	1,600	
														指物類	3,940	1,100	5,040	
														履物類	200	500	700	
														木羽類	200	400	600	
														車輪	300	100	400	
														船	250	100	350	
														其他	1,000	1,800	2,800	
														計	2,637	1,800	4,437	
														金	1,400	1,000	2,400	
														屬	4,350	800	5,150	



七北田村	七郷村	高砂村	七ヶ濱村	多賀城村	岩切村	利府村	松島村	浦戸村	合計	町名	原釜町	鹽釜町	廣瀬村	大澤村	根白石村	七北田村	高砂村	多賀城村	松島村	岩切村
1,550	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	皮革製品	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	傘	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	足袋	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	造花類	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	版木	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	印刷物	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	賣藥	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	製氷	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	菓子類	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	納豆	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500

町名	原釜町	鹽釜町	廣瀬村	大澤村	根白石村	七北田村	高砂村	合計
清涼飲料	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
其他	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
計	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
漬物	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
カイト	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
カホン	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
ルビ	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
苧	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
蒭	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
蒭	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
合羽	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500

第六項 醸造 一班

酒類醬油味噌の三種中、酒類を最とす。酒類を詳別すれば、清酒焼酎白酒味淋に分區するを得べし。而して往時に濁酒及び銘酒等の稱號を統計欄中に設定したり時代ありしも、酒造税法の改廢に伴ひ今は只酒類の欄中に包含せるが如し今爰に本郡内酒類造石の數量に就き、自明治十一年より至同十五年、五ヶ年更に自同二十一年至同二十五年、五ヶ年に亘る清酒濁酒焼酎白酒味淋銘酒に區分し、尙大正十年調査せる酒類・醬油・味噌・酒粕・醬油粕・麴の欄中數量及價額を表示する左に

清酒	明治一	同二	同三	同四	同五	明治二	同二	同三	同四	同五
濁酒	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
焼酎	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
計	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500



白味銘

酒淋酒

酒類醬油味噌

五五〇

町村名	酒類		醬油		味噌		酒粕		醬油粕		麴	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
町村	一〇五石	八四八五〇	二五石	一〇〇八〇	八、〇〇〇	四、〇〇〇	六、〇〇〇	一、九八八	三、二五〇	二八	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
原町	一、〇五石	八四八五〇	二五石	一〇〇八〇	八、〇〇〇	四、〇〇〇	六、〇〇〇	一、九八八	三、二五〇	二八	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
鹽釜町	三、七七石	三〇六、二〇〇	一、〇九石	四、四〇〇	一六、九〇〇	二、三三七	五、九九〇	六、四八八	一、二四七	二五	九、〇〇〇	三、七六、三四三
根白石村	六、八石	四、三〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
高砂村	一	一	一〇〇	六、〇〇〇	三、〇〇〇	二、四〇〇	一	一	一	一	一	一
多賀城村	一	一	七〇	二、三三〇	一、三五〇	九、五〇	一	一	一	一	一	一
利府村	一	一	一〇〇	一〇、〇〇〇	五、一〇〇	四、一六〇	一	一	一	一	一	一
松島村	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
合計	五、九九石	四七、四七〇	一、七四石	六、四〇〇	二四、三三〇	二四、三三四	四、五二〇	一〇、七四四	二、六六八	一、五三三	三〇	一、〇五、五七、〇〇一

上記の各項に關係を有し、且つ直接作業に十人以上の従業者を有する各工場若くは此れに類す當業地並に創設の年月を大正十年の調査に據り記する左の如し。

所在地	創立案月	製造品名	直接作業に従事するもの
岩井酒造工場	天保十一年	清酒及焼酎	一六
山田製菓株式會社工場	大正八年五月	菓子製造	五〇
鹽釜町	享保年間	清酒及燒酎	一三

町村名	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
佐浦酒造店	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
三陸汽船株式會社鹽釜工場	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
鹽釜製氷株式會社	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
大坂市吉村號石盤部工場	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
板橋蒲鉾製所	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
山三カ一バイト株式會社三和製氷部鹽釜工場	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
株式會社伊奈商會鹽釜出張所	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
武市木材株式會社出張所東北林業會社	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
帝國スレート工業株式會社	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
山三カ一バイト株式會社三居澤工場	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
東京製綿株式會社宮城工場	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
宮城火山灰工業株式會社北山工場	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
常盤織布株式會社工場	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
佐々利酒造店	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同



### 第五章 産業 諸會

#### 第一節 農 會

##### 第一項 宮城郡農會

###### 一、設 立

明治二十九年一月六日、郡内町村農業組合を統轄し、農業の發達改良を圖るの目的を以て、宮城郡農會を組織し、且會則二十條を議定し、如法の認可を地方長官に申請したり。認可の全文下記の如し。

宮城縣七北田村七北田三十二番地

總代 錦戸景訓 (外一名)

本年一月七日付願宮城郡農會則認可す。明治二十九年一月廿二日 宮城縣知事 勝間田 稔

明治三十二年六月法第一〇三號農會法を發布し、同三十三年四月一日を施行期とす。蓋し前記の宮城郡農會は同十七年農商務達第三三號を基準として設立せるに在るを以て農會法に準據するに至れり。然れども目的及び組織の概要敢て農會法に背戾せざるを以て繼續に關する申請を爲せり、申請書及び認可書の全文下の如し。

宮城郡農會繼續之義認可申請

本郡農會は農會令發布前に設立したるものにして、同令の規定に抵觸せざるものに付繼續之義御認可相成度農會令第二十六條に依り、別紙會則相添此段申請候也

明治三十三年九月廿日

宮城郡農會幹事 錦戸景訓

宮城縣知事 野村政明

本年九月二十日付申請其郡農會繼續之作認可す。明治三十三年九月二十四日

宮城縣知事 野村政明

#### 二、役員及代表者

宮城郡農會創始の會則第六條に會長一名、幹事五名及び農藝委員常議員書記若干名を置く、此の時錦戸景訓會長に推さる、同三十三年十二月迄就任し満期と同時に縣農會の幹事となる。同三十四年一月七日會長芳賀重太郎・副會長永野勇吉・郡書記永野榮助・郡技手菊地與三郎、郡農會の事務を司る。其年三月十二日芳賀重太郎會長を辭任す。同日通常總會に於て會長の選舉を行ふ、名譽會員辰野宗治當選す。明治二十九年以降昭和二年に至る歴任郡農會長氏名左に。

氏名	就任	退職	氏名	就任	退職
錦戸景訓	二九、一、三三	三四、一、七	芳賀重太郎	三四、一、七	三四、三、三
八女乙盛次	三三、九、	三三、七、八	今井知成	三三、七、一〇	三三、三、三
清野喜左衛門	六、五、三	九、八、四	本田龍助	九、二、二五	二、四、三
森田專七郎	一三、六、元	三、一〇、四	粕谷哲郎	三、三、二一	一五、六、九
			永野榮助	一五、六、九	

此より郡農會長の選任は多くは歴代の郡長を推戴するの姿を作れり。同年四月一日宮城郡長辰野宗治農會長の職に就き、永野勇吉・菊地與三郎を幹事に又白井徳二を書記に任す。爾來會長は八女盛次・錦戸景訓・今村知成・清野喜左衛門・本田龍助・戸田元太郎・森田專七郎を経て糟谷哲郎に至りて大正十五年六月郡役所廢止と共に會長を辭任す。

大正十五年六月九日臨時總會に於て永野榮助推されて會長の職に就く又昭和二年三月迄の一期間内の職員には兼務(郡役所より)幹事二瓶倉之丞・久保田秀雄・伊藤善五郎・専務(郡教育會兼務)佐藤英雄・兼務(郡役所より)書記金須總治石山英二・高橋清喜・若生富久壽・専務技師飯淵辰一郎・枝手早坂賢藏・中島甚太郎・菊地武司・中村卯兵衛・同兼務



菅原元吉・渡邊與次郎・千葉平人等にして大正十五年六月三十日郡役所廢止直後同年七月一日現在は幹事石山英二・技手中村卯兵衛・渡邊與次郎・菊地武司・佐藤英雄を経て金須總治之れに代り。現時に及ぶ。  
昭和二年四月乃至六月町村農會に於て郡農會議員を選擧し、同七月九日郡農會特別議員の任命あり、同七月二十日郡農會總會を開き役員を選擧を行ひたるに其選任せられたるもの左の如し。

會長永野榮助。副會長加藤武之助。評議員若生直治。鈴木長三郎。永野榮一。丹野市右衛門。特別議員横渡幸三郎。加藤武之助。鈴木長三郎。議員原町永野榮助。鹽竈町小野長七。廣瀨村石垣彦左衛門。大澤村庄子喜藏。根白石村馬場直正。七北田村若生直治。七郷村大泉誠藏。高砂村加藤卓吉。七ヶ濱村三浦徳治郎。多賀城村鈴木源一郎。岩切村永野榮一。利府村丹野市右衛門。松島村櫻井四郎右衛門。浦戸村土見勇次郎。縣農會議員若生直治。同豫備議員丹野市右衛門。

### 第二項 町村農會

#### 一、農業組合

明治十七年農商務省達第三七號に基き、同十八年本縣甲第四七號を發布し同業組合準則を開示し、農業組合の設立を勸誘して農業に關する町村是の確立を鼓舞せられたり、同二十二年町村制を施行す、町村の分合行はる、爲めに規約更正の要は生ぜり。例證左に。

内三第九二〇號

明治二十八年十二月十三日付願、規約更正の件認可す。

宮城郡原町農業組合  
宮城縣知事 勝 間 田 稔

如上の手續を経由し、認可の申請を爲し地方長官の認可を得たる本郡町村中、鹽竈町の同二十八年十二月二十八日を始めとし廣瀨村の同三十一年九月九日を終りとす。當時浦戸村に限りて農業組合は設立せざりき、蓋し耕墾園圃少くは

撈專業の地帯なるが故なるべし。今爰に宮城郡農會の公簿により農業組合格約の更正を申請し、地方長官の認可を得たる歲月左に。

鹽竈町農業組合、明治二十八年七月六日申請出願同年十二月二十八日認可(農業に關する町是追加の附帶條件あり)

原町農業組合、同年十二月十三日申請出願、同二十九年二月十日認可。

高砂村農業組合、同二十九年一月十三日總代島中知時申請出願、同年二月二十七日認可。

多賀城農業組合、同年二月二十六日申請出願、同年三月十九日認可。

七郷村農業組合、同年二月二十六日總代渡邊恒治・小島直治・星新七・遠藤喜藏・板橋源助・松木福藏・今野造酒之助・伊藤元子申請出願、同年三月十九日認可。

大澤村農業組合、同年七月二十七日總代大内藤一郎申請出願、同年十月十五日認可。

岩切村農業組合、同年九月十六日總代今村知成申請出願、同年十月十五日認可。

松島村農業組合、同年十二月二十四日總代池田千代治・大越一近・佐藤一學申請出願、同三十年一月二十二日認可。

泉嶽村農業組合、同年十二月二十八日總代宮澤今朝五郎・朴澤基治申請出願、同三十年一月二十二日認可。(以上勝間田知事)

廣瀨村農業組合、同三十一年九月二日申請出願、同月九日認可。(千頭知事)

#### 二、農會役員

町村農會の設立一定ならず、蓋し町村農業組合の團體の稱號を農會に改めたるに過ぎざるべし。而して設立年月を推定するに、明治三十四年一月以降と見做して可ならん、當時郡農會は町村農會の會則と會長以下氏名の報告を求めたることあり、この需めに應じ各町村農會は回申したり。即ち左記の如し。

松島村 三、二八 會長佐藤梅三郎 副會長菊地留之進 大澤村 三、一三 會長大内藤一郎 副會長結城忠介  
原 町 三、一三 會長佐々木 徳之助 副會長蜂谷喜十郎 利府村 三、一三 會長阿部東四郎 副會長不詳  
岩切村 三、二一 會長兵藤甚四郎 浦戸村 三、一三 會長太田茂八郎 副會長高橋安吉



廣瀬村 三、一、二 會長庄子三之助 副會長庄子丑之助 七鄉村 三、一、二 會長壹場利兵衛 副會長齋藤新吉  
 七ヶ濱村 三、四、五 會長鈴木庄兵衛 副會長岩本甚助 七北田村 三、二、五 會長犬飼清良 副會長松田官藏  
 高砂村 三、二、三 會長花淵源吉 副會長橋本安次 根白石村 三、二、三 會長太田豊吉 副會長鷲尾晋平  
 鹽釜町 三、三、五 會長水間豊稻 副會長鈴木清三郎 多賀城村 三、四、元 會長鎌田源平 副會長菊池市之助  
 上記の氏名は町村農會創立當時の會長副會長なり、爾來二十六年を経過し昭和二年現任の役員氏名を郡農會の公簿に  
 憑り抄録するに左の如し。

原町。會長永野榮助。副會長庄子新之丞。評議員庄司稻吉。高橋泰治。庄子學太郎。菅原長太郎。渡邊久四郎。木皿松三郎。庄子  
 新之丞。川村伊兵衛。高橋一治

鹽釜町。會長今村治三郎。副會長小野長七。評議員大宮卯三郎。鈴木幸助。櫻井甚太郎。中野忠治。小野松左衛門。小野裕三  
 廣瀬村。會長佐藤平十郎。副會長高橋與一。評議員石垣彦左衛門。庄子勘吾。庄子長吉。庄子作藏。高橋與一。上郡長三郎。庄子  
 三五郎。相澤源治

大澤村。會長東海林儀右衛門。副會長小松米藏。評議員大竹長作。今野清左衛門。千田庄左衛門。庄子忠四郎。庄子喜藏。早坂孫  
 四郎。石垣虎吉

根白石村。會長馬場直正。副會長櫻田盛。評議員鴨田久七。永澤善之助。庄子德治。伊藤久治郎。早坂平藏。早坂吉之助。鷲尾榮  
 吉。加藤今朝之助。庄子榮之助。赤間清吉

七北田村。會長若生直治。副會長馬場太郎兵衛。評議員桂島久四郎。桂島春吉。梅森元文。山田儀三郎。那須野善吉。壹場勘兵衛  
 山田清治。佐藤幸右衛門

七郷村。會長大泉權太郎。副會長堀江新次郎。評議員大泉誠藏。菱沼儀三郎。阿部庄右衛門。板橋勘左衛門。渡邊藤四郎。伊藤寅  
 之助。末永多利松。庄子伊左衛門

高砂村。會長花淵源吉。副會長加藤菊治。評議員加藤卓吉。平山平藏。伊藤重左衛門。鈴木久四郎。庄子庄右衛門。小幡長吉

七ヶ濱村。會長伊丹安兵衛。我妻周五郎。評議員若本庄藏。鈴木庄太。星兵太郎。米善藏。三浦德治郎。我妻周五郎。渡邊太郎作  
 佐藤惣右衛門。渡邊周松。遠藤善兵衛

多賀城村。會長後藤大輔。副會長小野清吉。評議員安住長之助。鈴木源一郎。佐藤長十郎。瀧口平四郎。遠藤勘四郎。小野清次郎  
 後藤治兵衛。板橋源之丞

岩切村。會長今村喜平治。副會長赤間佐吉。評議員永野榮一。安達勘七。横田小五郎。千葉新之丞。赤間佐吉。今野傳治郎。三浦  
 丑太郎

利府村。會長高橋清六。副會長丹野龜吉。評議員庄子善右衛門。伊藤勝壽。古山孫十郎。相澤利之助。佐々木久太郎。藤崎光太。  
 丹野市右衛門。大山芳藏。郷家九郎兵衛

松島村。會長櫻井四郎右衛門。副會長菊地泰治。評議員菊地寅治。澁谷吉三郎。高橋忠太郎。大山孝吉。櫻井捨吉。土井廣治郎。  
 土井胞治。赤間貞吉。赤間吉藏。安久津喜勝

浦戸村。會長土見勇次郎。副會長鈴木末吉。評議員内海仁右衛門。高橋安治郎。鈴木龜次郎。内海七之助。長南貞助。土井養治

第三項、部落養蠶組合

大正十年本郡町村部落に養蠶組合の創立を勧誘せり、同十二年二十二個の組合は成立せり。その年三月六日組合長を  
 會して相互の聯絡を企圖せんがため聯合會組織の議を決し、直ちに成立して宮城郡部落養蠶組合聯合會と稱し、會長副  
 會長及び職員を置く、左に。

會長 森田專七郎 大正 二、三、六 就任 同 三、一〇、四 辭任	糟谷哲郎 同 三、一〇、六 就任 同 一五、六、三 辭任
副會長 和田洗三 同 日 就任 同 三、五、五 死	大窪金平 同 三、二、一、六 就任
幹事 石山英二 同 二、三、六 就任 同 五、八、三 辭任	伊藤善五郎 同 一四、二、三 就任 同 一五、六、三 辭任
幹事兼書記 金須總治 同 一三、三、二 就任 同 五、六、三 辭任	佐藤英雄 二、五、八、三 就任 昭和 三、三、三〇 辭任
技手 渡邊興次郎 同 一、二、三、六 就任	



昭和二年四月九日部落養蠶組合長會の議決により、部落養蠶組合聯合會を解散し、養蠶に關する事業は、宮城郡農會に委譲し、各地の部落養蠶組合は依然存続して、郡農會活動の許に蠶業の振展を圖れり、その名稱設立地名、組合長の氏名は大正十四年十二月現在左記の如し。

宮城縣宮城郡部落養蠶組合表

組合名稱	組合所在地	組合長氏名	組合名稱	組合所在地	組合長氏名
鹽釜養蠶組合	鹽釜町赤坂	鈴木米藏	上愛子養蠶組合	廣瀬村上愛子	石垣彦左衛門
熊ヶ根養蠶組合	同村熊ヶ根	片桐久太郎	二軒在家養蠶組合	同村二軒在家	庄子平治
大針養蠶組合	同村大針	高橋伊勢三郎	倉内養蠶組合	同村倉内	庄子長吉
地養蠶組合	大澤村苦地	佐藤今朝五郎	崎養蠶組合	同村柿崎	佐藤久兵衛
前養蠶組合	同村川前	庄子治四郎	日向養蠶組合	同村日向	早坂太郎吉
義養蠶組合	同村定義	早坂清三郎	大手門養蠶組合	同村大手門	早坂孫四郎
根白石養蠶組合	根白石村實澤	櫻田盛	根白石町養蠶組合	同村根白石	庄司文五郎
岡養蠶組合	同村福岡	嶋田巽吉	澤養蠶組合	同村朴澤	樋波要
七北田養蠶組合	七北田村七北田	櫻井小圓太	松森養蠶組合	同村松森	齋藤勘四郎
七郷養蠶組合	七郷村六丁目	油井徳衛	高砂養蠶組合	高砂村岡田	村主傳三郎
中野養蠶組合	同村中野	佐藤虎之助	宮養蠶組合	七ヶ濱村東宮	星三之助
害養蠶組合	同村要害	佐藤興市	多賀城村養蠶組合	多賀城村宮内	庄子延藏
大代養蠶組合	同村大代	小野松次郎	岩切村養蠶組合	岩切村臺ノ原	鈴木新三郎
乙養蠶組合	利府村澤乙	古山孫十郎	同村養蠶組合	同村春日	引地榮記
在加瀬養蠶組合	同村在加瀬	野路多利之進	利府養蠶組合	同村利府	大泉重五郎

第四項 水産會

一、宮城郡水産會

本郡東部の町村は太平洋沿岸に散在す。水産事業の開發と伸展を企畫する藩制時代より現時に至る迄敢て怠ることなかりき、その劃策經營の事蹟は擧げて本篇第三章第二節第六項にあり、本項記す所の主要は大正十一年三月二十九日設立後の役員及び其の他大正十五年五月七日改選後の町村並に氏名を掲ぐるのみ。

會長。本田龍助(郡長大正十一年三月二十九日)森田專七郎(郡長同十二年四月四日)糟谷哲郎(郡長同十三年十二月三日)今村治三郎(同十五年十二月三日現在)

副會長。鈴木八十吉(大正十一年三月二十九日)土井兼太郎(同十三年十二月八日)虎川忠之助(同十五年五月七日現任)

評議員。高砂村平山平藏・鹽竈町加藤五郎兵衛・浦戸村土井兼太郎・七ヶ濱村赤間寅吉・松島村内海源吉

委員。(役員外)浦戸村内海勇之助・七郷村佐藤甚太郎・七ヶ濱村伊藤喜吉・利府村赤間乙五郎・松島村澁谷甚之丞

二、町村漁業組合

町村の各部落を區域と爲し理事・監事の常事者あり組合員の事業を庇補す。其數郡内通じて十七組に分る、但し松島村に限り聯合會を組織して統一を計れり。昭和二年十一月末日現在の理事監事の氏名並に組合名稱を列記する下に。



手樽漁業組合。明治三十六年二月十三日設立、組合員五十八人、理事高橋甚之助。監事千葉利三太  
磯崎漁業組合。同年同月同日設立、組合員六十九人、理事磯田直七。監事赤間久太郎  
高城漁業組合。同年同月同日設立、組合員三十三人、理事澁谷甚之丞。監事米澤徳三郎。伊藤晋太郎  
松島漁業組合。同年同月十三日設立、組合員六十七人、理事加藤運之丞、監事大宮司長治  
松島村漁業組合職合會。大正十五年七月十四日設立、會員二百二十七人、會長理事加藤運之丞。理事澁谷甚之丞。磯田直七。高橋  
其之助。監事大宮司長治。伊藤晋太郎。赤間久太郎。千葉利三太  
赤沼漁業組合。明治三十六年二月十三日設立、組合員三十二人、理事櫻井忠次郎。監事岡崎運藏  
鹽竈町漁業組合。同年同月同日設立、組合員八十人、理事加藤五郎兵衛。監事菅野徳三郎。櫻井文平  
大代漁業組合。同年同月十二日設立、組合員二十八人、理事鈴木多利治。監事小林彦太郎  
東宮漁業組合。同年同月十三日設立、組合員百人、理事佐藤孫四郎。監事佐藤文治。我妻源五郎  
代々崎漁業組合。同年同月同日設立、組合員七十二人、理事伊藤喜吉。監事米萬次郎。相澤留五郎  
花淵漁業組合。同年同月同日設立、組合員七十人、理事鈴木傳吉。監事鎌田作右衛門  
吉田漁業組合。同年同月十四日設立、組合員七十人、理事赤間寅吉。監事小野兵八  
葛蒲田漁業組合。同年同月十三日設立、大正十年五月十三日分割存続、組合員百十八人、理事伊丹安兵衛。監事星半藏。渡邊文吉  
松ヶ濱漁業組合。大正十年五月十三日分割設立、組合員百五人、理事鈴木貞治郎。監事鈴木廣吉。小林八五郎  
浦戸村漁業組合。明治三十六年二月十二日設立、組合員百二十六人、理事土井兼太郎。監事内海勇之助。鈴木末吉。土井養治。鈴  
木善七郎  
蒲生漁業組合。同年同月十四日設立、組合員十二人、理事阿部新吾。監事平山平藏  
荒濱漁業組合。同四十四年七月九日設立、組合員六十四人、理事佐藤甚太郎。佐藤榮治。監事大學寅治。杉木仁三

### 第五篇 戰事時變

#### 第一章 戰事

##### 第一節 王朝

###### 第一項 四道將軍

崇神天皇即位五年(皇紀五六八)惡疫流行累年熾なく國內靜穩ならず民の叛くもの漸く諸々に起る。天皇使を四道に遣はし人民を教撫し、神祇を崇祀して惡疫の消滅を祈誓す。天皇の伯父大彥命を北陸に、其御子武渟川別を東海に、丹波道主王を丹波に、吉備津彦を西道に向ひしめ給えり。史の所謂る四道將軍是れなり(年齒の異説は姑く略す)武渟川別は表日本より關東を経て陸奥に進み、更らに轉じて父君大彥命と會津に會合せらる。此時陸奥の國民平穩なりき。西道將軍吉備津彦は出雲の叛賊を蕩平し、又北陸將軍大彥命は少女の歌を聞いて、武埴彦夫妻の謀反を察識したるは此の時なりき。天皇の御宇將軍を置き國內四道に派遣せしめたりしは、皇諭を傳唱して國民を綏撫し、國家をして泰平を企圖せられ給ふの聖旨は、即位四年十月下し給ひし詔に證せ得らる。左に。

御代御代の天皇が、天位を知し、は御身一つの爲めにあらず、千萬の民草をまゝのへて、天が下を平らかに治めむきて、恩徳を施き給へり。朕がかで其御捷に背き申すべき。百僚を正しき心を盡して、共に天が下を安からしめよ。

爾來狹穗彦の叛亂ありしも天下は靜謐を謠ひしが如し。壹百七十餘年を経て、景行天皇即位の二十八年(皇紀七五八)熊襲の亂を平らぐ、熊襲は今の鹿兒島縣大隅國の土酋にして、仲哀天皇の御宇叛くこと三次、景行天皇の御宇に二次、初



め天皇親征して之を平げ、後ち日本武尊討つて之を誅戮す、筑紫即ち今の九州漸く平らぐ。

第二項 竹 水 門

往昔の竹水門は宮城郡今の七ヶ濱村大字湊なり。景行天皇二十五年、七月(皇紀七五五)武内宿禰を遣はし北國及び東方諸國の地形風俗を視察せしめたり。宿禰二年を経て二十七年二月還り復奏して曰く、東方に日高見國あり、其國男女並共に推髻文身、人となり勇悍、山には邪神あり、野には姦鬼あり、徑を塞ぎ人を惱ます。復た土地甚だ廣く且つ沃饒なり、撃て取るべし。と。天皇之を聞き將に機を見て之を征たんとし給ふ。

天皇四十年十月日本武尊東方十二ヶ國の大將軍となる。即ち伊勢・尾張・參河・遠江・駿河・甲斐・伊賀・相模・武藏・總・常陸・陸奥の十二ヶ國之れなり。日本武尊乃ち吉備武彦・大伴武日等を隨がへて、道を任けて伊勢に至り神宮を拜し、尾治(尾張)を経て須留賀(駿河)に至り土賊の奇計を防ぎ悉く之を戮し(是より叢雲の名を草薙の劍に改む)更らに進みて相模に入り、海を渡りて總ノ國(今の下總)に赴かんとし給ひしに、風濤大に起り妃弟橘姫入水、風欽り下總に上陸し、更に葦浦より舟行玉浦を横ぎり、蝦夷の地に至り竹水門より上陸し、夷魁を虜にし夷酋を綏撫し、日高見の地を平らげ給ふ。

日本書紀。爰日本武尊。則從上總轉入陸奥。時大鏡懸王船。從海路廻於葦浦。横渡玉浦。至蝦夷境。又。蝦夷賊首。島津神。國津神等。屯於竹水門而欲拒。

如上の地名即ち日高見國・竹水門・葦浦・玉浦に就て先輩既に所見を開告せられたり。要略を抄録する左に。

【日高見國の説】久米邦武博士は陸奥國宮地野地方とせり。喜田貞吉博士は、續日本紀奏上の上表中に「伏惟。天皇陛下。德光四海。道契八眉。(中略)威振日河之東。毛狄屏息」を引證して「日河」は日高見河(北上川)を指すものとせり。

先住民族史 中臣の祓に「大倭日高見之國。安國。正定奉天」即ち尙廠にして朝日とし夕日照る地なりと。

山遠くして打ち晴れて平に廣地をいふなり。大和の國の中央は廣く平なる地なるを以て此にいへり。

六帖の歌に「出づる日の高見の國を安國と祈る末をば神や照さむ」は此の意なるべし。

豊後の日高、紀伊の飯高(和名抄に日高)の稱あるも、東の日高見國、日本武尊も日高見國より凱旋あり。

日本書紀。蝦夷既に平らき、日高見國より西南のかた、常陸を歴とあれば、田口卯吉氏の常陸にはあらず。

日高見神社(延喜式)は、桃生郡にあり。武内宿禰の巡視は北上川を限りたるべし。多賀城の碑に「蝦夷國界」といふも、桃生郡の邊にして、後世までも桃生以北を蝦夷と諸書に見ゆ。

【竹水門の説】竹は「たか」なり。竹馬を「たかうま」又竹細工を「たか細工」又竹細工を業とするものを「たか」(籬)屋と謂ふが如し。常陸風土記にも竹を訓して「たか」と作し、多珂郡の海邊ならんと推定せしことあり、地帯は姑らく措き、竹を「たか」と訓する亦附會にはあらず。水門は「みなと」なり。

ここはのいづみ。みなと。名湊、海の陸に入りこみて、船舶の碇泊すべきところ。港。

又。みなと。名水門「なは、のの轉、水の出入する戸口。みこ(案水戸歟)せこ(案瀬戸歟)

古今集。年こにもみぢばながす立田川みなとや秋のこまりなるらん。

和名類聚鈔。湊。説文云。湊(音奏。和名美名度)水上人所會也。

要約すれば、海の陸に又陸の海に深く入り込みて、船舶の風波を避け、上陸し又は碇泊すべき所は、即ち湊・港即ち水門なるべし。去れば日本武尊の航行は、葦浦を廻り横に玉浦を渡りて、竹水門に上陸して蝦夷の國境まで遠征の足跡を印せられしは、多くの竹簡に徴して疑ひなかるべし。

日本武尊の行程上記の如し、是に由りて此を觀れば、常陸國の多珂郡にはあらざるべし。且つ當時常陸に戦亂もなく



亦蝦夷の國境にもあらざればなり、就て考ふるに今の齋籠は往時の多賀の浦なるべし。和名鈔郡郷の部に宮城郡に未だ齋籠と稱する地名なきは即ち多賀の浦の地なればなり。而して水門即ち湊をして、強て今の地帯に篋合せしめんとせば、縦へ遠悠の久しき桑滄の變ありとするも、行路の道程に照らし、防拒の陣營及び尊の上陸地點を指搦せば、今の七ヶ濱村湊濱一帯の地なりとす。此地名取郡に連接し、而かも湊の地名を意味するに於ては坐に上古の竹水門なりと推定を下すも亦難事にあらざるべし。

【玉浦の説】 玉浦は今の名取郡の玉浦村なりとの説と、又行方郡玉清井の地帯なりとの説あり。久米博士は塚本明毅氏風土記の倭(日本)武天皇(ま)玉を手に落し給ひし、玉清井を引て、必らず行方郡にあらんとの説に同意せられたりと、民族史に見ゆ。去れど岩沼以東二の倉の海邊藤會根なりと。

【葦浦の説】 久米博士は葦の生ずる游泥地なれば、利根河口なるべしと。  
常陸風土記。常陸下總一國之界。安是湖之所有。

### 第三項 伊寺水門

仁德天皇五十五年(皇紀一〇二七)蝦夷命を奉ぜず、田道臣撃つて伊寺水門に敗死す。是より先き景行天皇二十五年崇神天皇の皇子豊城入彦の孫彦狹島王を東山道十五國の都督と爲す。王任地に達せずして薨す、翌二十六年王の子御諸別王に命じて東國を治めしむ。天皇詔して曰く「汝の父彦狹島王任所にまかる事を得ずして、早くみまかりぬ故汝専ら東國を鎮めよ」と王乃ち聖旨を奉じ、且つは父業を成就せしめんと、行いて蝦夷の亂を平らげ、善政を布かれたり。山形縣田川郡清川の御所王子神社に、金幣及び神鏡を傳へ、又雷斧・石鏃並に鐵製の猿形等を藏し、崇めて神寶に算せりと御諸別王蝦夷の御勳績は永く傳へて現代に及び。更に往時を顧みれば夷族は制御に悦服し、西陸に熊襲の叛あり、仲

哀天皇の御親征、又鹿弭坂・忍熊二王の兵亂あり神功攝政撃つて之を平らげし叛亂時代にありて、應神天皇三年(皇紀九三二)十月、東夷始て朝貢の禮を行ふ。仍りて厩坂の道を作らしむ。厩坂は大和國高市郡にあり去れど尙蝦夷を擬するに、外蕃視しもの、如し。崇峻天皇二年(皇紀一二四九)蝦夷の叛服一ならざるを以て、近江臣滿を山道に、宍戸臣雁を海道に阿倍臣を越の道に遣はし蝦夷と接境の地を視察せしめて東奥版圖の擴張に御心を注かせ給ふ。仁德天皇五十五年蝦夷の反あり田道臣敗死の夷亂是れなり。田道臣は善政の譽れの高き御諸別五世の孫竹葉瀬の子なり、討平の天命を拜したるは遠祖に夤縁深きが故なるべし。敗死の地名は當時の伊寺水門なり、即ち「いしのみなと」と訓し得べし、先輩所見を異にし、夜間背手に枕子を摸する如し。復た和歌本記に云爲あり、此種の問題は姑らく爰に措き、抄録下記の如し。

和歌本紀。田道臣嶮難を過ぐ、夷賊等其所を知り之を繞りて田道臣を殺す。田道臣死に臨み白す。神助けよ、死して鬼となり朝敵を撃ち、身の辱を雪がん、即歌に。

いはなるがむとよきはらよをへてえひのなまをなめてきたらん  
祝生也焉吾壽者子代乎經而夷之隨乎嘗而諒其

みちのくはなはひとすのかわひきにみさまりけりとなはひとすむに  
陸奥者繩一筋之懸引于治兮矣止繩一筋于

【伊寺水門の説】 日本書紀通證に「上總國夷漣町」。日本紀類聚解に、「常陸國茨城郡夷漣村」陸奥日記に「伊寺水門は陸前國石卷」村岡良弼氏も之を贅す、民族史に見ゆ。

釋名。寺は嗣也。官治事者。相嗣續於其内也。  
唐書百官表。後魏以來。卿名雖仍舊。而所蒞之局。謂之寺因名九寺。

伊寺水門は石卷の湊なりせば、本郡の地形上兵禍は避けがたかるべし。石卷名稱の由緒鹽亭博雅の説、又伊寺水門に因む田道靈蛇の碑に関する大槻磐水大家の考證は、姑らく爰に省略し、唯だ上古時代に於ける軍旅としては、敏達天皇



十年(皇紀一二四一)蝦夷反して邊境に寇したること、又舒明天皇九年(皇紀一二九七)上毛野形名の遠征のみを表示して上古戦亂の擱筆とせん。

歷朝聖德錄。天皇(舒明)は更に先皇の遺志を紹き、地を東方に拓かんとして、即位の九年上毛野形名を遣はし、兵を率ゐて蝦夷を征伐せしめ給へり。抑も蝦夷の征討は倭武尊に始まり、其次を御諸別王とし、其次を將軍田とす。

第四項 後志の遠征

齊明天皇重祚(皇紀一三一五)し給ふ、新羅・百濟・高句麗朝貢す。天皇即位の四年、越の國司阿部比羅夫舟師を率ゐて蝦夷を征し淳代・津輕に郡領を置き、更らに進んで肅慎を討伐す、翌五年渡島(今の北海道)の夷民を招撫し、後方羊蹄(今の後志)に郡領を置きたるは蝦夷官府の始めなり。是より津輕(別本津刈)蝦夷・麤蝦夷・熟蝦夷の三夷ともに服して皇化遠く東陲に及ぶ。

天智天皇即位の元年(皇紀一三三二)阿倍(別本阿曇)比羅夫等をして百濟を救ふ。新羅唐の高祖と謀を通じ、唐將劉仁軌と海上に戦ひ利あらず。百濟建國以來六百七十八年にして亡ぶ。是より兵を三韓に用ゐず。斷然之を委棄して又顧りみず。専ら彼の來寇を禦がんが爲めに、三年(皇紀一三三四)筑紫に大宰府を置き、水城を築き、壹岐・對馬等に防烽を設け防人を置く、後又城を大和の高安・讃岐の屋島・對馬の金田に築き、外寇に備ふ。

天武天皇白鳳五年(皇紀一三三六)初めて兵政司を設け、官長・大輔の諸官を置き、又使を諸道に遣はして、武を講ぜしめ、更に同十三年四月、武事振起の詔を下せり。

抑も軍事は、政を爲すに缺く可らざる所なり。故に文武百官をして、勉めて兵事を習ひ兵器を備へしめ、馬あるものを騎とし、馬なき者を歩とし、並びに常に訓練せしめ、期を定めて檢點せよ。若し違ふ者あらば、親王以下諸臣に違ふまで、嚴に之を罰すべし。文武天皇即位の元年陸奥蝦夷は其地の産物を貢と爲し、又越後蝦夷に物を賜ひしことあり、其翌二年及び三年越後蝦

夷に爵を賜ひしことあり。續紀元年に越後蝦夷と記載しあり。

續日本紀卷一。十月壬辰(文武天皇元年)陸奥蝦夷貢方物。十二月庚辰。賜越後蝦夷方物。各有差。

又。十月(二年)陸奥蝦夷。獻方物。又。夏四月己酉。(三年)越後蝦夷一百六人賜爵。有差。

第五項 皆麻呂の乱

光仁天皇寶龜十一年(皇紀一四四〇)三月、上治郡(栗原)大領伊治公皆麻呂、情線の情火は爆發して、鎮守副將軍兼按察使紀廣純及び牡鹿郡大領道島大楯を殺し、進んで多賀城に迫る、陸奥介大伴真綱、陸奥椽石川淨足、城の後門より逃る。史の所謂る、奥蝦夷反き紀廣純を殺すの條是なり。

前々太平記卷五。伊治皆麻呂、寶龜十一年三月急に陸奥守兼按察使廣純を襲ふて殺す。(中略)皆て皆麻呂の愛婦を廣純奪ひ取て寵愛す、皆麻呂隱忍色に顯はさず、隙を視へ此の亂を爲す。

先是。天平十二年大宰少貳藤原廣嗣の亂あり。伐つて之を平ぐ、後ち筑紫に鎮守府を建て將軍を置く、天平寶字二年北門海岸の警備のため、北陸・山陽・山陰・南海の諸國に命じて急に船を造らしむ。後ち筑前には怡土城を築き、又稱德天皇神護景雲元年(皇紀一四二七)伊治城を築く。城は今の栗原郡にあり。

光仁天皇寶龜元年(皇紀一四四〇)蝦夷漢迷公宇屈波字等叛亂す、陸奥國大國造道島島足等をして、虛實を偵察せしむ。翌二年渤海國の使臣一行三百二十五人十七隻に分乗して、出羽野代の賊地に錨を下し、又能登瀆に入港せしことあり。名を風濤に藉りて筑紫陸着の約に背きたることありき。

續日本紀卷三十。(寶龜元年八月)蝦夷宇漢迷公宇屈波字等。忽率徒族。逃還賊(原作俗)地。差使喚之。不肯來歸。言曰。率一二同族。必侵城柵。於是。差正四位上近衛中將兼相模守勳二等道島宿禰島足等。檢問虛實。

同書。(寶龜二年六月)渤海國使。青綬大夫壹萬福等。三百二十五人。駕船十七隻。着出羽國賊地。野代湊。



寶龜五年(皇紀一四三四)海道蝦夷の叛亂は、忽ち徒衆を發して、橋を毀ち道を塞ぎ往來を絶ちて、桃生城を侵略して西廓を敗る、鎮兵之を支ふ能はず、大伴駿河麻呂紀廣純等之を平ぎ功を賞せらる。然ども此時既に今の北海道より海に航して日本海沿岸の夷族と消息を通ずるの跡あり。

續日本紀卷三十六。寶龜十一年五月甲戌、勅出羽國曰、渡島蝦狄。早効丹心。來朝貢獻。爲日稍久。方今歸俘。作逆侵擾邊民。宜將軍國司。賜饗之日。存意慰喻焉。已卯勅曰。狂賊亂常。侵擾邊境。烽燧多虞。斥候失守。今遣征東使並鎮狄將軍。分道征討。期日會衆事。須文武盡謀。將帥竭力。苟夷奸軌。誅戮元凶。宜廣進士。早致軍所。若感激風雲。奮勵忠勇。情願自効。特錄名貢。平定之後。擢以不次。

同卷。同年八月乙卯。出羽國鎮狄將軍安倍朝臣麻呂等言。狄志良須俘囚宇奈古等欺曰。已等據憑官威。久居城下。今此秋田城途水所棄(別本毀)歟。爲番依舊。還保乎者。下報曰。夫秋田城者。前代將相會議所建也。御敵保民。久經歲序。一旦而棄之。甚非善計也。宜遣少軍士。爲之鎮守。勿令敵彼歸服之情。仍即差遣國司一人。以爲專當。又由理柵。賊之要害。承秋田之道。亦宜遣兵。相助防禦。但以。寶龜之初。國司言。秋田難保。河邊易治者。當時之議。依治河邊。然今積以歲月。尙主移徙。以此言之。百姓重遷明矣。宜存此情。歷問狄俘。並百姓等。具言彼此利害。同延曆二年六月丙午朔。出羽國言。寶龜十一年雄勝平鹿二郡百姓。爲賊所略。各失本業彫弊已甚。更建郡府。招集散民。雖給口田。未得休息。因茲。不堪備進調庸。望請。蒙給優復。將息弊民。勅給復三年。

上記引用書に據れば、當時の戰亂は單り東夷の猖獗とのみにはあらざるべし。後世の史家韃靼人種の來寇となす説を唱ふるも亦良とに以あるべし。而して復た征夷の勁旅果して軍備の整頓なりと謂ふを得べきか、然れども阪東八國に詔を下し、陸奥國の如く急を告ぐるあらば、國の大小に隨ひ援兵二千以下五百以上の動員令を布き、又同七年七月安房・上總・下總・常陸の四ヶ國に命じ、船五十隻を造らせ、之を陸奥國に置き不虞に備へしめ、又天神地祇に祈誓を單めて勝利を獲んとするは往古よりの慣行なりしに似たり。

寶龜十一年十月百濟王俊哲等の奏に、己等賊の爲めに圍まれ、兵疲れ矢盡きて、桃生・白河等の神一十一社に祈り、乃ち圍みを潰

やすを得たり。神の力に非ざるより、何てか軍士を存せん、請ふ幣社に預らん、朝廷之を許し給ふ。

翌天應元年、征東大使藤原繼繩・副使大伴益立・紀古佐美・陸奥守副將軍大伴眞綱・百濟王俊哲・陸奥鎮守副將軍多治真人・陸奥介守美等之を伐つ、繼繩の智謀、安達八郎を間牒とし、八月十七日皆麻呂を敗る。

前々太平紀卷六。皆麻呂の亂。天應元年七月八日紀古佐美三千騎、二陣大伴益立二千騎、藤原繼繩三番總大將、金窪栗原先陣千五百人、膳澤左陣八百人、日理五郎遊兵五百人、皆麻呂退兵二千後陣「七月八日の東雲に、玉造の城二十里計北方まで攻寄ける」一帯の小川を前に當て對陣。」

大日本史。藤原繼繩。寶龜十一年中納言を拜す。會々陸奥夷俘、按察使紀廣純を殺す。繼繩征夷大使と爲り副使大伴益立紀古佐美等を率て之を討つ。五月阪東諸國及び能登越中越後に勅して、精三萬斛を作り以て征東軍糧に備へしむ、又阪東諸國に勅して兵士を獎勵す。七月繼繩甲一千領視四千領を請ふ。尾張三河等五國に命じて甲を輸さしめ、東海東山諸國に命じて襖を製し之を輸さしむ勅して曰く、今逆虜を討たんがため阪東の軍兵を調發し、九月五日を限りて並に陸奥多賀城に赴集せしむ、其須ひる所の軍糧は宜しく官に申して送るべし、兵集は期ありて糧餽は繼ぎ難し、仍て運路の便を量り下總に六千斛常陸に一萬斛を割り、八月二十日以前を以て軍所に運輸せよ。既にして繼繩等軍を頼めて進まず、事聞ゆ、藤原小黒麻呂を遣し、節を持ち將士を督し以て進ましむ、十月繼繩等又今年軍を出す可らざるの狀を奏す、勅して曰く、今月二十二日の奏を省みて、使等遲滞し既に機會を失ぶを知る。將軍師を出して久しく日月を経る、集る所の歩騎數萬人、嚮きに賊地に入るの期を奏する數々なりき、然るに又今年征東す可らずと奏す、夏は草茂るを稱し冬は襖乏しと言ふ、縱横巧言以て稽留を成す、兵を募り糧を聚むるは將軍の爲す所なり、而して屯兵の所は辨楠を加へず、反りて城中の糧猶未だ足らずと云ふ、然れば即ち何月何日賊を誅し城を復せん、意ふに將軍賊のために欺かれて此の逗留を致すならん。今勅旨に承きて進討を果さず、人馬悉く疲れば何を以て敵に對せん、良將の策豈に此くの如くならんや、宜しく隊伍を教諭して銳意征討すべし、若し今日賊地に入らざれば、宜しく多賀玉作等の城に居て、嚴に防禦を加へ戰鬪を練習すべし。

皆麻呂の戰亂は、兵具の改良を企て、遂に漢土の偃月刀の製に擬ひ、始めて薙刀を作製し、從來使用の牟指は此より



廢止す。復た兵士應募の制令を改む、蓋し農・兵分區の温床なるが如し。寶龜十一年。詔。

朕聞く。方今諸國の兵士、多くは羸弱にして戰用に適せず。一朝急あらば何を以て之を鎮めむ。今より宜く殷富の百姓にして、材幹弓馬に堪ふる者を撰び、常に武技を講習せしめ、緩急直ちに徵發に應ずることを得しめよ。且つ現今の兵士にして羸弱戰用に堪へざる者は、速かに解き還して、各農耕に就かしむべし。

### 第六項 田村將軍の東征

桓武天皇帝都を奈良より京都に遷して新京と名づく、然れども子來の民稱して平安の京と云ふ、後ちの所謂る平安朝時代の稱號是れなり。天皇東夷の巢窟を掃きその巨魁を戮して、東陲の妖氛を掃ひ皇化の極邊に達すべきを期し、征討の軍を動かすこと前後四回に及びて漸く之を掃蕩し、膽澤・志波の二城を築き、皇化始めて東陲に普ねし。

第一回。延暦元年(皇紀一四四二)六月、大伴家持鎮守將軍、文屋與企副將軍として、東夷の亂を平ぐ。此の役激しき戰なかりしが如し。されど、此年鹿島神社に勳五等を授け、封二戸を寄進したることあり、或は戰勝祈願により然りしならん。又征戰地の勳功により、同四年二月陸奥國小田郡大領正六位九子部勝麻呂に、外從五位下を授けたるは蓋し亦此の役に於ける論功行賞なるべし。

第二回。延暦八年征夷軍の出動にして、東夷の巢窟を潰滅せしめんとするにあり。是より先、同五年佐伯葛城を東海道に、紀楫長を東山道に遣はし、兵器を檢閲し兵士を簡點せしめ東征の軍備を整へんとす、同六年二月佐伯葛城鎮守副將軍、三月多治比濱成を征東副使に任じ、七年軍糧五萬八千餘石を徵發し、歩騎兵五萬二千八百餘人に動員を命じて多賀城に會合せしむ。

續日本紀卷三十九。延暦五年八月甲子。使從五位下佐伯宿禰葛城於東海道。從五位下紀朝臣楯長於東山道。道別。判官一人。主典

一人。簡閱軍士。兼檢戎具。爲征蝦夷也。

同卷。延暦七年三月庚戌。軍糧三萬五千餘斛。仰下陸奥國。運收多賀城。又糶二萬三千餘斛並監。仰東海東北陸等國。限七月以前。轉運陸奥國。並爲來年。征蝦夷也。辛亥下勅曰。調發東海東北陸諸國步騎五萬二千八百餘人。限來年三月。會於陸奥國多賀城。其點兵者。先盡前般。入軍經戰叙勳者。及常陸國神賤。然後簡點餘人。堪弓馬者。仍勅。比年國司。無心奉公。每年闕怠。屢沮成謀苟曰司。存豈應如此。若有更然。必以乏軍興從事矣。

持節征東大將軍紀古佐美及び多治比濱成、左中軍別將池田眞牧等、阪東諸國の步騎五萬余人を率ゐて、延暦八年三月陸奥の多賀城に會し、更らに山海二道に兵騎を分ちて賊地に入る。前軍の別將文部善理・高田道成・會津壯丸・安宿戸吉・大伴五百繼の五將は戰死し、出雲諸上・道島御楯は遁走、兵騎多くは北上川の激流に溺死し、征東の官軍戦ひ利あらず、古佐美纒かに逃れて歸る。後ち責罰を蒙る。一齣の例證を擧ぐれば、「眞牧は、日上の湊にて溺れたる軍を扶け拯へる勞に緣りて、なも冠を取り、罪は免し賜ひて、官のみ解き給ふ」と。

第三回。延暦十年正月藤原眞鷲を東山道に遣はし、征夷の步騎を簡閱し、二月文室大原を鎮守副將軍に任じ、更に大伴麻呂を征東大使(同十二年二月征東使を征夷使に、又同十三年征夷使を征夷大將軍に改む)とし、坂上田村麻呂、丹治比濱成、百濟王俊哲、巨勢野足の四人を副使として東夷を討伐す。同十三年正月參議大中臣諸魚を遣はし、幣を伊勢大神宮に奉つり、國家の安全と官軍の勝利を祈り、六月幣帛を諸國の名神に戰勝を祈願し、同十五年多賀神社に從五位下を授り奉りしも亦戰勝の祈願なるべし。然れども此役後に官軍利あらず、同十六年冬京に還る。

前々太平記。延暦十年正月百濟王俊哲、田村鷹、大伴鷹、七月下旬國府に着く、平定し十六年冬歸京。

前々太平記卷八。坂上田村鷹。延暦二十年高丸靈路王あり、進んで駿州清見國に向ふ、田村の京を出づるを恐れて退き神樂岡に戰ふ。高丸射殺惡路王生擒し、八幡宮を膽澤郡に建立して弓矢を奉納し、達谷窟に鞍馬寺を模して、多聞天王の像を安置し、鎮國の



寺社とす。二十一年重て奥州に遣はし、膽澤城を築く。大墓公盤具公降る。河内國杉山に斬る。

延暦二十年田村將軍の武力に頼り、夷醜の巨魁を屠り巢窟を攘ひ、同二十一年鎮守府を膽澤城に移し、陸奥の兵役を停め、後弘仁三年(皇紀一四七二)陸奥の鎮守府を永世官の制度に改め、夷俘長を置くに至る。

寶龜元年宇漢迷公等の叛亂に始り、昔麻呂の動亂に多賀城を破り、延暦二十年高丸惡路王の殲滅に終を告ぐ。挑戰抗軍殆んど三十三年、此の間皇軍屢ば利を失ひ夷軍勢を加ふ、將軍の一撃之を平ぐと雖ども、現今北海道に潜息する蝦夷人種の先代にして對抗の力と交戦の技を有すると解するよりも、寧ろ今の北海道諸島を根據となせる韃靼人種の一族、若くは當時渤海使の方物貢進に風破の難に口實を藉り、秋田の野代を始めとし能登灣に漂着せる異人種の來寇にはあらざる歟。

歷朝聖德錄。近來の學者、この賊亂を以て、韃靼より我が東邊を來り侵せるものとし、本國より續々糧食衣被を輸り、授けたるが故に五十餘歳を経るも、之を征定すること能はずと爲す。如何さま、此御代(光仁天皇寶龜年間)には新羅の事の史上に多く見えざるによりても、天皇の寬量、かれ等の無禮を強く責め給はざりしを知る。然るに東邊の騷亂に對しては、斯くも手重く取扱はれしを見れば、土民の騷擾を思はれざるものなきにあらず。然れば韃靼人種の來寇を説く如きは、蓋し事實なるべし。

第四回。延暦十六年十一月田村麻呂征夷大將軍に任ぜらる。同二十年夷賊の巨魁、高丸及び惡路王叛し勢ひ猖獗、遂に多賀城を陵邁し、更らに進んで駿河に出て、清見ヶ關を根據とし、兵を伊勢路に動さんとす。二月天皇節刀を將軍に賜ふて之を伐たしむ。夷賊等將電京を立つるを聞き恐れて退く、將軍一撃鈴鹿の賊を破り、更に清見ヶ關の根據を奪ひ北ぐるを逐ひ、賊地に進軍して神樂岡に戦ひ高丸を射殺し惡路王を生擒して膽澤に誅し夷酋の降參するもの多かりき。於爰。翌二十一年膽澤城成る、鎮守府を移し、復た二十二年志波城を築くに至りて蝦夷全く平らぎ陸奥の兵役を停めたるは、實に延暦二十四年なりとす。

大日本史。藤原保則。元慶二年(皇紀一五三八)出羽の夷叛して、秋田城を燒く、出羽守藤原興典戰ひて、數ば利あらず。右大臣基經密かに保則を召して征討の任を命ず。(中略)保則曰く蝦夷内附して已來漸く二百年(齊明天皇五年蝦夷官府建置)朝威に畏服して寇逆することなし。聞くが如くんば、秋田城司良岑近き云ふ者、聚斂賦ふことなし、故に下民之を怨みて叛する耳、夷種衆多途に相合從し賊徒數萬寇死戰す。一以て百に當る興もに鋒を争ひ難し、今日の事坂將軍再生すること雖も蕩平すること能はず。若し教ふるに義方を以てし、示すに威信を以てして、我德音を播布し彼の野心を變ぜしめば、尺兵を用ひずして大寇自ら平らがん、基經曰く善し。(中略)賊酋七人相從て來る、十二月賊掠奪する所の甲二十二領を進む。保則奏して曰く、渡島夷酋百三人、種類三千人を率て秋田に詣り、津輕俘囚の賊に連らざる者百餘人と同じく聖化に歸す。若し勞賜せずんば恐らくは怨患を生ぜん。是に由りて權介藤原統行等五人を遣はして勞饗す。保則使を遣はして餘種を撫納し、津輕より渡島に至る雜種夷人、前代未だ嘗て歸附せざる者も盡く内屬す。保則復た秋田城を立つ、城柵樓堞皆な舊制に倍す。

第七項 武 備

蝦夷の勢力凶暴にして、田道臣爲めに敗死せし爾來征夷の舉なかりしは、韓地の騷亂絶えされば其暇なく打過ぎたるが如し。百濟亡びて後韓地無事なるを以て、齊明・元明・光仁の各朝皆征夷の舉あり、桓武天皇の大征討に至りて、蝦夷の叛亂始めて平らぎ、嵯峨天皇の鎮守府を置くに至り、治化徧ねく夷地に及べり。

元明天皇つねに武備の解弛を憂ひ、授刀舍人を置き、又衛府に詔を下し給ふ。

抑も衛府は非常の設、不虞の備、一日も忽かせにす可きにあらず。故に衛士たる者は、必ず勇健にして戰闘に堪ふべき者にあらざる可からず。今や衛士皆羸弱、且つ武技に習はず、若し大事あらば何を以て用を辨せむ。長官たるもの今に於て宜しく身體強壯の者を簡ひて、羸弱の者に換へ、且つ其訓練を懈たることなかれ。

元明天皇和銅二年(皇紀一三六九)、陸奥・越後の蝦夷叛す。仍て越前・越中・越後・佐渡をして、各一百艘の船を造らしめ、巨勢朝臣麻呂を陸奥鎮東將軍に、又佐伯宿禰石湯を征越後蝦夷將軍に任じ節刀を授く、討つて之を平らげ、八月



凱旋各優寵を加へられたり、且戰役地帯の良民を勞ふ。

續日本紀卷四。和銅二年三月壬戌。陸奥越後二國蝦夷。野心難馴屢害良民。於是遣使徵發遠江。駿河。甲斐。信濃。越前。越中等國。以左大辨正四位下巨勢朝臣廣爲陸奥鎮東將軍。民部大輔正五位下佐伯宿禰石湯爲征越後蝦夷將軍。內藏頭從五位下紀朝臣諸人爲副將軍。出自兩征伐。因授節刀並軍令。

同年八月戊申。征蝦夷將軍正五位下佐伯宿禰石湯。副將軍從五位下紀朝臣諸人。事畢入朝。召見特加優寵。乙丑賜征狄將軍等祿各有差。己卯。遠江。駿河。甲斐。常陸。信濃。上野。陸奥。越前。越中。越後國土經征役五十日已上者賜復一年。

同年七月令諸國運送兵器於出羽權。爲征蝦狄也。

和銅二年夷族の叛亂に、幾多の良民は兵燹の巷に多大の犠牲者を提供せるも、爲めに得る所の副産品は、和銅五年建置の出羽國即ち今の羽前・羽後の盆地なり僅々六ヶ月の戰役に之を得たるは寧ろ得失相償ふも尙且餘贏ありと謂ふべし

續日本紀卷五。和銅五年九月己丑。太政官議奏曰。建國辟疆武功所貴。設官撫民文教所崇。其北道蝦狄遠憑阻險。實縱狂心屢驚邊境。自官軍雷擊。凶賊霧消。狄部晏然皇民無擾。誠望便乘時機。遂置一國式樹司宰永鎮百姓。奏可之。於是始置出羽國。冬十月丁酉朔。割陸奥國最上置賜二郡。隸出羽國焉。

同書卷七。靈龜二年九月乙未。從三位中納言巨勢朝臣萬呂言。建出羽國已經數年。夷民少稀狄徒未馴。其地膏腴田野廣寬。諸令隨近國民遷於出羽國。教喻狂狄兼保地利。許之。因以陸奥(當有國字)置賜最上二郡(和銅五年十月丁酉朔紀書割陸奥國最上置賜二郡隸出羽國此疑有誤)及信濃上野越前越後四國百姓各百戶。隸出羽國。

聖武天皇神龜元年(皇紀一三三四)東夷亂を作す、其勢甚だ猖獗。天皇乃ち、藤原宇合を持節大使に、高橋安麻呂を副とし、小野牛養を鎮狄將軍とし、坂東九ヶ國の兵を發して後援とし、夥多の布帛及び米穀を陸奥の陣營に輸送す。宇合等擊て之を平らぐ。是に於て鎮守將軍大野東人、多賀城を築きて邊寇に備ふ。後天平寶字六年藤原朝猶さらに城壘を修

め、石を建て道程を記せしは、今の宮城郡三碑の多賀城碑是れなり。

先是。養老四年(皇紀一三三〇)九月蝦夷叛して按察使上毛野廣人を殺す。後ち四年にして、復た叛亂起る、仍て多賀城を置き東奥開拓の策源地とせられしものなるべし。

### 第八項 安倍頼時の乱

#### 一、頼時 歸 順

後冷泉天皇永承六年(皇紀一七一)二月十五日、安倍頼良今の玉造郡鬼首に陣を構へ、國司藤原登任秋田城介平重成の軍を破る、重成栗原に退き後秋田に歸り、登任密かに逃れて京に入る。

源頼義永承六年(別本五年)陸奥守に任じ鎮守府將軍を兼ね、頼良追討の宣旨を蒙り、六月七日兵を率ひて京都を發し多賀の國府に着く。頼良躬から鎮守府に參して降を請ふ。頼義之を許す。仍りて國司の嫌名を犯を以て(頼義頼良訓讀相同じ)頼時に改む。

前々大平記卷二十七。頼良降る。國府に參し、修理進景通に託いて降り、自ら頼時と改む。「土佛の水に浴するが如し、不如身を委て從はんには、こ。頼義曰く、夫把鐵鉞。而發國家者武之德矣。管仲蕭何是也。以仁禮。而治宇宙者文之化。臯陶伊尹是也。我應朝選。今着任は無他。令國中爲靜謐也。何如。小丈夫悻々然として甲兵を起し、恟々乎として士卒を苦ましむ事をせんて、則ち許罪。頼時稽首踴躍して悔科謝罪。

安倍頼時の遠祖は夷族中の有力者なり、稱徳天皇神護景雲三年(皇紀一四二九)朝廷に歸順し、阿倍の陸奥臣・阿倍の安積臣の姓を賜へしことあり。念ふに陸奥臣の後裔ならん。四十三年の後ち、嵯峨天皇弘仁三年(皇紀一四七二)陸奥の鎮守府を永世官とし、俘夷長を置くに當り、頼時の祖父忠頼酋長となる。忠頼の子忠良、陸奥大掾と爲る。忠良の一子は



即ち頼時なり。始め安太夫と稱し、父祖の業に藉りて勢益々強大、陸奥に横行し人民皆服し、遂に伊澤・和賀・江刺・稗拔・志波・岩手六郡の豪帥となる。西、白河關に界し東、率土濱に抵る、衣川の形勢其中央に當り、險に據り關を設く、名けて衣川關と曰ふ。海陸を跨り有つ、資産豊饒、貢賦を輸さず徭役を供せず、國守制する能はず。

此時に方り、朝綱紊亂、盜賊四方に起り、磯長山田の陵及び狹城盾列池後の陵を發きて、寶物を盜む者あり、又藤原忠俊の雜色は白刃を挺て御座に逼れり源齊頼之を捕ふ。復た火を皇宮に放ちしこと五回、爲めに玉座を轉ずること十回に及べり。後冷泉天皇即位の元年、即ち永承元年(皇紀一七〇六)十二月、東三條院より太政官の朝所に移る朝所に火あり教通が二條の第に御し翌年十月新宮に還御、一歳を隔て、内裏炎上し、頼通が賀陽の第に移る。未だ半歳を経ざるに同第火く、爲めに頼通が四條の第に御し後ち、一條院に遷る。康平元年(皇紀一七一八)二月禁裏火あり、同二年正月一條院亦火く、乃ち頼通が三條の第より又賀陽院に遷御。此間冷泉・京極の諸院に渡御する數回に及べり。

朝紀の紊亂前述の如し、爾かも關白藤原頼通朝權を弄し、法令少しも行はれず。租調庸の憲章に違背する諸國の豪族豈單り一の安倍頼時のみにはあらざるべし。陸奥國司藤原登任執事甲斐入道宗忍に咨り、先きに謀りて容れられず、後ち秋田城介平重成の意を受く。頼時之を偵知し、未だ詔命を蒙らずして私に干戈を動かすよりは、寧ろ登任、重成等を誅戮し一舉兩國を押領せんに若かずと、六千餘騎の甲兵を率ゐて、鬼切部(國史鬼切部と録せり。編者云ふ「切」は「功」の誤寫、即ち鬼功部にして今の鬼首村なり)を逆襲して登任重成の軍を破り、源頼義の來征により恭順朝命を奉じ、膽澤の鎮守府に見え、駿馬金寶を贈り士卒に賂ひ、歸順の式全く了りて頼義多賀の國府に歸らんとするに至る。

二、貞任の亂行

源頼義膽澤の鎮守府に事を視ること數十日、頼時之を奉ずる恭謹。天喜二年(皇紀一七一四)八月二十六日權守藤原説

貞の子元貞・元貞の兄弟を従へ、多賀の國府に歸らんとし、阿久利川に宿る、人あり光貞の營を斫り、人馬を殺す、頼義乃ち光貞を召して問ふ、宿昔人に怨みらるゝことなきか、對へて曰く、頼時の子貞任嘗て我が妹を聘せんと欲す、我れ其門族を賤んで許さず。思ふに彼の所爲ならんと。頼義怒りて曰く、是れ我れを射らなり光貞を射るに非らずと。乃ち貞任を收へて罪に抵さんと欲す。光貞の妹女は既に流人藤原教氏と通じ、相愛相情の間にあり、光貞亦之を探知せざるにはあらざるべし、妹女一人を留めて兄弟二人頼義に隨從して京に歸らんとすればなり、貞任の求婚を拒むに卑族を辭柄とす誰か怨を懷かざるものあらん、頼義亦光貞の偏言を輕信し、我れを射んとするものなりと、疑心暗鬼を生ずる蓋し焦燥性の癖なしと謂ふを得ず。流人教氏對妹女の一啣を抄録し、以て貞任の膽心頼義を射るに非らざるを知るの資とせん。

前々太平記卷二十七。貞任の狼藉。當時の住人藤原説貞の男光貞弟元貞の二人を貞任之を襲ふ。説貞の息女を戀ふ。息女配流の藤原教氏と通す。教氏思きや雲井の春を餘所にして深山の花の香に愛んまは。返歌「住馴し大内山を餘所にして争て深山の春を尋れん」。貞任息女を求む。説貞曰く、件の一家濫惡にして不義の行跡世に沙汰する處云々評さす。

天喜四年(皇紀一七一九)七月、源頼義再任を奏請し、陸奥守兼鎮守府將軍に任じ、安倍頼時・貞任等を討つ、義家父に隨ひ討伐し、康平七年(皇紀一七二七)頼義降虜を以つて京師に歸る。史の所謂る、前九年の役此れなり。前敘の如く安倍貞任の情熱は發して、藤原光貞を劫かしたり、源頼義己れを射ためなりと、疑心、藉口得て之れを知るに由なきも貞任を囚へて以て罪にせん。と、頼時之れを聞知し、曰く人の世に在る誰れか妻子を念はざるものあらん、我れ何ぞ其の死を坐視するに忍びん乎。と遂に一族郎黨を擧げ衣川に據り關を閉ぢて叛く。

前々太平記卷二十七。頼時叛く。義家翌二十七日(天喜二年八月二十六日阿久利川夜襲の翌日なるべし)貞任を罪せんす。頼時聞て一族(古奥舊地考に、頼良の長男實にして井殿・二男貞任厨川次郎・三男宗任島海三郎大夫・四男四郎正位・五男磐井五郎家任六男比浦六郎重任・七男比與烏七郎則任・八男白鳥八郎行任。女一人亘理權太夫藤原經清。一人伊具十郎平永衡)を集めて曰く。



凡人倫の世にあるは皆妻子の爲なり。貞任雖愚。父子恩愛。不能棄忘。若彼被誅は、我何ぞ命生て是を見るに忍ん。將軍着任（永承六年七月歟）の初頃より、此四ヶ年が間、委身於將軍、給士するこゝ無他事、假令小罪あり云ふも、奉公に報て無許容乎。

頼義兵を勅し天喜五年七月金爲時等をして衣川を攻めしむ。頼時の女婚藤原清經平永衡貳心を懐く、始め頼義に歸し後ち頼時に屬し、流言を放ちて頼義をして、多賀の國府に歸らしむ。

大日本史。（抄録）經清内自ら安んぜず、乃ち軍中に流言して曰く、頼時將に輕騎を遣はして國府を襲はんとす、こゝ時に頼義の麾下及び妻子皆な國府にあり、兵士多く頼義を勸めて國府に歸らしむ。是に於て金爲時等をして、頼時を衣川に攻めしめ、親ち驍騎數千を率ゐて國府に歸る。經清乃ち逃れて頼時に歸す。

前々太平記卷二十八。國府に歸る。巨理經清は猪尾短尙の言を納れ、一今人方爲刀祖。我爲魚肉。以速可去。流言あり國府を襲ふて北の方を奪はんと、氣仙郡司金爲時をして衣川を守らしめ、將軍阿久利河を御立ありて、國府に歸る。

頼時、天喜五年九月七日爲時興重等と栗坂に戦ふ。流矢に中り鳥海に退く。貞任宗任衣川城を棄て走りて看護す。頼時疵重終に歿す。

進國解言上誅伐頼時之狀。爾、臣使金爲時興重等。甘說奥地俘囚。令與官軍。於是。鉦屋仁土呂志。宇曾利合三都。夷人安倍富忠爲首。發兵從爲時。而頼時聞其計。自往陳利害。衆不過二千人。富忠設伏兵。擊之檢岨大戰。二日頼時爲流矢所中。還鳥海柵死。但餘黨未服。請賜官符。徵發諸國兵士。兼納兵糧。不誅餘類焉。隨官符召兵糧發軍兵。臣頼義誠恐謹言。

康平五年（皇紀一七二二年）五月九日頼義父子栗原郡營岡に清原武則に會す。始め鳥海の戦に義家七騎となる（坂戸則明加藤景通・大宅光任・清原貞廣・首藤範季主從）。康平元年出羽國司源齊頼出羽國司に任じ四月二十五日任地に着く。頼義父子援を國司に請ふ。國司獵狩に耽けり征討の意なく請に應ぜず、經清白符を用ゆ。赤符は官符なり。官物出納の官符即ち國符も制す能はず、仍りて更らに援を山（仙北俘囚主清景真人光頼其弟武則に諭して來り援けしむ。光頼その弟武則をして一萬餘人を率ゐて來屬せしむ。是に於て頼義父子力を得、進み撃ちて小松・衣川・鳥海の諸柵を連陥し、貞任

を厨川の柵に攻殺す。その弟宗任・家任等餘衆を率ゐて降り騒亂こゝに平らぎ、翌六年二月十六日首を京師に送る。

三、眞衡家衡の争闘

源義家永保三年六月六日陸奥守兼鎮守府將軍となる、任滿つ再任寛治三年を期とす。先是。清原武則の孫眞衡、異母弟家衡の二人兵を構ふ、義家諭して兵を解かしむ、眞衡命を奉じ家衡服せず、家衡の叔父武衡、家衡を援け金澤城に據りて叛く。寛治三年（皇紀一七四九）義家兵を發して之を攻む交戦三月決せず、十月一日多賀の國府に歸る。翌四年武衡・家衡大舉多賀の國府を襲はんとす。義家之を拒ぎ翌五年更らに進んで義家の弟義光と兵を分ちて之を攻む、城中ついに食盡く、武衡・家衡等城を焼き夜遁る。義家追撃之を捕殺す。後人之れを前九年の役に對して、後三年の役と云ふ。

前々太平記卷三十五。義家出陣。寛治三年六月十六日、先陣秋交武綱三千騎、二陣三浦爲次、三陣鎌倉景道、四陣三浦爲通、五陣は將軍、左陣古彦秀武、右陣藤原清衡、六陣首藤助清、七陣武藏相模の勢、八陣海道成衡、清家の一族一萬餘騎、義家國府に歸る。

七月より九月下旬まで晝夜合戦止まず、寛治三年十月一日歸る（中略）國府を攻む。寛治四年四月十五日午尙、清家の大勢苅田の宮にて三手に分れ、一手は武衡二萬騎奥道より、一手は家衡一萬七千騎上道より、一手は藤原千任一萬五千余騎中道より攻む。義光城より一里奥道、義親五千騎追手の城戸を三十余丁上道に、義國は三千七百騎中道、義忠は二千五百騎國府より三里西、松厨の數陰に陣を取る。

同卷三十七。義家金澤を攻む。寛治五年九月十六日（別本上旬）金澤に着く。「折しも秋の末までや、南に渡る雁金の數多連りたりけるが、雁陣忽に破れて十方に飛散けり」大江匡房卿。「宗任なかりせば、我武の拙を不知、彼卿なかりせば、我文を不學して武衡が爲に破れん」。

又。金澤柵没落。寛治五年十一月十四日の夜半假屋に火を付て手足を焚るべしと合す。家衡の愛馬花柑子（はなかうじ）を射殺して逃る。武衡池中に潛み、千任丸城中に迷ふ、雜兵の手に捕はれ糺問して斬に處し、千任丸の舌を抜き枝に釣して切斷す。家衡は縣次に捕はる。是は縣殿の手作にて候、陸奥には、手つから仕（し）ぬる事をば、手作さなん云ける。頼義在任十二年、前九年、義



家在國十年、後三年の軍と云ふ。

按ずるに、前九年の功により、清原武則は鎮守府將軍に任ぜらる、その孫眞衡に至り、海道成衡を養ふて嗣と爲し、源頼義前九年の役畢りて歸京の途路、常陸國多氣宗基の娘に通じ女を擧ぐ、此の女を嚮ひて成衡の配遇となす。女は義家と異母兄妹なり。恰かも義家陸奥守兼鎮守府將軍となり任地に赴かんとする歳を同じに、華燭の典を擧げらる。此の式典を祝せんがため、武則の甥出羽國吉秀武黄金を朱盤に盛り、恭しく頭上に擡げて眞衡の邸に伺候せり、眞衡圍碁に耽溺し秀武の來るを知らず、秀武怒りて寶物を地上に抛ちて出羽に歸る。眞衡兵を擧げて出羽に行き秀武を攻めんとす。清衡・家衡は秀武を援けて、膽澤郡白鳥村民家四百戸を焼き眞衡を討んとす、眞衡聞て出羽より城に歸る。是より眞衡家衡の二人互に對抗す。義家之を諭して兵を解かしめたるは前記の如し。

所謂る後三年役の發端、眞衡の不禮横暴にあるが如し。時人之を評言して曰く「昔天竺ノ國王ハ圍碁ニ聞テ誤リテ、三學ノ沙門ヲ誅シ、今奥州ノ眞衡ハ圍碁ニ禮ヲ忘レテ、兩國ノ動亂ヲ招ク」と前々太平記に見ゆ、或は然らん、然れども「其孫眞衡ニ至リ、異母弟家衡、宗家ヲ奪ハムコトヲ謀リ、是ヨリ二人兵ヲ構フ」と歷朝聖德錄に見ゆ、併せ記して博雅の君子を待つのみ。

義家の諭示に應ぜるもの清衡なり、武衡・家衡之を聽かず、仍て二衡を攻むること最も急にして、戦後の周策亦酷を極めたるは、父頼義の私生兒は眞衡の嫁女なり、義家と異母兄妹なり。且言ふ未だ詔勅院宣なくして之を討伐したるの故か遂に論功なくして已む。義家亦武衡家衡の首を路傍に抛ちたりしと。當時既に朝議と御所各所見を異にしたるの跡あり。朝議は、苟も國守兼將軍にして、所轄内の動亂を鎮定したるは、職務を尊重して國家の靜謐を主とし宜しく行賞すべしと、又私敵を討伐するものなり、擬賞に價するの適法なしと謂ふにあり。

前々太平記卷三十ヤ。朝議。關外將軍制之。軍功之爵賞。皆決於外。其職在征。行所在爲治。然武衡家衡。謀暴逆滑國家。義家征之。此行其職也。官符を下し勸賞を行ふべし。群卿の議決す。院の御所白河帝「義家が私の敵たるの由、有其聞。官符下らば勸賞を被。行私の軍に勸賞、無念の事也。碍させ給ふ。」

## 第二節 鎌倉時代

### 第一項 兵權の移動

毛利家の祖大江廣元起つて源頼朝を補佐し、霸業を鎌倉に開き幕府の基根を培養し、復た島津家の祖源頼朝は一族郎黨をして、平家を南海に沈め藤家を東奥に躡らしむ。これによりて大權は武門に遷り、鎌倉・吉野・室町・安土・桃山・江戸時代を經由し歳を累ぬる六百七十四年。政事上の經緯は姑く措き、挑戰的兵禍の災厄は永く傳へて、本郡の地盤をして考古の資を豊かならしむ。頼朝の長子源頼家に至り外戚北條時政執權と爲る、次子實朝に至りて時政の子義時執權となる、實朝、公曉に殺さるに及びて、所謂る倍臣國命を執るに至り、後鳥羽法皇深く之を慣り常に大權の回收に御心を碎き給ふ、義時屢ば法皇の命に抗し、且つ順德天皇の位を去らしめ、專横日に募る。仲恭天皇承久三年(皇紀一八八一)五月後鳥羽法皇五月十日四州の兵を徵し、義時の官爵を削り鎌倉追討の院宣を下す、義時大軍を進む官軍利あらず、義時京師に入り、後鳥羽法皇を隱岐に、新院(初め佐渡院と稱し、建長元年七月順德天皇と追諡)を佐渡に、天皇(外舅藤原道家の九條第に遷る、仍りて九條廢帝と稱す。明治三年七月二十三日追諡仲恭天皇)を廢し、中院(阿波院と稱す、仁治三年七月追諡土御門天皇)を阿波に遷し、雅成・頼仁の二皇子を流し、藤原光親・宗行・範茂・信能及び源有雅を斬り、公家武家の所領三千餘箇所を奪ふ。國史の所謂る承久の亂是れなり。翌貞應元年義時府を六波羅の南北に新置し、その



弟時房と其子泰時を留む、陽に名を鎮撫に藉り、陰に皇室を抑壓したるが如し、爾來百十四年北條の族交も來りて此職當り、建武の新政に至りて廢止す。

元仁元年(皇紀一八八四)義時家人に殺さる其子泰時執權となる。嘗て梶尾の僧高辨往いて泰時を訪ふ、語るに治國の要を以てす。「曰く足下嘗て天子ニ迫リテ位ヲ去ラシメ、上皇ヲ海表ニ遷シ奉ル、滔天ノ罪惡ハ神人ノ共ニ憤ル所ナリ古語ニ曰ク天定リテ人ニ勝チ人定リテ天ニ勝ツト。今ヤ人定マルノ時ナリ故ニ足下能クコレヲ行フコトヲ得タリ。他年天定マルノ時至ラハ足下何ヲ以テ其罪ヲ償ハントスル乎」と、泰時悚然として懼れ、是より恭謙上に奉じ勤儉下を率ゐ、租税を輕くし三公七民の貢額制度此の時に創まる。

龜山天皇萬機を親裁し、後深草本院をして政事に干與せしめず、本院衰を北條時宗に求む、時宗本院の直子熙仁親王を後宇多天皇の皇太子と爲さんことを請ふ、止むなく之を許し且つ後嵯峨上皇の遺詔に悖るを以て北條を惡む。時宗又將軍宗尊親王を疑ひ之を廢して、其子三歳の惟康王を迎へ將軍と爲す。

文永五年(皇紀一九二八)二月忽必烈、高麗を介して通好を求む、敢て答へず、即ち弘安外寇の端なり。十月元兵對馬に寇し宋資國戰死し、爰に至りて隣交全く絶の、後ち十三年の歳月を経て、後宇多天皇弘安四年(皇紀一九四一)元兵十萬九州を襲ふ。七月晦日(一本八月朔日、蓋し霄より曉に徹したる計數なりしがため月日に差を生ぜるか)海水簸蕩して之を鑿にし、生還するもの僅かに三人のみなりしと云ふ。(蒙古のブライカン南宋を亡ぼし正統を承け元の世宗二年)戰史の所謂る、文永弘安の役是れなり。

## 第二項 文治の役

源賴朝勅許を蒙らざるに藤原泰衡を伐つ、文治五年(皇紀一八四九)八月進んで多賀國府に陣し越翌建久三年賴朝征夷

大將軍となる。

先是、泰衡の曾祖父清衡後三年の戦功に因り、寛治六年源義家の目代となり、序いて陸奥出羽の押領使となる。押領使は國司郡司の中より才幹武藝に勝れたるものより撰拔し、畿内は勅宣を以て補し、畿外は國解を以て宮庭に奏請して任ずるは古制なり。蓋し部内、奸惡の徒を逮捕し鎮靜するを以て職掌とす。その起源陽成天皇元慶二年(皇紀一五三二)南淵秋郷押領使となり出羽國の賊を討伐せしを始めとし、後ち六十年を経て、朱雀天皇天慶二年(皇紀一五九八)平將門及び出羽に亂あり、此時押領使を下總・下野・出雲・淡路・出羽・陸奥の諸國に増置せられしことあり、清衡後三年の役に義家に從ひ、武衡・家衡を蕩平したるの軍功に因り押領使に任せられ、嘉保元年(皇紀一七五四)江刺郡豊田館より平泉に移りて館を築き、又中尊寺を建立し、大治元年(天治三年五月二十二日改元)七月十七日歿す。

清衡の子基衡父業を襲ぎ押領使となり、安倍宗任の女を娶り、勢位大に振ふ。仍りて國司下りて政治を行ふこと能はず京官國司を兼ね、只だ基衡の貢進せる料物に満足するのみ。此の秋に當り、廷議は兵刃を篋に納め、干戈を動すを嫌ふこと甚だし、義家の陸奥守を拒むの狀態なりき。基衡毛越寺を建立し、洛外禁止の佛像は九條關白に愁訴して、漸く鳥羽法皇の許を得たるは、蓋し丈六の藥師尊像等にして雲慶の作、此より玉眼の佛像始めて世に出たりしと云ふ。基衡保元二年(皇紀一八一七)三月十九日歿す。

基衡の子秀衡沈毅にして度量あり、二夫人を娶る一は平氏一は源氏より出づ。高倉天皇嘉應二年(皇紀一八三〇)鎮守府將軍となる。安徳天皇養和元年(皇紀一八四一)陸奥守を授く。平宗盛秀衡に請ふて兵馬を藉り源義朝を撃たんとす。秀衡依違して敢て兵を發せず、且義經賴朝の起るを聞き往て之に從ひ與に平氏を討たんと欲す。秀衡復た依違決せず、義經潜かに平泉を出て平氏を滅す、朝賴と閔を構ふに及び義經名を義行又義顯と改め、大和に奔り吉野山に匿れ、又京師



に竄匿する數月にして、文治三年二月夫人河越氏及び從者と共に、修驗に扮装し北陸道を経て陸奥に入り、栗原寺に着き使を秀衡に遣はす、秀衡大に喜び以爲らく、「二州ノ兵ヲ擧ゲテ、其ノ驅使ニ任サバ、賴朝敢テ手ヲ藉ク所ナカラン」と依りて衣川に館して禮接甚だ厚く、志田・遠田・玉造・桃生・牡鹿の五郡を料とし、押領使内大領高館殿と呼ばしむ高館の西南に金鷄山に黄金雌雄の二鶏を作りて之を埋め、(慶應元年栗原郡金成の菅原喜三郎により出土せる五百目の黄金鶏なるべし)禮接甚厚かりき。秀衡文治四年十月二十九日歿す(今は平泉實記を採る。盛長日記に文治三年十月二十九日、義經記に四年十一月二十一日)

泰衡は秀衡の子、秀衡卒し陸奥守押領使となる。賴朝、秀衡の卒するを聞き屢ば院宣を乞ふて、密に泰衡をして義經を圖らしむ、泰衡懼懼し文治五年四月三十日急に高館を襲ふて之を殺す(東鑑に持佛堂に入り自殺す。又大日本史に閏四月晦日泰衡兵を遣はして衣川を襲ふ、鷲尾經春等力戰して死す、是に於て義經妻子を刺殺して自殺す、時に三十一)首を鎌倉に送る。賴朝陸奥出羽の二州を取らんと欲し、泰衡の遲回して速に義經を殺さざりしを辭と爲し奏請して曰く、「泰衡王命ヲ沮格シテ反者ヲ庇護ス、兵ヲ廢シテ之ヲ討タン」と朝議之を允さず。賴朝詔勅院宣を蒙らずして泰衡を撃つ、泰衡國分原鞭楯(今の榴ヶ岡及び宮城野一帯の地點)に陣し、破れて物見岡に退却して、多加波波城(玉造郡眞山村)を保つ使を遣はして降を請ふ曰く。「豫州ノ本州ニ依沮シタルハ、父秀衡ノ時ニ在リテ泰衡ノ知ラザル處、父歿スルニ及ビ命ヲ聞テ之ヲ戕フ、功アルモ罪ナシ何故ニ兵ヲ興シテ征伐スル、今城邑ヲ棄捐シ山林ニ彷徨ス、二州ハ既ニ威靈ヲ奉ズ、冀クハ一死ヲ赦シテ家人ノ列ニ就ケン」賴朝聽かず兵を分て搜る。文治五年九月三日家人河内次郎叛して泰衡を襲ひ之を殺し、首を函にし軍に詣る、賴朝執へて次郎を斬る。其年十二月大河次郎兼任叛して葛西清重を攻む。清重急を鎌倉に告ぐ、建久元年(皇紀一八五〇)二月十一日清重等兼(別本重)任を逐ふ、兼任徒歩華山(氣仙)に流離し龜山を踰て栗原寺に潛居するに及び、三月十日土人之を殺して奥羽二州の戰亂全く平らぐ。

### 第三節 吉野朝

延元元年(皇紀一九九六)後醍醐天皇吉野に遷宮せられ給ふ。爾來五十七年を經歷し、後龜山天皇神器を後小松天皇に傳へて兩朝合一に歸す。往時の南朝北朝は今の吉野朝なり。

先是、仁治三年(皇紀一九〇二)正月四條天皇誤りて蹶つき疾を成して遂に崩す皇嗣なし、關白道家は修明院と謀り順德天皇の御子忠成王を立てんとして旨を鎌倉に告ぐ、北條泰時鶴岡八幡宮の神託と稱し土御門天皇の第七皇子邦仁王を擁立す、後嵯峨天皇是れなり。天皇讓位の後、院政を聽くこと二十六年、其間後深草・龜山二天皇を擁立し、特に龜山天皇を愛す。大漸に臨み遺詔して曰く「皇統ハ世々龜山ノ子孫ヲシテ繼ガシメヨ、後深草ノ子孫ニハ、長講堂領ヲ與エテ封邑ヲ爲サシメヨ」と後年兩統迭立の禍根爰に基因す。

宮中に護國の寶と爲されし、坂上田村麻呂の劍あり、後嵯峨天皇竊かに龜山天皇に授く、後深草天皇聞きて大に之を怨む。是より、後深草天皇(兄)龜山天皇(弟)の御同胞間の輯睦修らざりしが如し。北條時宗後嵯峨天皇の遺詔に戻り、後深草天皇の第二皇子灑仁を援立して伏見天皇と稱す。將軍惟康を廢して皇弟久明親王を將軍と爲す、故に後深草・伏見天皇大に關東を德としたるの蹟あり。伏見天皇の長皇子胤仁親王位に即き後伏見天皇と稱す。此御宇に至りて後深草龜山の兩統十年更立の奏議起れり。後深草天皇の第二子伏見天皇讓位の後持明院に住し龜山天皇の二子後宇多天皇讓位の後大覺寺の傍に堂を營みて居給ふ。時人持明院殿、大覺寺殿と稱へ、遂には後深草天皇の皇統を持明院統と通稱し、龜山天皇の皇統を大覺寺統と通稱するに至れり。世の所謂る南朝と稱する皇統は大覺寺統にして、北朝と稱する皇



統は持明院統なりとす。兩統交立の約に基き、伏見天皇の第四皇子富仁親王持明院統より入りて大位を繼ぐ第九十五代花園天皇と奉稱す。後宇多天皇の第二皇子尊治親王大覺寺統より出て花園天皇の皇太子に立たせ給ひて、第九十六代の皇位を繼ぐ、即ち後醍醐天皇と奉稱す。

後醍醐天皇。記録所を置き親ら庶政を聽斷し稅政を釐革す。北條高時荒淫驕暴人心離隔す。正中元年(皇紀一九八四)公家日野資朝俊基、師賢隆實實世、武家土岐頼貞多治比國長、僧游雅玄基と謀り諸國豪族を招致し、高時を伐んとす。事洩る高時兵を遣はし、頼貞國長を殺し資朝俊基を鎌倉に拘し將さに天皇を廢せんとす、天皇書を高時に下し他意なきを示す。

會ま皇子邦良薨す、天皇護良親王を東宮に立んとす、高時兩統交立の誓書に基づき、後伏見天皇の皇子量仁を立て、皇太子とす、天皇使を下して高時を諭す高時詔を奉ぜず、天皇高時を惡むの念益々強きを加ふ。此時に方り武人多くは心を關東に屬し、憑むに足らざるを以て、更に僧兵の力に藉らんと欲し、護良親王をして薙髮せしめて、延曆寺の座主と爲し尊雲法親王と改め僧徒に心を結び、且東大、興福の二寺に諭す所あり。後伏見上皇密かに之れを高時に告ぐ。

元弘元年(皇紀一九九一)高時怒り天皇を廢し法親王を殺さんとす。天皇之れを聞き婦人の衣服に變裝し、藤房・秀房の兄弟並に重康・兼秋・久武・具行・公敏・忠顯等姿を更へて奈良に下り次て笠置に幸す。天皇勝房をして楠正成を河内より召し委するに興復の事を以てす、正成詔を奉じ城を赤坂に築く。高時量仁王を立つ、光嚴天皇是れなり。

天皇赤坂城の成るを待ち將さに遷幸せんとし給ひける内、京師に拉致せられ給ひて、神器を光嚴天皇に傳へ給はんことを請はる、天皇新たに神器を摸作して之を傳ふ、翌元弘二年三月高時天皇を隱岐に遷し國分寺を假宮と爲し、新に曆號を樹て、正慶と號す。

天皇中門の守衛富士名義綱の勸めにより、密かに隱岐より逃がれ名和長年の家に至る、長年天皇を船上山に奉じ族を擧げて守衛し近國の土豪皆來り屬す。楠正成赤坂城を復し、賊將新田義貞護良親正の令旨を奉じて歸順し、攻めて鎌倉を陥れ北條氏を滅して捷を報ず、賊將足利高氏歸順し赤松則村源定平太田守延等と合して六波羅を攻めて之を陥れる。

建武元年(皇紀一九九四)巡狩還宮の例に遵がひ、詔して新主光嚴天皇を廢し、公武一に歸し大權皇室に復り王政を布き北畠顯家を陸奥守とし、天皇第十二皇子義良(初め憲良)を奉じて東陸を鎮撫す、宮殿改造の土工を起し、諸國地頭の租入を増徴(二十分の一)し功臣を封じ、護良親王を鎌倉に放つ、諸將怨望するもあり、同年十月五日藤原藤房遷世岩倉の不二坊に走りて剃髮年三十九(後ち華國妙心寺第二世圓鑑國師之れなり、即ち瑞巖寺の本山、昭和二年三月二十一日より七日間國師五百五十年の大遠忌を施行す)

延元元年(皇紀一九九六)正月尊氏大舉來り犯す、天皇之を叡山に避く、顯家、義良親王を奉じ奥羽の兵を擧げて、義貞・正成・長年等尊氏の軍を破る。二月尊氏を九州に奔らし京師を復す。功を録して義良親王を陸奥太守とし、顯家を鎮守府大將軍に任ず。五月尊氏大舉復京師を犯す。正成戰死、天皇再び叡山に幸す。尊氏後伏見天皇の皇子豐仁親王を擁立して光明天皇とす、尊氏伴り降る。天皇權りに之を許す。尊氏天皇を華山院に幽し、陪駕公卿の官職を褫ひ、將士を拘ふ。尋て神器を光明天皇に傳へんことを乞ふ、天皇偽器を作りて之を授け、十二月吉野に幸す、是より吉野の皇居を南朝と稱へ、京師の皇居を北朝と稱へ、二帝南北に對立して兵塵歛まず反覆常なく、道義地に没す。延元三年(北朝曆應元)足利直義は恒良・成良二親王を京師に毒殺す。顯家界浦に義貞藤島に戰死し、翌四年八月後醍醐天皇崩す。後村上天皇位に即く、正平五年(皇紀二〇一〇)足利直義その兄尊氏と隙あり降り尊氏を討つ、尊氏、直義と和を講ず、直義又叛く既に



して和復破る、越翌文和元年尊氏直義を薩埵領に破り、次て直義を殺す。天皇家師に還り顯能北朝崇光天皇を賀名生に幽し神器を收む、足利義詮後光嚴天皇を立て奉じて美濃に奔り、次て京師を復す、天皇家師を復する四回に及ぶ、後援の繼ぐなし、諸國の將士多くは足利義滿に服屬す。

長慶天皇。御諱寛成、後村上天皇の皇長子、正平二十三年(皇紀二〇二八)位に即く。是より先き。先帝の晩年臣僚二黨に分る、一は天皇を翼戴し一は皇弟熙成を立てんとす。楠正儀は皇弟黨に屬す。此時に當り新田義興は矢口の渡に誘殺せられ、義宗病んで歿し義治軍敗れて信濃に走り終る處を知らず、新田氏亡ぶ。天皇在位二年玉川殿に院宣を以て紀伊の將士に號令し、恢復を圖られ且つ親ら高野山に願文を納めさせられき。爾かも南遷の後ち記録備らず考據に苦みしも、大正十五年に至りて御在位を確定するに至りぬ。

後龜山天皇の御宇、東西の兩將軍相尋て薨じ、南朝の將士前後凋落、僅かに楠の族正時・正勝等金剛山の孤城に餘勢を保つのみ。元中九年(皇紀二〇五二)五月(別本二月)足利義滿、畠山義深を遣はし金剛山を陥落せしむ。閏十月天皇父子の禮式を以て神器を後小松天皇に授け、直ちに嵯峨に退き、後ち大覺寺に住し給へり。爾來五十二年の歲月を経て、後花園天皇文安元年(皇紀二一〇四)熊野の社人奏して曰く「南朝ノ皇孫二人、寶璽ヲ擁シテ紀伊ノ北山ニ據リ兵ヲ集メラルル」と。乃ち中村貞友上月滿吉等四十餘人を紀伊に遣はし伴り降り皇孫に仕へて隙を伺はしむ。長祿元年(皇紀二一〇七)十二月上旬滿吉は北山の大河内に、御兄の尊秀王を害し丹生屋帶刀其首を斬り、中村貞友は河野谷に、御弟の忠義王を殺す。此時寶璽は二皇孫の叔父尊雅の手にあり、小寺藤兵衛謀りて尊雅を害して寶璽を奪ひ、歸りて之を宮室に上る。此に至りて南朝即ち吉野朝の皇統は全く絶えしと云ふ。後龜山天皇元中九年(皇紀二〇五二)、北朝明德三年(十月)吉野を出御し給ふ。引用書を轉録する左に。

續明德記。南朝より君臣合謀在べき御筆あり、明德三年十月二十八日終に南山を御出あり(後龜山天皇の南出御をいふ)御寶物を先さして、主上殿與、三宮移御所も同じく御出なり云云。閏十月二日御入洛、乘燭の程に及て嵯峨の大覺寺につかせ御座、御神寶閏十月五日内裏へ還入らせ給ふ云云。此六十年(五十七年)の事外都の座に埋て、登極の君讓の義ばかりにて踐祚有つるに、一日三代の御宇に當て還入り給へり。目出たき云云。

櫻雲記。明德三年十月、義滿の命に因て大内義弘和泉の國に至て南北和睦を調へんす。蓋し義弘は其祖父其父に至て南朝への忠義の臣故、連年冷泉相國入道を以て和平の南方へ奏すといへども、曾て是を許容せず。爰に至て南朝漸衰に及て、十月十五日南北和親遂に調ふ。北帝後小松天皇及將軍是を感悅す。

有職抄。明德三年十月二十五日。大外記師豐云。此夕駕與丁三十五人御與長十人南朝に進らる。是三種神器御迎也、武家大内左京大夫義弘朝臣同く御迎に參る云云。閏十月二日夜丑刻南朝帝御入洛後龜山天皇賢所伴ひ申され、嵯峨の大覺寺に著御云云。後小松院後圓融院に下さる、敕書には、供奉公卿以下天曆の例にまかせ皆參云云、又元曆の例にまかせ三ヶ日御神樂を行はる云云。

### 第四節 室町時代

足利の亂世、所謂る下剋上の時代なり。大覺寺統對持明院黨、大和對京師、新田對足利、官方對武家方、功名の競争なり。光嚴天皇紀伊川の危橋に枕む、武人來りて天皇を排して水に墜して去る。僧順覺驚き拯ひ奉る。又伏見殿に幸し東洞院に至るの途上、土岐頼遠乘輿に會して馬より下らず、前驅從士之を告ぐ頼遠聽かず弓を射る、武人の強梁復た知るべし。大覺寺黨は大和に在り、持明院黨は京師にあり、公卿の武事あるもの又諸國の豪族多くは吉野に屬し、之を官方と云ひ、元鎌倉の家人たるもの大抵京師に屬し、之を武家方と云ふ。是より兩派所在に争ひ寧歲なし。

北朝光明天皇曆應元年(尊氏征夷大將軍となる建武式目を制定し政權尊氏に歸し、驕侈日に長じ皇室を蔑にし公卿を侮り、黜涉與奪を擅にし、公卿の采地を奪ひ、公卿の國司は其數を減じ、有功の將士に土地を賞與し、遂には武人を封



じて守護と爲すに至れり。

南北合一の後ち天下は少康を得たり、足利義滿大將軍となる、政所・問注所・侍所を設け、管領・別當・武者頭・評定衆の諸職を置き、鳥羽天皇に來久我家の世襲する所の、淳和獎學兩院別當源氏長者たらんことを請ふ、廷議義滿の威に畏れ奏して之に任ず。後小松天皇應永元年(皇紀二〇五四)義滿職を辭し、子義持(九歳)に譲り、太政大臣たらんことを奏請す。廷議允さず、義滿怒る曰く、「天子ハ我方家ノ立ツル所ナリ、若シ我が請ヒテ聽カザレバ、之ヲ廢スルコト有ノミ」と天皇已むなく之れを許し給ふ。

稱光天皇應永二十年(皇紀二〇七三)四月伊達持宗密かに義故を集め、大佛城に據る(城は今の福島)脇屋義治を迎て將となす。持宗幼名松犬丸(族譜に次郎)初め泰宗と稱し、後ち薙髮して天海圓宗と號す。伊達遠祖念西公十一世の孫なり。東藩史稿卷一。應永二十年癸巳、先公(受天公氏宗)管領滿兼の士民を慮するを見て將に之を攻めんとす、兵を赤館に擧ぐ、上杉氏憲三千騎に將として來り攻む、公潛に會津山中に匿る、公仙臺武鑑及び譜系に見ゆるは、此れなるべし。の志を繼ぎ義を倡ふ。播磨守懸田定勝入道支昌、公を補け深く謀慮を運らし、密かに義故を聚め五六百騎を得たり、大佛城に據る。定勝、脇屋義治の三國嶺戰敗れ、羽州三崎山下に匿る。義治を迎へ推て將と爲す。是に於て義治兵を率ひ、稻村の管領代足利滿隆を撃つ大に之を敗る。篠川管領代足利滿直之を聞き城を棄て走る、是に於て所在の敗將亡卒來附し二千人を得たり。義治年八十餘髮鏢勇壯白髮鬚を被り、士卒に先つて矢石を冒す、將士爲めに奮ひ一百に當らざるなし、威山東に振ふ。鎌倉管領足利持氏大に驚き、修理大夫畠山國詮をして兵八千に將として來り攻む。旌旗甚だ盛なり我衆懼る。義治、定勝に謂て曰、兵法凡そ兵未牌を過れば敵に逼て陣を絶ばず、今申を過ぎて逼る敵將の暗昧以てトすべし、我其不意に乗ぜん、暮夜短兵を以て其營を破る、敵衆自ら相蹈籍し死傷算なし、後屢戰ふ。然れども衆寡敵せず。是冬城中偶火を失し屋舎盡く燼す、敵之に乗じ均しく城に登る、定勝固ま老功善く拒き敵を退く、然れども遂に保つべからず。十二月二十一日夜潛に城を出でて會津山中に匿る。敵之を迫り撃つ我三百餘人を失ふ。國詮鎌倉に還る。然れども三時を経て攻伐の續なく城自ら抜け、主將を逸するを以て持氏悦ばず、國詮門を杜て幽居す。

倒叙日本史。應永二十年政宗の子持宗は、懸田定勝と共に兵を擧げ、安達郡の畠山國詮と合戦し持宗敗る。而も伊達氏は舊邑を失ふなし。凡そ南朝奉事の名家にして、子孫愈起り近世江戸時代に著顯せるは、海内獨伊達氏あるのみ。論者或は伊達氏の時々變節して、向背不明を指摘するも、刻薄の苛察のみ。

後花園天皇永享二年(皇紀二〇九〇)北畠滿雅南朝の恢復を謀り、多武峰に僧亂起り、同九年三月義政將を遣はし多武峰を攻め、八月楠氏の族兵を河内に起し、翌十年上杉憲實上野に起り持氏討つ克たず、持氏尋いて反く、同十二年二月結城氏朝・春王・安王を奉じ亂を爲す、翌嘉吉元年上杉清方之を伐つ氏朝戰死し、春王安王執つて之を殺す。

御土御門天皇應仁元年(皇紀二一一七)五月細川勝元と山名持豊と京師に戰ふ。勝元管領二十二ヶ國の將卒十六萬餘東山に陣するが故に東軍と稱へ、持豊管領二十七ヶ國の將卒十萬餘京西に屯するが故に西軍と稱ふ、勝元將軍義政を擁して諸軍に令して西軍を破る。六月西軍火を一色政氏の宅に放つて公私の第宅三萬餘を焚蕩して荒野と爲り、典籍寶器灰燼に歸す。先是、管領畠山持國三將軍を擁立せる功に誇り驕横なり、始め子なし弟持富を嗣とす。後ち義就生る、仍りて持富を廢せんとす。家臣多くは持富の子政長をして嗣となさんとす、勝元・持豊の諸將之を援く、持國止むなく政長を嗣とす。後ち政長、義就と家を争ひ京師に戰ふ、持豊天皇及び後花園上皇を室町の第に奉じ政長を討つて之を敗る。勝元大に政長を援けざるを愧とし、持豊を討たんとして一族と共に管領内諸國の兵を發したれば、初め畠山二子の争ひは變じて勝元・持豊の確執となり後ち復た變じて將軍兄弟の争ひとなり、爾來結んで解けざること十一年文明九年(皇紀二一三七)漸く弭む。此時に至り天皇及び上皇は室町泉殿に幽居し、前關白一條兼良以下公卿百官諸國に逃がれ朝威全く衰ふ。後ち之の戰役を稱して應仁の亂と云ふ。



## 第五節 安土桃山時代

五九二

應仁の亂弭み諸將國に就き割據し、強は弱を併せ大は小を呑み、悖逆爭奪止まず、史家の所謂る戰國時代にして又暗國世界なりき、官帑凋耗して廷式悉く廢滅に歸す。室町時代の末期、御土御門天皇崩御し給ふ。歛葬を營むの資なし靈柩を黒戸御所に安置すること四十餘日に及び、漸く近江國佐々木高瀬の獻金を待ちて漸く草深法華堂の陵に葬り奉る。又た當時の始め後柏原天皇登祚し給ふ、十一年の後永正八年三月(皇紀二二七一)三條西實隆の力により、本願寺光兼(實如上人)黄金一萬兩の獻資ありて、漸く即位の式を行はせ給へり、又た後奈良天皇踐祚し給ふ、十年の後天文五年二月(皇紀二二九四)大内義隆の獻資に憑り始めて即位の式を擧げさせ給り、復た正親町天皇弘治三年登祚し給ふ、四年の後永祿三年正月(皇紀二二二〇)毛利元就租税を獻じて費用を助く、仍りて即位の大禮を舉行し給へり。大内の供御は乏竭して廷臣の糜祿を給する能はず、公卿爲めに諸國に流寓し、或は民家に寄食し、至尊は罔然として虚位を空殿に守り、時々武人に官位を給ふのみ、皇室の陵夷是より甚しきはなし。

足利尊氏征夷大將軍となり、兵馬の大權を委ねさせ給ふや、公卿の國司を減じ現存せるもの僅かに、伊勢に北畠・飛驒に姉小路・土佐に一條の三氏あるのみ。戰功の武人を擧げて守護と爲し、遂に武人の占有に歸す。將軍足利義滿管領を置くに及びて兵馬の大權一轉して將軍より管領に移り、將軍た、拱手するのみ、遂に管領の職は細川の世襲となりしが如し。細川の族互に管領を争ふに及びて、再轉して其の臣三好黨に移り、威權管領に等し、是に於て將軍及び管領は唯々拱黙するのみ、三好の勢威漸く衰ふ、更に三轉して其の家臣松永久秀に移る。久秀驕暴將軍義輝及其弟僧周壽を害す。細川藤孝僧覺慶を奉じて織田信長に頼る、覺慶還俗名を義昭と改む。信長義昭を擁立し、命を朝廷に請ふ、正親町

天皇義昭を將軍に任ず、義昭密かに信長を謀る、天正元年(皇紀二二三三)信長兵を遣して之を破り、七月義昭を河内に幽し足利氏亡ぶ。

此時に方り、天下紊れて麻の如く、大小の戰鬪諸國に蜂起し海内鼎沸す。永正三年(皇紀二二六六)本願寺光佐の一向宗の亂あり、信長伐つて克たす。此年長尾爲景其上杉房能を害す、川中島の義戰爰に基因す。天文十年(皇紀二二二〇)毛利元就、尼子晴久を破る、又陶晴賢其主大内義隆を害す、元就後奈良天皇より追討の綸旨を賜はり晴賢を戮す。同十一年八月織田信秀小豆坂に今川義元を敗る。天正十年(皇紀二二四二)三月天目山の戰に武田勝頼亡ぶ、六月信長本能寺に其の臣明智光秀の爲に害せらる、羽柴秀吉軍を返して光秀を殺し、信長の嫡孫秀信を擁立す、信長の三子信孝立つ能はざるを憤り、柴田勝家・瀧川一益等之を援けて秀吉を討たんとす。翌十一年正月秀吉これを聞きて信長の次子信雄と結び、信孝・勝家を殺し一益降る、後ち賤ヶ岳の戰と云ふ。同十二年三月信雄家康等秀吉と小牧山に戦ひ、四月秀吉家康長湫に鬪ふ。同十七年六月藩祖政宗、臺名盛重を敗り會津を占領す。同十八年秀吉小田原城を攻めて北條氏直を破り、三月秀吉大舉東征す、十月大崎・葛西の遺臣等木村伊勢守を攻む政宗等之れを夷らぐ、後人大崎葛西の一掃と稱す。九月秀吉九戸政實を討つて平らぐ。文祿元年(皇紀二二五三)四月征明の役起る。秀吉名護屋に屯す。慶長三年(皇紀二二五八)八月秀吉薨じ、家康征明の將士を召還す。後人文祿慶長の役と云ふ。同五年家康上杉景勝を討つ、政宗之を援く。九月關ヶ原の戰に石田三成敗れて降る斬に處す。同十六年十一月大阪城を攻む、政宗岩出山城にあり、兵を率ゐて七ツ森に獵りし、七北田の西道を辿り軍を進む。十二月和成る、翌元和元年(皇紀二二七五)再び大阪城を攻めて之を陥る。七月豊國廟を毀ち豊臣氏亡ぶ、後人稱して大阪冬の役・大阪夏の役と云ふ。



## 第六節 江戸時代

五九四

後陽成天皇第三皇子政仁を立て、儲貳となさんとす、右大臣菊亭晴季陰かに所司代前田玄以と謀り、秀吉を勸めて第一皇子良仁を皇儲と爲す、天皇枉げて之に従ひ給ふ。秀吉薨じ家康伏見に在り政を行ふ。天皇人をして皇儲を更へんことを家康に諮らしむ。家康奏して曰く、「子ヲ識ルハ親ニ若クハ無シ、何レノ皇子ヲ立テ給フトモ、唯御心ニ任セ給フベキノミ」と、天皇悦び遂に第三王子を皇儲と定め、慶長十六年(皇紀二二七四年)三月二十七日禪りを受け、寛永元年十一月二十八日徳川秀忠の五女和子(かづ子)遂に冊立して、皇后とす、即ち後水尾天皇なりき。

家康後水尾天皇即位の始め、近國三十七の諸侯及び大坂に課し、遠國の侯伯役銀一坪に付銀二百五十錢を納めしめ、京人には夫役を出さしめ、宮室の造營を起し、殿閣門牆煥然たり。

寛永四年(皇紀二二八七)徳川家光東叡山寛永寺を建て、僧天海を開山とし、更らに皇子を迎へて座主と爲し、日光山の祭事を兼掌せしむることを奏請す、仍りて正保三年(皇紀二三〇六)天皇第四皇子守澄法親王を東下せしめ給ひしは日光門跡の首とす。明暦元年(皇紀二三二五)特に輪王寺の號を賜へり。是れより日光の宮、又は輪王寺宮の稱號現はる、慶應四年の令旨に、始めに、「日光宮様御令旨」と記し、末尾に、「輪王寺一品大王欽令」と書せしはその一例なり。

元和六年(皇紀二二八〇)五月和子入京三年の後、秀忠家光の父子入朝、同九年八月二十四日供御田山城國縁喜・相樂・愛宕三郡の内に於て一萬石を奉じ、慶長六年家康奉じたる一萬石を奉じ併せて一ヶ年の御料は二萬石となれり。天皇二條城に臨幸す、秀忠家光の父子及び夫人淺井並に鷹司氏より各々、馬・金・御服・緞・掛物・伽羅・麝香・蜜・太刀・沙金・白銀・絹・沈香・瑤瑁・墨帖・香爐・燭臺・衣桁・花瓶・臺子・茶壺・膳器等を献納し、其他親王以下各法

親王關白公卿に贈遣して、賜に之を尊奉し、陰に牽制したるが如き跡あり。

元和元年大阪の役弭む、家康公家法度十七條を規定し、家康秀忠及び關白二條昭實連署して之を上つる、即ち宮廷拘制の端爰に表はる、主なる要領を略述する左に。

皇上の務は、古道を學ぶに在り。和歌は世の用無しと雖も風習一定して其來るや久し、必ず之を廢し給ふべからず。三大臣の席次は、各親王の上たるべし。武家の任叙は員外たるべし。朝臣の繼嗣は必ず同姓に取るべし。朝臣の才徳あるものは、門地に拘らず超任あるべし。僧侶に紫色を許し給ふは、廷議を悉すべし、必ず濫りに之を授け給ふこと有る可らず。

後水尾天皇、大徳寺宗彭(澤庵)宗珀及び、妙心寺單傳東源等に紫衣を勅許す。寛永三年家光其寺道機僧臘兼備らずと爲し、嚴制を兩寺に加へ、後ち勅許を廢して紫衣を奪ひ、有司に命じて宗彭を上ノ山に、宗珀を棚倉に、單傳を由利に東源を教賀に竄す。天皇大に怒る。寛永六年十月家光の保姆齋藤ふく(春日局)密奏する所あり、十月二十九日天皇第二皇女興子(母徳川和子)を立て、内親王となし、十一月八日天皇位を内親王に讓る。此頃の御製にや。

菅原の。しげらばしげれ。己かま、とても道ある。世にあらばこそ。

明正天皇(女帝)徳川氏より出づ、大將軍家光は天皇の伯父なり、徳川の覇業仍りて確く、勢威仍りて振ふ。堀東市正利重に命じ始めて寺社奉行の職に就かしむ、先是慶長十七年蘭人ヤンヨース氏の上言により天主教を禁じ、南禪寺前主僧録司金地院崇傳をして天主教の信者を佛教に歸依せしめ、竹中重治松倉重政をして犯者を索捕し、前後の殺戮二十八萬人、此時踏繪の制度を布く。寛永十四年大友義統小西行長の殘黨肥前天草に遁走して天主教を奉ず。會ま島原城主松倉重次政を失ひ人心離る、益田時貞盟主となり城を奪ひて之に據り亂を作す、九州の諸侯兵を出たして之を討つ、統督板



倉重昌戰死す、松平信綱戸田氏鐵赴き之を抜け、翌十五年正月二十七日諸軍齊しく攻め城を陥し、男女を合せて悉く之を斬る。後世島原又天草の亂と云ふ。

後光明天皇。佛敎を厭ふ。曰く。「佛學ニハ或ヒハ妙趣ノアルコトナラン、然レドモ其物、元ヨリ體アリテ用ナシ、人主タランモノハ、宜シク有用ノ學ヲ講ズベシ、如何ニゾ無用ノ學ヲ修ム可ケンヤ」と。儒學を尙ぶ、宮中の格式古來侍講には漢唐の註疏を用ふ、天皇特に命じ程朱の新註を進講せしむ。廷臣違格を奏上す、天皇肯かず「古ヘヨリノ制度トイヘドモ、善カラザルモノハ之ヲ廢セザルベカラズ、況ンヤ月ゴトニ進ミ歲ゴトニ新タナル學問ニ於テチャ」天皇石川丈山(名は重之大阪の役軍律に背き罪を得て、洛東に隱棲し、後水天皇の徵に應ぜず)高節を優遇し隷書を索めたりしと天皇の父皇癰を患ふ、朝覲して病を訪ひ給はんとす、所司代板倉重宗江戸表へ問合せんと、天皇佛然として曰く「然ラバ禁中ノ辰巳ノ隅ノ築地ヨリ、仙洞ノ戌亥ノ隅マデ梯子ニニ高廊下ヲ架ケ渡スベシ、禁中ノ往來ハ朝覲トハ申スマジク廊下ヨリ廊下ニ移ルヲ行幸トハ稱フ可ラズ、斯クナサバ江戸へ問合ハスニモ及ブマジ」とて之を仕立させ入覲し給るしと、徳川幕府之を制せざりき、然れども幕府の警戒をして嚴ならしめたるが如し。承應三年(皇紀二三二四)九月二十日天皇痘を煩ふ、幕府は土井大炊頭利隆を御見使とし、醫師山脇道策を添へて入覲湯藥を進む、天皇肯かず、京師に典藥頭あり他に求むるを要せんと、利隆將軍の命なりとて強ひて藥を進む、天皇暴かに崩御。後人幕府は天皇の明敏を忌み、病に乘じて毒藥を進めたりとの巷説を生むに至れり。

後西院天皇。皇室の陵寢を慨き政權の回收を念とし給ふ。王子たりしとき、關東を歴游し幕府の動靜を視察せしことあり、幕府は後にして、後世安樂の靈場御巡拜に有らざるを悟る。寛文元年(皇紀二三二二)正月十五日二條關白光平の弟より、又同月二十日瀧口より出火し大内に延焼し後水尾上皇以下難を各所に避く、將軍家綱修大内司を置き、諸國の大名に課して皇宮を造營す。翌二年五月地震ひ假皇宮及び二條城壞れ、公卿の邸第より寺社民屋傾ぶき倒れ死傷算なく月を踰えて熄まず、諸國地震洪水荐りに臻る。家綱此の天災地變は天皇の涼徳に歸し奉ると爲し、先きに吉良若狹守を上京せしめ、後復た松平民部少輔板倉筑前守を上げて、天皇に勸めて位を皇弟識仁親王に譲らしむ。

靈元天皇。皇兄後光明・後西院天皇に反し、雍容垂拱して庶政を聽斷し給ふも、諸事を幕府に委ね給へり。幕府は御幸の費用を厭ふがために、御同胞の御對面も一年僅かに一回の外叶ひ給はざりしは幕府の拘制なりき。享保六年皇姉林丘大尼八十八歳に及ばれければ、天皇御出門あり別れを惜み給ふ、大尼人をして幕府に諭して曰く「故院(後水尾法皇)ハ一歳ノ内三四回ノ御幸遊バサレタリ、願クバ院(天皇)ニモ尙一二回の御幸ヲ行ハセ奉ツリ、餘命ナキ、ワラハニモ共ニ樂シムコトヲ得シセモヨ」と幕府は命を奉じ、費用を獻じて一年三回の御幸に改む。

延寶八年(皇紀三三四〇)五月八日將軍家綱薨す嗣なし、大老酒井忠清鎌倉の故事に倣ひ皇子を迎へて江戸の主となさんとす、幕僚之れを賛するもの多し、老中堀田正俊肯かず水戸光圀と謀り、綱吉を館林邸に迎へ立て命を朝に請ふ、天皇之を許す。此御宇に至り公武間に於けるの圓滑融和の遺蹟は御在位二十四年の史實に徴して、その然るを知る。

東山天皇。綱吉將軍を拜す、松平定基を上京せしめ御料を増加し奉り、皇族公卿の采祿より廷臣の給祿合せて十二萬石に及ぶ、又久しく廢闕せる宮廷の重事は、幕府に謀りて復興せしむ。御即位大典の伊勢神宮に勅使の派遣を始めとし、悠紀、主基の二殿を設け、近江・丹波をして禾を進めしめたるも、又歴代の御陵を修覆する等皆此の御宇なり。

寶永五年(皇紀二三九八)三月八日姉小路町油小路兩替舗より出火し、内裏・仙洞・東宮及び神社佛閣公武の第宅、民家二萬餘を燒盡して曠野となる。幕府は直ちに皇居を造營し、更らに一の新殿を造る、世人皆何の故なるかを怪む。後に至りて天皇をして位を去らしむるの故たるを知る、翌六年六月二十一日天皇遽かに位を讓る、史書災異頻りに臻るは非



徳のしからしむる所なり、と。此年家宣新將軍拜叙の勅使六月京に還る、幕府は拜叙使の公卿をして、天皇に諷して位を去らしめたりと云ふ。

將軍綱吉の晩年、幕府新進の士權を専らにし幕政頗る弛む、粗惡の金銀を發行し、數萬の狗犬を飼養し、小禽を捕りて刑を被るに至る。朝廷敢て之を咎めざるも、幕府内に顧みて畏懼する所あるが如し、一説に寶永六年綱吉の夫人鷹司氏、綱吉の失政を憂ひ、陰かに綱吉を害して後ち己れも自殺せりと。夫人は攝録の女なり、幕府の朝家を忌むの心は益々加ふ。

桃園天皇。櫻町天皇の長皇子遐仁なり、先帝朝廷儀典の廢闕を復興するの御心切なり。幕府深く之を忌み憚り、延享三年(皇紀二四〇六)十一月幕府は櫻町御所を修營して退隱の地と爲すが如きを暗示せり、先帝之を憤り翌年五月二日蹶然位を長皇子に讓る。時に天皇八歳御在位十二年。天皇御歳十五、寶曆五年(皇紀二四一五)徳大寺侍從をして、竹内式部の神學を進講せしむ、關白一條兼香神祇權大副吉田兼雄の訴により、後ち青綺門院(天皇の御母)に奏し、天皇、院の宣旨を奉じ竹内流神書聽講を止む。式部京師を去り名を正庵と改め、山縣大貳の家に寓し、三條の家士藤井右門來りて大貳の家にあり、三人相和し勤王論を唱ふ、幕府之れを捕へ、大貳・右門を刑し、式部を三宅島に流す。公卿縉紳處罰せらるゝもの多ふし、史實の叙記は左記の參考史傳に依りて知るべし。

歷朝聖德錄。此御代(桃園天皇)の寶曆七八年の頃、丹波の人竹内式部といふもの、京都に寓し弟子を集めて武技を教ふ。式部兼て皇學及び儒教の主旨に通じ、夙に皇家の衰微を歎き、劍法を授くるの餘、つねに之を説きて士心を鼓動す、朝臣亦稍々就て學ぶ。是より式部は公卿の邸に出入して幕府の專横を辯論し、公卿の惰弱を諷刺す。是に於て公卿等多く式部を延きて其説を聞き、少壯者は争ひて馬を馳せ射を學び、劍を弄あそび鎗を購ひ、歌詞文藻の道是が爲めにすこぶる衰ふ。關白近衛内前これを制すれども聞がず、内前乃ち幕府に告ぐ、幕府大に駭るき所司代に命じて、式部を京外に逐はしめ、仍りて奏して、大納言鳥丸光胤、權大納

言徳大寺公城、權大納言東久世通積、權大納言公言、太宰權帥正親町公積、權中納言坊城俊逸、左中辨勘解由小路資望、左少辨裏松光世、少將四條隆共、少納言西洞院時名、右馬頭兼望、右兵衛督高倉永秀、正三位町尻兼久、從三位高丘經業、從四位上中ノ院通維等十七人の官位を禡ひて之を禁錮す。之を寶曆八年七月の事とす。式部、これより名を正庵と改め、江戸に來りて元々甲府の興力たりし、山縣大貳の家に寓す。大貳は兵法に精しきを以て、業を受くるもの甚ばた多かりし。時に三條の家士にて藤井右門と呼べるものも亦來て大貳の家に寓し、三人相共に勤王論を倡ふ。幕府深く之を忌む。後櫻町帝の明和四年事に托して三人を捕らへ遂に大貳、右門を刑し、正庵を流したり。然れども勤王の士、これより四方に起れり。

武内式部君事蹟考。竹内式部は勤王家なり。名は敬治、蓋庵後に正庵と號す。越後國新潟に生る、父を宗詮と云ふ醫を業とす。享保十三年の頃京師に上り、徳大寺家に僕從となり實憲、公城の二卿に仕ふ、松岡仲良(編者云名は雄淵通稱多助支齊と號す、尾張熱田の人神學家なり、玉木葦齋に從ひて神道を學び、儒學を若林強齋に受く、神道學則を著はす)に從ひ、後其の師玉木葦齋(名は正英、五十餘湖翁と號す、學を山崎垂加に修し、一家を爲し世に稱譽せらる)に從ひ、垂加流の儒學神學を學ぶ、神典有職に精く又武術に熟し、扇子を以て砲玉を打ち、射箭を握るの技あり。縉紳に出入し正親町三條公積、鳥丸光胤、今出川公言、坊城俊逸、東久世通積、岩倉恒具、西洞院時名、高野隆古、勘解由小路資望、町尻説久、伏原宣條、植松雅久以下其の門に入り講説を聞くもの多し。神道家吉田兼雄時に神祇權大副たり、式部の學派の蔓延を患ひ、其説の正しからざるを一條關白兼香に訴ふ、寶曆八年八月糺彈せらる、所司代訊ふて曰く、汝堂上を集め武術を教ふと、是れ公武の分を紊るものなり、と、式部其實なきことを白して解くを得たり、翌九年再び糺せらる。蓋し徳大寺侍從の桃園帝に侍講するや、先づ式部の講を聞て之を帝に進講す、恰も式部が侍從の口を藉て、其の説を進講するに異ならざるなり。一條關白之を患ひ國母青綺門院に奏し、主上の竹内流神書を讀み給ふを止む。帝年十五聰敏にして至孝、其意なきも一たび止めぬ。而して式部は所司代に召され、學説の正邪を糺さる、併せて堂上に軍書を進講し、武器を獻ぜし事の實否を糺さる、白して解けたるも、門弟の譜紳は皆絶門すべきを命ぜられ、或は職を免ぜられ或は遠慮を命ぜらる、式部も終に吉田白川兩家を措きて神典を講じたる事、及び三本木の町家に於て堂上と宴會したる事を罪とし、追放に處せらる、時に九年五月六日なり。是より伊勢國宇治に赴き正庵と號し、權禰宜蓬萊雅樂に寄食す。明和四年三月八日山形大貳等に連累ありとして、宇治に捕へられ江戸に押送せらる。八月廿一日八丈島に流さる。蓋し毫も同謀形跡なきも、式部嘗て主上を奪ふて、吉野に義旗を擧ぐべし等の妄言一時に京師に喧傳せし事あり、大貳等の計策恰も之に類するを以て同謀と目せられたるな



り。而して式部無罪の事明かなりと雖も、京師の地を追放せられ乍ら、桃園帝の崩を聞て、追悼の爲め京師に上りたる罪を以て、罰せらるゝに至れり。船中病に罹り十二月五日三宅島に歿す、年五十六。明治廿四年十二月正四位を贈らる。世に信濃の天龍道人を以て式部と同人とせざるは誤なり。

柳子新論。山縣大貳名は昌貞字は士明、柳莊と號す大貳は其の通稱なり幼字は三之助、甲斐國巨摩郡篠田村に生る。天資穎敏にして豪邁。同國山梨郡山王權現の祠祝加と美櫻塲(編者云ふ、櫻塲は和學者なり、名は光章信濃守と稱し三宅尚齋の門人なり。尚齋名は重固字は實操、初め雲八郎と稱し後ち儀平二又、儀左一門、最後に丹治と改む、播磨赤石の人儒者なり將軍の放縱を諫めて罪を得、忍城に幽閉せらる)に従ひて學ぶ、櫻塲業を三宅尚齋に受く、是を以て大貳大義に明かなり、皇學儒佛陰陽方技より、諸子百家に至るまで涉獵せざるはなし。常に慨然として皇室を復興するの意あり。(中略)寶曆六年江戸に來り四谷坂町に居る(中略)小幡侯織田信邦の老臣吉田芝蕃津田賴母及び京師の人藤井右門、竹内式部の輩、常に相來往し文を論じ武を講ず、遂に古今の兵法攻城野戰の得失利害に至り、常に之を證するに、江戸城を攻め、南風に乗じて品港に火箭を放つべし等の語を以てす。終に吏議に罹り論大憲を犯すまなし、中つるに大辟を以てす連坐する者甚た衆し、實に明和四年八月廿二日なり。宣告書あり左に掲ぐ其文に曰く  
明和四年亥年八月

永島町安兵衛店

山縣大貳 四十三

廿一日申渡す

右之者義、常々弟子共へ渡世又は藝術之勵にも候間、門弟其外入魂致し候者へ兵亂或は變事有之節、何れ之用にも相立事に寄立身等可致旨申聞候段、兵亂を好み候道理に相當、且又甲府 御城付御武器具數之義覺之候に任せ申散し、癡惑星心宿へ懸り候。右は兵亂其驗有之事之由相話、當時より 禁裏行幸も無之食虫 同前之由雜談致し、堂上方之古實に昔々候趣を黃紙に認め、或は兵學之講釋に付地理へ不引當候て難相分品は、甲州其外及見聞候國々之地理名城々へ引當、御要害之場所を譬に取用ひ講釋致し候義も、旁恐多き不敬之至不届至極に付死罪。

明治十三年明治天皇の山梨縣に行幸せらるゝや、大貳尊王之志を齎して非命に死するを恤み賜ふに祭祀金を以てす。有志者亦た捐資し、十六年に至り大祭を施行す、二十四年十二月官、忠節を嘉みし正四位を賜る。

大日本人名辭書。藤井右門、勤王家なり。名は直明姓は源氏從五位下に叙し大和守に任ず。徳大寺亞相等の門に出入し、王政復古を籌畫す。寶曆八年七月事敗るゝに及び、江戸を出奔して右門と變名す。山縣大貳竹内正庵等と又謀る所あり、終に幕吏の爲に囚へらる。明和四年八月廿一日鈴ヶ森に梟す、時に歳四十八。僧日環岡本某二人其遺骸を幕府に乞ふて妙高寺に葬る。文化十二年八月五十回忌に當り、男直温私誣を奉じて、直明院閑山宗眞居士と曰ふ。明治廿四年十二月十七日特に正四位を贈らる。

上記は冗長に流れ、爾かも編次の秩序を錯亂せるが如き嫌ひありしも、明治維新の大業をして寧ろ輕易に貫行せしめたる源泉は、明和四年皇權回復に殉する三志士に待つこと極めて多きを信ずればなり。後櫻町天皇(女帝)の御宇、幕府は朝廷を顧慮するの念亦緩む。此の間皇學興りて志士東西に見はれ、幕府の專横を論議するに及べり。

光格天皇、閑院宮より入りて皇統を續ぎさせ給ふ。天明四年(皇紀二四四四)三月幕府は閑院宮に慶米年穀一千石を奉り後復た改めて二千石とす。寛政五年二月議奏中山愛親・正親町三條公明・廣橋伊光を江戸に下して、御父閑院宮典仁親王に太上天皇の尊號を上らんことを諭す、將軍家齊朝命を奉せんと欲す、蓋し家齊一橋家より入りて宗家を繼ぐ、父治齊を迎へて大御所と尊稱せんがためなり。幕府老中松平定信(樂翁公)獨り之を肯かず、勅使東下し定信對へ曰く「縦ヒ父子ノ親アリトモ、子ニシテ天子トナラバ、父子ノ縁ハ茲ニ絶エタルモノナリ」と。勅使難じて曰く「嘗テ東福門院(徳川和子明正天皇の御母)ノ後宮ニ入り給ヒシヨリ、後光明院以下ミナ其御養子トナラセラレ、爾來皇室ハ常ニ徳川ヲ外戚ト思シ召サレタリ。然ルニ今御身ガ言ハルル處ノ如クセバ、皇室ト徳川トノ縁ハ早ヤ絶エタルガ如シ、此儀ハイカニヤ」と。定信辭塞り對ふる能はず。然れども定信前議を執り朝命を奉せざりき、翌年親王薨す。明治十七年三月十九日太上天皇の尊號を追贈し、慶光天皇の諡號を上り給ふ。

天明八年正月晦日、團栗辻子より發火、禁裡仙洞女院御所皆焚燒、公卿の邸第三百三十、武人の宅舎六十、大小の寺院



九百二十、民家十萬三千戸を焼失し、焚死するもの二千六百三十餘人。幕府使を聘せて天氣を候かひ、公卿以下に金穀を分贈し、中古禁内の圖に基づき、勘定奉行根岸肥前守を鎮衛に命じて皇宮を造營せしめ、舊時の觀に復す。

仁孝天皇。光格天皇の第四皇子、光格天皇病篤し、天皇急遽朝覲行幸の命を京都所司代に命ず、所司代奏して江戸の指揮を待たんと、指揮輒く來らず、宮女の衣を被り、女輿に御し、櫻町の御所に參られ御介抱ありて後崩御し給ふ、天皇歎じて曰く。「朕レ皇祖 皇宗ノ遺烈ニヨリテ皇統ヲ承ケナガラ、自ラ朝覲ヲモ爲スコト能ハザルニ至レリ。嗚呼天祖モ、朕ガ不徳ヲ憐レミ給ハズヤ」と。仙洞崩御の後旬餘を経て御朝覲の費一萬兩を献じ奉るべきを所司代より奏上せり公卿廷臣痛く幕府の行爲を憤ふる。

孝明天皇。天皇の御宇幕府は儉約を唱へて、定額の供御料を削減し、物價は翔騰して庶民甚だ困窮。此時に方り天皇の鹽鮭二贖の一半を残して晚酌の下物にせられ給ひ、新年の雉酒には焼豆腐を代し給るしと、又大膳職の進むる膳部の魚類は市に曝したることとて、魚形は壞れ味ひは失せ、殆んど食に堪へず。

安政元年(皇紀二五一四)四月六日清和門院及び皇姉淑子内親王の御住はれし、芝殿より出火し禁裡仙洞燒盡して、公卿の邸第より民家の類燒凡そ一萬千七百餘戸なりしと。幕府は由良信濃守貞時をして天氣を伺ひ奉り、黄金白銀物器を献上し、老中阿部豊後守正弘をして大内造營の工事を督せしむ。天皇更らに幕府を諭して、規模を擴大ならしめ、且光格帝の御宇命に應ぜざりし神嘉殿をも併せて作らしめ給ふ。十一月二十三日桂の御所より新宮に徙御するに方り、幕府に詔して行幸の古儀に則らしめ給ひ、鹵簿儀仗の美なる幕府ありて以來の盛事なりき。此時に當り、皇室の威權大に振ひ、幕府また詔命を拒むを得ず、兵馬の大權皇室を離れてより、勅令を天下に布き給るしは防備の勅令を以て端とし、尋いで究民賑恤の詔勅を煥發せらる。嘉永六年十二月二十三日天皇詔を將軍家定を下せり、曰く「外夷ノ來ルハ朕ガ深

ク慮テ惱マス所ナリ。現今ノ要ハ海防ヨリ急ナルハ無シ。因テ諸國寺院ノ梵鐘ヲ取リテ、多クノ大砲ヲ鑄造シ、嚴ニ海岸ヲ守ラシメヨ」と。家定詔を奉じ大小の侯伯に頒布し、幕府砲臺を品川灣に築く。文久元年(皇紀二五二一)天皇内廷の黄金を山城國の究民に分與し、且つ詔を將軍家茂に下す。「民ハ國ノ本ナリ、民ノ究スルハ罪朕ガ躬ニ在リ。仍リテ今内帑ヲ發ラキ、先ヅ當國ノ究民ヲ賑ハセリ。幕府も亦朕ガ意ヲ体シテ、徧ネク天下の貧民ヲ賑恤セヨ」と。又言論の杜塞を憂ひ給ひ、文久三年二月詔して、公卿諸侯より草莽の士に至る迄、學習院に出頭言上するを得せしめ、更らに御假建と稱するものを作り、應接所に筆墨硯を備へ、建議するを得せしめ給ひしは、抑も議會制度の母體なるが如し。

嘉永六年六月三日米使陞理來りて通好互市を求む、幕府は開鎖の得失を侯伯に垂問す、侯伯書を呈して討攘を論ず、幕府之を却け陞理と約す、仍りて安政四年八月三十日朝廷に奏問し、十月二十一日公使館を江戸に置く、幕府十二月林健・津田半三郎を上京せしめ、委さしに宇内の形勢を陳べて開港の要を奏請す、廷議允さず。後老中堀田正篤外二名を上京せしめ、傳奏東坊城廳長・廣橋光成及び、禁裏御附都筑峰重と計り、九條尚忠の家士島田正辰に結び勅下を奏請す。尚忠勅案を廷議す。案中「幕府ガ奏請スル所、舉ゲテ之ヲ委任ス」の語あり、萬里小路正房の抗論に、中山忠能以下八十餘人之を贊す。更に勅案を改む天皇之を納れ、正篤に傳へしめて曰く「今日ノ事ハ實ニ國家ノ安危ニ係レリ、宜シク諸侯の意見ヲ問ヒ、以テ處分ヲ稟奏スベシ」と。正篤歸り將軍家定を勸めて井伊直弼を擧げて大老とす。直弼勅允を須たず假條約を締結し五港を開き後ち奏聞す、天皇傳奏(鷹司政通・九條尚忠・近衛忠熙・鷹司輔熙・三條實萬以下三十五名)議奏(萬里小路正房久我建通)の外に海防係の職を新設す。又此時内勅を水戸齊昭に下し直弼の驕横を聲らし、攘夷を圖らしむ。安政五年(皇紀二五一四)八月五日將軍家定暴かに薨す。直弼遺教と稱し紀伊中將家茂を奉じ將軍の宣下を請ふ。天皇之を許す。家茂大將軍となり直弼台命と稱し、尾張慶勝・越前慶永・水戸齊昭を退隱せしめ、且つ齊昭をして密勅せしめて



禁錮す、尙鷹司政通・近衛忠熙・三條實萬等の公卿を幽閉し、更に五手掛をして幕政を否滅する輩を斬流に處す。即ち安政の疑獄是れなり。

直弼。尊王攘夷に對抗せんがため、公武合體の説を唱導し幣を奉じ又公卿に黄金を分贈して、皇妹和宮を將軍家茂に降嫁せんことを請ふ、天皇漸くにして之を允し、文久元年十月二十日御輿を迎ふ。時既に直弼浪士の手に斃る。安藤信正・久世廣周克く公武合體を唱へて侯伯を制し外人に親む。

此頃。毛利慶親・蜂須賀茂昭・山内豊信・島津久光等輩下にありて上奏す。仍りて忠熙・輔熙等及慶勝・慶喜・慶永の幽閉を解き尙忠の職を止め、久我建通・千種有文・岩倉具視・富小路敬直を洛外に斥ぞく、慶喜、將軍の後見となるや、安藤信正・久世廣周等の老中を罷めしめ、慶永を政事總裁職と爲す。

文久三年三月七日將軍家茂上洛、後見一橋慶喜從ふ、家茂入朝して攘夷の期を五月十日とし、之を天下に布告す。四月十一日天皇男山に行幸戰捷を祈り節刀を將軍に賜はんとす。將軍家茂後見慶喜病と稱し供奉を辭す。過激の公卿諸侯親征を奏請す。天皇之を諭して弭む、後又親征の論熾んなり、同年八月大和に行幸し神武天皇の山陵を拜し、蹕を春日山に駐めて攘夷の軍議を爲さんと、幕府松平守護職等に令を下し、尊融法親王に請ふて親征を止め奉らしむ。蓋し朝廷漸く毛利を猜ふに至るも亦親征軍議停止の一因なるが如し。車駕大和に至らば毛利途に迎へ至尊を挟みて、天下に號令せんと、此の説をして只々流言蜚語のみと馬耳東風視するを得ざるべし。停止と共に天皇正親町實徳・柳原光愛・阿野公誠・池田慶徳・池田茂政・蜂須賀茂昭・上杉齊憲等召して、詔を傳へ毛利慶親の參朝を禁じ、宮門の守衛を解除し、藩士の入京を禁止し、三條實美・三條西季知・東久世通禧・四條隆詩・錦小路頼徳・玉生基修・澤宣嘉・豊岡隨資・東園基敬・

滋野井實在・橋本實梁・萬里小路博房・鳥丸光徳等に差控を命じ、鷹司輔熙・醍醐忠禮・徳大寺實則等を遠慮せしめた

り。此のとき三條・三條西・東久世・錦小路・四條・玉生・澤の七卿長門に奔る。島津久光の奏請により、元治元年正月將軍家茂上洛新政十八條を進奏す、天皇を許す。

於爰。朝議一變、詔して曰く。「無謀ノ攘夷ハ却テ禍ヲ招ク、曩ニ長門宰相等、野客匹夫ノ説ヲ信ジ宇内ノ形勢ヲ察セズ、暴舉漫ニ攘夷ノ令ヲ布キ、以テ夷舶ヲ砲撃シ、或ハ幕吏ヲ暗殺シ、加之、實美等ヲ其國ニ誘引ス。此ノ如キノ狂暴必ず罰セザルベカラズ。然レドモ是レ皆朕ガ不徳ノ致ス所、有司夫レ善ク朕ヲ輔翼セヨ」と、時人稱して反覆の論旨と云ふ。

長門藩士濱忠太郎・久坂玄瑞・來島又兵衛・寺島忠郎等帝側の好惡より出づる勅令と爲し、容保を殺さんとして福原越後元淵を擧げて首領となし、兵四百を率る兵艦を熾して上洛し、山崎天王山に次し書を松平所司代に致して、七卿を復任し宰相父子の罪を宥し、速に攘夷の舉あらんことを強請す。尋いて國司信濃朝相・益田右衛門介親施等名を鎮靜に藉り兵を擁して陸續上洛、八月十九日禁闕を犯す。薩摩及び禁衛諸藩の兵之を拒ぎ、且つ進んで之を討盡す。中立賣御門より蛤御門に及び兵亂の巷となる。時に長藩の銃丸飛びて御門内に入る、公卿叡山に行幸を奏上し、准后薙刀を持し玉座を護り給るしとの説ありしと云ふ、元治甲子の役之れなり。此の役仙臺藩は下立賣御門にて、長軍を防ぎたる故を以て左記の御沙汰書を賜はりたり。

去十九日禁闕の下、不容易擾亂之處、各藩兵士等忽ち出張粉骨碎身一命を抛ち防戦を遂げ、速かに鎮靜に及ぶの一條、忠勤叡賞斜ならず候。殊に其後數日間終夜御守衛相勳、殘熱之砌別して苦勞に思食、御沙汰の事。

將軍家茂奏請して毛利慶親父子及び一族の官爵を削り、長門追討の詔を得て尾張侯徳川慶勝を總督とし討長の軍を起す、長門の支藩毛利元周・吉川經幹等の諫により慶親父子八月書を朝廷に上る曰く「去年十九日ノ事、臣恐懼戰慄謝スルニ



辭ナシ、福原・益田・國司ノ三臣ガ鎮撫ノ命ニ背キ、却テ亡命黨ノ首トナル罪大ナリ。因テ臣ガ支族左京亮元周ノ邸ニ幽シ、以テ後命ヲ待タシム。臣ガ勤王愛國ノ素志ハ嘗テ變ゼザルナリ。臣伏シテ罪ヲ待ツ」と。慶親父子寺院に閉居し問罪の師至るに及び攘夷の砲臺を毀ち保岩を撤し、經幹をして、出て、情を陳せしめ、且つ福原・益田・國司の首を軍門に効し罪を贖ふ、仍りて總督軍を旋す。

當時毛利の家臣に二黨あり、鎖國攘夷黨と開國和親黨此れなり。開國和親黨を名けて俗論黨と稱す。三國老刑せらるゝに當り、高松晋作率ゐる奇兵隊素鎖攘夷黨なり、慶應元年正月六日開國黨の武田豊後之助を逐ひ財滿新三、若稻岩井等を斬殺す。國老栗谷隼人をして兵三千を率ゐる之を撃たしめ、急を幕府に告ぐ。松平容保(會津)元と毛利長門と惡し、容保幕府に進めて之を討たしめんとす、尾張侯「三國老ヲ斬リ事已ニ平ラゲ」と、又勝安房幕府を諫めて再征の役を罷めしむ。將軍家茂可からず、慶應二年五月十六日親ら江戸を發し、二十二日京都に至り大阪城に入る。幕軍頻りに敗る。長軍は短袴輕衣専ら銃隊を用ひ、幕軍は甲冑刀槍を用ふも亦敗軍の一なるべし。會ま將軍家茂病發り八月十一日陣中に薨す、勝安房廣島に至り、長門の廣澤兵介等に接し朝旨を宣ぶ。長門の諸將命を奉じて軍を解く、再征の軍事終に擧らず、幕府の威望頗に衰ふ。詔して慶喜をして後を承けしむ。此歲十二月二十五日天皇崩御、翌慶應三年正月九日明治天皇御登祚し給ふ。

## 第七節 明治維新

### 第一項 鳥羽伏見の役

慶應三年十月十四日徳川慶喜上奏して大權を朝廷に奉還して王政古に復る。建久三年源頼朝軍を起し幕府を鎌倉に開き大江廣元よく之れを佐け大權武門に移りて以還曆數六百七十五年を指ふ、其間大小の戰役前節絮述の如し、時勢の變遷亦氣運天數の然からしむる處歟。

於是、明治天皇攝關以下の舊官職を廢して新に三職を置き、十二月十四日權大納言日野資宗を後月輪東山の陵に遣はされ、王政の復古を告げさせ給る、又天下に布告し、政令一に歸す。

今より以後、大小の政令、みな朝廷より出づ。四方それ之を體せよ。

此の時慶喜二條城に在り、總裁・議定・參與の三職を置き、大政復古の令を發せらるに方り、慶喜新政の議に與からず、十二月十二日慶喜大阪に赴く、朝廷慶喜を召す、慶應四年正月三日召に應じ京に上らんとし、會津・桑名の二藩前驅たり、伏見に至り關を開かんことを請ふ。薩藩伊知地正治・長藩山田市之亟等曰く「命ヲ朝廷ニ請ヒ而シテ後チ開クベシ」と、會・桑の士命を待つこと久しくして到らず。此の時長の參謀大村益次郎令を發して、會・桑二藩の士を砲撃す。(一説に津藩藤堂の士、誤りて大砲を幕軍に向け發射せり)會・桑の二藩應戰の已むなきに至れり。翌四日仁和寺宮嘉彰親王を奉じ、錦旗を擁して戰ひに臨み、負はしむるに朝敵の名を以てしたるは、薩・長二藩豫定の行動なり。伏見鳥羽の衝突なしとするも、既に討幕の策謀は成立し、大義名分の美名を獲得するの辭柄なきに焦慮したるがため尙再日を空ふしたるが如し。鳥羽伏見の衝突は、慶應四年正月三日なり、慶喜の大權を奉還せるは、前年十月十四日なり、奉



遠と日を同ふじて密勅は薩・長二藩に降下し、慶喜及び會津・桑名の兄弟を追討せんとす。全文左に。

參議

大江敬親

右近衛權少將大江廣封

右近衛權中將源久光

左近衛少將源茂久

詔。源慶喜藉累世之威。將閭族之強。妄賊害忠良。數棄絕王命。遂矯先帝詔。而不懼憚。民下於溝壑而不顧。罪惡所至。神州將傾。覆焉。朕今爲民之父母。是賊而不討。何以上謝先帝之靈。下報萬民之深讐哉。是朕憂憤所在。諒闇而不顧者。万不得已也。汝宜朕之心。殄戮賊臣慶喜。以速奏回天之偉勳。而措生靈于山嶽之安。此朕之願。無敢或懈。

密勅と同時に會・桑二藩誅戮の密宣は、正親町三條實愛以下二公卿により、薩・長の二藩主に降下せられたり。

會津宰相 桑名中將

右二人。久滞在釐下。助幕府之暴。其罪不輕候。依之。速可加誅戮旨。被仰下候事。

十月十四日

長門宰相殿・同少將殿・薩摩中將殿・同少將殿

忠愛・實愛・經之

上記の密勅密宣は、大權奉還の日に島津・毛利二氏に下れり、鳥羽伏見の衝突開戦は事を構へて名義を索めんに過ぎざるなり。故に紀州藩の檄を飛ばして助幕説を唱るや、水戸藩之れに應じて「全ク名義ヲ借り、天下ヲ紛亂致シ候迄ノ義ニハ候ヘドモ、其動亂ニ乗ジ、大權ヲ奪ヒ候奸謀點策モ計リ難ク候」と、通牒したりしと云ふ。

慶喜大阪より江戸に還り、上野に屏居し輪王寺宮公現法親王駿府に至り、大總督熾仁親王に面し、請ふ所あり。慶喜復た勝安房・山岡鐵州をして、參謀西郷隆盛に會し、折衝よく江戸城の攻撃を止め、慶應四年四月四日天皇、橋本實梁・柳原前光に詔を傳へ、江戸城を致し、慶喜水戸に退去し、田安龜之助をして宗家を繼がしむ。

第二項 會津の役

一、討會沙汰書の訂正

慶應四年正月十七日藩の國老筆頭但木土佐成行京都に在り、此日太政官假建所よりの召喚に應じ出頭せしに、左の命を受く。

仙臺中將

會津容保、今般徳川慶喜之叛謀に興し

錦旗へ砲發し、大逆無道既に可被發征伐軍之處、其藩一手を以て可襲撃本城之趣出願、不失武道憤發之條、神妙之至御満足に被

思召候、依之願通被

仰付候間、速に可 奏追討之功之旨 御沙汰之事。

同日、米澤藩主上杉彈正大弼・秋田藩主佐竹右京太夫・南部藩主南部美濃守へ各通にて、應援すべき旨を達せられたり左に。

思召有之、別紙の通り仙臺中將へ 被仰付候、隨ては其藩に於て兼て被聞召候儀も有之候に付、俱々勉勵應援可奏成功之旨、御沙汰候事。

【一手襲撃出願の疑問】 仙臺藩、嘗て一手襲撃の出願を爲せしことなし、朝廷の錯誤か又故意に、如斯の文言を挿入せしにはあらざる歟、當時説を爲すものあり、但木土佐の出願なりしに、大童信太夫之を不可なりと爲し、土佐を攻撃するの資に供さんがための説なりと、何れにせよ一手襲撃の出願は、全く無實に歸せしことは、朝廷更らに之れを訂正して御沙汰書を下したるにより證せらるべし、左れば朝廷臣輩の錯誤か又は故意より出でたる文言なりと推定する



は寧ろ穩當の解釋なるが如し。

仙臺中將

會津容保、今度澁川慶喜の反謀に與し、錦旗に發砲し、大逆無道可被發征伐軍候間、其藩一手を以て本城襲撃速に可奏追討之旨御沙汰之事、正月。

上記の御沙汰書は正月二十日太政官代より但木土佐出頭して之を受く。先是。仙臺藩討會出願にあらざるを抗議したる経路に就ても三様の記あり、即ち一は大童信太夫が、正親町三條實愛卿に質したりと、一は但木土佐が、三條西季知卿に對し訂正を請ふと、一は訂正交付の請ひ無しと。参照左に。

仙臺戊辰史。評議の末、翌十八日大童信太夫假建所に出頭し、正親町卿に謂て曰く、慶邦未だ曾て會津追討を出願せしことなし、然るに御沙汰書中に、一手を以て本城を襲撃すべき旨願云々あり、何等の錯誤に出づるにあらざるか。謹みて伺ふ。正親町卿は取調べの上、追て沙汰すべき旨を答へられたり。

仙臺藩戊辰史。成行參與三條西某に面して謂て曰く、弊藩曾て追討を出願せしことなし、此の命令の文中に出願云々の語あり、訂正して交附あらんことを請ふと、參與曰く、武門の面目之に過る者なからん、訂正の必要を認めず、こ、成行曰く名實相反するは事の正しき者にあらず、朝廷にして斯る曖昧の義あるべけんや、こ。

同書頭註。此事唯出願せしことなしと詰問したるのみにて、訂正交付を請ひたることなしと、覺えたり。

會津追討の御沙汰書を受くるも未だ錦旗の交付なし、仍りて在京但木土佐・遠藤小三郎・大童信太夫・坂本大炊・一十郎等會して、錦旗を要請せんとし、遠藤小三郎太政官代に出頭せり。錦旗を仙臺藩にて作製すべしと。以て當時の一斑を知るを得べし。

仙臺戊辰史。遠藤小三郎は議定役所に出頭して、錦旗の下附を求めしに、朝廷にも有合なき故其の藩にて作るべしとのことなりければ、坂本頭註に坂本は切に木戸に面會せんことを望み、一條に其の同行紹介を求めし爲めなりと大炊憤然として曰く、朝廷より

下附さるればこそ錦旗も神聖なれ、藩にて勝手に作らば何の値ひかあらん。代金は藩より上納しても可なり。飽まで旗を以て下附されんことを請はざるべからず、こ。是に於て但木は一條十郎をして此事を周旋せしむ、蓋し一條が豫て木戸孝允等と昵懇なるを知ればなり。翌早朝一條は坂本と共に木戸を訪ふ。頭註木戸は更に坂本を三條卿に紹介して面會せしめきこいふ。此時木戸は感胃の爲待中にありしが議直ちに決し、朝廷より下附さるべきこと、なれり。

藩主伊達慶邦(樂山公)二月十日家臣に教書を下し告ぐるに、討會の命を以てし、且つ併せて將來の心得を命じ、大條孫三郎をして建白書を闕下に奉呈せしむるがため、二月十四日日本郡寒風澤港を抜錨し、海路京都に行かすむ。教書左に  
徳川家叛逆に付追討被

仰出、會津を予一手を以て襲撃すべき由等之御沙汰、別紙之通に候間一統拜見可仕候。然に方今外國の覬覦も有之折柄、右様内亂を儲し候ては却而

皇國之御大事に可相至さ深く心痛の事に候、依ては干戈を不被爲動、理非曲直分明に被相糺公平之御沙汰を以

神州を泰山の安きに被相置候様途

奏聞候存慮に付、此度大條孫三郎上京申附候、乍併如何なる形勢に立至候哉も難計場合に候間、何れも軍忠を盡し武名を輝候様厚く相宮、早々支度罷在指圖次第出陣之心懸可有之、猶右に付存慮之旨も候は、可申聞候事。

二月二十三日牧野大勝京都より急使として來仙、早々會津に討入るべき旨太政官より督促の由を傳ふ。仍りて坂英力但木土佐の兩奉行に軍務一切を擔任せしむ。當時討會派と非討會派あり、討會派は三好監物・眞田喜平太・泉田志摩・葦名靱負・増田歴治(繁幸)等にして、非討會派は坂英力・安田竹之輔等なり。先づ出陣の準備を整へ、城下の警衛を主とし長町口・原町・堤口・愛子入口八幡町に關門半子町口に番所を置き武頭足輕を警衛せしめ、更に三月十五日關門警固のため、刈田郡越河關門警固卒銃二小隊長熊澤今朝之助・宇田郡駒ヶ峰關門警固卒銃二小隊長三浦源太夫を派遣せしむ



二、總督松島上陸

慶應四年三月二日京都を發し、十八日寒風澤に投錨、東名濱に上陸し山本久米藏の家に宿る。十九日三好監物東名に出迎へ、二十一日觀瀾亭に宿陣す、總督以下官職氏名及兵員左に。

奥羽鎮撫總督從一位九條道季(二十九才)。副總督從二位澤爲量(五十才)。參謀從四位少將醍醐忠敬(十九才)。參謀薩藩士大山格之助綱良。長藩士世良修藏成徳。

薩藩隊長和田五左衛門。同斥候雄山彦右衛門。同半隊長山本治郎兵衛等戰士八十六人、雜兵役夫百二十八人。

長藩隊長桂太郎。同小隊長栗谷市太郎。同半隊長飯田千歳等戰士百六人、雜兵三十人。

筑前藩應接永田愼七郎。隊長大野忠右衛門。監察杉山新五右衛門。銃隊長員原市之進。安永駿。菅彌一右衛門。和田市之丞。神尾七兵衛等戰士百人、雜卒三十六人。

總督付諸大夫關部少輔。朝山刑部。權少輔谷中書。戸田主水外兵九十七人。副督兵三十四人、參謀兵十三人。

東名に上陸のとき、大山綱良は横濱商人より釜石に輸送する神奈川奉行の送狀あるがため幕船なりとし、西洋形帆船一艘を捕拿し、砂糖及び陶器外數千金を奪ひ、商人を追放したるを目撃し、各藩士及地方人は大山參謀の横暴に憤慨するものありしと云ふ。二十三(二)日伊達慶邦奉行但木土佐を隨へ松島に向觀瀾亭に總督に謁せり、その時左記二通の命あり。

仙臺中將

右早々人數差出、會津へ可討入事。

策略等の儀、參謀可申談候事。

會津先陣仰付候、付ては彼國情探索等精々行届可申に付巨細御本陣へ可申出事。

三月二十二日總督一行松島を發し、齋堂に一泊二十三日石母田正親等迎へて養賢堂に入れ總督の本營とし、同夜執政

參政等三卿に謁し參謀等に接す。葦名親負、真田喜平太を下參謀に、中村宗三郎を應接役たり。世良修藏軍務局坂英力、但木土佐を責めて曰く、「討會ノ出兵緩漫ナルハ何ゾヤ。朝命の輕侮スルモノト云ハザルベカラズ、如何」と。但木、坂の二人云ふ。「決シテ朝命ヲ輕ンズルニアラズ、命ヲ受ケテ以來隣藩トモ協議シ夫々準備周施スル所アリ」と答ふ。修藏曰く「協議周旋畢竟實事ノミ其藩ハ只速カニ出兵シテ賊ヲ討ツベシ、一刻モ因循ヲ許サズ」と殆んど暗啞叱咤の概ありしと。

藩内騒然、或は討會の出陣に乘じ仙臺城を占領せんと、又養賢堂附近に怪火あり、搦田澁谷兄弟鎗を携げて迫りしことあり、仍りて茂庭周防に養賢堂を警固し大番士小野志津馬に城下を警邏せしむ。

三月二十六日榴岡櫻花滿開、澤副總督・醍醐參謀・世良修藏等薩長の諸隊長及び附添役栃木五左衛門と共に、梅林亭に宴を張る、一行酔に乘じ驕態を極め、淫褻の亂行あり。總督府を神聖視するもの憤慨するに至れり、修藏榴岡の宴に一首を詠じ、後ち三好監物に示す監物の返歌あり。

陸奥に櫻かりして思ふかな花ちらぬ間に軍せばやこ 修藏。 花盛り色よき敵に會津山討散さてはいかに置くべき 監物。

三月二十七日五靈櫃の先鋒伊達筑前の一隊仙臺を發す。當時討會の部署を定め、五靈櫃口・湯原口・(一ノ手二ノ手)土湯口・中山口・石筵口とす。慶邦四月十一日兵を帥りて仙臺城を出て、十三日白石城に達し本陣とし、諸軍を指揮す。十二日鎮撫使本營を岩河館に移す。討會部署等左に。

會津國境五靈櫃口先鋒。手勢三大隊、一門伊達筑前大砲一隊、參謀和田織部、監察加藤十三郎。大番士銃隊三小隊(應接)卒銃隊四小隊。大砲一隊、大隊長結貝太郎平、外兵糧奉行兼陣場奉行一人、統取一人、役人三人、足輕二十人、山立獵師二十人、兵具方役人一人、醫師二人。

刈田郡湯原口先鋒一の手。手勢一大隊、一門伊達藤五郎大砲一隊、參謀増田歷治、監察片平信太夫。大番士四小隊、足輕三小隊、大隊長伊東相摸、大砲一隊、監察櫻田春三郎、外附屬兵糧奉行以下前同斷。



刈田郡關宿湯原口二の手。手勢四小隊、一門伊達彈正(岩出山)大砲一隊、參謀高城左衛門。會津國境土湯口。大番十三小隊、大砲一隊、大隊長瀨上主膳、附屬二小隊主膳手勢。同二小隊伊達郡極樂院指揮、監察姉齒武之進。同 中山口、手勢二大隊。一門伊達安藝(浦谷)陣代。大砲一隊巨理此面、參謀奥山十之進、監察白石七郎右工門。同 石蓮口。大番士四小隊、大隊長大松澤掃部輔、大砲一隊。監察東儀平。刈田郡越河關門警固。銃卒二小隊、隊長熊澤今朝之進。宇田郡駒ヶ嶺關門警固。銃卒二小隊、隊長三浦源大夫。

四月十四日澤爲軍陣を羽州新庄に移す、十五日醍醐忠敬岩沼を發し、白石に慶邦に會し十六日修藏と共に福島に向ふ十七日松崎仲太夫京師より來り、慶邦に謁し太政官下付の書を捧呈す。全文左に。

伊達 陸 奥 守

其方儀、先般被 仰出候 御沙汰之旨奉畏、此節會賊追討勤絶可有之處、未だ捷報不相、奏 宸襟不被爲安候。抑會賊大義を不辨天恩を奉忘、却徳川慶喜返逆を助け候罪惡、不容天地候處、遠邑邊陲之向々京師之情實不通に付、賊徒等物に救應之使節等差向候哉にも相聞不容易儀に候、然處其藩に於ては、奥羽之大鎮殊更皇祖政宗朝臣勤王之偉功を以天下に流芳致候名家に有之候て、領國近地右等之賊徒跳梁致し、使節等諸向へ差向候儀も有之、自然治平遲緩に相成候ては、實に其藩義祖以還之武名に拘候義にも相當可申に付、其方父子戮力協心且接近之諸藩を鼓舞致し、一舉にして會賊誅鋤奏功可有之、依て今般嫡子左京大夫歸國御暇被 仰付候間、只管 叡旨を奉戴し不日可奉安 宸襟之旨。御沙汰に候事。

三、會津藩主の謝罪

四月十九日瀨上主膳の兵、土湯口の鬼面山に會軍と戰ふ。二十六日米澤藩木滑要人・片山仁一郎、上杉侯の命を帯び白石に來り、但木土佐、石母田正親に會し、會津容保謝罪の旨を開陳す。二十九日坂英力、但木土佐、眞田喜平太、國境

關宿の軍門に、米・會二藩の使臣に延見し、開城・削封・首謀者首級を條件とし更に歎願書を携ふべしと約して散會。閏四月二日醍醐參謀の督勵あり、二日中山口の將巨理此面の兵壺下關門を破り、石蓮口の將大松澤掃部輔暮鳴關門に會軍を走らす。四日會津容保の降伏謝罪の歎願書到る。總督に届けて休戰を命じ、奥羽列藩の老臣を白石に會し十一日米澤侯と共に謝罪の歎願書と、奥羽列藩家老の連名を九條總督に捧ぐ。歎願書の全文左に。

會津歎願書

弊藩之儀は、山谷之間に僻居罷在、風氣陋劣人心頑愚にして、舊習に泥み世變に暗き土俗に御座候處、尤寡君京都守護職被申候以來乍不及

天朝尊崇奉安

宸襟度一途之存念より他事無之粉骨碎身罷在、萬端不行届不儀には候得共

朝廷之御垂憐を蒙多年之間何さか奉職仕居、臣子之冥加無此上雖有奉存、鴻恩萬分之一も奉報度、闔國奮勵罷在奉對 朝廷御後園體之心事神人に誓ひ毛頭無御座、伏見一舉之儀は事卒然に發不得止次第柄に而、是亦異心等有之儀には毛頭無御座候得共一旦奉驚天聽候段奉恐入候次第に付、歸邑之上退隱恭順罷在候處、此度鎮撫使御東下御兩藩へ征討之命相下候由承知仕候愕然之至斯迄奉憐宸襟候儀何共可申上機無御座、此上城中に安居候而は奉恐入候に付、城外に屏居罷在奉待 御沙汰候間、一視同仁之以御宥寬大之御沙汰被成下度家臣舉て奉歎願候。右之段幾重にも厚御汲量被下宜御執成之程奉懇願候 以上。

會津家老

慶應四年閏四月

西郷頼母近憲 梶原平馬景賢 一瀬要人重義

前記の會津歎願書に副ふに閏四月十一日付奥羽藩の各老連署し「奥羽各藩家老連署歎願書」と題せる願書を奏呈せられたり。文中「春夏之間ハ農時之甚急務トスル所ニ有之、自然民命之大ニ所關係ニ御座候間、是等之義共篤ト御諒察被成下今日之事ハ只ニ會津孤國耳之御處置ト不被爲 思召寬大之御沙汰被成下候ハ、實以奥羽御鎮撫之道赫然爲立候」云々。



連署の藩名及び家老氏名左に。

伊達隆興守家來 坂英力時秀・但木土佐成行。上杉彈正大彌家來 千坂太郎左門工高雅・竹俣美作久綱。南部美濃守家來 野々村眞澄雅言。丹羽左京大夫家來 丹羽一學富毅。松平大學頭家來 三浦平八郎義實。阿部美作守家來 平田彈右工門重世。相馬因幡守家來 相馬靱負胤就・佐藤勘兵衛俊信。秋田萬之助家來 大浦帶刀忠恒。水野眞次郎家來 水野三郎左工門元宣。板倉甲斐守家來 池田權左工門邦知。藤井伊豆守家來 渡邊五郎左工門東。岩城左京大夫家來 大平伊織觀成。田村右京大夫家來 佐藤長太夫時教。生駒大内藏家來 推川嘉藤太末彬。佐竹左京大夫家來 戸村十太夫(以下追加判) 戸澤中務太輔家來 舟生源右工門。本田能登守家來 石井武右工門。安藤理三郎家來 三田八彌。内藤長壽丸家來 茂原肇。六郷兵庫頭家來 六郷大學。立花出雲守家來 屋山内記。上杉駿河守家來 江口俊藏。津輕越中守家來 山中兵哉。南部遠江守家來 吉岡左膳。

上記の歎願書は受理せられず、人皆云ふ是れ偏に世良修藏一人の意に出づと。鎮撫總督は閏四月十五日仙臺・米澤兩藩主に宛左記の令を下せり。

仙臺 中將 米澤 中將

今般會津謝罪降伏歎願並奥羽各藩添願書被差出、熟覽之處朝敵不可入天地に罪人に付、難被爲及 御沙汰、早々討入可 奏成功者也。

閏 四月

鎮撫 總督 印

明治史要。閏四月十二日仙臺米澤二藩、松平容保を救済するを謀り、諸藩と共に兵を擁して進まず、容保に説き城を致し罪を謝せしむ。容保屏居して恩裁を待たんと請ふ、諸藩乃ち連署し其書を併せて鎮撫九條道孝に上り、征討兵を弭めんと請ふ、十五日に至り道孝之を卻て其軍を督す。

容保の謝罪も奥羽諸藩の歎願も、上記の如く鎮撫の卻く所となる。仙臺・米澤兩中將は、閏四月十九日鎮撫總督に届書を呈出して討會の軍を解く、抄録下記に。  
閏より降伏謝罪顯然之事に而、降る者は容れ拒む者は討候者、王者之兵に有之殊に更始御一新之朝、被爲動干戈候於 天朝必不被爲

① 奸旨征討總督府より御沙汰相成居候次第も有之、此上押而御征伐之命被相下候儀乍恐公明正大之御處置如何と奉存候。加之當時農桑繁忙之折柄諸藩數萬之出兵徵發轉輸之苦に不堪、既に所々一揆等相起候勢實以不忍聞、最早蒼生塗炭に陥り候間、是迄出兵之口々解兵仕、猶又衆議相盡奉伺太政官候外他事無御座候間此段御届申上候以上。  
閏四月十九日 仙臺 中將 米澤 中將

第三項 奥羽の動乱

一、討庄の疑義

徳川慶喜大政を奉還し、辭官納地に及びても尙是足れりとせず、軍事を構へて討會討庄の軍を起し、奥羽の山川をして兵焚の巷となさしめ、奥羽の國民をして兵食に奔勞せしむ。薩の藩士大山綱良長の藩士世良砥徳は、奥羽鎮撫使三卿に隨従し、下參謀の任に在り、王師の名を藉り私藩の怨みを會津藩主松平容保及び庄内藩士酒井忠篤に報せんとするが如き感を懐かしむ。

會津藩主は京都守護職の任に在り、元治甲子の京變に長軍を破り序いて討長軍の主謀者にして、降服せしめて國老の首三級を贈致せしむ。仍りて長藩の怨を購ふ、又庄内藩主は江戸警衛の任に在り、慶應戊辰正月三日薩人の掠劫亂暴を討伐し、西軍參謀部の薩摩屋敷を砲撃し、薩人をして舟に投じて走らしむ。之れより薩人の庄藩を惡むこと深かりき。慶應四年三月十四日副總督澤爲量薩人大山綱良及び薩・長・筑三藩の兵を率ゐて、關山を越え天童に轉陣せしは専ら庄内征伐の軍を起さんがため故らに事を構ふる名聞を捏造するが如し。

先是、三月朔日總督府は、吉田大八及び天童藩主織田左近將監に令達せり。此時柴橋陣屋に納米取立の事あり、且波浪の徒横行せり、庄藩之れを警戒せり、此の警戒の士をして強て庄兵の出陣と爲さしめ、討庄の名聞に藉らんとせり



令達左に。

柴橋陣屋へ莊内人數入込居り、且最上川筋舊年の收納米等差下し候も聞ぬ、不奉朝命、朝敵同様の致方に付、討手被差向候事。(吉田大八宛)

右羽州へ先導致し、早々人數繰出し置き、仙臺兵到着の上申合可討入候事。

織田左近將監

四月六日秋田藩士川井小六・岡内之丞仙臺に在り、總督府は二藩士に對し討庄の令を發し、津輕藩をして加勢すべきの令を下せり。會ま吉田大八仙臺にあり、大山・世良の下參謀に面し討庄の理由薄弱なるを説く、二人肯がすして此令を發せり。

佐竹右京太夫

今般羽州莊内征討申付候條、速に討入奏功可有之事。但生駒大内藏(矢島藩主)へ嚮道申付候に付、右申合急に可討入候。

津輕越中守

右今般羽州莊内征討、佐竹右京太夫へ申付候間、爲應援早々人數可差向候事。但手配の儀は、久保田へ可申合事。

秋田藩士は上記討庄の命令に對し、總督府に詰問的書を呈出せり。(一)討庄を主とせば討會には應援せざることを、(二)討庄の罪名なきこと、(三)庄内謝罪のときの許否、(四)重臣召喚用向の輕重。にして藩主に復命せんがため之れを伺ふ、と。總督府は前記の伺書に對し、左記の如く指令せり。

羽州莊内罪狀の儀は、徳川慶喜奉天朝暴發反逆を不奉恐入、關東へ遁去之後尙恢復を主張し、剩へ舊冬關東回役之節、無故嫌疑を以て諸藩邸へ砲擊致し、燒掃候に由る者也。

此時庄内藩主酒井忠篤は在官位の身にして而かも三萬金を總督府に献納して、勤王の實功を擧げんことを冀ひ居るに當り、討庄の師を起すに至りしは薩邸燒拂の舊怨に過ぎざりしは上記の指令に明かなりき。後ち閏四月改めて庄内藩主に令を下せり。

酒井左衛門尉

徳川慶喜御處分之儀者追々御沙汰之趣も有之候通、叛逆顯然其罪天下萬民俱に所知にて、遂に恐多くも御親征行幸被爲遊、深く被爲憐宥候處、今日に至り慶喜始め江戸表に於ては、全く恭順謹慎之道相盡し候折柄、其方事既に當正月三日以來大變動に立到候事蹟承知し乍ら、賊魁松平肥後其他兇徒共に與し、益暴威を募り官軍へ抗し、萬民塗炭之苦を不辨、言語同斷之次第天人俱に所惡に候依之被止官位候條、家來之者に至る迄、一切入京不相成旨被仰出候事。

薩の大山、長の世良上記の如し。總督九條道孝、四月二十五日白石本營より醍醐少將を召喚し、平坂信八郎を使として世良修藏の出張先に遣はし召喚せらる。此日白石城中に議論沸騰し非戰の建白出づ。

仙臺成辰史。醍醐、世良等を召喚せんとしたるは、如何なる用向なりしか知るに由なし、但し此頃會津が降服謝罪すべしとの説専ら傳はり、九條總督も之を期待し居らざれば或ひは之に關する協議の爲なりしならん歟。尤も總督は仙臺藩にして會津を説得して開城降服せしむるを得ば、皇國の爲め慶すべき次第なりとの意見にて、仙臺藩が若生・横田等を勸降使として、會津へ遣はしたるにも内々同意し居りしもの、如し。又澤副總督も羽州出張、會津若し降服せば征討を要せず、と、仙臺侯に對して明言せしことあり。總督副總督の意見は斯くなるも、薩長參謀は戰論を固執せり。又長州人にして仙臺大年寺の庫裡に勤め居りし僧良完(又惠眼弗といふ小羅浮山人と號し詩歌を善くす、但木土佐等と親善なりき、世良と相識るに及び總督書記となり軍務に従ひ江戸其他に往復す。世良の殺されし後逃れて函館に至り更に羽州に入る。或は曰ふ羽州に戦死す)なるもの世良參謀に屬して萩野省一と名乗り處々を彷徨し、四月下旬本宮に現はれ「京師にては九條・醍醐の諸卿が奥羽に下りて戦争も開かせ得ず、因循に過ぐるは不都合故官職を奪ふべく、又仙臺藩も同様因循なるが故封を削るべしとの風評専らなり」と言ひ觸らしたる爲め、大越文五郎等は之を聞き、そは一大事故直々白石の本陣に行き言上せられよとて、松崎宗七郎を附して遣はしたるが、途中より何れへ行きしか不明となり、同人は國家の機密を漏すの嫌あり、安田竹之輔は小島勇記をして之を捕へしめんとしたることあり。遂に踪跡を晦ましたり。

二、戸田主水の上書



總督府近侍監察戸田主水は、大山、世良の專横に憤慨し、薩長の横暴遂に奥羽の大亂を激成し、總督の一身に不慮の禍害あらんことを憂ひ、直言して世良の憎む所となる。四月二十七日一書を總督に上り、其夜總督を脱して逃る。書は此の秋一條十郎桑折に主水に會し、上書の草稿全備せず、更に記憶を辿りて草して示されよと、主水首肯して書を綴り、之れにて原文と字句の相違あるまじと渡されしもの即ちこゝに收むる所なりと。仙臺戊辰史欄外に註せりその全文左の如し。

鎮撫の事たる鎮むるなり撫つるなり。人民を鎮め撫つるは殿下の御職掌にして、猥りに兵威を以て人民を壓服し給ふの謂にあらざるや明かなり。臣主水殿下御東下以來大山世良兩參謀の爲す所を觀察するに、殿下の爲に痛嘆せずんばあるべからざるものあり請ふ之を陳せん。

寒風澤御着港の即日東名濱にて大山參謀は、江戸の商某の商船及び貨物を敵地の物なりとして掠奪し、號して分捕といふ、臣主水軍旅の事は之を知らず、然れども嘗て聞く、古昔武田氏甲斐にあり、甲斐皆山國鹽を駿相二國に仰ぐ、駿の今川、相の北條計を合せ商賈に禁じ甲斐の鹽漕を絶つ、甲の人民甚だ窘す、上杉氏之を聞て曰く、今川北條二家を以て甲斐に加ふる能はず、人民を困する卑怯下策實に憎むべし、予甲と武を争ふ茲に年あり、然れ共其人民何の幸かある因て書を武田氏に贈り曰く、予足下と争ふ所のものは武に在り、駿相の下策予の聞くを憎む所なり、今より商賈を通じ給するに此鹽を以てせん、意に任せて之を取れど水陸轉漕鹽を贈る。甲斐の人民其義に服す。嗚呼武將の雄を争ふものと雖も、人民を撫する此の如し、況や人民鎮撫の御職掌の殿下に參謀たる者に於ておや。世人は視て鎮撫使の爲す所となし、之を嫉みて官賊と稱するに至る。殿下奥羽の地を踏む一步、而して此の如し。是れ奥羽の人望を失ふの基を開くの一なり。

薩長の兵士本營門外に亂暴實に驚くべき者あり、或ひは路傍に臣士を侮辱し、或ひは市井に商賈を嚇怒し、或ひは山野に婦女を強姦し、或ひは仙臺誹謗の歌謡聞くに忍びざることを白晝大道に高吟するの類、兩參謀知りて而して措て問はず、十民の怨みいづこにか歸す、是殿下人望を失ふの二なり。

從て討會出兵の遷延するも、兩參謀本營に於て人中大藩の君公老臣を嘲弄するの類、その臣子たるもの誰か心に快とせんや、是殿下の人望を失ふの三なり。

莊内の如き罪ありとすれば、問罪の使を發して之を責め、其の罪に服せずば朝廷に具陳し裁可を得て之を處するを當然とす。殿下十四日に總督澤柳をして莊内追討に出陣せしむ、然れども世人其罪を知るものなし、官位を止めらるゝの命なく、又莊内藩士朝廷より出京督促の命を受けて十七日に莊内に歸國すといふ。是を以て之を觀れば朝廷の賊とし給はざるや亦明かなり。大山參謀は去年莊内上ノ山藩邸燒討(文久以來幕府莊内上ノ山二藩に江戸市街巡邏を管せしむ、薩藩浮浪の徒を邸内に召集し、庄内の屯所を侵し市中を劫盜す、慶應三年幕府政權を奉還するに及び、掠奪最も甚だし、故に二藩薩邸を襲撃して之に火す)を以て我が私怨なり、故に之を討つと公然自ら口にす。此言を聞き誰か殿下討庄の命を奉ずるものあらんや、是殿下奥羽に人望を失ふの最大且つ甚だしきものにして、是其四なり。

世良參謀討會出陣と號し、常に福島邊の妓樓に在るあり、晝夜昏且を分たす杯盤狼藉傍ら人無き如く、大藩の重臣隊長を驅使する奴僕の如く、討會督促の急なる矢の如し、故に諸隊長より兵卒に至る迄、世良參謀を嫉み視る仇讐の如し、是殿下人望を失ふの五なり。

是如のもの殿下悉く知るにあらず、然れども士民の怨み悉く殿下の御一身に歸す、故に本營に火せんとするものあるに至る、會津の如き素より罪あり、然りと雖も將に罪を謝し降らんとす、縱令降るも世良參謀の拒みて容れざるは殿下の既に知り給ふ所なり。是れ他なし其意甲子の怨を會に報ぜんと欲す、故に大山參謀をして私怨を庄内に報せしむるを煽動し、我亦其の志を遂げんとするに在り、是會庄に一時に戦ひを開く以所にして、輕舉亦甚しとす、是臣唯一人の知るのみならず、永田慎一郎(筑の隊長)等も其の情を知る、殿下若し臣が言を疑はば之を慎一郎に問ひ給へば、則ち臣が言の妄ならざるを知るに庶幾からん。

嗚呼。王者の兵は拒むものは之を討ち、降るものは之を容る、不日會津罪を謝して降るあらば、殿下宜しく顧慮し給はずんば、當に人望を失ふのみならず、薩長の私怨私闘に驅使せらるゝの嫌疑なしとせず、當に嫌疑を受くるのみならず將に爲すべからざるに至らんとす。

京を去る一千五百里、何の日か復命するの期あらんや。是臣主水實に殿下の爲に日夜痛嘆する所なり、速に鎮撫の御成功あらんことを冀願の至りに堪ふるなし。誠惶誠恐頓首泣血再拜。

四月廿五日

戸田主水



三、參謀の仙臺彈劾

總督府の一行松島に上陸、紀州の軍艦還るに及び、世良、大山寺は薩人大野五左衛門・鮫島金兵衛を軍防局に遣はし書を上る。上陸後日尚淺かりしに既に仙臺藩を彈劾せり、摘要下記の如し。

- 一、仙臺の臣を召して會津の情實を問ふ、其答ふる所我聞く所と大に徑庭あり、且其主張する所、只伏見發砲の前後を論ずるを知て未だ天下の形勢に順逆あるを知らず、徒に薩長の暴を咎めて、未だ會津の奸を知らず。
- 二、仙臺頼りに、容保恭順、説て降すべしといふ。
- 三、仙臺大國と雖も、其兵備精、操練不精、烏合鷄連に異なるなし、今之を驅て宛寇限難の地に赴かしむ、會に功なきのみならず恐らくは倒戈の難を生ぜん、米澤亦境を會津に接して心兩端を持す。
- 四、其他小藩は、東塗四抹只勢に之れ附す論するに足らず、然らば則ち討會の擧何を以て其功を成さん。
- 五、仰願くは、薩長在京の雄兵、八九大隊を發し、其驅大進其巢穴を掃蕩せん。

四、密書の發露

閏四月十九日世良修藏より羽州天童に出張せる大山格之助に宛てたる軍事の密書は福島藩用人鈴木六太郎に藉り、瀬上主膳・姉齒武之進等の手に移れり。秘書の全文左に。

大山格之助 要詞

世良

引續御配慮奉察候、其御地追々賊退散に付日々御進軍想像致候、扱右賊退去の事に付、昨夜仙臺坂本大炊と申者懇々白河へ申來候には、今般會津降伏謝罪に付、庄内へも早々兵を引退謹慎可然段内使指立候故引揚候譯にて、何れも官軍御勢相増候故逃去候儀には無之、彼多勢之賊徒中々急に引取候譯には無之候間、此段報知致置との事に御座候。眞否は不相分候得共申上置候。就而十五日御仕立の御書輪本曉本宮より到來拜誦大に安心仕候。先達以來噂相聞候、會賊降伏謝罪願書三通、過る十二日仙米兩中將岩沼へ持参且演舌を以申陳には、容保儀恭順謹愼は勿論、向後開城可致心底之聲、兎角激徒共内亂を生じ、官軍へ對し如何様之不法仕候も難計、左様にては彌容保罪難遁心痛仕候間、何卒寛大之御座を以て滅地は勿論、謀臣共之首級可指出次第に而謝罪被聞召。朝風を奉感候様致度、且兩中將も歡願申進候、右御取上無之御會討に相成候而は、兩國之人民及難遊蜂起之徒追々出來、鎮靜討

評多端に成行各藩疲弊、終に社稷難保場合にも至り勤王之赤心肩兼却て恐入候次第に付、何卒會之願に不拘各藩之願を以奥羽兩國之民安堵爲致候様、思召を以速に御裁許之段申出、一旦總督府にも右三書指返し相成候得共、右段之譯を以て總督を要し、夕七つ時より夜の九時迄詰居、先年徳川慶喜

主上を奉要の轍、決して會の指圖と相見得可惡之甚き、愈不得止御取場に相成居候由にて、當十五日白河へ到來有之申候、右之譯にて總督府方兵力逆は一人も無之押して返せば、今日より兩中將始め各藩とも會へ合し候様相成可申、少々にも兵隊有之候は、押付出來申候得共逆も六ヶ數字都宮兵も追々賊所々蜂起にて、于今不來大に困り申候、乍併一旦總督取上に相成候を返す譯にも參不申候間、此上一應京師へ相伺、奥羽の情實篤と申入、奥羽皆敵と見て逆擊之大策に致度候に付、乍不及小子急々江戸へ罷越、大總督府西郷様へも入々御示談致候上登京仕、尙大阪迄も罷越大舉奥羽へ

皇威之赫然致候様仕度奉存候、此歡願通にて被相免時は奥羽は一二年の内には

朝廷の有にあらざる様可相成、何共仙米賊朝廷を輕するの心底片時も難開奴に御座候、右大舉に相成候時は、拂底之軍艦にても一二艘酒田沖へ相廻し、人數を相増前後挾擊之手段に致候外無之候、越後口へも近況可申遣、尤庄内へは急に可計入様可被致候、此件々篤と御相談之上取計可申譯に候得共、一日長引時は一日丈賊論沸騰し不忍聞候間、千萬僭越之至りに御座候得共、書中にて申上置、直に出足上方へ出懸申候間、副總督様へも宜被仰上可被下候。別紙歡願書と仙米中將名前之分は早々札場へ書出し、公然と人に見せ當分人氣を静め、且及桑折其外へ築立候砲臺も今日に至ては、却て賊之固めと相成候故、人氣鎮靜之儀に關係と云ふ譯を以悉く崩し候様可申付と奉存候、仙も内輪に於て公然と歡願不相叶時は、反逆之嘶も致居候由、勿論弱國二藩は不足恐候得共、會を合し候時は多勢にて始末六ヶ數、成丈穩便にして四藩を可謀、尤も兩藩中にも兩三人づ、外賊徒魁は無之、主人は好人物ならん。

右御示談旁呈一書候、小生出足後は何れも、平坂新八郎へ托し、少々之事は中村小治郎へ頼置候、大體之處は、醍醐參謀卿へ申上置候、大抵の事は差置候様致度候頓首。

後の四月十九日八つ半時

途中を恐れ福島足輕を頼み、持參爲致申候。疎に候得共御覽之上御投火可被下候也。



上記に「十五日御仕立之御書翰今朝本宮ヨリ到來拜誦、大ニ安心仕候」とあり、即ち羽州出張の薩人大山綱良より世良に宛てたる書翰なり。此書の往復は薩長二藩士の秘計を詳知し、奥羽の戦亂を挑みし内容に於ける、緊要の關係あり仍りて冗長を厭はず載録する下の如し。

爾來御壯健被成御出陣引續御配慮之程奉恐察候、陳者

總督様にも彌其御地へ御轉陣被爲有候旨と奉察上候、扱者過日仙臺米澤兩人岩沼へ參陣、別紙歎願書持參種々盡計を以總督府へ奉道、或は宇都宮の賊徒又々守返し相蔓り、或は各藩降伏杯と申立候段は、最早御承知も被爲有候半と奉存候、實に不容易一大事之御場合にて、萬一一言御採用之御沙汰相發候はゞ二度取返し難出來、殊更手足に汗を握候次第に御座候。夫れに付澤殿へ別紙之御紙面を以て御相談に相成一昨日指遣、右仙臺(別本臺)之者甚意物と被伺、桂氏等へ參り色々模様等相伺候、又者澤殿より御返答振之事迄相尋候に付御存慮之事は全不存旨相答置候、過日被仰越候通彌兩藩此儘に指置候ては、若策不成時は違

勅は勿論、會津庄内へ相結び反逆する時は大變の次第に御座候、就ては兩君將は早々京都大阪之間へ御呼寄被成置、兩三年之内奥羽鎮撫土臺相据候迄は被指留候様に無之候而者實に皇國一變現在相見得間、御熟考被下何分にも早々兩卿へ御懸合被下候様奉存候尤諸藩重役も今日白石に指留相成候由、是非迫り付候十分見留有之哉、段々秘策を盡し候筋に御座候、若京師迄御召之處急速運駕候はゞ、指懸關東迄大總督宮へ御召相成會歎願之儀御糺と申事にて可奉奉存候、早く相除き候方專要と奉存候。

薩藩當方へ指向き候由にて先觸相達大に力を得申候、南部之兵は今日明日と待入候得共、今以着之左右無之候、此兵着次第一時に四方より大舉して討入踏破る賦に御座候、棚倉も先觸相見得、是は山形留置候て同時に六十里越へ指向候賦に御座候、佐竹は彌奮發既に昨日より討入候儀昨朝申來候、京都より申來候、藝と有馬之應援如何之都合に御座候哉。昨朝蒸汽船二艘酒田沖平島へ着にて、則佐竹より物見指し出候得共、帆印等不相知由自然右應援之兵者に候得者、別而之上都合に御座候得共、賊之應援かも不相測候、松山之義も彌本藩へ附屬出兵、此節本導口邊に彼藩之者召捕其後再三重役呼出之儀相達候所、種々及強訴候所業此上は不得止事討入可申候、左様御聞置可被下候。

前件之次第何卒速に御評決被下、關東へ御懸合奉希候也、右色々要事迄如此御座候、尙此使より其御地へ御模様爲御知可申候以上

上記の密書は國家治亂の分岐點なるが如く、復た露現の虞なく、假し修藏をして大總督に行かしめ、奥羽の全土を擾亂せしめんと欲するも、大總督本營の諸家悉く修藏の上奏を許容するには非らざるべし。この密書の露現は、小は修藏をして國難に殉せしめ、大は奥羽の山河をして戰禍の荏に化せしめ且つ永く戰史上不祥事を印するに至れり。閏四月十九日の夜、仙臺藩赤坂幸太夫・福島藩遠藤條之助等福島北町妓樓金澤屋を襲ふて、世良修藏を殺し、目明淺野宇一郎等世良の附屬勝見善太郎を捉へて翌廿日今の信夫橋畔須川河原に首を刎ぬ。此れよ、奥羽の戰圈地帯は擴大となり、後ち四分五裂して東西兩軍の冠稱一變して官賊兩軍の稱號となる。

先是、修藏及び格之助の薩長人、陽に鎮撫總督府の參謀に藉口し、陰に薩長二藩の怨を會庄二藩に報せんとす。而して會庄二藩を討伐せんとするに、奥羽の兵糧を用ゐて奥羽を討伐する恰かも前九後三の俘囚を征するに俘囚を用ひ、一族を亡ぼすに一族を役する故智に倣ふが如し、縦令ひ九條總督にして會津の降伏を容れぬに血さずして奥羽を鎮撫するの意ありとするも、薩の大山參謀は伊達慶邦・上杉齊憲を、京阪の間に拘禁せしめんとし、長の世良參謀は奥羽を皆敵と見做し海陸大舉して前後挾撃の策を進んとする上記の書簡密書の如し。

世良參謀の行動、上は鎮撫總督九條殿下の心意に背き、下は列藩諸侯の怨嗟を招徠せるを憂慮し、此月十七日遠藤温(當時久三郎)及び坂本大炊、白河に出張して世良に説く所ありしも冷々然たる態度は、遂に越翌十九日に至り斬殺せらるゝに至れり。關係者の氏名並に告示を掲ぐる左に。

仙臺戊辰史。主膳(瀨上)は姉齒以下へ當座の賞として金子及び衣服を與ひ、宇一郎等へは酒肴を與へたる後、改めて衆に告げて曰く。修藏奸惡狂暴禮儀を辨へず、色を恣にし酒に耽り、賄賂を貪り濫りに士君子を怒罵詬辱するのみならず、代が君及び九條總督を罵詈し、奥羽列藩の社稷を危うせんす。共に天を戴くべからざるなり。殊に其の密書によれば列藩を誣ひ挾撃の陰謀を企たつ、



奸惡比するものなし、云々。

瀬上主膳軍監姉齒武之進・櫻田敏助手投機隊出邊覽吉・赤坂幸太夫・參政書記松川豐之進・末永縫殿之允・瀬上主膳書記岩崎秀三郎・監察小島勇記・軍監大槻定之進。

用人鈴木六太郎・目附遠藤條之助・番頭杉澤覺右衛門・商人(目明)淺野宇一郎。

密書の露現は世良修藏の生命を短縮せしめ、而して奥羽の禍亂を冗長せしめたるもの、如し。若し修藏をして翌廿日に福島を去り大總督府に就き、仙米の二藩主を拘禁し、大舉挾撃の策を献ずるも、大總督府にして納る所となりしや爾かも九條總督の眞意は平和の鎮撫を旨とせられし時なりき。又翻つて奥羽二十五藩の兵數をして果して西軍に抗し得らるべきや否、他藩は姑らく措き、仙臺藩にして戦闘場裏に出師し得べき兵數及び兵具標幟等をも考慮するの要あり。

大日本人名辭書。世良修藏名は砥徳長藩の士なり。明治元年二月朝廷東北の朝敵を討す、總督九條道孝副總督澤澤爲量にして、參謀は醍醐忠敬。大山細良・世良修藏なり。道を別て會津を征す、修藏警城福島に次す、已にして會津侯書を仙臺米澤二藩に致し降を請ふ。東北の諸侯亦爲めに歎願書を呈して其の寛典を請ふ。總督之を許さん。修藏元より硬説を持す、意見を裁して綱良に送らんとす。福島藩の藩士鈴木六太郎に托し、密使に托さん。修藏に戒めて曰く、仙臺藩に知らしむる勿れ。六太郎之を怪み其書を受けて仙臺藩に呈す、之を見る中に、仙米二藩は會津同穴の貉、之を免すべからず、一時之を欺きて請を容れ、大兵の東下を待て之れを撃破すべし、因て明日余西上して大總督府に聞すべしとの意を述べ、衆大に怒る。閏四月十九日仙臺の將監察姉齒武之進をして、修藏を捕へしむ、修藏が妓樓金澤屋に在るを視ひ之を圍み、遠藤條之助・赤坂幸太夫二人其の寢室、闖入す、修藏を擁して眠る、狼狽短銃を發せん。乍ら捕へらる、密書の事を糾問せられて罪に伏す、仍て之を斬り首を白河の東北各藩公議府に贈る。仙臺但木土佐之を同地月心院に葬る。尋て東北諸藩同盟し薩長の軍と戦ふに至れり。

五、寛宥の詔勅

慶應四年九月十七日降伏謝罪の歎願書は總督眞意の存する處夫れ前記の如し、此月廿八日徳川慶喜保科容保以下を寛宥せられたり。又十一月七日伊運慶邦に詔捷を賜はる。戊辰の役全く弭む。詔及び御沙汰書左に。

朕聞。明君徳を以て下を率ゐ、庸主法を以て人た待つ。顧ふに、亂賊常に有らず、君徳奈何にあるのみ。今や北疆始て平ぎ天下粗定る。慶喜容保以下の如き各宜して寛宥する所ありて、自親せしめて天下を更張せん。

賞罰は天下之大典。朕一人の私すべきに非ず、宜く天下の衆議を集め至公平毫厘も誤り無きに決すべし。今松平容保を初め、伊達慶邦等の如き百官將士をして議せしむるに、右小異同ありと雖其罪均しく逆科にあり、宜く嚴刑に處すべし。就中容保の罪天人共に怒る所、死尙餘罪ありと奏す。朕熟ら之を察するに、政教世に治く名義人心に明なれば、固より亂臣賊子無るべし。今や朕不徳にして教化の道未だ立たず、加之、七百年來紀綱不振名義乖亂、弊習の由て來る所久し。抑容保の如きは門閥に長じ人爵を假有する者、今日逆謀彼一人の爲す所に非ず必首謀の臣あり。

朕因て斷じて曰く其實を推て其名を恕し、其情を憐んで其法を假し、容保の死一等を宥め、首謀の臣を誅して非常の寛典に處せん。朕亦將に自分親ら勵情國治教化を國內に布き、徳威を海外に輝さんことを欲す。汝百官將士其れ之を體せよ。

松平容保追討の勅を奉じ出陣し半途にして反覆、容保に黨與し上杉齊憲と共に奥羽私盟の魁首と爲り、參謀を斬害し督府を拘留し屢王師に抗衡し遂に天下の亂騷を醸成し、兇逆悖亂を逞ふ。今般開城伏罪に及ぶと雖も、天下の大典に於て其罪宥すべからず。困て城地を收め父子東京に謹慎し、叛逆首謀の臣を出すべし。

戊辰戦役の遠縁近因を咀嚼し含味し來らば、視眼鏡に映る有象無象の反應なきにしもあらずと雖も、更らに如上の叙述を略記する亦徒爾にはあらざるべし。況して東奥の海門は本郡の所在地にして、先きには鎮撫總督一行の投錨あり、後ち對軍猛將の拔錨ありて、戊辰の戦役を終始せしめたるの地點なりき。

慶應三年徳川慶喜大政を奉還し、幕府亡びて王政に復し、猶會津藩主を征討するの寃を思ひ、奥羽二十五藩の同盟成りて會津の爲めに寛典の處分を請願するに、事奥羽鎮撫總督の容る、所とならず、遂に王師と砲烟の間に相見るの止むなきに至りたることを寔に千歳の恨事なりとす。其後戦利あらず、列藩の同盟破れて仙臺城を開くや、藩主慶邦封土を沒收せ



られて、更に貳拾八萬石を給せらる。當時。本郡鹽竈寒風澤は海路東奥の樞要に當り、藩より江戸に登るもの、江戸より下るもの、及び京阪より來るもの、皆道を海上に取るものは、總て寒風澤の阜頭に上陸し、鹽竈より原町を経て、仙臺に入るの順路なるを以て、原町に關門を設け往來を監視する等、物騒の中心となれり。就中幕臣榎本釜次郎は海軍總督として軍艦回天・開陽・蟠龍・千代田・神速・長鯨・美賀保・咸臨の八隻を率ひ、其部下二千餘名と寒風澤に上陸したるは、實に慶應四年丁卯八月廿六日にして當時の異彩なり。加之。幕臣陸軍隊長春日左衛門等、亦鹽竈に在り榎本と相呼應して薩長の官軍に抗せんを謀る、九月二日榎本等仙臺城に入り藩主慶邦に謁して事を謀る、幾許もなくして藩論沸騰遂に降伏に傾きしより、榎本等事の爲す可からざるを知り、北海道に走り箱館に航せんとす。十月七日寒風澤を去り、牡鹿郡折濱に向ふ。

### 第八節 鹿兒島の亂

明治十年二月十五日陸軍元帥兼參議西鄉隆盛、親から一萬五千の兵を將るて途を熊本に假り要路を閉鎖す。

鹿兒島縣令大山綱良(奥羽鎮撫總督府參謀大山格之助)之れに與みし官努を濫投して叛軍の資に充とす。鎮臺司令長官谷干城よく之れを拒ぐ。

先是。同年一月廿三日布告第十號大和及び京都、行幸御發輦の旨を公布す、偶ま隆盛の亂起るや二月十九日京都御駐輦の御沙汰と共に、征討に關する事件は總て行在所より煥發し給ふの勅令を公表せり、仍て先きに隆盛以下の官爵位階を褫奪し、同時に山縣有朋黒田清隆河村純義を參軍に任じ、勅を有栖川宮熾仁殿下に下して征討總督の印綬を賜ふ。

朕卿を以て鹿兒島縣遊從征討總督に任じ、海陸一切の軍事並將官以下黜陟賞罰擧て卿に委す、匪勉從事速に平定の功を奏せよ。

二月廿六日議官柳原前光を勅使として薩摩舊藩主島津久光に勅語を賜はる。勅使一行の護衛とし警視隊、即ち後ち別動隊三旅團勅使の一行を護衛す。勅及島津の奏上左に。

鹿兒島縣下遊從、熊本城に亂入叛憲を蔑如し官兵に抗し、悖亂の舉動に及ぶ、朕既に征討の令を布き、二品親王有栖川熾仁を以て征討總督となし進發を命ぜり。汝久光忠義實に國の元功、朕が素より信重する所、今特に議官柳原前光を遣し、朕が旨を諭さしむ其れ能く爾の誠意を致せよ。

先般、上意の趣深く奉拜戴、士民へ説諭を加へ候得共、追々脱走の者多く、私共當時の身分に候得ば、此上強て説諭の權之れなく候間、恐ながら此段勅答御届、旁申上候。

島津薩摩舊藩主の勅答上記の如し、換言すれば七十萬石の封土を保有する藩主にあらざれば、舊藩士に對し説諭すべきの權能を有せずといふに歸結す。若し慶應戊辰の參謀大山格之助をして言はしむれば、違勅に藉口して動亂を擴大ならしむの舉に出でたることなしとせざる歟。三月九日征討總督は九州各縣に諭告し、十七日大山格之助綱良、四月十七日田畑書記官の官位を奪褫し、官軍海陸より進み之を伐つ、隆盛日向に退き連戦利あらず、延岡より熊田に赴かんとする途上、重要書容の革囊を灰燼し賊勢日に衰ふ。七月廿五日京都御行在所より御還幸の旨を公表し、西郷從道を勅使として征討總督官殿下に勅語を賜はる。

征討の諸軍皆能く奮戰勇進、賊勢日に退縮す。是卿が都督の任を盡し、籌策宜を得るの致す處、朕之を嘉尙す。朕今將に東京に還らんす。依て陸軍中將西郷從道をして、特に其地に遣はし積日の勞苦を慰問せしむ。時炎熱に際す卿其れ自愛せよ。朕切に望む。

卿の益勵精して速に凱歌を奏せんことを。

九月一日隆盛再び鹿兒島に入り城山を據守す、兵食共に盡く、同月廿九日岩崎谷の砲壘に到らんとせしに、流丸腰に當て倒る、別府新助首を斫り之を土中に埋む。征討總督殿下捷報を奏す。仍て勅を殿下に賜ふ。



使臣將に發せんこと、忽ち吉報を得たり。昨日の賊賊を剿し巨魁を斃し、事全く平定に歸す。朕大に懷を慰す、卿の力を盡せるを知るべきなり、不日凱旋の時、其委曲を聞かんことを樂む。千萬自重せよ。

初め義勇兵を召募し警視隊と稱し柳原勅使を護衛して出陣せり、後五月廿九日内務省第二號召募巡查の團體を陸軍省の所轄となし、別動隊三旅團に編入す。所謂新選旅團此れなり。本縣より召募志願の多かりしは、慶應戊辰亂後の餘憤未だ絶えざるの時代なり、報復的觀念を懷きて出陣する輩僅少にはあらずるべし。

### 第九節 日清の役

#### 第一項 宣戰公布

明治二十七年三月朝鮮に東學黨の内亂あり、清國盟を濫て擅に兵を京城に進めて、以て既得の利權を侵害し、併せて東洋の和平を攪亂せんとす。六月二日朝鮮出兵の會議を開き、六日動員令を第五師團に下し、七日北京駐劄小村公使に令し、清廷に言はしむ、曰く「我政府ハ朝鮮ニ派兵ノ必要アリ、若干兵ヲ送ラントス、明治十八年四月十八日彼我ノ條約ニ基キ行文知照ス」と。七月廿五日豊島沖の海戰に國交全く斷絶す。此時韓廷より牙山の清兵を掃蕩せんことを請ふ、大島公使第五師團の兵を出だして、廿九日大島少將は成歡に清兵を破る。於茲海陸第一戰は全く我勝利となる。八月一日宣戰の詔勅は煥發せられたり。曰く

天祐を保全し萬世一系の皇祚を踐める、大日本帝國皇帝忠實勇武なる汝有衆に示す。朕茲に清國に對して戰を宣す。朕が百僚百司宜く、朕が意を體し陸上に海面に、清國に對して戰の事に従ひ以て國家の目的を達するに努力すべし、苟も國際法に戻らざる限り、各々機能に應じて一切の手段を盡すに於て、必ず遺漏なからんことを期せよ。惟ふに、朕が即位以來茲に二十有餘年、文明の化を平和の治に求め、事を外國に構ふるの極めて不可なるを信じ、有司をして常に友邦の誼を篤くするに努力せしめ、幸に列國の

交際は年を逐ふて親密を加ふ。何ぞ料らむ清國の朝鮮事件に於ける、我に對して著く鄰交に戻り信義を失するの舉に出でむこと。朝鮮は帝國が其治に啓誘して、列國の伍伴に就かしめたる獨立の一國なり。而して清國は毎に自ら朝鮮を以て屬邦と稱し、陰に陽に其の内政に干渉し、其内亂あるに於て口を屬邦の拯難に藉り兵を朝鮮に出したり。朕は明治十五年の條約に依り兵を出して變に備へしめ、更に朝鮮をして禍亂を永遠に免れ治安を將來に保たしめ、以て東洋全局の平和を維持せんことを欲し、先づ清に告ぐるに協同事に従はんことを以てしたるに清國は翻て種々の亂柄を設け之を拒みたり。帝國は是に於て朝鮮に勸むるに、其稅政を釐革し、内は治安の基を堅くし外は獨立國の權義を全くせむことを以てしたるに朝鮮は既に之を肯諾したるも、清國は終始陰に陽に百方其目的を妨礙し、刺へ辭を左右に托し時機を緩にし、以て其水陸の備を整へ一旦成るを告ぐるや、直に其の力を以て其の慾望を達せんことし、更に大兵を韓土に派し、我艦を韓海に要撃し殆ど亡狀を極めたり。即ち清國の計圖たる明に朝鮮治安の責をして歸する所あらざらしめ帝國が率先して之を諸獨立國の列に伍せしめたる朝鮮の地位は之を表示するの條約と共に之を蒙晦に付し、以て帝國の權利々益を損傷し以て東洋の平和をして永く擔保ならしむるに存するや疑ふべからず。熟々其の爲す所に就て深く其の謀計の存する所を描るに實に始より平和を犠牲として其の非望を遂げむとするものと謂はざるべからず。事既に茲に至る。朕平和と相終始して以て帝國の光榮を中外に宣揚するに專なりと雖も、亦公に戰を宣せざるを得ざるなり。汝有衆の忠實勇武に倚賴し、速に平和を永遠に克復し、以て帝國の光榮を全くせむことを期す。

明治二十七年八月一日

#### 第二項 動員令

九月廿五日午前十時三十分第一動員令は、第二師團に下る。次て馬匹の徵發あり宮城野原に集合せしむ。十月六日第二動員令は第二師團に下る。在郷軍人皆召集せらる。後ち部隊の編制成る。第三旅團 歩兵第四聯隊(榴岡)歩兵第十六聯隊(新發田)後備歩兵第三聯隊(仙臺)、第四旅團 歩兵第五聯隊(青森)歩兵第十七聯隊(河内)後備歩兵第四聯隊(仙臺)其他騎兵第二大隊、砲兵第二聯隊、工兵第二大隊、輜兵第二大隊及び糧食縱列、馬廠、架橋縱列、彈藥大隊、野戰病院



司令部、募僚、管理部、監督部、金櫃部、糧餉部等にして、山縣大將第一軍、大山大將第二軍の指令官たり。

三月二日第二師團旅順口に凱旋し、一部は營口田庄臺の戦鬪に参加し、一部は遼東占領地の守備に任じ、佐久間中將四月占領地總督に任ぜらる。仍りて乃木中將代りて野戦第二師團長となる。此役に於て戦死病歿の出征軍人及留守の家族に對し、舊藩主伊達宗基伯は、香典及び救護金を下與せられたり。四月十七日、日清講和の條約は成立し、四月廿一日日清平和條約を公布し、次いで詔勅を煥發せられ給ふ。

### 第十節 日露の役

#### 第一項 宣戰公布

北清事件の後、露國屢ば約に背き滿洲の撤兵を拒み、清韓を脅威して我に臨む、動もすれば國際關係を抛棄し、干戈に訴へ平和を攪亂する驕暴已まず。明治三十七年一月十七日、英・米・獨・佛の四國に仲裁拒絶を聲明し、栗野駐露公使に訓電して最後の提案に回答を促がさしむ。露國應ぜず軍備を謀り、敵對行爲に出づ露國三萬の兵を北韓義州の對岸に集む。於是、彼我外交の終末を宣し兩公使の撤去となる。二月五日動員令は陸海軍に下る。八日第一回の旅順攻撃を開始し、九日仁川沖の海戦に敵艦ワリヤーク、コレーツの二艦を撃沈し、十日午後九時宣戰の詔勅は煥發せらる。翌十一日紀元節に奉讀拜誦するに至れり。

天祐を保有し萬世一系の皇祚を踐める、大日本國皇帝は忠實勇武なる汝有衆に示す。朕茲に露國に對して戰を宣す。朕が陸海軍は宜く全力を極めて露國と交戰の事に従ふべく、朕が百僚有司は宜く各々其職務に率ひ其權能に應じて國家の目的を達するに努力すべし。凡そ國際條規の範圍に於て一切の手段を盡し遺算なからむことを期せよ。惟ふに文明を平和に求め列國と友誼を篤くして以て東洋の治安を永遠に維持し、各國の權利々益を損傷せずして、永く帝國の安全を將來に保障すべき事態を確立するは、朕夙に以

て國交の要義と爲し、且暮敢て違はざらむことを期す、朕が有司も亦能く、朕が意を體して事に従ひ、列國との關係年を逐ふて益親厚に赴くを見る。今不幸にして露國と邊端を開くに至る、豈朕が志ならんや。

帝國の重を韓國に置くや一日の故に非ず、是れ兩國累世の關係に因るのみならず、韓國の存亡は實に帝國安危の繫る所たればなり。然るに露國は其清國との盟約及列國に對する累次の宣言に拘はらず、依然滿洲を占據し益々其の地歩を鞏固にして終に之を併呑せむとす。若し滿洲にして露國の領有に歸せん乎、韓國の保全は支持するに由なく、極東の平和亦素より望むべからず、故に、朕は此の機に際し切に妥協に由て時局を解決し、以て恒久に維持せむことを期し、有司をして露國に提議し半歲の久しきに亘りて、屢次折衝を重ねしめたるも、露國は一に交讓の精神を以て之を迎へず、曠日彌久徒に時局の解決を遷延せしめ、陽に平和を唱道し陰に海陸の軍備を増大し、以て我を風從せしめむとす。凡そ露國が始より平和を好愛するの誠意なるもの毫も認むるに由なし、露國は既に帝國の提議を容れず、韓國の安全は方に危急に頻し、帝國の國利は將に侵迫せられむとす。專既に茲に至る帝國が平和の交渉に依り求めむとすたる將來の保障は、今日之を旗鼓の間に求むるの外なし。朕は汝有衆の忠實勇武なるに倚賴し強に平和を永遠に克復し、以て帝國の光榮を保全せむことを期す。

明治三十七年二月十日

二月十六日第二師團の輸送は開始せられ、出征軍は三月二日廣島に到着、休養二周日にして三月十九日宇品を出帆し鎮南浦に上陸第一軍に屬す、第一軍は第二第十二及び近衛の三箇師團を以て組織す。而して歩兵第三旅團は、歩兵第四聯隊、後備歩兵第四聯隊(榴岡)及び歩兵第二十九聯隊、後備歩兵第二十九聯(川内)歩兵第十五旅團は、歩兵第十六聯隊、後備歩兵第十六聯隊(新發田)歩兵第三十聯隊(村松)を以て編成し、其他司令部に要する機關の組織並に騎兵、野戰砲兵、輜重兵、工兵、電信衛生野戰病院等は即ち野戰第二師團の概要なり。七月一日摩天嶺を占領し、十七日之を確實にせり七月十九日第二師團長男爵西寛治郎に賜ひし勅語並に皇后陛下の御令旨左記の如し。

第二師團は我に倍せる敵軍、曉霧に乗じ摩天嶺及其附近を襲撃し來れるに對し、長時激戰大に之を破り、且つ之を追撃し以て其恢復の企圖を挫折せり。



朕深く其の勇武を嘉す。

第二師團は摩天嶺及其の近境に襲撃せる、倍數の敵軍を撃攘し、其軍機を挫折したる趣

皇后陛下の懿聞に達し、我將校下士卒の忠勇克く、其の功を奏したるを深く御感賞あらせらる。

三十八年二月一日旅順要塞を陥落し、三月八日奉天を占領し敵をして十萬の死傷と五萬の捕虜を出ださしめ、五月廿七日バルチック艦隊を日本海に轟沈し、七月三十日樺太全島に軍政を布きたり。時態斯の如きに際し、米國大統領ルーズベルウエルトの折衝事に當るあり、八月十日米國ポーツマウスに講和の談判を開始し、九月五日彼我全權委員の協商成立、十月十六日平和回復の詔書は煥發せられたり。時人稱して明治三十七八年の役と云ふ。

### 第二項 郡民の奉公

明治三十七年日露の戦役は其敵國の強大なるに鑑み、我國一般の敵愾は忽ち頂天に達し、當局の施設も固より雄大にして、出動の兵員も日清の役の比にあらず、從て郡の兵事の事務は頗る繁劇を極め、郡民も亦舉て軍事の後援に當れり。二月五日第二師團動員下令及海軍豫備後備役の召集あり、當時本郡出身の軍人は、陸軍に八百四十五人、海軍に七十人なり。郡の當局は各町村長及兵事義會兵事組合尙武會と協力して、豫後備の召集徵發物件の供給等毫も支障なく、之を辨ぜしは勿論、出征軍隊の送迎、軍人家族の救援、國債の應募、犒軍恤兵の寄贈等、殆ど遺憾なく之を周施せり。既にして戰漸く酣に、奉天を抜き遼陽に勝ち、沙河に利を得るの報の如き、大捷に接しては官民を問はず老幼を論せず、齊く萬歳を唱て我軍を祝したり、又此大戦に會して戦歿するもの、三十七年十二月迄五十七人、内八人は病死なり。負傷して後送せられたるもの五十人、病者三十八人、郡の尙武會は主として此等奉公の義人に對し、篤、會葬慰問の禮を盡したり。三十八年我軍遂に勝つ、露國和を乞ひ兵を弭む。三十九年論功行賞の榮に與るもの本郡出身の將士、及郡町村の

吏員にして當時軍事に功勞あるもの、一千餘人に對し、叙勳及賜金の事あり。

三十七年一月開戦より、翌三十八年九月平和克復迄、本郡軍人の應召に應ずる者、合計壹千八百四十八人にして、内現役二百七十三人、豫備役三百八十一人、後備役二百六十三人、補充八百九人、國民二十二にして、之を名町村別によれば左の如し。

- 原町 百七十四人、鹽竈 百十八人、廣瀬 百十四人、大澤 九十二人、根白石 百十五人、七北田 百四十四人、七郷 二百四十八人、高砂 百八十三人、七ヶ濱 百五十人、多賀城 百二十二人、岩切 百三人、利府 百十三人、松島 百八十八人、浦戸 二十八人。

### 第三項 郡民の赤誠

明治二十七年我國清國と戦を開くや、其事外國に係るを以て、本郡民愛國の赤誠は油然として興り、奮て出征軍人の後援に任じ、出征軍の歡送に犒軍恤兵の寄贈に、或は國債の應募に極力周旋以て私に戰勝を祈れり。三十七年露國と干戈を交ゆるに及ては、更に敵國の強大なるに對し、益々發奮老若婦女に至る迄熱狂して、時局に應ぜり。財に裕なるもは進て國債に應じ其乏きもの猶恤兵の資を献じたり。二月動員下令愈第二師團の出師となるや、數里を遠しとせず、長町停車場に至りて萬歳を歡呼し、銳意其行を壯にせん事を努めたり。九月第八師團、十月第七師團出征軍隊の本郡を通過するや、松島・利府・岩切の各停車場に出張して、萬歳を歡呼す、時恰も戰勝を聞くや、雀躍歡喜陛下の天祐を祝し奉り、或は杯を舉げて帝國の萬歳を祈れり。翌三十八年露國屈して和を請ひ、戰士干戈を收めて凱旋するや、之を歡迎すること亦始め出師時の如し。若しそれ宮城郡民が軍資壹億圓の公債に應じたる金額、及恤兵部に献じたる物品、徵發に應じたる馬匹車輛等の如きは次表に之を録す。



原町	應募國債	臨時國債	馬匹	車輛	毛布	金	鹽	籠	應募國債	臨時國債	馬匹	車輛	毛布	金
七北田	二、三〇〇	一	一	一	一	一	三、四〇〇	三、五〇〇	一	一	三	三	八〇	一〇〇
七ヶ濱	一	一	四〇	馬具	一	一	七	郷	二、〇〇〇	一	一九二	九	一	二五
岩切	三、五五	一	八	五	三元	五七	多賀城	一八、九五	二〇〇	一	一	一	三三	五
松島	六三	三、三〇〇	一	一	五	三	浦	一八、七五	五〇〇	一〇〇	六	〇	〇	三三

【尙武會】 明治二十七年日清の戦役に際し、郡は各町村に兵事義會、兵事組合、尙武會等を興して、軍國百般の後援事務に當らしむ。出征軍人軍屬の歡迎歡送は勿論、其家族の慰問救護、及戰歿者の會葬負傷病者の慰藉、恤兵品の寄贈國債應募の勸誘に盡力し、出征者をして毫も後顧の憂なからしむるもの、實に此等の團體興りて力ありしなり。二十九年四月第二師團凱旋後、軍の後援は自ら閑散に屬すと雖ども、尙武會は猶平時に於ても事務を存續して、三十三年四月幹事五名を改選し、原町庄司兵衛・鹽竈町菊地雄治・七北田村錦戸景訓・利府村高橋熊太郎・高砂村芳賀金太郎を擧げ、三十六年三月更に請託委員四十二名を置きたり。三十七年日露の外交破れて危に頻するや、一月十三日委員會を宮城郡役所内に開き、經費收支の豫算、及出征軍人の優待方法を議し、更に會員を募集することを諮り協賛を経たり。同日出席の委員は左の三十二名なり。

- 原町 庄司兵衛・蜂谷喜十郎。鹽竈町 板宮元吉・及川仙兵衛・齋藤民治。廣瀬 佐藤久四郎。加藤忠三郎・佐藤慶吉。大澤 石垣多利衛。早坂幸太郎。東海林儀兵衛。七北田 錦戸景訓。犬飼清長。萱場惣右衛門。七郷 加藤武之助。萱場源吉。高砂 花淵源吉。芳賀重太郎。加藤壬吉。大友甚内。七ヶ濱 和泉幸吉。三島善太郎。齋藤要吉。鈴木庄兵衛。多賀城 菅野捨松。志賀廣治。岩切 永野勇吉。利府 高橋熊太郎。松島 大友傳吉。高橋長左衛門。佐藤梅三郎。浦戸 土井薫。

當時本會の後援は概ね左の如し。

軍隊の歡送は二月十七日より三月六日迄、本會歡送所を仙臺市新河原町及長町停車場の二所に設け、本會名旗及提灯幕等を裝し、事務員を常置し、郡吏員並に各町村の會員は日割を定めて、交互出場し晝夜詰め切て萬歳を歡呼し盛に之を歡送せり。當時出征軍隊歡送の順序は左の如し。

【出征軍隊歡送順序】

- 一、歡送員は各町村より毎日二名以上の委員を出張せしむべし、但し委員の選舉方法出張手當等各町村の適宜に任す。
- 二、前項の外尙武會役員中より委員を選舉し出張せしむ、其人員選舉等は會長之に任す。
- 三、歡送の場所及其日時は尙武會より各町村へ通報して委員に通知せしむ。
- 四、委員外の尙武會員にして歡送せんとするものは歡送場の差支なき限りは隨意に任す。

【出征軍隊歡送心得】

- 一、歡送委員は日時を違はず必ず出張し、歡送場係員に届出徽章を受領すべし。
- 一、歡送者は靜肅にして敬禮を旨とし、大に歡送の意を表するものとす。
- 一、歡送者は尙武會徽章を佩用すべし、但し日本赤十字社員なるときは社章を、愛國婦人會員なる時は徽章をも佩用すべし。
- 一、歡送者の服装は、男はフロックコート又は羽織袴、女は適宜とす。

九月三日より十四日に至る十二日間、第八師團出征隊通過に付、松島利府岩切の三停車場に歡送事務所を設け、本會員並三村附近の有志は日夜出張して萬歳を唱へ盛に歡送せり。此時松島兵事組合よりは巻烟草壹箱づつ、利府兵事義會よりは調味噌壹曲づつ、鹽竈兵事義會は齒磨袋百個入、岩切多賀城兵事組合は巻烟草及梨壹箱づつ、を列車毎に寄贈したり。十月二十八日より十一月二十日迄二十四日間、第七師團出征軍隊通過に付、前記松島利府岩切の三停車場に於て万歳を歡呼したるに、第八師團通過の時の如し、且列車毎に松島に於て手拭を、利府にては梨子、岩切にては巻烟草を寄贈せり。出征軍人慰問としては、遼陽大戦及沙河の大戦及海軍第一第二艦隊、第二師團長、第四第二十九兩聯隊長以下各部隊並に本郡出身の將校兵士に慰問狀を贈れり。



八月九日。八乙女會長、及幹事錦戸景訓・芳賀重太郎・永野榮助・庄司兵衛・高橋熊太郎は仙臺豫備病院及第一・第二分院の傷病兵を慰問して金圓を寄贈し、本郡出身の傷病兵には慰問状に菓子料金壹圓を添て之を贈れり。此時戦傷者五十人、疾病三十八人ありたり。

宮城野原第二分院慰問として、野五間横貳間の娯樂室を新築寄附したり。此費要貳百拾圓は各町村兵事組合一般より支出せり。又室内に備ふる器具裝飾品は愛國婦人會より、雜誌書籍千數百部は有志の寄贈なり。

出征軍人家族の生計困窮者百二十五人に對しては、慰問として金壹圓づゝを寄贈し、戦死者四十九人に祭料百四十五圓、病死者八人に拾六圓を贈れり。

本會の會計收支決算は左の如し。

三拾七年度收支決算

收	
入	
一、繰越金	一、一〇〇・五三
一、繰越金より生ずる利子	一一四・一五
一、年酬金	五・三三
一、寄附金	四〇・〇〇
計金	一、二六〇・〇一
支	
出	
一、總會費	一一二・六四
一、歡送費	一一二・四八
一、慰問費	二四五・二六
一、弔祭費	一六一・〇〇
一、幼年學校生徒學費補助	一五二・〇〇
一、惠興	三・〇〇
計金	七九六・三八
三拾八年度收支決算	
收	
入	
一、繰越金より生ずる利	五・八七
一、會員納金	五五四・〇〇
一、繰越金	四六三・六三
一、寄附金	八〇・三〇
計金	一、一〇三・八〇
支	
出	
一、事務所費	五九・〇〇
一、會議費	三九・八〇
一、慰問費	四七五・〇〇
一、弔祭費	三六〇・〇〇
一、軍隊	

歡送費 二〇・〇〇 一、豫備費 一五〇・〇〇 計金 一、一〇三・八〇

【凱旋・歡迎】 明治三十七年二月以來、我陸海軍は歐洲の強國と稱する露國と戦ひ遂に之に勝つ、三十八年十月和議成りて大本營を閉つ。出征の軍隊漸次凱旋の途に上るに際し、本郡各町村の兵事義會・兵事組合・尙武會は主として凱旋歡迎に全力を擧げ、郡民と共に活動したり。八乙女宮城郡尙武會會長は、各町村の多數の兵事義會・兵事組合・尙武會の統一を目的とし、先づ凱旋軍隊歡迎順序並に其歡迎心得を協議決定せり、左の如し。

【凱旋軍隊歡迎順序】

- 一、凱旋軍隊に對し、歡迎員は誠心誠意を以て盛大なる歡迎をなすものとす。
- 一、凱旋軍隊は、左の停車場に於て歡迎す、其町村受持町村區域左の如し。但各停車場に事務所を置く。
  - 仙臺停車場 原町 岩切停車場 岩切 高砂 多賀城 七郷 七北田 根白石 大澤 廣瀬(八ヶ村) 利府停車場 利府 鹽竈 七ヶ濱 松島停車場 松島 浦戸。
- 一、仙臺停車場歡迎に關する一切の事務は、尙武會會長之を擔當す、但し歡迎事務所は白石店内に置く。
- 一、岩切利府松島の各停車場歡迎に關する一切の事項は、其所在地兵事組合に於て之を擔當す。
- 一、仙臺停車場及岩切利府松島の各停車場歡迎事務所に係る費用は、尙武會之を支辨す。
- 一、尙武會より各停車場歡迎事務所に送付する物品左の如し。
  - (イ) 仙臺停車場歡迎事務所には、尙武會銘旗一旒、紅白幕一張、大提灯二張、弓張提灯各五箇。
  - (ロ) 岩切利府松島の各停車場歡迎事務所には、尙武會銘旗各一旒、弓張提灯各五箇。
- 一、各停車場には、各停車場團体の銘旗並國旗提灯を掲ぐべし。

【凱旋軍隊歡迎員心得】

- 一、歡迎員は所定の日時を違へず各歡迎事務所に出張し係員に其旨届出べし。
- 一、歡迎員は敬禮を旨とし、大に歡迎の意を表するものとす。
- 一、歡迎員は尙武會徽章を佩用すべし、但し日本赤十字社員なる時は社員章を、愛國婦人會員なる時はその徽章をも佩用すべし。
- 一、歡迎員の服装は男「フロックコート」又は羽織袴女は適宜とす。



一、歡送員は總て係員の指圖に従ふべし。

本郡出身の將士にして凱旋し歸郷せるものは、其町村若くは各部落に於て、適宜に歡迎して或は宴を張り、或は園遊會を催し或は物品を贈り、或は茶話會を開きて戰況を聞き、或は後援事業の光景を語り、互に無事を祝して物品を贈る等、競ふて種々の考按に據り出征の勞を慰藉せり。

第二師團の凱旋は、九月二十一日、後方勤務補助輸卒隊より始り、翌三十九年五月十六日に畢る。其間六十五日戰士輸送凱旋の度數百六十七回、晝夜を論せず尙武會長を始め、兵事義會、兵事組合は勿論、赤十字社員、愛國婦人會及一般郡民學校兒童に至る迄、岩切・利府・松島の各停車場に出張歡迎したり。

### 第十一節 日獨の役

#### 第一項 出兵宣言

歐洲の大動亂は極東に波及し、青島在留帝國臣民の生命財産を保護せんがため、終に獨逸國と干戈を交ふるの已むなきに至れり。斯役、大正三年に起りて同九年に弭む、其間陸海の出征を始めとし、朔北萬里の西比利亞に、帝國の國威を宣揚し、遂にザバイカル以東に過激派の進入を拮禦し、チエツク救援の目的を全ふしたりき。

大正三年八月十五日我帝國は獨逸に對し最後の通牒を發し、同月二十三日宣戰の詔勅は煥發せられたり。是より先き同年六月廿八日奧國皇太子同妃は、塞國の一兇漢に射殺せらる。七月廿八日奧國は塞國に對し宣戰するや、歐洲の動亂爰に端を啓き、八月二日露國は獨逸に、八月四日英國も亦獨逸に、八月十日佛國は奧國に、八月十三日英國亦奧國に對し宣戰を布く。

八月廿六日我帝國第二艦隊は膠州灣を封鎖し、廿九日駐日獨逸大使、三十日駐日奧大使は東京を引揚げ彼我の國交全く斷絶す。九月二日帝國陸軍は山東省某地點に上陸、九月十九日帝國軍艦香取は出動して南洋諸島の警備に任ず。内務省

省令第一七號を發して、府縣郷及び村社に宣戰の報告祭を執務せしむべきの令を布く。爰に於て本郡二町十二村協商し十月四日を以て宣戰報告祭を施行し、幣帛供進使(町村長又は助役)を列格神社に伺候せられたり。十一月七日青島陥落の報に郡民歡喜し毎戸に國旗を掲げて國威の宣揚を壽ぐ。浦港出兵の宣言左に。

帝國政府は、露國並に露國人民に對する、舊來の隣誼を重んじ露國の速に秩序を恢復し、健全なる發達を遂げん事を衷心切望して止まざる所なり。然るに近時露國政情著しく混亂に陥り、復た外迫を擲擧するに力なきに乗じ、中央諸國は之に壓迫を加ふる事愈甚しく、其威壓遠く極東露領に侵漸して、現にチエツク、スロアツク軍は夙に建國の宿志を抱き、終始聯合列國と共同對敵するものなる故に、其の安危の繫る所延て與國に影響する事尠しとせず、是れ聯合列強及合衆國及合衆國政府が、同軍に對し多大の同情を寄與する所以なり。今や聯合列強は同軍が西比利亞方面に於て獨逸俘虜の爲、著しく迫害を被むるの報に接し、空しく拱手傍觀する事能はず、業に已に其の兵員を浦港に派遣したり。合衆國政府も亦同く其の危急を認め、帝國政府に提議して先づ速に救援の軍隊を派遣せん事を以てせり、是に於て帝國政府は合衆國政府の提議に應じて其友好に酬い、且今次の派兵に於て聯合列強に對し歩武を齎らして履信を擧ぐる爲、速に軍族を整備し先づ之をウラジナストツクに發遣せんことを。

如上の措置を取るに方り、帝國政府は露國人民と、恒久の友好關係を更新せん事を希圖するを以て、常に同國の領土保全を尊重し併せて其國內政策に干渉せざるの既定主義を聲明すると共に、所期の目的を達成するに於ては、政治的又は軍事的に其の主權を侵害する事なく速に撤兵すべき事を茲に宣言す。

大正三年八月二十三日、日獨開戰に於ける海軍方面を叙述すれば、帝國海軍は聯合與國海軍と協同して作戰に従事し艦隊策動の區域は、戰局の進展に伴ひ漸次擴大し、支那海より南北印度洋に亘り、太平洋は亞米利加西岸に達し又南洋より南太平洋を包括し、西は亞弗利加南岸より遠く地中海方面に及び、北は極東露領沿岸に至れり。而して我海軍は、協同作戰の外に聯合與國の要望に應じ、艦艇・兵器・彈藥其他軍需の調辨に努力する所ありたり。即ち露國に對し相模・丹後・宗谷の三艦を讓渡し、佛國の爲めに驅逐艦十二隻を建造し、之を遠く地中海に回航して同國に引渡し或は英・



佛・露等の依頼により、巨多の砲及び煩彈・彈藥・軍需品等を讓渡し、且つ製造供給したる等、其主なるものとす。

第二項 從軍及び戰死病歿

大正三年より同九年に渉る戰役に從軍せる、陸海軍人を左に。

利府村

- |                |            |            |            |
|----------------|------------|------------|------------|
| 〇四 海軍三等主尉      | 板橋萬七郎      | 〇四 陸軍歩兵一等卒 | 鈴木伊左衛門     |
| 〇五 海軍一等看護兵曹勳七等 | 櫻井榮藏       | 〇四 海軍一等主計兵 | 板橋莊四郎      |
| 〇二 同三等主計兵曹     | 板橋鶴之助      | 〇五 同二等機關兵曹 | 鈴木孝藏       |
| 〇五 同二等兵曹       | 佐々木林太郎     | 〇三 同機關特務少尉 | 勳五等 佐々木熊之助 |
| 〇六 同二等水兵       | 板橋富次郎      | 〇三 陸軍工兵一等卒 | 勳八等 櫻井義三   |
| 〇二 海軍三等機關兵曹勳八等 | 宮城善三郎      | 〇四 陸軍工兵軍曹  | 勳七等 坂本幸助   |
| 〇三 陸軍騎兵上等兵     | 大泉重次郎      | 〇二 海軍二等兵曹  | 鎌田傳次郎      |
| 〇五 輜重輪卒        | 勳八等 水間三右衛門 | 〇三 輜重輪卒    | 高橋五郎左衛門    |
| 〇二 同           | 勳八等 引地熊治   | 〇三 同       | 桂島金右衛門     |
| 〇三 同           | 勳八等 赤間惣七   | 〇二 同       | 相澤助治       |
| 〇二 元歩兵上等兵      | 勳八等 今野林太郎  | 〇二 輜重輪卒    | 勳八等 櫻井政治   |
| 〇五 海軍三等機關兵曹勳八等 | 大泉龜助       | 〇三 海軍一等主計兵 | 藤澤東吾       |
| 〇三 同 一等機關兵     | 勳八等 郷右近吉衛門 | 〇三 同二等水兵   | 水間末治       |
| 〇五 同 一等水兵      | 鈴木末治       |            |            |

廣瀨村

海軍二等水兵勳八等庄司甚九郎  
明治二十五年二月誕生、上愛子二軒在家多利藏の養子なり。大正元年十二月海軍水兵となる、同三年八月日獨の役起る。即日軍艦

高千穂に搭乘し、佐世保を發し膠洲灣に向ふ。十月十八日膠洲灣哨戒勤務に際し、敵の浮流水雷に觸れ、船長伊東大佐以下二百余名と共に悲愴の戰死を遂ぐ。

高砂村

海軍二等兵曹鈴木勳次郎。大正三年十月膠洲灣に於て高千穂と運命を共にし、勇壯の戰死を遂ぐ、出征に先立つ一書を兩親に贈る「高千穂の高き恵みに身を捨て、報い奉らん時を來にけり。」

鹽竈町

- |       |        |       |       |       |        |    |       |   |        |
|-------|--------|-------|-------|-------|--------|----|-------|---|--------|
| 旭七 砲軍 | 鈴木久作。  | 旭八 歩伍 | 藤倉一郎。 | 瑞八 歩上 | 若狭小太郎。 | 砲一 | 相田留藏。 | 同 | 鈴木勝治。  |
| 同     | 佐藤八三郎。 | 瑞八 二水 | 阿部清治。 | 瑞八 輪卒 | 高井留吉。  | 同  | 佐藤清七。 | 同 | 佐藤長治郎。 |
| 同     | 板宮兵治郎  |       |       |       |        | 同  | 佐藤清七。 | 同 | 阿部忠五郎。 |

第十二節 戰病死者

第一項 日清の役

原町

陸軍歩兵一等卒佐藤理右衛門。明治二十八年十二月十九日、臺灣打狗に於て病歿。

廣瀨村

近衛歩兵二等卒庄子万吉。明治二十九年一月四日廣島病院に於て病歿。

大澤村

陸軍歩兵一等卒岩松襲藏。明治二十八年九月二十一日、臺灣新竹兵站病院に於て病死。

陸軍歩兵一等卒結城長三郎。同二十九年五月十五日、廣島豫備病院に於て病死。



七郷村

輜重輸卒堀江亥四郎。明治二十八年二月二十八日、清國石嘴村に於て病死。  
工兵一等卒荒萬治。同年九月二十日、清國鳳凰城に於て病死。  
陸軍歩兵一等卒松木要七。同年十二月一日、臺灣水邊脚に於て病死。  
陸軍歩兵二等卒菅井三九郎。同年十二月二十三日、臺灣中州庄に於て病死。

高砂村

陸軍歩兵一等卒和地竹五郎。明治二十八年四月一日、清國盛京省双台溝舎病院に於て病死。  
陸軍歩兵一等卒川上福藏。同年十一月二十六日、戦死(場所不詳)。

浦戸村

陸軍歩兵一等卒土見勝四郎。明治二十八年三月二日、清國紅土嶺西北方高地に於て戦死。  
陸軍歩兵二等卒内海子之吉。同年七月十一日、廣島豫備病院に於て病死。

多賀城村

第二師團陸軍三等獸醫菊地久右衛門。明治二十八年十一月八日病死。  
同 陸軍歩兵一等卒渡邊新吉。同年五月二十三日病死。

七北田村

第二師團陸軍歩兵一等卒高橋長右衛門。明治二十八年十月十一日清國下冬脚に於て戦死。  
憲兵上等兵石川喜右衛門。同年七月六日台灣岫巖病院に於て病死。

七ヶ濱村

陸軍輜重輸卒勳八等岩本勘治郎。明治二十八年十一月一日陸軍豫備病院に於て病死。

松島村

陸軍歩兵一等卒菱沼運記。明治二十八年七月十日清國鳳凰城守備中病死。

岩切村

陸軍輜重輸卒早坂小五郎。明治二十八年三月十日、清國(場所不詳)に於て病死。  
陸軍歩兵伍長佐藤子之助。同年十月十三日、臺灣本溪口に於て戦死。

第二項 日露の役

原町

海軍二等水兵内海平四郎。明治三十七年六月十五日、筑前國沖島附近に於て戦死。  
海軍三等水兵佐藤養太郎。同年九月十八日、清國旅順港外鐵島附近に於て戦死。

陸軍歩兵上等兵永野惣右衛門。同年九月二十一日、清國盛京省標高二〇三高地に於て戦死。

陸軍歩兵一等卒澤畑養治。同年十月九日、清國盛京省本溪湖に於て戦死。

陸軍歩兵上等兵木皿龜吉。同年十月十一日、清國三城子山に於て戦死。

陸軍歩兵上等兵荒井重五郎。同年十月十九日、清國朝仙嶺第二師團野戰病院に於て病死。

陸軍歩兵一等卒和泉三郎助。同年十一月十一日、清國盛京省大平溝より前進中負傷仙臺豫備病院に於て病死。

陸軍歩兵一等卒宮城善七。同年十一月二十六日、清國盛京省全州廳下旅順病院に於て病死。

陸軍補充兵一等卒櫻田景徳。同三十八年三月九日、清國田義屯に於て戦死。

陸軍補充兵一等卒菅野門之助。同年三月九日、清國田義屯に於て戦死。

鹽竈町

陸軍歩兵一等卒菅野作藏。明治三十七年五月一日、清國九連城附近に於て戦死。

陸軍豫備歩兵軍曹菅原虎之助。同年九月二日、清國スイカントン西方高地に於て戦死。

近衛後備歩兵一等卒小野太郎。同年九月五日、清國利相良に於て戦死。

陸軍歩兵一等兵口田清作。同年十月九日、清國見力北方高地に於て戦死。